平成30年度 包括外部監査結果報告書

テーマ1

「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」 テーマ 2

「補助金等に関する事務執行状況について」

平成31年3月 熊本県包括外部監査人 樋口信夫

目 次

テーマ1	「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」
/ · 1	

テーマ2 「補助金等に関する事務執行状況について」

第1. 外部監査の概要	
	1
2. 選定した特定の事件 (テーマ) (1) 監査対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1 1 1
3.特定の事件の選定理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4. 外部監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2 2
5.包括外部監査人及び補助者の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6. 外部監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7. 利害関係の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
8. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2. 監査の結果及び意見(テーマ 1)	
第2. 監査の結果及び意見 (テーマ 1) 1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について	4
1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について	4 9 11
1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について 1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について 2. 監査対象の概要及び抽出結果 2. 監査結果の概要 2. 監査結果の詳細について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9 11 11
1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9 11 11
1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9 11 11 11
1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9 11 11 11
1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9 11 11 11
1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について 1. 監査対象の概要及び抽出結果 2. 監査結果の概要 2. 監査結果の詳細について 1. 共通的事項に関する指摘事項又は意見 1. 試験研究に対する県の基本的姿勢の表明について 【意見1】 2. 試験研究内容全体を相対的に評価について 【意見2】 3. 試験研究人件費の予算化について 【意見3】	4 9 11 11 11 12
1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について 1. 監査対象の概要及び抽出結果 2. 監査結果の概要 2. 監査結果の詳細について 1.	4 9 11 11 11 12 15
1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について 1. 監査対象の概要及び抽出結果 2. 監査結果の概要 2. 監査結果の詳細について 1. 共通的事項に関する指摘事項又は意見 1. 試験研究に対する県の基本的姿勢の表明について 【意見1】 2. 試験研究内容全体を相対的に評価について 【意見2】 3. 試験研究人件費の予算化について 【意見3】	4 9 11 11 11 12 15

	2. 農産園芸研究所····································
	【指摘事項3】【意見12】
	3. 茶業研究所
	4. 高原農業研究所(概況のみ)・・・・・・・・・・・・・41
	5. 球磨農業研究所(概況のみ)・・・・・・・・・・・・42
	6. 生産環境研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
	【意見13】
	7. 畜産研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
	8. 草地畜産研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
	【指摘事項4-5】
	9. アグリシステム総合研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
	【意見14】
	10. 果樹研究所 · · · · · · · · · · · 51
	【指摘事項6】
	11. 天草農業研究所(概況のみ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
3)	熊本県林業研究指導所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
	【意見15‐17】
4)	熊本県水産研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
	【指摘事項 7 】【意見18 - 20】
5)	
•	【指摘事項8-12】【意見21-25】
6)	
	【指摘事項13-14】【意見26-29】
7)	
3. 監	
1. 「神	
1)	監査対象の概要及び抽出結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
2)	監査結果の概要······102
つ 監視	を結果の詳細について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<u></u> 1)	- 共通的事項に関する指摘事項又は意見 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
• /	1. 補助金交付後の実地調査・モニタリング、効果測定・評価について・・・・・・106
	1. 補助金叉的後の実地調査・モータップグ、効果測定・計画に がく ・・・・・・・ 100 【意見30】
9_	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2-	1) 松立向寺子校寺経市真別成真補助事業 (中子校・向寺子校) ············ 108 【指摘事項15-16】【意見31-37】
0 - 4	【扫摘事項15-16】 【息兄31-37】 2)私立高等学校等経常費助成費補助事業(幼稚園等) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2-1	
	【指摘事項17-18】【意見38-42】

3)	企業立地促進等補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125
	【意見43-48】	
4)	商工会商工会議所・商工会連合会補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
	【意見49-51】	
5)	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
	【指摘事項19-21】【意見52-53】	
6)	熊本県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助事業 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
7)	軽費老人ホーム事務費補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
	【指摘事項22-24】【意見54-58】	
8)	障がい者福祉施設整備費補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150
	【意見59】	
9)	医療施設等施設・設備整備費補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
	【指摘事項25-28】【意見60-62】	
10)	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	161
	【指摘事項29】【意見63-66】	
11)	へり救急医療搬送体制推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
	【指摘事項30】【意見67-69】	
12)	回復期病床への機能転換施設整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	171
	【指摘事項31】【意見70】	
13)	看護師等養成所運営費補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	175
	【意見71】	
14)	運輸事業振興助成補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	179
	【指摘事項32】【意見72-73】	
15)	認定訓練実施事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	184
	【意見74-77】	
16)	天草空港運航支援対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	191
	【意見78-79】	
17-1)	私立学校施設安全ストック形成促進事業(中学校・高等学校)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195
	【指摘事項33-34】	
17-2)	私立学校施設安全ストック形成促進事業(幼稚園) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	200
	【意見80】	

第1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

(1) 監査対象

テーマ1 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」

テーマ2 「補助金等に関する事務執行状況について」

(2) 監查対象部署等

各試験研究機関及び補助金等に関する事務執行を行っている部局を対象とする。

(3) 監査対象期間

原則として平成29年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)(但し、必要に応じて過年度及び平成30年度についても監査対象期間とする。)

3. 特定の事件の選定理由

熊本県は、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」(平成28年12月改訂)を策定・公表している。

この中で4つの面から基本的方向性を示している。

- ① 『くらし・生活の再建』 ➡ 『安心で希望に満ちた暮らしの創造~安心・希望を叶える~』
- ② 『社会基盤の復旧』➡『未来へつなぐ資産の創造~未来の礎を築く~』
- ③ 『地域産業の再生』➡『次世代を担う力強い地域産業の創造~地域の活力と雇用を再生する』
- ④ 『交流機能の回復』→『世界とつながる新たな熊本の創造〜世界に挑み、世界を拓く』 そして熊本の将来像として『災害に強く 誇れる資産を次世代につなぎ 夢にあふれる新たな 熊本』としている。

熊本は、農業県である。農業を中心に将来に向けた試験研究が行われている機関の財務事務の 執行及び管理運営について合規性、効率性、経済性などを確認することは、県民にとって将来を 見据える意味で重要であると判断し、「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」 をテーマに選定した。

一方、県民に直接かかわる「暮らし・生活」という意味では、その1つが、県の行う補助金等 交付事務である。補助金等交付事務の合規性、効率性、経済性などを確認することは、県民が安 心・公平の観点から行政の理解を高めることになると判断し、「補助金等に関する事務執行状況 について」を2つ目のテーマに選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

テーマ1 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」

- ① 各研究機関の研究目的が明らかにされ、その目的に沿った研究課題が公平に適正に選定されているか。
- ② 研究成果は、適正に評価される仕組みとなっているか。
- ③ 研究成果の公表は、適時適正に行われているか。
- ④ 予算及びその執行は、適正に行われているか。
- ⑤ 物品管理は、適正に行われているか。

テーマ2 「補助金等に関する事務執行状況について」

- ① 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
- ② 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ③ 補助事業の実績報告は適切か。
- ④ 補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑤ 補助事業の効果測定は適切か。

(2) 主な監査手続

- ① 関連法規の確認
- ② 事務マニュアル、フローチャートの入手、確認
- ③ 担当者へのヒアリング
- ④ 比較分析
- ⑤ 関係書類の閲覧
- ⑥ 証憑突合

5. 包括外部監査人及び補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として公認会計士5名を選任し、監査チームを編成した。

包括外部監査人 公認会計士 樋口 信夫

包括外部監查補助者 公認会計士 星野 誠之

" 公認会計士 入江 佳隆

" 公認会計士 久峨 ゆりか

6. 外部監査の実施期間

平成30年8月1日から平成31年3月7日まで

実地調査期間:平成30年8月20日から平成30年12月5日まで

7. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. その他

この報告書は、テーマ1及びテーマ2とも制度概要と監査結果という構成にしている。監査結果は、それを「指摘事項」と「意見」に区別して記載した。

「指摘事項」は、主として法令や規則・要項等に違反しているか又は著しく適正性に欠く と判断したものであり、是正・改善が認められた事項である。

「意見」は、「指摘事項」までは至らないが改善事項として検討を求める事項である。 なお、報告書中における合計数値等の表示において、原則単位未満切り捨てて端数処理してい る。よって、合計数値等とその内訳が一致しない場合がある。

第2. 監査の結果及び意見 (テーマ1)

1. 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」について

1) 監査対象の概要及び抽出結果

(1) 監査対象とした試験研究機関

監査対象とした試験研究機関は、下記のとおりである。熊本県における試験研究機関は、知事部局より独立した研究所はない。また、県警本部に組織されている科学捜査研究所は、鑑定業務が主体であり、試験研究活動を目的とした組織ではなかったが、その名称から今回の監査対象の範囲内とした。

NO	部局	課	組 織 名	所在地	
知事部局 (※当			当該研究所の現地確認は時間的制約から行っていない。)		
1	1 農林水産部 農業技術課		農業研究センター	本部:合志市	
	生産経営局		農産園芸研究所	合志市	
			茶業研究所	御船町	
			※ 高原農業研究所	阿蘇市/山都町	
			※ 球磨農業研究所	あさぎり町	
			生産環境研究所	合志市	
			畜産研究所	合志市	
			草地畜産研究所	阿蘇市	
			アグリシステム総合研究所	八代市	
			果樹研究所	宇城市	
			※ 天草農業研究所	天草市	
2	農林水産部 森林局	森林整備課	林業研究指導所	熊本市中央区	
3	農林水産部 水産局	水産振興課	水産研究センター	上天草市	
4	商工観光労働部 新産業振興局	産業支援課	産業技術センター	熊本市東区	
5	健康福祉部	健康福祉政策課	保健環境科学研究所	宇土市	
県警	本部				
6	刑事部	科学捜査研究所		熊本市中央区	

(2) 熊本県における試験研究機関の現状

試験研究機関の設置主体は、国、自治体、大学、公益財団法人、一般事業会社等があるが、それぞれの試験研究機関の試験研究目的及び活動財源は異なっている。

試験研究機関設置目的あるいは今回の各研究所監査から、次のように県の試験研究機関の位置づけ及び特徴をみることができる。

- ① 県民のために
- ② 試験研究活動だけに留まらず
- ③ 相談・指導・研修等を通じて
- ④ 県の全般(生活・経済・安全)の課題に取り組んでいる。

この点で基本的に営利を目的とした私企業が設置する試験研究機関、試験研究活動が中心である国が設置する試験研究機関又は大学、公益財団法人等が設置する試験研究機関とは性格を異にする。

熊本県における各試験研究機関の平成 29 年度歳出額とその設置目的については次のとおりである。

平成 29 年度 歳出額 (単位:千円)	設置目的
1, 108, 172	熊本県農業試験研究推進構想に基づき、稼げる農業を目指
(注1)	して、農業者の所得向上を最大化するとともに、環境にやさ
	しい農業や地球温暖化にも対応できるよう、新品種の育成、
	新たな栽培・飼養管理技術の確立等を図る。
35, 679	森林・林業・木材関連産業に関する研究開発や木材の需要
	拡大などの時代の要請に対応した情報の集積や発信を通じ
	て林業の振興や森林の保全を図る。
	研究の成果や技術・知識を林家に指導普及し経営の安定等
	に資するほか、林業担い手の育成のための各種技術研修や講
	習を実施する。
206, 507	水産業に関する試験研究を総合的に行い、開発された成果
	を用いて本県水産業の振興に資することを目的とする。
140, 367	産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及
(注2)	び支援、並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内
	産業の振興を図る。
85, 078	県民の安心安全な生活を守るための、保健及び環境に関す
	る各種の試験、検査及び研究を実施する。
53, 771	安全で安心して暮らせる熊本県の実現に向け、県下で発生
	した各種事件事故の捜査において必要とされる科学的鑑定
	を行うことによって、犯人の早期検挙、事件の解明、公判維
	持に資する。
	歳出額 (単位:千円) 1,108,172 (注1) 35,679 206,507 140,367 (注2) 85,078

注1:農業研究センター施設整備事業費を含まない。

注2:産業支援課執行分や管理調達課への用品要求により執行した備品購入費等は含まれていない。

熊本県の試験研究機関の成果の一部と言える熊本県が保有する特許権等の数は、次のとおり

である。なお、著作権及び商標権にはくまモングループに関するものが多数含まれている。

(平成30年9月30日現在)(単位:件)

	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	導所 株業研究指	ンター 水産研究セ	産業技術セ	学研究所	究所	その他部局	合計
特許権	5	1	1	18	-	-	-	25
著作権	-	-	-	-	-	-	3	3
品種登録	25	-	-	-	-	-	-	25
商標権	1	-	-	-	-	-	84	85

(熊本県財政事情-熊本の財政のあらまし-平成30年12月公表)より

(3) 九州各県における試験研究機関の設置状況

九州各県における公設の試験研究機関の状況を比較した。

	熊 本 県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県	宮崎県	鹿児島県
農業分野	農業研究センター		0			0	0
林業分野	林業研究指導所		0		0	0	0
水産分野	水産研究センター	0	0	0		0	0
工業技術分野	産業技術センター	0	0	0	0	0	0
保健環境分野	保健環境科学研究所	0	0	0	0	0	0
科学捜査研究所	科学捜査研究所	0	0	0	0	0	0

各自治体では試験研究機関の名称こそ異なるが、分野別に分類すると設置状況は殆ど同じである。

異なる点は、熊本県のように農業、林業、水産業に関する農林水産関係の試験研究機関を各々独立させている県と福岡県、長崎、大分のように統合している県の違いはあった。また、佐賀県、長崎県については、窯業技術関係の試験研究機関を他の工業技術関係の試験研究機関から独立させているところ、宮崎県のように畜産関係の試験研究機関を他の農業技術関係の試験研究機関から独立させているところ等各県の特徴がうかがえた。

全国的にみれば大阪府、北海道、青森県のように試験研究機関を地方行政独立法人化している都道府県もあるが、まだ少数派である。

≪九州各県の公設試験研究機関の状況≫

福岡県研究機関名	管理部 所在地	業務内容
農林業総合試験場	筑紫野市	農業・林業の試験研究、森林・林業の技術普及、病害 虫の発生予察等
工業技術センター	筑紫野市	バイオ関連の研究開発、技術支援等
水産海洋技術センター	福岡市	栽培・資源管理型漁業、養殖業、漁場環境保全、利用 加工などの試験研究等
保健環境研究所	太宰府市	県民の健康と環境を守るため調査研究や試験検査、研 修・情報提供等
科学捜査研究所		
大分県研究機関名	管理部 所在地	業務内容
農林水産研究指導セン ター	豊後大野市	水田農業、果樹、花きの優良品種の育成、選抜、栽培 技術の研究等
衛生環境研究センター	大分市	食品に含まれる有害物質、添加物、残留農薬や乳幼児 用衣類等家庭用品の試験検査、残留農薬の研究等
産業科学技術センター	大分市	企業への製品開発支援や電子、情報、電磁力、機械等 の分野の研究等
科学捜査研究所		
佐賀県研究機関名	管理部 所在地	業務内容
農業試験研究センター	佐賀市	新技術・新品種の開発、栽培技術や安定供給対策の研 究等
農業技術防除センター	佐賀市	県内の農業改良普及センターの業務をサポートする情 報の提供等
果樹試験場	小城市	果樹や病害虫などに関する業務、電話やメールによる 相談等
上場営農センター	唐津市	栽培技術の確立、主要野菜の品種の選定、有機物等を 活用した持続性の高い農業技術確立等
茶業試験場	嬉野市	茶樹の栽培、品種、土壌や肥料の改良、製茶、製茶機 の改善や新製品開発に関する試験研究等
林業試験場	佐賀市	次世代スギ、ヒノキ精英樹の選抜、キノコ栽培、県産 スギ大径材の乾燥技術に関する試験研究等
有明水産振興センター	小城市	のり、貝、魚類の養殖技術や病害対策、漁場環境の整 備に関する試験研究等
玄海水産振興センター	唐津市	貝、魚類の養殖技術や病害対策、漁場環境の整備に関 する試験研究等

		1
畜産試験場	武雄市	乳用牛、肉用牛、中小家畜(豚等)の飼養管理や品質 改善、畜産経営の環境保全に関する試験研究
工業技術センター	佐賀市	食品、材料、機械、電子、デザイン等に関する品質の 向上や、分析研究等
窯業技術センター	西松浦郡	陶磁器・ファインセラミックス関連の企業への技術指 導や新技術の試験研究等
衛生薬業センター	佐賀市	微生物・食品・環境・医薬品等に関する、試験検査、 調査研究、研修指導、情報の収集・提供等
科学捜査研究所		
長崎県研究機関名	管理部 所在地	業務内容
農林技術開発センター	諫早市	新品種の育成や選定、栽培技術の確立に関する研究等
総合水産試験場	長崎市	資源管理型漁業の推進や養殖業の振興、水産加工業の 育成・強化等に関する研究等
工業技術センター	大村市	技術支援、研究開発、情報発信等
窯業技術センター	東彼杵郡	陶磁器・環境/無機材料・デザイン等に係る研究開発等
環境保健研究センター	大村市	水や大気といった自然環境の検査・調査や感染症、食 品衛生、医薬品等科学物質に関する検査・調査等
科学捜査研究所		
宮崎県研究機関名	管理部 所在地	業務内容
総合農業試験場	宮崎市	土壌伝染性病害の効率的防除技術や大規模水稲生産集 団及び法人向けの新規需要米の低コスト、多収栽培技 術の確立等
林業研究センター	美郷町	スギ・クロマツ優良品種の選抜及び育種技術や獣害及び 病害虫の防除技術、キノコ栽培技術に関する研究等
畜産試験場	西諸県郡	肉用、乳用牛の育種改良に関する研究等
水産試験場	宮崎市	計画的な漁業経営のため、資源評価に基づく来遊予測 や、漁場予測技術の開発等
工業技術センター	宮崎市	廃棄物のリサイクル技術、環境浄化技術、地域資源の 利活用技術等の研究や技術支援等
食品開発センター	宮崎市	焼酎用酵母等のバイオテクノロジーを活用した製品の 研究開発等
衛生環境研究所	宮崎市	ウイルスや細菌を原因とする感染症についての研究調 査、情報発信等
科学捜査研究所		

鹿児島県研究機関名	管理部 所在地	業務内容
農業開発総合センター	南さつま市	主要作物や野菜の原原種の維持、増殖及び配布に関する試験研究等
森林技術総合センター	姶良市	森林育成及び林木育種の試験研究及び技術開発等
水産技術開発センター	指宿市	水産物の養殖技術や病害対策、漁場環境の整備に関す る試験研究等
工業技術センター	霧島市	食品工業、化学工業、環境工業及び繊維工業の試験研 究、調査及び技術指導等
環境保健センター	鹿児島市	鹿児島湾や河川等の水質環境管理のための基礎調査及 び調査研究等
科学捜査研究所		

2) 監査結果の概要

以下 計43件(指摘事項14件、意見29件)の事項について記載している。

NO	項目	内容	指摘事項	意見	ページ					
テー・	テーマ1 「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」									
1	共通的	【意見1】試験研究に対する県の基本的姿勢の表明について		0	11					
	事項	【意見2】試験研究内容全体を相対的に評価について		0	12					
		【意見3】試験研究人件費の予算化について		0	15					
2	熊本県	【指摘事項1】財産管理の基本的考え方について	0		28					
	農業研	【指摘事項2】備品リスト及び物品の管理状況への記載漏れ	0		29					
	究セン	について								
	ター	【指摘事項3】不用決定の未処理について	0		37					
		【指摘事項4】不用物品処分調書における物品管理者の押印	0		47					
		漏れについて								
		【指摘事項5】物品管理について	0		47					
		【指摘事項6】物品管理について	0		52					
		【意見4】研究費予算、研究職員、技師職員確保について		0	30					
		【意見5】外部資金の獲得について		0	32					
		【意見6】図書の現物管理について		0	33					
		【意見7】農業研究センターにおける毒劇物等管理要領につ		0	33					
		いて								
		【意見8】試験研究不正防止への対応について		0	33					
		【意見9】研究員の研修について		0	34					

		【意見 10】生産物販売の事務について		0	35
		【意見 11】活動実績の情報開示について		0	36
		【意見 12】生産物収入の網羅性について		0	38
		【意見 13】特殊空調設備の保守点検業務における随意契約		0	44
		(単独) の妥当性について			
		【意見 14】展示室の整理整頓及び美化について		0	50
3	熊本県	【意見 15】会議における議事録及び会議定足数の規定がない		0	58
	林業研	ことについて			
	究指導	【意見 16】研究期間延長にともなう報告の必要性について		0	59
	所	【意見 17】中間評価の必要性の検討について		0	59
4	熊本県	【指摘事項7】不用物品の処分について	0		70
	水産研	【意見 18】研究センター運営に係る人件費等について		0	72
	究セン	【意見 19】試験研究の評価基準について		0	72
	ター	【意見 20】情報公開に関する体制について		0	74
5	熊本県	【指摘事項8】図書等の管理について	0		82
	産業技	【指摘事項9】棚卸の実施について	0		82
	術セン	【指摘事項 10】ホームページについて	0		83
	ター	【指摘事項 11】カスタムメイド試験研究事業収入について	0		83
		【指摘事項 12】他の研究機関から委託された研究について	0		85
		【意見 21】研究テーマの選定について		0	85
		【意見 22】スペースの有効活用について		0	85
		【意見 23】計量検査業務について		0	86
		【意見 24】研究成果のアーカイブの必要性について		0	87
		【意見 25】研究成果の利用状況の把握について		0	87
6	熊本県	【指摘事項 13】研究運営会議の検討過程及び結果について	0		94
	保健環	【指摘事項 14】更新済の備品に係る不用決定について	0		94
	境科学	【意見 26】備品の管理、更新について		0	95
	研究所	【意見 27】領収書綴り、燃料券綴りの保管状況について		0	95
		【意見 28】消耗品購入伺いの申請及び承認について		0	95
		【意見 29】研究体制の充実に関して		0	96
7	熊本県	特記事項なし	-	-	_
	警察本				
	部科学				
	捜査研				
	究所				

2. 監査結果の詳細について

1) 共通的事項に関する指摘事項又は意見

1. 試験研究に対する県の基本的姿勢の表明について【意見1】

熊本県知事部局の公設試験研究機関は、各部局の下に組織化され、その部局において管理運営 されている。

各試験研究機関は、熊本県条例においてその設置目的を明確にされている。また、各試験研究機関は、各々試験研究テーマの選定・試験研究結果の評価について外部者を含んだ委員会を設置し、意見を聴取している。

その研究結果は機関誌、ネット環境等を通じて公表されている。

		設置条例の有無	要領研究課題・評価実施	会に第三者の選任研究課題・評価委員	の作成の有無研究・業務報告書等	成果公表
農林水産部 生産経営局	農業研究センター	0	0	0	0	0
農林水産部 森林局	林業研究指導所	0	0	0	0	0
農林水産部 水産局	水産研究センター	0	0	0	0	0
商工観光労働部 新産業振興局	産業技術センター	0	×	0	0	0
健康福祉部	保健環境科学研究所	0	0	0	0	0

しかし、試験研究機関の活動及びその成果は県民の生活にすぐ直結するものでなく、その上多くの時間と資金を必要とする。

この点、財政が有効(県民生活への適合性)的・効率(一定の財政投入で最大の効果)的に使われているか、その試験研究がどこまで県民にとって必要なものなのか不透明なところが多い。 従って、試験研究活動に関して熊本県としてどのように取り組むのかその基本的姿勢を示す必要があると考える。

現在、試験研究活動に対して熊本県知事部局において統一的に示されたものはない。 そこで「熊本県試験研究活動に対する基本的姿勢(仮称)」として県民に明示してはどうだろうか。

- ① 試験研究活動の目的
- ② 試験研究活動に対する予算配分の基本方針
- ③ 試験研究活動に対するコスト管理基準
- ④ 試験研究成果に対する評価基準

⑤ 試験研究活動に関する人事評価基準

熊本県の試験研究活動に対する基本的姿勢を明らかにすることによって、現在、部局内において管理運営されている試験研究機関の活動を横断的に評価することができると考える。

まず、県として試験研究活動をどのように位置づけるのか、熊本県における「試験研究活動の目的」を明らかにする。「試験研究活動に対する予算配分の基本方針」を示すことによって、県として取り組むべき試験研究課題の優先順位が明確になる。「試験研究活動に対するコスト管理基準」を示すことによって各試験研究活動に対するコストを比較することができ、「試験研究成果に対する評価基準」を示すことによって費用対効果の比較を容易にする。

また、「試験研究活動に関する人事評価基準」を示すことによって各研究員の試験研究活動に取り組むモチベーションを高める効果を期待したい。

現在、人的にも資金的にも漸減の傾向にあるこの試験研究活動が、「熊本県試験研究活動に対する基本的姿勢(仮称)」を策定することによって、一定の活動基盤が維持され、将来の熊本の経済活動の礎を築くものと成りえると考える。

現在、各研究機関は各部局課下に組織化されているが、試験研究機関を一つに統合し、一つの 部局下に組織再編することも有効と考える。

統合するメリット

- ① 試験研究活動に係る情報を一元化できる。
- ② 限られた人的資源、物的資源及び財源を大きな枠の中で流動的・集中的に配分することが容易になる。結果として熊本県における産業育成・支援、競争力の強化等の戦略策定が容易になる。
- ③ 研究機関毎の交流が容易になり、試験研究者の育成計画にも有効である。
- ④ 各研究機関の試験研究課題の重複を回避でき、また、試験研究機材の稼働率を向上させやすくなる。
- ⑤ 試験研究課題の選定、研究成果の評価を同一基準で行う事が容易になる。

2. 試験研究内容全体を相対的に評価について【意見2】

現在、各研究機関毎に行われている試験研究課題の選定及び試験研究成果の評価は、各研究機関毎(産業技術センター除く)に定められた要領等に基づき実施されている。

- 農業研究センター: 「熊本県農業技術会議運営要領」に基づき文書化された「農業試験研究成果評価実施計画」、「試験研究課題の設定について」で評価ポイントを明示している。
- 林業研究指導所:「林業研究指導所研究課題選定·評価等実施要領」
- 水産研究センター:「水産研究推進委員会試験研究評価実施要領」
- 産業技術センター:「評価要領」としたものはない(注1)。

(注1)産業技術センターにおいては、「試験研究の評価は各企業から個別・具体的に評価を受ける。毎年、「試験研究計画」等で選定した研究は、各研究員が「職員表彰」という場で、研究成果等を発表し、センター所長等及び産業支援課長が、「研究の新規

性」、「研究成果・完成度」、「研究の発展性」、「発表姿勢・工夫」の観点から点数をつけて、評価している。なお、全体的な評価は、年2回、外部評価・業務改善委員会で評価を受けている。」との説明であった。

• 保健環境科学研究所:「保健環境科学研究所調査研究評価実施要領」

以上、5試験研究機関の試験研究課題の選定及び試験研究成果の評価につき、産業技術センターにおいては、「研究課題の選定評価・結果評価」に関する規程が作成されていなかった。 各研究機関の研究課題の評価要領等に記載された評価ポイントとして重要視する対象項目を まとめると次の表のとおりである。なお、水産研究センターでは、下記以外に「終了前評価」 実施規程も設定している。

≪計画評価≫

	貢献度	必要性	緊急性	新規性	独創性	効率性	寄与度	有効性	公共性	先進性	普及性	適切性	妥当性	県民ニーズへの対応状況	目標達成の可能性
農業研究センター	0		0		\circ				0	0	0				
林業研究指導所	0		0						0	0					
水産研究センター		0	0	\circ	0	0		0							0
産業技術センター								_							
保健環境科学研究所							0					0	0		

≪中間評価≫

	目的達成度	情勢変動	進捗状況	の変更の必要性研究体制・内容	緊急性	継続の妥当性	成果の確認	達成見込み	ミング 中間評価のタイ
農業研究センター	0	0							試験期間中毎年1回
林業研究指導所						5年以上の研究期間の概ね			
你未 奶九佰等別								0	
水産研究センター									研究期間は原則として5年
水産研究とググ									までとし、3年目
産業技術センター							_		
保健環境科学研究所									研究期間5年以上の場合、
									概ね中間年度

≪成果評価≫

	効率性	寄与度	目標達成度	排度 計画に対する進	普及性	発展性	波及効果
農業研究センター		0	0		0		
林業研究指導所	0		0		0		
水産研究センター			0	0			
産業技術センター				-			
保健環境科学研究所		0	\bigcirc			0	\circ

各試験研究機関に関して、「研究課題の選定評価・結果評価」に関する規程がない研究所もあったが、作成されている所を比較しても評価ポイントはまちまちであった。

「経済性」(最小のコストで一定の効果)を評価ポイントとしている所は1ヶ所もなかった。 コストに見合った研究成果を上げていない研究が継続されることで結果として研究活動が非効 率なものとなってしまう可能性がある。「経済性」に関する視点をポイント対象として考慮すべ きではないかと考える。

ところで、現在の研究課題については各研究所において研究課題毎の評価過程を実施しているが、試験研究内容全体を相対的に評価する体制にはなっていない。

各研究機関の実施する事業はそれぞれ多岐にわたるものの、近年では人員の不足や、予算の確保が困難になりつつある等、試験研究に関する環境は厳しくなっている。

限られた資源の配分を検討するにあたっては、現在取り組んでいる研究内容につき、様々な角度からその性格を分析し、必要な資源を投入するとともにそれほど必要でない場合については他の研究に振り向けるといったことが必要ではないか。

ここでは一つの例として、研究内容を以下の分類で区分し、研究内容と予算がどのような関係にあることを図示することを試みた。

分類の仕方は以下のとおりである。 (1)重要度: 県としてその研究内容 がどの程度重要か。

- (2) 将来性か安全性か:新たな商品開発など将来の利益を得ようとするものなのか、もしく は病害虫や食中毒の発生といった社会的損失を防ぐためのものか。
- (3) 投入コスト:人員投入時間や予算額。

今回の監査に際しては、(1)、(2) に関して専門的な見地での評価を得ているわけではないため仮の評価値とし、(3) については人員投入時間に関する正確なデータが得られないため加味していないが、これらの関連性を示したものがこの図である。

なお、球の大きさが予算額を示しており、各球の右側に付された番号は事業名(事業名を仮に 番号表記した)で示している。

各事業の分布位置についてはあくまで筆者の側で判断した仮のものであるが、上記のように 研究内容を分類し図示することで、例えば以下のようなことが読み取れる。

- 比較的、社会的な損失を防ごうとするための研究内容が多い
- 将来性を求める研究に関しては比較的予算が多めに確保されている
- 予算規模が小さい複数の研究が並行して行われている

これに加え、人員投入時間移管するデータも図式化すれば、

- 重要ではあるが人手がかけられない研究に対して、予算を確保した上で可能な限り外部 に委託する
- 将来性を見込んで予算をかけている事業があるが、人手が不足しているために人員配置 を見直す

といった判断の一助になるのではないか。

県の実施する試験研究事業は、それが直ちに社会的にプラスの効果を発揮するものではなく、 マイナスを抑制している効果を実感することも難しい。

各研究の絶対的な要否を判断することは困難であるが、限られた資源を有効に振り分けるためにも、個々の事業をそれぞれ評価するだけではなく、研究機関が取り組んでいる研究内容全体を相対的に評価検討し、試験研究の有効性をさらに高めることが望まれる。

3. 試験研究人件費の予算化について【意見3】

現在、試験研究活動に従事する職員の人件費は各研究所の予算として計上がなく、所属する本 庁各課の人件費として予算化され、予算執行されている。その金額は、次の表のとおりである。 《各研究所に帰属する本庁の課で計上されている人件費》

	部局課名		研究所名	人件費額
	ואימם	IX-11	101 76/71 74	(単位:千円)
1	農林水産部	農業技術課	農業研究センター	
	生産経営局		管理部及び企画調整部	212, 673
			農産園芸研究所	431, 895
			茶業研究所	62, 069
			高原農業研究所	75, 593
			球磨農業研究所	32, 695
			生産環境研究所	農産園芸研所に合算

			畜産研究所	374, 642
			草地畜産研究所	70, 992
			アグリシステム総合研究所	255, 666
			果樹研究所	163, 044
			天草農業研究所	25, 863
2	農林水産部	森林整備課	林業研究指導所	137, 503
	森林局	林小宝浦林	你未明九组等//	137, 303
3	農林水産部	水産振興課	水産研究センター	294, 834
	水産局	///生//// // // // // // // // // // // /	小座切九ピング	234, 034
4	商工観光労働部	産業支援課	産業技術センター	363, 610
	新産業振興局	/生未入1次味	生木以削ビング	303, 010
5	健康福祉部	健康福祉政策課	保健環境科学研究所	191, 168

各研究所の人件費予算及びその執行は、所属するその研究所で予算計上し、執行すべきと考える。試験研究に係る主なコストは、施設設備費、原材料費そして人件費であり、人件費はその中でも大きなウェイトを占めるコストである。

平成29年度各試験研究機関で執行された管理運営費、事業費等と各研究所に帰属する本庁の 課で計上されている人件費の合計額及びその合計額に占める人件費の割合は次のとおりである。 なお、使用した数値は、前述した金額を使用し合算している。(単位:千円)

試験研究機関名	管理運営費 事業費等	人件費額		合計額に占める 人件費の割合	
農業研究センター	1, 108, 172	1, 705, 132	2, 813, 304	60. 61%	
林業研究指導所	35, 679	137, 503	173, 182	79. 39%	
水産研究センター	206, 507	294, 834	501, 341	58. 81%	
産業技術センター	140, 367	363, 610	503, 977	72. 15%	
保健環境科学研究所	85, 078	191, 168	276, 246	69. 20%	

表を見てのとおり、管理運営費、事業費等と各研究所に帰属すべき本庁の課で計上されている 人件費の合計額に占める人件費の割合は、全て50%を超えている。

本来であれば個別課題毎に予算管理すべきであるが、先ずは各研究所で人件費計上を行い、研究員グループ毎の費用管理を、そして研究課題毎の費用管理を行い、予算と実績の比較を行う事で研究成果の評価につなげる事が重要である。

前述の意見で「経済性」の視点を評価基準に取り込むべきとしたが、人件費は含まれての「経済性」評価である。

2) 熊本県農業研究センター

1. 本部

1 研究の概要

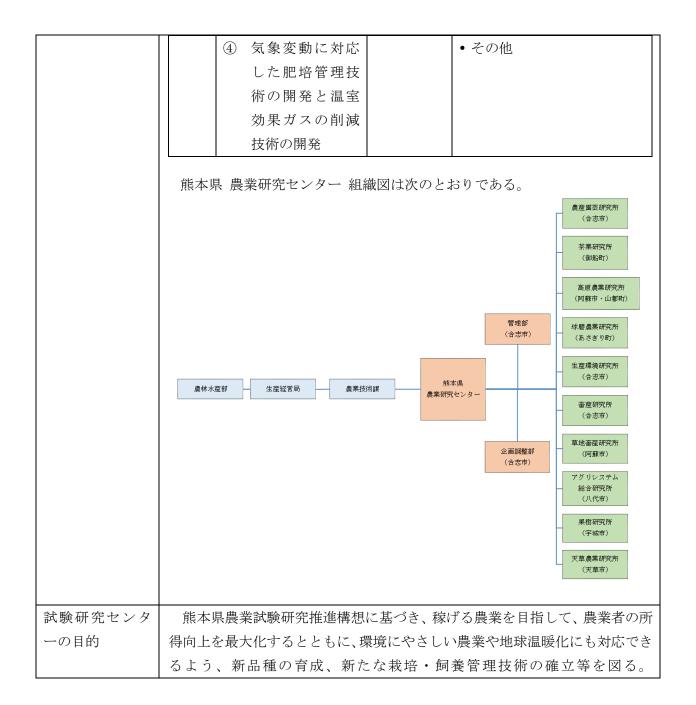
項目	ď	J	容
試験研究センタ 一名 (該当に○) 試験研究センタ 一の概要	 ()果樹研究所 () ス ()水産研究センター () 科学捜査研究所 農業技術開発の拠点として 所と、3つの地域研究所から 各農業研究所の研究開発活動)球磨農業研究所 地畜産研究所 草農業研究所)産業技術セン 、熊本県の主要 なる。 か内容の概要は	所 () 生産環境研究所 () アグリシステム総合研究所 () 林業研究指導所 シター () 保健環境科学研究所 要作物に対応した7つの専門研究
	部門 主な研究課題	研究所名	小課題
	一、作物部門 ① (1) (1) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		 地域・作型に適した水稲極良食味・多収良食味品種等の育成 主食用多収性品種・系統に適した生産技術の開発 病害抵抗性等の付与 その他 大規模稲作に向けた飼料用米栽培技術の開発 その他 栄養収量の高い国産飼料の低野スト生産・利用技術の開発 その他 ・大規模経営における効率的な作物栽培システムの開発による水稲育成・圃場情報のモニタリング技術の開発)
		高原農業研	その他優良品種の選定と栽培特性

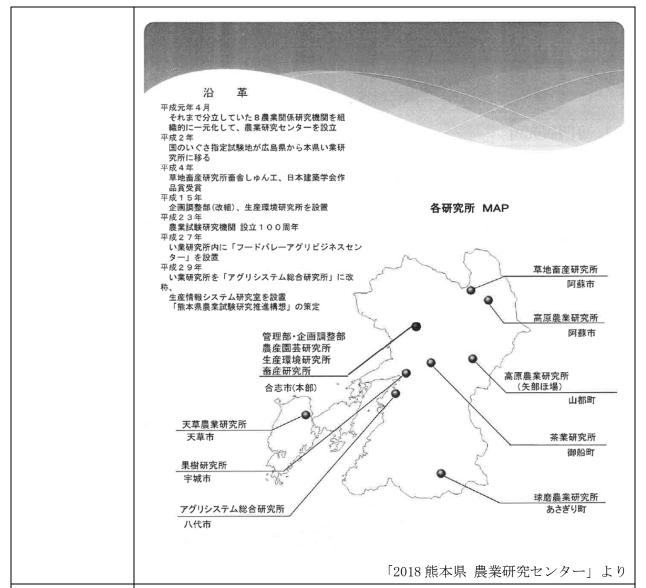
		究所	(水稲・大麦・大豆)調査 ・高冷地における小粒大豆「すずかれん」の安定生産技術 ・エゴマの機械化栽培技術確立 ・その他
二、野菜部門	① 「のき発育な一生生コ大大の省がで開るが、 で関係のに対して、 で関係のに対して、 で関係のは、 で関係が、 で関係が、 に、	農産園芸研アテテアが、高原県業研のの場合のでは、大学のでは、	 野菜の遺伝資源の収集・保存 促成イチゴ育苗期における高機能性被覆資材の利用技術確立 その他 イチゴの生育促進、花芽分化にがの開発 果菜類の混載輸送を目指したがの混度による呼吸計を表別ではよる呼吸計を表別ではいる高機能である。 とエチレン感受性の検討・その他 夏秋下資材の利用技術確立を提供がある。 における高機能ではいる。 における高機能ではいる。 における高機能である。 における場所である。 における場所である。 におけるのでは、 におけるのでは、 におけるのでは、 におけるのでは、 には、 には、<
二、花き部門	 ① 熊本の魅力を発揮できる花き新品種の開発・選定 ② 「稼げる」切り花生産に向けた低コスト・省力化技術の開発 ③ 「信頼」の切り花生産技術(高品質・安定供給・長持ち)の開発 	農産園芸研究所	 花きの遺伝資源の収集・保存 湿地性カラーの有用形質向上技術の開発 トルコキキョウの高温による花色発現不良を回避する栽培技術の開発 その他

四、茶業部門	2	稼げる茶づくり を目指した新品 種育成と生産技 術の開発 生産コスト削減 に対応した茶生	茶業研究所	・耐寒性の高い早生系統の選抜・育成・茶系統適応性検定試験・オリジナル品種の栽培管理・製造技術の開発・その他
	3	産技術の開発 食の安全安心と 環境に配慮した 生産技術の開発	球磨農業研究所	球磨地域の機械化管理体系 に対応した茶優良品種の選 定その他
五、畜産部門	① ② ③	育種・改良手法の 利用による効率 的な生産技術の 開発 飼料自給率向上 とに向けた生産技 術の開発 畜産物の高品質	畜産研究所	 新系統豚の育種改良 黒毛和種の DNA マーカーによる形質選抜技術の開発 肉用牛における肥育出荷月例の早期化 「天草大王」における DNA 遺伝子型と鶏肉中アラキドン酸含量との関連性の検証 その他
	4 5	を目指した飼養 管理技術の開発 畜産における環 境負荷軽減技術 の開発 阿蘇草原の畜産 的利用体系の確 立	草地畜産研 究所	高標高地域における牧草の 新品種選定放牧牛の遠隔監視技術の開発その他

 -				1
六	1	いぐさの機能性		
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		利用など多様な		
業部		需要に対応でき		
門		るいぐさ品種の		• いぐさの品種育成
		育成		• いぐさ遺伝資源保存受託事
(2	顧客ニーズを加		業
		味した畳表加工	アグリシス	• 県育成新品種の生産対策
		技術の開発		(原々種の増殖等)
(3	新たな需要に対	テム総合研	• 優良品種の高品質いぐさ栽
		応したいぐさ栽	究所	培技術の確立
		培加工技術の開		• 効率的無染土いぐさ生産技
		発		術の確立
(4	県オリジナル品		その他
		種の特性を活か		
		した安定生産技		
		術の開発		
七 (1	くまもとの魅力		• 交配におけるオリジナル品
`		を発揮できる新		種の育成
果樹部		品種の開発・選抜		• カンキツの生産育状況・収
門(2	食味重視の消費	果樹研究所	量予測
		者ニーズに対応		• 鮮度保持技術の確立
		した高品質・安定		その他
		生産技術の開発		• 胚培養による交雑実生獲得
(3	生産性の高い軽	農産園芸研	の効率化
		労働・省力化・低	究所	その他
		コスト・省エネ生		
		産技術の開発		• 球磨地域の施設栽培に適し
(4	気象変動や気象	球磨農業研	た早生モモ優良品種の選定
		災害に強い高品	究所	・クリ腐敗果発生軽減のため
		質果実の生産安	,	の効率的防除技術の確立
		定技術の開発		その他
((5)	持続的安定生産		• ポンカンの栽培技術の改良
		のための環境保	天草農業研	• カンキツ・ビワの生育状況・
		全型生産技術の	究所	収量予測
		開発		その他

	八、農業工学部門	園芸の技地の排術園る技暗維用用工の開業が開業の一個では、大学の一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、	生産環境研究所	 農業農村整備事業に係わる 農業土木技術の指導 農業農村整備事業新規地区 及び継続地区調査 その他
	九、病害-	総合的病害虫管 理(IPM)を確立す	生産環境研究所	指定病害虫発生予察事業病害虫診断事業その他
	病害虫部門 ② ③	るための防除技 術の開発と体系 化 薬剤抵抗性害虫 に対する防除技	果樹研究所	ハウスミカンにおける天敵を利用したミカンハダニに対する総合防除体系の確立農薬に対する抵抗性検定その他
			茶業研究所	• 病害虫発生予察調査
		た病虫害・新発生 病害虫に対する 防除技術の開発	アグリシス テム総合研 究所	イグサシンムシガの発生消長
	土壤肥料部門	高める生産技術 の開発 ② 地下水と土を育 む農業を支える 生産技術の開発	生産環境研究所	農用地土壌汚染対策調査適正な施肥技術の開発農耕地における温室効果ガス関連土壌特性の動態把握その他
			果樹研究所	カンキツ「肥のあすか」における施肥法の改善カンキツ「肥の豊」における施肥法の改善





研究課題の選定 基準の有無及び 方法 熊本県農業技術会議要項に基づき、行政部署と研究部署からなる熊本県農業技術会議を設置し、普及性、貢献度、公共性等の5項目を5段階で評価し、その合計点に応じてA~Eのランク付けをしている。継続課題も毎年評価しており、これは全農業研究所共通である。

研究課題に対する要望調査を実施し、農業技術委員会専門部会、外部評価 委員会の議論を重ね、予算要望等を経て研究課題を設定している。

要望調査の調査先は、各農業連合会、各種協議会、県内外の流通関係者、消費者団体等である。

課題要望の状況

平成 30 年度課題化要望	79 件
平成 29 年度課題化要望	75 件
平成 28 年度課題化要望	108 件
平成 27 年度課題化要望	128 件

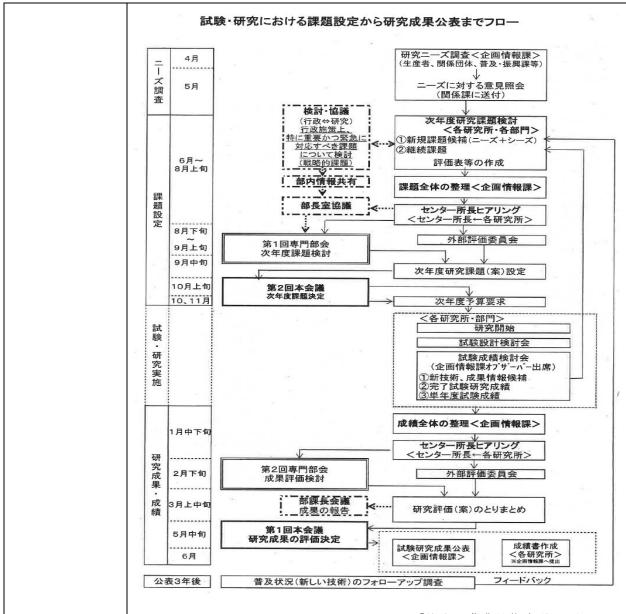
<u>研究成果</u>評価方 法の概要

熊本県農業技術会議要項に基づき、行政部署と研究部署からなる熊本県農業技術会議を設置し、その中で目標達成度、貢献度、普及性の3項目で評価しており、これは全農業研究所共通である。

成果評価基準は、次の3項目を対象として、それぞれ3段階評価で行っている。

- 3項目すべてが○以上のものは、「農業研究成果情報」候補とする。
- 「農業研究成果情報」候補のうち、普及性を含む2項目以上が©のものは、農業振興への寄与が期待されるものとして、「農業の新しい技術」、候補とする。

	項目	内 容	©	0	Δ
A		研究目標に対する達成程度	目標どおりまたはそれ以上 の成果を達成		目標を充分に 達成できてい ない
В	上や省 力化等	農業所得向上 や省力化・環境 保全等につな がるか否か	力化等が確実		
С	普及性	生産現場への 普及又は応用 研究が促進さ れる可能性	又は応用研究 の促進が確実	現場への普及 又は応用研究 の促進が見込 まれる	又は応用研究



「熊本県農業技術会議要項」より

平成 29 年度の研 究成果の状況

主に普及性の違いから、「農業の新しい技術」、「成果情報」として公表して おり、センター全体で平成29年度は「農業の新しい技術」を5本、「成果情報」を40本公表している。

熊本県で過去育成した主な品種・系統 (平成30年度3月末現在) は次のと おりである。

作物名	品種名	登録等 の年度	概要	
稲	森のくまさん	平成 12 年登録	良質・極良食味の平坦地向け中生 品種	
	くまさんの力	平成 22 年登録	高温条件下でも白未熟粒が発生し にくい良質の中生品種	
	わさもん	平成 25 年登録	耐倒伏性に優れ、野菜との輪作体 系に適する極早生品種	

		<u> </u>	
	華錦	平成 28 年登録	耐倒伏性・収量及び醸造適正に優 れる酒造好適米品種
	くまさんの 輝き	平成 28 年 出願公表	高温登熟性に優れる極良食味の中 生品種
なす	ヒゴムラサキ	平成 16 年登録	果形がそろい良食味の夏秋期収穫 品種
	ヒゴムラサキ 2号	平成 29 年登録	ヒゴムラサキの着色性を改良した 良食品品種
いちご	熊研い 548 (ひのしず く)	平成 17 年登録	草姿、果実の着色、食味の優れた品 種
	熊研 VS03 (ゆうべに)	平成 28 年登録	年内収量に優れ、果実の着色、食味 の優れた品種
にがうり	KGBP 1 号	平成 19 年登録	熊研 BP1 の母親でありオール雌性 を示す品種
	熊本 VB04	平成 27 年登録	収量・品質に優れる白ニガウリ品 種
いぐさ	ひのみどり	平成 13 年登録	茎が細く変色茎の少ない高級畳表 向き品種
	夕凪	平成 18 年登録	変色茎が少なく、硬くて丈夫な普 及品用畳表向き品種
	ひのはるか	平成 19 年登録	茎が長く、変色茎が少なく高品質 で多収性の品種
	涼風	平成 26 年登録	枯死株が少なく、製織効率に優れ る多収性の品種
かんきっ	肥の豊	平成 14 年登録	樹勢が強く早熟性で良食味の中晩 柑品種
	肥のあかり	平成 16 年登録	高糖度・良食味の9月下旬収穫の 温州みかん品種
	肥のあすか	平成 16 年登録	高糖度・良食味の 11 月下旬収穫の 温州みかん品種
	肥のさやか	平成 16 年登録	高糖度・良食味の 10 月下旬収穫の 温州みかん品種
	肥のみらい	平成 19 年登録	高糖度・良食味の 12 月上・中旬収 穫の温州みかん品種
	熊本 EC11	平成 27 年登録	浮き皮が少なく高糖度の 11 月下 旬収穫の温州みかん品種
花き	熊本 FC01	平成 24 年登録	疫病に強く、冠婚葬祭等業務用に 適した品種
	熊本 FC02	平成 24 年登録	疫病に強くアレンジや花束に適し た品種
種雄牛	鶴光重	平成 17 年選抜	肉質(脂肪交雑)・産肉能力に優れ
	平茂幸 菊光浦	平成 21 年選抜	た種雄牛
	光晴重 春山都	平成 22 年選抜	
	鶴重	平成 23 年選抜	

	隆光重	平成 24 年選抜	
	菊鶴 ETI	平成 25 年選抜	
	幸泉、福久桜	平成 26 年選抜	
	光重球磨五	平成 27 年選抜	
	百合照茂	一,从 21 平 送 放	
	弦球	平成 28 年選抜	
	春山栄	平成 29 年選抜	
	春五月	平成 29 年選抜	
系統豚	ヒゴサカエ	平成 14 年造成	強健で繁殖性に優れたランドレー
	302	平成 14 平坦成	ス種雌型系統豚
系統鶏	天草大王		ランシャンと熊本コーチン種及び
			シャモを交配した地域特産肉用鶏
		平成 13 年造成	(農業研究センターHPより)
		「平成 28~	-29 年度能本県農業動向年報」より

「平成 28~29 年度熊本県農業動同年報」より

歳入歳出状況

【歳入歳出】

(単位:千円)

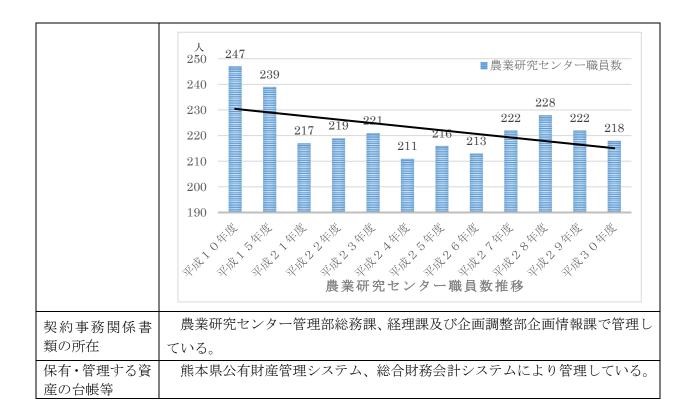
年度	歳	入	歳出		
平 及	予算	執行額	予算	執行額	
平成 25 年度	158, 452	180, 778	579, 780	568, 711	
平成 26 年度	278, 160	308, 008	738, 554	715, 944	
平成 27 年度	185, 375	233, 953	660, 892	614, 758	
平成 28 年度	250, 907	294, 320	2, 130, 674	724, 144	
平成 29 年度	105, 579	105, 852	3, 608, 745	944, 840	

予算執行に関しての補足説明

- ・平成25年度~平成28年度は、熊本県農業研究センター全体分を合計した 数値であり、平成29年度は、熊本県農業研究センター本部(管理部及び企 画調整部)の数値である。
- ・平成28・29年度歳出予算額には、国からの交付金を活用した農業研究セン ター施設整備事業費(事業費予定額2,249百万円)が含まれているため突出 している。

人件費の状況

- ①管理部及び企画調整部職員 構成員の状況 25 人 (臨時・嘱託職員除く)
- ②平成29年度人件費の総額212,673千円(臨時・嘱託職員含む)
- ③農業研究センター全職員数の推移(臨時・嘱託職員除く)



2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、財産管理の基本的考え方について【指摘事項1】

備品の管理状況を確認する際に、経理課が作成した取得価格 30 万円以上を対象とした平成 29 年度定期監査調書 (様式 32「物品の管理状況」)により、各研究所でその備品の有無、管理状況を確認した。

その一覧表に「機能の現状」欄があり、機能の現状を問題ありか否かに区別し、更に問題ありを状態分けして下記の様な管理が行われていた。

	重要備品品名 番号		機能の現況(該当欄に○)												
			問題あり												
番号		品 (品(品 (品 (品名	品名 番号	番号	番号	状態		業務に	問題	• • •	•
			要修理 使用可	性能陳 腐化	修理不 可能	支障有	なし								
	\bigcirc	• •		• • •	\circ			\circ			•				
• •							0				•				

- 「要修理使用可」の状態であるが、修理していない。
- 「性能陳腐化」の状態であり、使用していない。
- 「修理不可能」の状態であり、使用できる状態にない。

大半の備品が問題なしの状態であるが、「要修理使用可」であり、修理されないことによって

「業務に支障有」となっている備品、「性能陳腐化」の状態であり、使用していない備品が散見される。また、「修理不可能」の状態であり、使用できる状態にない備品も現場からの除却申請がなく除却処理されないまま一覧表に掲載されている。

「熊本県物品取扱規則」

(不用の決定)

- 第 24 条 物品管理者(第 5 条第 4 項に規定する課及び事務局の長を除く。次条において同じ。) は、次に掲げる物品は、物品不用決定書により不用の決定をしなければならない。
 - (1) 不要となったもの及び破損して補修を加え難いもの
 - (2) 損傷物品で修理、改造、加工等に要する経費が新たに購入する経費に比較して得失相償わないもの
- 2 物品管理者のうち地方支出機関の長は、重要備品の不用決定をしようとするときは、あらかじめ物品不用決定承認申請書により知事、教育長又は警察本部長の承認を受けなければならない。 (処分)
- 第25条 物品管理者は、前条の規定により不用の決定をした物品は、解体その他の方法により使用することができる部分を除き、当該物品管理者において売却しなければならない。ただし、売り払うことが不利又は不適当と認めるものについては、焼却又は廃棄をすることができる。
- 2 物品管理者は、前項の規定により売却又は焼却若しくは廃棄を行ったときは、不用物品処分調 書を作成しなければならない。
- 3 物品管理者は、試験、研究又は実習によって生産又は製造をした物品のうち、即売するもの及び生産の時点において自ら消費するもの等生産後直ちに処分するものについては、当該処分をした後、生産調書を作成するものとする。

「不用」となったものは「熊本県物品取扱規則」に基づき適切な処理を行わなければならない。では、なぜ適時適切に「不用の決定」がなされないかという事に対して、「研究が忙しく、備品の処分を行わなくても置いておくスペースに余裕があるため、物品管理としては正しくないが、修理不可能、性能陳腐化の備品の不用決定の手続きを行っていない。」という回答であった

物品管理は会計と密接な関係にあり、適切な判断がなされるよう研修会等をもって認識を統一 すべきである。「不用の決定、処分」が、適切になされなければ、総務省方式によって作成公表 している「熊本県の財務諸表」が、適切に表示されないというリスクにつながる。

このことは公表される「熊本県の財務諸表」の信頼性が脅かされるということを否めない。

2、備品リスト及び物品の管理状況への記載漏れについて【指摘事項2】

農業研究センターでは「物品管理事務の手引」に基づき、年一回、年度初めに使用備品整理簿をすべて出力し、定期人事異動による引継と併せて、使用責任者による現物確認を実施している。

その確認方法は、3万円以上の資産を抽出し一覧にした備品リストを基に、各使用者の方で、 該当資産の有無や現況確認等を行うものである。

今回、農業研究センター内の本部・企画調整部の現物確認を行った際、図書室において備品リスト及び物品の管理状況には記載が無いにも関わらず、現に存在する備品が見受けられた。牛及び豚の骨格標本であり、昭和40年代頃、活躍した畜産研究所の種牛、種豚の死亡後、それらを

標本化した物である。

「熊本県物品取扱規則」

(物品の分類)

第4条 物品は、その性質、形状等により次のとおり分類する。

(1) 備品

ア 重要備品 第30条に規定する物品

イ 一般備品 性質若しくは形状を変更することなく比較的長期間の使用に耐える物品 又は長期間にわたり保存すべき物品であって、1品の取得価格又は取得評価額が30,000 円以上のもの(アに掲げる物品を除く。)及び知事が別に指定するもの

取得当時の状況が定かでなく、なぜ備品リスト及び物品の管理状況に記載がないかは不明であ るが、本来は標本にするために要した費用をもって備品リスト及び物品の管理状況に記載する必 要があったと言える。

現存している以上、取得経緯等を調査し、当時の取得金額がわかるのであればその金額を、不 明な場合、現在購入する場合の金額相応の額(現在の標本化にかかる見積額等)で計上する必要 がある。

現物確認調査はあくまで備品リスト及び物品の管理状況に記載されている物の確認であるた め、そもそも記載のない現物の把握については見落とす可能性がある。備品リスト及び物品の管 理状況の枠に捉われず、現物そのものに着眼点を置いた調査も必要であると考える。

2. 意見

1、研究費予算、研究職員、技師職員確保について【意見4】

熊本県農業研究センター試験研究費平成30年度当初予算は、392,183千円である。これに管

平成30年度当初予算

		. 管理運営費 🗼		左記の財源内訳			
	試験研究費	・事業費等	合計	一般財源	国庫	財産収入	その他 注 3
管理部	-	435, 991	435, 991	176, 266	-	12, 482	247, 243
企画調整部	-	42, 255	42, 255	41, 946	-	309	-
農産園芸研究所	37, 313	注1	37, 313	22, 334	-	1,533	13, 446
茶業研究所	3, 048	24, 648	27, 696	26, 537	-	1,053	106
高原農業研究所	9, 588	12, 285	21, 873	11, 723	-	1,853	8, 297
球磨農業研究所	3, 297	7, 969	11, 266	7, 252	-	4,014	-
生産環境研究所	52, 245	注1	52, 245	15, 678	1, 483	191	34, 893
畜産研究所	165, 091	6, 469	171, 560	48, 486	-	58, 547	64, 527
草地畜産研究所	21, 302	12, 108	33, 410	22, 885	-	6, 756	3, 769
アグリシステム総合研究所	73, 279	12, 355	85, 634	26, 109	-	1,646	57, 879
果樹研究所	23, 337	29, 825	53, 162	36, 848	-	4, 434	11,880
天草農業研究所	3, 683	5, 366	9, 049	8, 181	-	868	-
小 計	392, 183	589, 271	981, 454	444, 245	1, 483	93, 686	442, 040
職員給与費 注2			1, 676, 983	1, 676, 983			
合 計	392, 183	589, 271	2, 658, 437	2, 121, 228	1, 483	93, 686	442,040

- 1) 農産園芸研究所及び生産環境研究所分管理運営費・事業費等は管理部に含まれている。
 - 2) 職員給与費については、アグリシステム総合研究所のいぐさ普及指導室3名を除く。 また歳入歳出予算上職員給与費は、本庁予算で計上されている。3) その他財源には、外部資金、民間受託等試験収入が含まれる。

理運営費及 び事業費等 589,271 千 円を足した 981,454 千 円を熊本県 農業研究セ ンターの予 算としてい る。なお、 この金額に は職員給与 費は含まれ

ていない。

直近5年間の農業研究センター職員数(各年度4月1日現在)の推移は以下のようである。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
農業研究センター 職員数	213	222	228	222	218
うち 研究職員	83	86	84	83	83
うち 行政職適用 技術職員	23	24	28	27	26
うち 現業職員	91	95	96	90	88
うち 事務職員	16	17	20	22	21

注) 平成30年度でみれば上記以外に103人の臨時職員が採用されている。



農業研究センター全 職員数(臨時・嘱託職員 除く)は、前述したよう に平成10年度は247名 であった。平成24年度 211 名まで減少し、その 後平成28年度228名ま で増員(アグリシステ ム総合研究所の組織改 編による増加)となっ たものの、以後減少し て平成30年度は218名 である (平成30年度で みれば上記以外に 103 人の臨時職員が採用さ れており、その臨時職

員の割合は職員の概ね48%である)。

農業研究センター全職員(臨時・嘱託職員除く)を研究職員、行政職適用技術職員、現業職員 及び事務職員の4態様に分類すると研究職員及び現業職員はともに減少傾向である。

全体の職員数が減少している現状の中で、その減員数が研究・現業職の職員数の減少が原因になっていることが気になるところである。

試験研究活動は、時間と人とお金がかかる分野である。

しかし、これまでの熊本県の試験研究活動の成果が今日の熊本の農業の基礎を支えていることを鑑みれば、財政難の影響を受けることなく、人的資源と資金的資源について一定のレベルを確保する必要がある。人的資源と資金的資源を確保しやすいものとするためには、熊本県としての試験研究活動に対する考え方・位置づけを明確にすることが必要であると考える。

2、外部資金の獲得について【意見5】

農業研究センターの試験研究費(人件費除く)に係る直近5年間の決算額とその財源内訳は次のとおりである。

【農業研究センター試験研究費 決算額】

(単位:千円)

年度	決算額		財源	内訳	
十尺	(人 异 (t)	一般財源	国庫	財産収入	諸収入
平成25年度	261, 434	121, 608	17,634	72, 595	49, 597
平成26年度	383, 282	124, 670	2,099	72, 411	184, 102
平成27年度	291, 974	126, 143	1,073	72, 411	92, 347
平成28年度	235, 354	115, 805	1,074	72, 411	46, 064
平成29年度	317, 284	119, 707	1,035	73, 054	123, 488

農業研究センターの試験研究費(人件費除く)に係る平成29、30年度当初予算額とその財源 内訳は次のとおりである。

【農業研究センター試験研究費 当初予算額】

(単位:千円)

年度	业加柔管瘤	財源内訳						
十及	当初予算額	一般財源	国庫	財産収入	諸収入			
平成29年度	385, 322	124, 353	2, 110	73, 054	185, 805			
平成30年度	392, 183	126, 058	1, 483	73, 025	191, 617			

財産収入は、和牛、果実、野菜等生産物の販売収入であり、毎年度概ね同額程度である。

諸収入の内容は、外部資金試験費収入と受託試験費収入である。前者は、国立研究開発法人や 農林水産省技術会議事務局等から配分される資金であり、この資金を活用し、農研機構や大学、 民間企業等とコンソーシアムを組んで共同研究を行う。配分元が試験課題を公募し、採用された ものに資金が配分される。配分元の主な先は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機 構生物系特定産業技術研究支援センター、農林水産省技術会議事務局等であり、コンソーシアム の代表機関が配分元から資金を受け取り構成員に配分する。外部資金試験費収入は、農業研究セ ンターが構成員として試験研究に対して得た収入である。後者は、公益財団法人日本植物調節剤 研究協会や一般社団法人日本植物防疫協会、熊本県施肥防除協会等民間団体からの受託試験費収 入である。平成 29 年度及び平成 30 年度に於いて、諸収入の内訳は下記の様に予算化されてい る。
(単位:千円)

年度	当初予算額 (諸収入)	外部資金試験費 収入	受託試験費 収入	
平成29年度	185, 805		31, 945	
平成30年度	191, 617	159, 674	31, 943	

外部資金試験費収入は、外部機関からの委託費等のため研究内容や資金使途等で一定の制 約はあるが、農業研究センターの試験研究活動資金として確実なものであり、また、試験研究職 員にとっても試験研究の機会をもたらすものとなる。受託試験費収入も同様である。

一般財源を基本財源としながらも諸収入(外部資金試験費収入と受託試験費収入)の獲得に向けた事業計画を策定することが重要である。

3、図書の現物管理について【意見6】

図書の管理規定は無いが、図書の一覧がエクセルで作成されている。

但し、毎年の棚卸はされていないので、一致するかは不明であり、数年毎にでも定期的な棚卸 が必要と思われる。

膨大な図書数である。まず、本当に管理が必要な図書と短期間(概ね一年以内)の使用が予定される雑誌等図書とを区別して、管理が必要な図書の一覧を作成するといった方法が有効である。これに併せ、書庫自体も管理が必要なブースと必要としないブースとに物理的に区分出来れば、棚卸もスムーズに行うことが出来ると考えられる。

また、図書を購入し蔵書が増える場合、現状では担当者一人でエクセルへの入力と書庫への設置を行っている。その後の棚卸確認は複数人によるダブルチェックが有効である。廃棄する際も同様である。

上記について管理規程を設け、一貫した運用を図ることが必要である。

4、農業研究センターにおける毒劇物等管理要領について【意見7】

農業研究センターでは、毒劇物等を使用する場合、使用者が毒劇物等出納簿(様式3)に摘要 (使用目的等)、受入数量、払出数量、残量を記入し、これを管理担当者が確認し、押印する仕 組みになっている。

ここで農業研究センターにおける毒劇物等管理要領の第4管理担当者の業務において「4 毒 劇物等出納簿(様式3)の受入数量・払出数量・残量の記帳確認」とあるが、その毒劇物等出納 簿(様式3)には、鍵管理者という項目がある。管理責任者等選任一覧表(様式1)にも研究所 毎に鍵管理者が定められているが、そもそも当該要領には鍵管理者に関する記述はなく、その職 務・職責が不明瞭である。毒劇物等鍵管理者と毒劇物等使用者とが一致しない様、当該要領にお いて鍵管理者の職務・職責について記載すべきである。

また、毒劇物等出納簿(様式3)を確認したところ、劇物の使用者と管理担当者が同一となっているものが見受けられた。これでは牽制機能が働かないため、このように同一となってしまう場合、確認を行うべきは管理担当者ではなく管理担当者の上長とする等、柔軟な運用及び要領の整備が必要である。

5、試験研究不正防止への対応について【意見8】

研究員に対する試験研究不正防止への取り組みについては「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」や日本学術振興会の「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」といったものを準用しているとのことであるが、これらは研究員に研修等によって周知されてはいるものの、適正に運用されているとまでは言い難い。

また、これらは主に不正があった後の対応を示すもので不正を防止する仕組みにはなっておらず、現状では研究員個人のモラルに頼っていると言える。情報の管理も含め、不正が起こりにくい環境整備も大事であり、適正な試験研究不正防止に関する規程の作成及び定期的な検証も必要である。

6、研究員の研修について【意見9】

熊本県農業研究センターにおいては、平成29年10月に「熊本県農業研究センター人材育成方針」を策定し、これに基づき研究員の人材育成を図っている。

研究員の、試験研究高度化事業を利用した派遣研修や短期研修の参加実績(平成28年度)は以下のとおりである。

① 派遣研修

(熊本県農業研究センター作成資料より)

	I				貝付より
種類	研究所名	職名	研修先	研修内容	研修期間
依頼研究員	農産園芸	研究員	農研機構	水稲品種開発における優	H29.1.10
			次世代作	良形質の導入技術、食味官	~
			物開発研	能評価技術の習得	H29.3.3
			究センタ		
			_		
依頼研究員	農産園芸	研究員	農研機構	多収品種を活用した飼料	H29.2.3
			中央農業	用米等の生産性向上とコ	~
			研究セン	スト削減技術に関連した	H29.3.3
			ター	先進研究の研究内容や研	
				究手法の習得	
依頼研究員	農産園芸	研究員	農研機構	養液栽培における養分供	H28.5.23
			野菜花き	給方法及び根圏環境の調	~
			研究部門	査方法の習得	H28.8.20
依頼研究員	畜産	研究員	農研機構	• 抗酸化機能性物質活用	H28.5.9
			畜産研究	試験による温暖化適応技	~
			部門	術の開発	H28.7.8
				・乾乳期短縮による泌乳	
				平準化技術の開発を行う	
				ための試験に必要な乳牛	
				の栄養生理学や飼料分析	
				の手法の取得	
依頼研究員	畜産	研究主任	農研機構	体外培養系とバイオプシ	H28.9.20
			畜産研究	一法の検討	~
	_		部門		H28.12.16
依頼研究員	果樹	研究参事	農研機構	・果樹病害の診断・同定に	H28.11.1
			果樹茶業	係る基本的技術の習得	~
			研究部門	・クリ病害(黒色実腐病、	H29.1.31
				果実表面に発生する白カ	
				ビ等を中心に)を例とした	
				糸状菌の特定部位 DNA 塩	

基配列等に基づく同定技 術の習得

② 農林水産技術会議主催 農林水産研究者研修

(熊本県農業研究センター作成資料より)

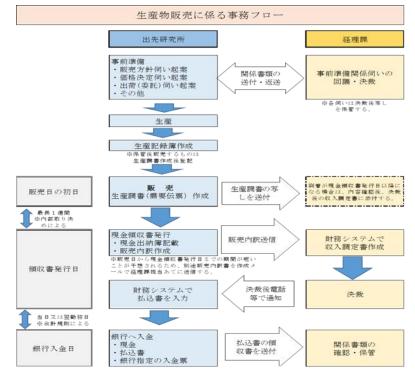
種別	研究所名	室	職名	自~至
リーダー (東京)	生産環境		所長	H28. 5 .24~H28. 5 .25
リーダー (東京)	い業		所長	H28. 5 .24~H28. 5 .25
中堅 (つくば)	生産環境	土壤環境	研究参事	H28.7.6~H28.7.8
中堅 (つくば)	農産園芸	野菜	研究員	H28.11.9 ~H28.11.11
地方(福岡)	茶研		研究員	H29. 2 .23~H29. 2 .24
地方(福岡)	高原農業		研究参事	H29. 2 .23~H29. 2 .24

このような研究員の研修実績に加え、把握していない各研究所の研究費等により参加する日帰りのセミナー等まで含めると一定時間の研修は確保出来ているといえる。

しかしながら、前記、人材育成方針には研修等に係る受講者数等の具体的な数値目標といったものはなく、予算の制約があるため、年度当初に各研究所からの受講希望により予算の範囲内で参加者を調整しており、中長期的な研究員の育成に関しては疑義が残る。研究員の研修は、熊本県農業研究センターの根幹を支える部分であるため、センター全体での計画的な対応・管理とそれに要する予算の確保が必要と考える。

7、生産物販売の事務について【意見10】

生産物の販売についての事務処理の流れは下記のとおりである。



平成29年度アグリシステム総合研究所での生産物(ミニトマト、イチゴ等)販売額は、2,014千円である。その一部の生産調書決裁欄に物品管理者の承認の押印漏れはあったが、生産記録簿と生産調書の収量の記載内容について整合性の確認はできた。

しかし、生産記録簿と生産 調書の責任担当者が重複して おり、牽制機能が十分に働いて いるとは言い難い。組織変更が あって、また職員数等が減少す るなかにあって、規程、手続等 の見直しが間に合っておらず、 見直しを検討すべきである。また、事務手続きの簡素化等の検討も必要ではないか。 <熊本県物品取扱規則の運用について(通達)」抜粋

生産記録簿

「生産現場において、担当責任者が作成」する「生産品の記録、管理及び処分についての基礎資料となるもの」(運用通達別表 第3 1 (1))

「生産品を生産した時は、生産実績、即売及び生産時点における自家消費並びに保管等を行う数量を記録しなければならない。」(運用通達別表第3 2 (1) ア)

生産調書

「物品管理者は、即売及び生産時点における自家消費を等を行ったとき」に作成し、「出納機関に合議しなければならない。」(運用通達別表 第3 2 (2)ア)

8、活動実績の情報開示について【意見11】

熊本県農業研究センターでは、県のホームページに研究活動成果を広く詳細に掲載している。また、ホームページには、発行した研究報告や広報誌が掲載され、お知らせ欄で研修会等の実施やイベント等への出展等の情報が発信されている。

一方で、熊本県農業研究センターでは、これらの活動実績に加え、共同研究、論文等発表実績、施設見学者の受入実績等について、毎年度、年報として取りまとめてはいるが、内部資料としており、外部への配布やホームページへの掲載は行っていないということである。

資料としては既にまとまっており、公表することに時間的にも費用的にも大きく生ずることはないため、熊本県農業研究センターの活動実績を関係機関の了解の上で積極的に情報開示をすることが期待される。

2. 農産園芸研究所

項目	内容
試験研究センタ	()農業研究センター本部 (○)農産園芸研究所 ()茶業研究所
一名	() 高原農業研究所 () 球磨農業研究所 () 生産環境研究所
(該当に○)	() 畜産研究所 () 草地畜産研究所 () アグリシステム総合研究所
	()果樹研究所 ()天草農業研究所 ()林業研究指導所
	() 水産研究センター () 産業技術センター () 保健環境科学研究所
	() 科学捜査研究所
試験研究センタ	農産園芸研究所は、熊本県農業産出額の半数を占める水稲・麦・大豆類、
ーの概要	野菜・花きなどを対象に、品種・品目の選抜育成、栽培法の確立、低コスト
	安定多収技術の組立実証などについて研究を実施している。
	本県農業の多様な展開に対応できる①魅力的な経営素材としての品種の
	開発、②革新的な多収・高品質・低コストを実現する生産技術の開発を、試

験研究で取り組む重点方向とし、「販売価格の上昇(P)」、「安定した生産・ 出荷量の確保 (Q)」、「コスト縮減 (C)」の面から「稼げる農業」を支える ために、AIやICT及びIoTなどの先端技術を活用しながら、熊本の魅 力を発信できる新品種の育成や熊本の強みを活かした革新的な栽培技術の 開発を加速化する。 なお、研究開発を迅速・確実にするため、大学、研究機関、民間企業など との共同研究や情報交換などを強化すると共に、開発した新品種・新技術は、 行政・普及機関や生産者組織とも連携・協力しながら、円滑で着実な普及拡 大を図る。 農産園芸部門の所得向上及び地域農業の発展に寄与することを目的として 試験研究センタ 一の目的 いる。 歳入歳出状況 【歳入歳出】 (単位:千円) 歳入 歳出 年度 予算 執行額 予算 執行額 平成25年度 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 11, 156 8,507 6, 262 5,920 予算執行に関しての補足説明 ・平成25年度~平成28年度歳入歳出額は、熊本県農業研究センター本部に 含まれている。平成29年度は、農産園芸研究所の数値である。 人件費の状況 ①農産園芸研究所(センター)構成員の状況 32人 ②平成29年度人件費の総額 431,895千円 (農産園芸研及び生産環境研の合計)

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、不用決定の未処理について【指摘事項3】

農業研究センター本部での指摘にもあるように、備品の管理状況を確認する際に経理課が 作成した農産園芸研究所が保有する一覧表(様式32 物品の管理状況)でその備品の有無、 管理状況を確認した。

農産園芸研究所では、PH メーター、試験機、運搬車、顕微鏡等、機能の現況が修理不可能でかつ、年間使用状況等の使用時間もゼロとなっている備品が見受けられた。研究が忙し

く、備品の処分を行わなくても置いておくスペースに余裕があるため、修理不可能、性能陳 腐化の備品の不用決定の手続きを行っていないケースがあるとのことである。

「現在所有している所属で今後も使用する見込みのない備品の場合は、他の所属で使用可能か検討する必要があります(運用通達第13条関係3)。他の所属でも使用がなく、今後も使用する見込みがないとなった場合に不用決定、処分(原則売却)の手続きとなります。」という管理調達課からの意見であった。

年間使用時間ゼロの物品、修理不可能な物品、性能陳腐化の備品等は、「熊本県物品取扱規則」に基づき適切な手続き・処理を行わなければならない。

2. 意見

1、生産物収入の網羅性について【意見12】

試験研究によって生産・収穫された野菜等は農業研究センター職員を中心に販売され、その販売単価は日本農業新聞の市況や JA 熊本経済連の概況を元に、品質等も勘案しながら平均を基準に算出している。販売単価 100 円以上については 50 円単位、100 円未満については 10 円単位で端数を切り捨てている。

熊本県物品取扱規則の運用について(通達)の第4条8及び別表(生産品の取扱い関係)第3 生産品の一時的な取扱いの中で、販売等を行う場合は

ア 物品管理者は、即売及び生産時点における自家消費を行ったときは、生産調書を作成 し、出納機関へ合議しなければならない。

とされている。

これに従い、即売の都度、生産調書を作成し、職員向けの販売である場内販売として数量を記載の上、これに単価を乗じ、金額まで記載している。通常2、3日以内分をまとめて販売するため、生産調書のコピーの該当部分にマーカーをし、即売の対象となる生産物の数量や金額が確認できる形で収入調定がなされている。

しかし、生産調書そのものには、実際に販売済となった履歴が残らないため、万が一、販売漏れや入金漏れがあったとしても把握しづらい状況にある。したがって、即売がなされたものについては生産調書上、消込するなど確認が取れる形での運用を行い、生産物収入の網羅性を担保することが望ましい。

3. 茶業研究所

1 研究の概要	
項目	内容
試験研究センタ 一名 (該当に○)	 ()農業研究センター本部 ()農産園芸研究所 (○) 茶業研究所 ()高原農業研究所 () 球磨農業研究所 () 生産環境研究所 ()畜産研究所 () 草地畜産研究所 () アグリシステム総合研究所 ()果樹研究所 () 天草農業研究所 () 林業研究指導所 ()水産研究センター ()産業技術センター ()保健環境科学研究所 ()科学捜査研究所
試験研究センタ	熊本県中央、上益城郡御船町に位置し(標高 100m)、所長以下研究員 3 名、
ーの概要	現業4名、臨時職員6名で試験研究にあたっている。
	度本、益城、山都、球磨等中山間地産業対策として茶業研究に力を入れている。この研究所の主な業務活動は、①稼げる茶づくりに対応した新品種育成と茶生産技術の開発 ②気象災害及び生産コスト削減に対応した茶生産技術の開発 ③食の安全性と環境に配慮した茶生産技術の開発である。・総面積 7.1 ha・茶園地 3.1 ha 平成元年組織再編により農業研究センター 茶業研究所として現在の地に移転し、試験研究活動を行っている。
試験研究センタ	県内茶業に関する試験研究課題に取り組んでいる。
一の目的	① くまもと茶のブランド力強化に向けた対応
	② 消費者の嗜好に対応した多様な商品づくりへの対応 ③ 収益向上のための生産コスト削減への対応
	特に品種の育成選抜に関する課題やてん茶用製造ライン・CTC用製茶ラ
	イン・揺青機を使った試験課題に取り組んでいる。
	てん茶用製造ライン・CTC用製茶ライン・揺青機を使った試験課題につ
	いては国の補助率 50%である「地方創生拠点整備交付金事業」を活用し、約 2億(新工場 93 百万円、ライン機械等 108 百万円)の投資を行い、平成 30 年度に完成稼働する。

<完成稼働前の新工場ライン>





歳入歳出状況

【歳入歳出】

(単位:千円)

左连	景	衰入	歳出			
年度	予算	執行額	予算	執行額		
平成 25 年度	-	-	-	-		
平成 26 年度	-	-	-	-		
平成 27 年度	-	-	-	-		
平成 28 年度	-	-	-	-		
平成 29 年度	1, 260	1, 260	27, 950	27, 288		

予算執行に関しての補足説明

・平成 25 年度~平成 28 年度歳入歳出額は、熊本県農業研究センター本部に 含まれている。平成 29 年度は、茶業研究所の数値である。

人件費の状況

- ①茶業研究所構成員の状況 8人(臨時職員等除く)
- ②平成29年度人件費の総額 62,069千円

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 意見

特記事項なし

4. 高原農業研究所

(当該研究所の現地確認は時間的制約から行っていない。)

項目			内			容				
試験研究センタ 一名 (該当に○)	 ()農業研究センター本部 ()農産園芸研究所 ()茶業研究所 (○)高原農業研究所 ()球磨農業研究所 ()生産環境研究所 () 畜産研究所 () 草地畜産研究所 ()アグリシステム総合研究所 ()果樹研究所 ()天草農業研究所 () 林業研究指導所 ()水産研究センター ()産業技術センター ()保健環境科学研究所 ()科学捜査研究所 									
試験研究センタ	阿蘇と矢部に	おいて	て圃場を	有し	、 所長!	以下研究	記員 3	名、琲	見業5名で試験	
ーの概要	究にあたってい	る。高	高原地域	に通	通した水和	滔、野菜	等振	興作物	かの品目及び品	11種
	選定と栽培技術	の確式	乙、水稻	原人	種の採	種を行っ	ってい	る。		
	• 総面積	【阿蘇	₹ 】 4.31	ıa						
		【矢部	3] 1.41	ı a						
	• 圃 場	【阿蘇	[] 水田	1.3	Bha、畑	1.1 h a				
		【矢剖	7】水田	1.()ha、畑	0. 1 h	a			
	その他	ガラス	、温室、	ビニ	ニールハリ	ウス等				
試験研究センタ	阿蘇地域や山	都地域	或等、九	州口	山地の山間	間高原地	営帯に	おける	· 農業振興作物	勿の
一の目的	実証的試験研究			0						
	注1: □:国庫事業、○:県 注2: 当初予算の () は再 国 県 ~	・事業、△:・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	その他							-
	庫 事事 事業・研究名 業 業	庫 単 事 事 業 業		属名	H29当初予算額 (単位:千円)	H29決算額 (単位:千円)	民間委託 の有無	研究成果の有無	備考	
	高原農業研究所管理運営	· 費	農業研究センタ高原農業研究所		5, 511	4, 265	有	無		-
	○ 農産園芸管理運営費 (タ		農業研究センタ 高原農業研究所 農業研究センタ		1, 488	1, 312		無		_
	高原農業研究所試験研究	ご費	高原農業研究所		1,348	1, 330	無	有		
歳入歳出状況	【歳入歳出】								(単位:千円)	
	年度	歳入				歳出				
		子	算		執行額		予算		執行額	
	平成 25 年度		-			-		-	-	
	平成 26 年度		-			-		-	-	
	平成 27 年度		-			-		-	-	
	平成 28 年度		-			-		-	-	_
	平成 29 年度		1, 649		2, 09	95	8,	347	6, 907	7
	予算執行に関し				da . e . e . e	- 61- 1				
	• 平成 25 年度~									部に
1 /l = 155=	含まれている。					研究所	の数値	きであ	る。	
人件費の状況	①高原農業研究					-				
	②平成 29 年度/	、件費	の総額	75	, 593 千円	9				

5. 球磨農業研究所

(当該研究所の現地確認は時間的制約から行っていない。)

項目		内			容					
試験研究センタ 一名 (該当に○)	 ()農業研究センター本部 ()農産園芸研究所 ()茶業研究所 ()高原農業研究所 (○) 球磨農業研究所 () 生産環境研究所 ()畜産研究所 () す地畜産研究所 ()アグリシステム総合研究所 ()果樹研究所 ()) 天草農業研究所 () 林業研究指導所 ()水産研究センター ()産業技術センター ()保健環境科学研究所 ()科学捜査研究所 									
試験研究センタ	県の南部、球	県の南部、球磨郡あさぎり町に位置し(標高 166m)、所長(兼務)以下研								
ーの概要	究員2名、現業	究員2名、現業1名、嘱託職員1名、臨時職員3名で試験にあたっている。								
	球磨地域特有の	気象、土地、	経営条件	はに適し	た農作物	の研究を	行って	いる。		
	水田作部門、茶	業部門及び果	樹部門を	:設置。						
	• 総面積	10.7 h a								
	• 圃 場	水田 2.4 ha、	畑 1.2h	a、茶	園 2.1 h a	、果樹園 2	2.1 h a			
		採草地他 1.8	h a							
	その他	ガラス温室、	作業機格	納庫等						
試験研究センタ	球磨地域にお	おける果樹、茶	に関する	試験研	「究課題に	取り組ん	でいる	。特に		
一の目的	地域の環境に適	直した品種の栽	培や問題	国となっ	っている課	題に取り	組んで	いる。		
	注1: □:国庫事 注2: 当初予算の	業、○:県単事業、△ ()は再掲分	: その他							
	国県 革事・他 業業	事業・研究名		事業実施所属名		H29決算額 (単位:千 円)	民間委 託 の有無	研究成 果 の有無		
	○ 球磨農業研	究所管理運営費		農業研究球磨農業	センター 研究所	4, 592	有	無		
	○ 球磨農業研	究所試験研究費		農業研究センター 球磨農業研究所		3, 370	無	有		
	【歳入歳出】					(当	単位: 千	-円)		
		蒜	表入		歳出					
	年度	予算	執行額		予算		執行額			
	平成 25 年度	-		-		-		-		
	平成 26 年度	-		-		-		-		
	平成 27 年度	-		1		-		-		
	平成 28 年度	-		-		-		-		
	平成 29 年度	3, 285		5, 265	8	, 685	7,	962		
	予算執行に関し	ての補足説明						_		
	・平成 25 年度~	~平成 28 年度	歳入歳出	は額は、	熊本県農	業研究セ	ンター	本部に		
	含まれている。	平成 29 年度	は、球磨	農業研	究所の数値	直である。				

人件費の状況	①球磨農業研究所構成員の状況 4人
	②平成 29 年度人件費の総額 32,695 千円

6. 生產環境研究所

項目		内		容				
試験研究センタ 一名 (該当に○)	 ()農業研究センター本部 ()農産園芸研究所 ()茶業研究所 ()高原農業研究所 () 球磨農業研究所 (○)生産環境研究所 ()畜産研究所 () 草地畜産研究所 () アグリシステム総合研究所 ()果樹研究所 () 天草農業研究所 () 林業研究指導所 ()水産研究センター ()産業技術センター ()保健環境科学研究所 ()科学捜査研究所 							
試験研究センタ					つわる様々な技術			
一の概要	の開発、省力・低コスト化の組立実証、土地基盤の整備などについて試験研 究を行っている。							
試験研究センタ	環境に配慮し	、資源を有効	に利用しながら	「安全・安心」	「高品質」な農産	E		
一の目的	物を生産すると	ともに経営基	盤安定のために	「省力」「低コス	、ト」化を実現し、	`		
	持続的な農業を	推進するため	の技術開発を行	゙ う。				
					及び地域農業の発	ŝ		
	展、さらには農	:業環境の保全	に寄与すること	:を目指している				
歳入歳出状況	【歳入歳出】		1		(単位:千円)			
	年度		入机石坑	歳				
	T. N. o. F. F.	予算	執行額	予算	執行額			
	平成 25 年度	-	-	-				
	平成 26 年度	-	-	-				
	平成 27 年度	-	-	-				
	平成 28 年度 平成 29 年度	11 540	11 025	14 071	10.006			
	予算執行に関し	11,549	11, 935	14, 971	12, 926			
			毒 λ 毒虫類け	能木旦農業研究	ピセンター本部に	_		
				所究所の数値でる。 で		-		
人件費の状況	①生産環境研究 ②平成 29 年度	所構成員の状	況 25 人		が生産環境研の合	j ~		
	計)							

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 意見

1、特殊空調設備の保守点検業務における随意契約(単独)の妥当性について【意見 13】 農業研究センター内の昆虫飼育室、冷蔵室、恒温室の機能維持に必要な定期点検及び調整業

展案が元ピンク・Proble出間育主、行属主、恒価主の機能維持に必要な足期点模及の調査業務については、特定の会社への随意契約(単独)となっている。これは当該設備を購入した業者独自の設計・施工によるシステムであり、施設の保守点検業務は、上記業者以外に行うことが出来ないためである。

このように、設備購入後その購入資産の特殊性から保守点検業務を購入先業者に随意契約しなければならないようなケースでは購入とその後の保守契約を一体とした入札方法を検討すべきである。当初の購入に関しては、設備の本体価格のみをもって入札により適正に調達されていると考えられるが、その後の保守点検業務も同じ業者に発注せざるを得ないようなケースでは、本体価格のみではなくその後の保守点検業務までを含めた総合的な価格にて入札を行うことが経済的合理性に即していると考えられる。現状では、業者が設備の入札において本体価格を敢えて低くし、入札が決まれば、その後の保守点検業務が高くなろうとも競争相手もないことから基本的に発注せざるを得ないという状況にあり不利益を被る場合があると言える。

従って、このような経済的合理性にも配慮した、競争入札における取扱いの検討が必要である。

7. 畜産研究所

項目	内容
試験研究センタ	() 農業研究センター本部 () 農産園芸研究所 () 茶業研究所
一名	()高原農業研究所 () 球磨農業研究所 () 生産環境研究所
(該当に○)	(○) 畜産研究所 () 草地畜産研究所 () アグリシステム総合研究所
	()果樹研究所 ()天草農業研究所 ()林業研究指導所
	() 水産研究センター () 産業技術センター () 保健環境科学研究所
	() 科学捜査研究所
試験研究センタ	乳牛など大家畜の飼養管理、鶏や豚の育種改良や産肉能力の調査、本県特
ーの概要	産の褐毛和種の育種改良・種雄牛の作出、本県の気候に適した飼料作物の選
	定、未利用資源の飼料化を含む自給飼料の安定生産技術の確立や畜産環境の
	保全に関する試験研究を行っている。

試験研究センタ	高能力な家畜等の育種改良や、牛、豚、鶏等食肉、牛乳等に対する消費者					
一の目的	ニーズの多様化	とに対応した高	高品質畜産物生	産技術の開発に	こよる畜産経営の	
	安定強化を目的	うとしている。				
歳入歳出状況	【歳入歳出】				(単位:千円)	
	左连	蒜	入	歳	出	
	年度 	予算	執行額	予算	執行額	
	平成 25 年度	-	-	-	-	
	平成 26 年度	-	-	-	-	
	平成 27 年度	7年度				
	平成 28 年度	<u> </u>				
	平成 29 年度	74, 394	86, 584	30, 887	29, 419	
	予算執行に関し	ての補足説明				
	・平成 25 年度~平成 28 年度歳入歳出額は、熊本県農業研究センター本部に					
	含まれている。平成 29 年度は、畜産研究所の数値である。なお歳入額につい					
	ては、草地畜産	医研究所の生産	物売却額が含る	 Eれている。		
人件費の状況	①畜産研究所構成員の状況 50人					
	②平成 29 年度	人件費の総額	374,642 千円			

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

4	丰	計	車	ΙI	百	な	1
- 1	71	ш	1	-	<u> </u>	'	しっ

2. 意見

特記事項なし

8. 草地畜産研究所

項目	内容
	() 農業研究センター本部 () 農産園芸研究所 () 茶業研究所
試験研究センタ	()高原農業研究所 ()球磨農業研究所 ()生産環境研究所
一名	()畜産研究所 (○) 草地畜産研究所 ()アグリシステム総合研究所
(該当に〇)	()果樹研究所 ()天草農業研究所 ()林業研究指導所
	() 水産研究センター () 産業技術センター () 保健環境科学研究所
	() 科学捜査研究所

試験研究センタ 一の概要

阿蘇地域の特有の気候条件と豊富な草資源を活用した褐毛和種、農用馬の放

牧を主体とした飼養試験及び寒地型 牧草等の栽培試験研究を実施してい る。

所長以下研究員4名(獣医2名含む)、現業4名、臨時職員2名で試験研究にあたっている。

- 総面積 226.2ha
- 改良草地 104.7ha
- 自然草地 27.2ha
- 雑木林・沢 81.0 ha
- 本館研究棟 826 m²
- その他

繁殖試験牛舎、乳用牛試験牛舎、育成肥育試験牛舎、乾草貯蔵庫、堆肥舎、 トラクター格納庫等





肉用牛は繁殖牛、肥育牛、育成牛であり、農用馬は繁殖馬と育成馬である。

試験研究センタ 一の目的

阿蘇地域特有の草資源、褐毛和種、農用馬に関する試験研究を実施し生産者の経営向上につながる技術の開発、知見の集積を行う。

この研究所の主研究は、

- ① 新しい草種、高標高地用牧草圃場の研究開発
- ② 草原活用の研究
- ③ あか牛、馬の繁殖肥育等の研究開発である。

歳入歳出状況	【歳入歳出】	(単位:千円)				
	左帝	炭	支入	歳出		
	年度	予算	執行額	予算	執行額	
	平成 25 年度	-	-	-	-	
	平成 26 年度	-	-	-	-	
	平成 27 年度	-	-	-	-	
	平成 28 年度	-	-	-	-	
	平成 29 年度	-	-	18, 908	16, 247	
	予算執行に関して	しての補足説明				
	・平成25年度~	平成 28 年度歳	え入歳出額は、煎	《本県農業研究	センター本部に含	
	まれている。平成	対 29 年度は、	草地畜産研究所	の数値である。		
	・平成 29 年度歳	入の執行額(収入額)例えば	ば肉用牛の売却額	領は、畜産研究所	
	歳入額に計上され	れている。				
人件費の状況	①草地畜産研究所構成員の状況 9人 (臨時職員等除く)					
	②平成 29 年度人	件費の総額	70,992 千円			

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、不用物品処分調書における物品管理者の押印漏れについて【指摘事項4】

肥育牛の売却に際して「不用物品処分調書」を作成し、処分の内容(処分物品、売却先、処分 額等)を記載し、物品管理者の押印を整えなければならない。

草地畜産研究所の作成する全ての「不用物品処分調書」に物品管理者の押印が整えられていなかった。

「熊本県農業研究センター所長専決事項の一部を指定して管理部長等に専決させることについて」(平成23年1月21日 農研管第303号)において「物品(重要物品を除く。)の不用決定及び処分に関すること。」の権限を委譲することは認めるとしているが、公印を省略できるとは書かれていない。「熊本県物品取扱規則」に基づく処理を行う必要がある。

2、物品管理について【指摘事項5】

物品の台帳から作成された管理表を基に現物確認を行ったが、備品シールがはがれて、備品番号が確認できない物品があった。(バキュームカー 備品番号:0032552、ローターベーター 備品番号:0036954)。

印字の消えている備品ナンバーシールは補完し、「熊本県物品取扱規則」に基づき適切な処理 を行わなければならない。

2. 意見

特記事項なし

9. アグリシステム総合研究所

項目	内容
試験研究センタ	() 農業研究センター本部 () 農産園芸研究所 () 茶業研究所
一名	()高原農業研究所 ()球磨農業研究所 ()生産環境研究所
(該当に○)	() 畜産研究所 () 草地畜産研究所 (○) アグリシステム総合研究所
	()果樹研究所 ()天草農業研究所 ()林業研究指導所
	()水産研究センター ()産業技術センター ()保健環境科学研究所
	() 科学捜査研究所
試験研究センタ	平成 29 年度にこれまでの研究所名「い業研究所」を「アグリシステム総合
ーの概要	研究所」へ改称するとともに生産情報システム研究室を新設した。左記は本
	部及び研究所棟(県 HP より)であ
	る。
	この研究所の主な業務活動は、
	①いぐさの試験研究、普及活動、
	②平坦水田地域における野菜栽培
	及び鮮度保持に関する研究、③I
	CT等を活用した生産性の高い技
	術開発研究、④アグリビジネス相
	談や農産物加工開発等の支援及び
	熊本県南フードバレー構想の推進
	である。
	• 総面積 4.6 h a
	• いぐさ関係 水田 1.1ha 畑 0.3ha
	• 園芸関係 ガラス温室 7 棟 12a ビニールハウス 8 棟 11a 他

試験研究センタ 一の目的

- ① アグリビジネスに関する相 談及び開発等の支援。
- ② くまもと県南フードバレー 構想の推進。
- ③ いぐさ優良品種の育成・栽培加工技術の開発。
- ④ リモートセンシング技術を 活用した効率的栽培システ ムの構築。
- ⑤ 水田平坦地域における野菜の生産性・品質向上技術等の確立、鮮度保持技術の確立。
- ⑥ いぐさ栽培・加工技術の普及指導を行い、地域活性化や稼げる農業につなげる。

平成27年度には、くまもと県南フードバレー構想実現に向け、農産物加工試作や成分分析、商品開発、6次産業化への相談対応等のアグリビジネスへの支援を図るため、フードバレーアグリビジネスセンター(下記センター外観)を設置した。

<フードバレーアグリビジネスセンター外観>





歳入歳出状況	【歳入歳出】	(単位:千円)			
	左连	蒜	歳入		出
	年度	予算	執行額	予算	執行額
	平成 25 年度	-	-	-	-
	平成 26 年度	-	-	-	-
	平成 27 年度	-	-	-	-
	平成 28 年度	-	-	-	-
	平成 29 年度	1,582	2, 015	17, 701	16, 252
	予算執行に関し	ての補足説明			
	・平成25年度	~平成 28 年度	歳入歳出額は、	熊本県農業研究	究センター本部に
	含まれている。	平成 29 年度	は、アグリシス	テム総合研究所	の数値である。
人件費の状況	①アグリシステ	ム総合研究所	構成員の状況	36人(臨時職	員等除く)
	②平成 29 年度	人件費の総額	255,666 千円		

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 意見

1、展示室の整理整頓及び美化について【意見14】

アグリシステム総合研究所内に平成27年建築されたアグリビジネスセンター。

その施設の利用状況については、毎月来所理由、来所者属性(行政、農業団体、製造業者、卸 し・小売業者等の区別)、相談内容分類等をデータとして収集し整理されていた。

外部者の施設利用状況を把握することは、施設の設置意義・価値を評価する上で説得力のあるものとなる。

しかし、他方残念な点も記載しなければならない。

アグリシステム総合研究所内の一角にいぐさ製品展示室が存在する。いぐさの収穫量日本一を 誇る熊本県南地域において展示室を設置し、いぐさの新しい使い道・利用方法を提案することは 非常に大事なことである。

見学者に [いぐさ] の良さを知ってもらえるよう、展示室の整理整頓を定期的に行い、展示の 在り方を検討していただきたい。

10. 果樹研究所

項目	内容
試験研究センタ 一名 (該当に○)	 ()農業研究センター本部 ()農産園芸研究所 ()茶業研究所 ()高原農業研究所 ()球磨農業研究所 ()生産環境研究所 () 畜産研究所 ()草地畜産研究所 ()アグリシステム総合研究所 (○)果樹研究所 ()天草農業研究所 ()林業研究指導所 () 水産研究センター ()産業技術センター ()保健環境科学研究所 ()科学捜査研究所
試験研究センタ	平成元年の組織改革により、熊本県農業研究センター果樹研究所となっ
ーの概要	た。現在、常緑果樹研究室、落葉樹果樹研究室及び病虫化学研究室の3研究
	室体制で試験研究活動を
	行っている。左記は本部及
	び研究所棟(県 HP より)
	である。
	●総面積 24.1ha
	●果樹園 17.4ha
	●その他 研究本館、研修
	館、現場控室、作業舎、堆
	肥舎、貯蔵庫、各種温室他
	この研究所の主な業務活動
	◆ 常緑果樹研究室・・・熊本県に適応したカンキツ品種の開発・選抜、
	高品質果実の安定生産、省力生産技術、気候温暖化に対応した技術等
	の開発研究の実施
	◆ 落葉樹果樹研究室・・・消費者ニーズに適応した優良品種の選定や生
	産性の高い軽労働・省力化・低コスト技術、気候温暖化に対応した技
	術等の開発研究の実施 ▲ 「京中ル党研究家」 「環境に到慮した※<対象体の対象は、の環境会帯低減拡大
	◆ 病虫化学研究室・・・環境に配慮した総合防除体系や環境負荷低減施 ません またい 日番 の温暖化に対応した 佐畑は海の間が
	肥技術の開発、オリジナル品種や温暖化に対応した施肥技術の開発

試験研究センタ 一の目的



<果樹研究所提供資料より>

- ① くまもとの魅力を発揮できる新品種の開発・選抜
- ② 食味重視の消費者ニーズに対応した高品質・安定生産技術の開発
- ③ 生産性の高い軽労働・省力化・低 コスト・省エネ生産技術の開発
- ④ 気候変動や気象災害に強い高品 質果実の生産安定技術の開発
- ⑤ 持続的安定生産のための環境保 全型生産技術の開発

県内における果樹生産地域の情報 については左記のとおりである。

【歳入歳出】

(単位:千円)

年度	蒜	支入	歳出		
十段	予算	執行額	予算	執行額	
平成 25 年度	-	-	-	-	
平成 26 年度	-	-	-	-	
平成 27 年度	-	-	-	-	
平成 28 年度	-	-	-	-	
平成 29 年度	11, 136	13, 041	35, 565	34, 013	

予算執行に関しての補足説明

・平成 25 年度~平成 28 年度歳入歳出額は、熊本県農業研究センター本部に 含まれている。平成 29 年度は、果樹研究所の数値である。

人件費の状況

- ①果樹研究所構成員の状況 20人
- ②平成29年度人件費の総額 163,044千円

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、物品管理について【指摘事項6】

物品の台帳から作成された管理表を基に現物確認を行ったが、性能陳腐化、修理不可能になっている物品が存在した。

「熊本県物品取扱規則」に基づき、修理、再利用を検討する等適切な処理を行わなければならない。

2. 意見

特記事項なし

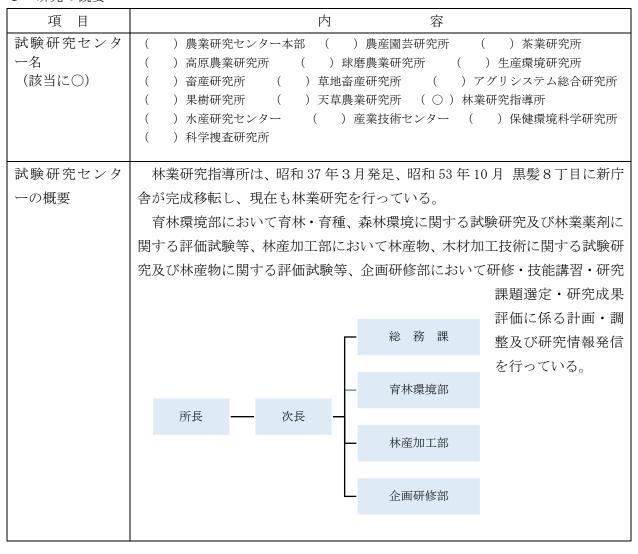
11. 天草農業研究所

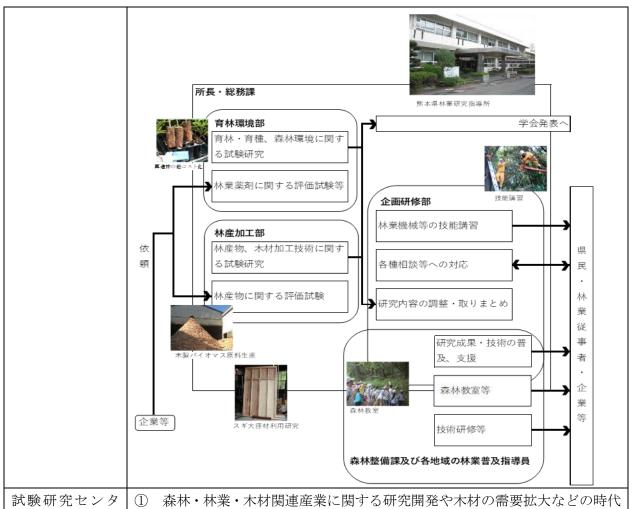
(当該研究所の現地確認は時間的制約から行っていない。)

項目		内			容			
試験研究センタ	() 農業研究センター本部 () 農産園芸研究所 () 茶業研究所							
一名	()高原農業研) 球磨農業)生産環境		
(該当に○)	() 畜産研究所		地畜産研究			7グリシスラ		研究所
	() 果樹研究所				() 林業	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•	-
	() 水産研究セ () 科学捜査研	ンター()産業担	文術セン	/ター ()保健理	東境科字	研光所
試験研究センタ	天草地域にお	いて、研究員	2名、瑪	製業2名	名で試験研	F究にあた	ってい	る。暖
ーの概要	地・海洋性気候	に属する天草	地方に適	iした農	農業振興作	物の実証	的試験	研究を
	行っている。野	菜部門と果樹	部門を設	是置。				
	総面積	3.5 h a						
	• 圃 場	水田 0.3 ha、	畑 0.041	ha、果	L樹園 1.2	hа		
	その他	ガラス温室、	ビニール	ハウス	、等			
試験研究センタ	天草地域の気	象条件を最大	限に活か	3し、高	品質・低	コストの	売れる	農産物
一の目的	づくりにより農	業農村の持続	的な発展	そ図る	らため、野	承菜・果様	の適応	品目・
	品種の選定及び							
					0			
	注2: 当初予算の							
	国庫事業業	事業・研究名		事業等	実施所属名	H29決算額 (単位:千 円)	民間委 託 の有無	研究成 果 の有無
	〇 天草農業研	究所管理運営費		農業研究 天草農業	センター 研究所	4, 65	3 有	無
	○ 天草農業研	究所試験研究費			センター	1, 74	5 無	有
	八年展末初			天草農業	研究所	1, 11	2 200	113
歳入歳出状況	【歳入歳出】					(単	位:千四	円)
	for the	歳	入			歳出		
	年度	予算	執行	額	予算	算 執行額		頁
	平成 25 年度	-		_		-		_
	平成 26 年度				-			
	平成 27 年度	年度		-				
	平成 28 年度	_		_		-		_
	平成 29 年度 1,326 2,346 6,945 6,398					398		
	予算執行に関し	ての補足説明						_

	・平成 25 年度~平成 28 年度歳入歳出額は、熊本県農業研究センター本部に 含まれている。平成 29 年度は、天草農業研究所の数値である。
人件費の状況	①天草農業研究所構成員の状況 4人 ②平成29年度人件費の総額 25,863千円

3) 熊本県林業研究指導所





試験研究センタ 一の目的

- ① 森林・林業・木材関連産業に関する研究開発や木材の需要拡大などの時代の要請に対応した情報の集積や発信を通じて林業の振興や森林の保全を図る。
- ② 研究の成果や技術・知識を林家に指導普及し経営の安定等に資するほか、 林業担い手の育成のための各種技術研修や講習を実施する。

研究課題の選定 基準の有無及び 方法

「林業研究指導所研究課題選定・評価等実施要領」で定めた選定基準に基づき、同要領で定めた構成員による評価会議により課題選定の評価を行う (下記フローチャート参照)。

各会議は構成員を替えて次の4段階の会議を実施する。

所内会議 → 専門部会議 → 外部評価委員会議 → 研究課題選定・評価会議 評価は、緊急性、先進性、公共性、貢献度の4つの項目を各5点の20点満点で採点する。

研究成果評価方 法の概要

研究課題の選定基準と同様の流れで研究成果の評価を行う(下記フローチャート参照)。評価は、効率性、目標達成度、普及性の3つの項目を各5点の

15 点満点

で採点す

なお、研

究期間 • 研

究内容の

変更が必

要な場合

は中間評

価を行う。

評価は、緊

急性、成果

の確認、達

成見込み

の3つの

項目を各

5点の 15

点満点で

採点する。

る。

事前評価 中間評価 成果評価 中間経過年度 新規課題着手の前年度 開催時期 研究期間が終了した次年度 (5年以上の研究期間のおおむね3年目) 林業関係団体 ニーズ調査 林業研究指導所所內会議 林業研究指導所所内会議 林業研究指導所所内会議 評価 評価 評価 専門部会議 専門部会議 専門部会議 評価 評価 外部評価委員会議 外部評価委員会議 外部評価委員会議 意見聴取 意見聴取 意見聴取 研究課題選定・評価会議 研究課題選定・評価会議 研究課題選定・評価会議 決定 決定 決定 評点基準 緊急性 5点 緊急性 効率性 先進性 5点 成果確認 5点 目標達成度 5点 公共性 5点 達成度見込 5点 普及性 15点満点 승計 15点満点 貢献度 5点 合計 合計 20点満点 ※各項目3点を合格点とする ※各項目3点を合格点とする ※各項目3点を合格点とする 評価 区分 区分 区分 評点 n < 9 不適切 n < 12 要検討 一部達成 n < 10評価内容を 12≦ n 適切 9≦ n <12 概ね達成 10≦ n < 14 取入れ実施 12≦ n 達成 14≦ n 適切 林業研究指導所所内会議 構成員 林業研究指導所長、企画研修部長、育林環境部長、林産加工部長 専門部会議 農林水産政策課、団体支援課、森林整備課、林業振興課、森林保全課 環境生活部自然保護課の技術担当課長補佐、森林整備課の普及担当班長 外部評価委員会議 森林所有者、関連業界の団体、学識経験者等 ※林業研究指導所長が任命 (任期3年) 研究課題選定・評価会議 森林局長、農林水産政策課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長 林業研究指導所長、環境生活部自然保護課長

平成 29 年度の研 究成果の状況

1. 育林環境部・林産加工部

平成 29 年度に実施した研究 8 課題のうち、 2 課題が同年度内に完了し、 残る 6 課題は継続。完了した 2 課題について、上記会議による成果評価を実 施 (平成 30 年度)。成果評価を受けて、研究成果報告書を刊行・配布予定。

研究課題	計画期間	状 況
強度間伐による林分構造の経年変化に関する 研究	自平成 27 年度 至平成 29 年度	完了
次世代ヒノキの育成に関する研究	自平成 27 年度 至平成 31 年度	継続
シカ多頭捕獲のための誘引技術の開発	自平成 27 年度 至平成 29 年度	完了
再造林・初期保育の低コスト化に関する研究	自平成 29 年度 至平成 31 年度	継続

意匠性と耐久性に優れた内・外装の利用技術に 関する研究	自平成 28 年度 至平成 30 年度	継続
スギ大径材の利用方法と利用技術に関する研 究	自平成 27 年度 至平成 31 年度	継続
木製土木構造物の現況調査と適切な維持管理 に関する研究	自平成 29 年度 至平成 31 年度	継続
木質バイオマス原料の効率的な生産のための 乾燥方法に関する研究	自平成 27 年度 至平成 29 年度	継続

2. 企画研修部

林業研究指導所主催の研修による資格取得者実績

		取	得実績(人)	
資格区分	種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
免 許	林業架線作業主任者	8	7	6
技能講習	玉掛け	23	14	17
	はい作業主任者	26	16	12
	車両系建設機械運転	16	17	12
	小型移動式クレーン運転	20	13	20
	フォークリフト運転	20	23	23
	小計	113	90	90

3. 林業普及指導員

平成 29 年度活動実績

	区 分	時間	備考
	普及指導(直接・間接)	17, 253	
	調査研究	174	
	情報収集	9, 180	
普及活動	連絡調整	791	
内容内訳	試験研究・教育機関	227	
	市町村・その他	564	
	普及指導の準備	23, 057	
	普及関係事務報告	1,610	
普及活動計		52, 856	
その他(研	修受講等)	37, 026	
業務計		89, 882	-

「第56号 業務報告書 平成29年度」より抜粋

歳入歳出状況	【歳入歳出】 (単位:千円)						
	年度		歳入		歳出	4	
	十段	予算		執行額	予算	執行額	
	平成 25 年度	平成 25 年度 1,711 3,244					
	平成 26 年度	1, 16	3	2,009	30, 461	45, 822	
	平成 27 年度	1, 29	3	2, 732	29, 208	30, 868	
	平成 28 年度	6, 96	3	10, 428	35, 457	34, 952	
	平成 29 年度	7, 59	0	7, 055	30, 811	35, 679	
	予算執行に関し	ての補足説明	月				
	• 歳入について	には、設備使	用料、	委託費、しい	たけの販売な	ど。	
	• 歳出について	には、主に運	営費、	試験調査費等	等の林業研究指	導所費である。	
	なお、上記予	なお、上記予算には、本庁の予算となっている職員の人件費等は含まれて					
	いない。	いない。					
人件費の状況	①研究所(セン	①研究所(センター)構成員の状況:18人(臨時職員除く)					
					(平成 30 年	4月1日現在)	
	3	管理職 総	務課	育林環境部	林産加工部	企画研修部	
	事務職	1	1	-	-	=	
	技能職	2	-	3	4	2	
	技労職 - 5						
	②平成 29 年度人件費の総額:平成 29 年度人件費の総額 137, 503 千円						
契約事務関係書 類の所在	林業研究指導所総務課所管書庫等						
保有・管理する資 産の台帳等	備品台帳、重要備	備品台帳、重要備品台帳、財産台帳にて管理。					

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 意見

1、会議における議事録及び会議定足数の規定がないことについて【意見15】

所内会議、専門部会議、外部評価委員会議及び研究課題選定・評価会議等会議が開催されているがその会議において協議された際の議事録が作成されていない。

議事録が作成されないと、議事がどのように行われ各構成員からどのような発言があったのか 確認できる書類がない。「熊本県林業研究指導所研究・技術開発実施方針」が文書化されている が、その方針に基づくものであったか否かも確認できない。少なくとも議事録要旨を作成の上、 議事において検討された課題や協議された内容について文書として残しておく必要がある。

また、所内会議、専門部会議、外部評価委員会議及び研究課題選定・評価会議において、定足数の規定がない。定足数の規定がないと、出席者が総数の過半数以下であっても議事が成立する懸念が生じ、合議制を前提とした議事が成立するのか疑問である。各会議における定足数を設けることが望ましい。

平成29年度における出席者数は次のとおりである。	平成 29	年度におけ	る出席者	数は次の	とおり	である
--------------------------	-------	-------	------	------	-----	-----

	所内会議	専門部会議	外部評価委員会議	評価会議
構成員数	4名	7名	10名	7名
出席者	4名	5名	6名	6名
出席割合	100%	71%	60%	85%

※出席者のうち、一つの課から2名参加している場合は1名とカウント

2、研究期間延長にともなう報告の必要性について【意見16】

研究課題の1つである「スギ大径材の利用方法と利用技術に関する研究」は、当初3年間の研究期間(平成27年度から平成29年度)であったが、平成28年度に国の交付金事業により研究設備の入替えが可能になったことにより、研究を中断し、設備の入替えが実行された。設備入替後の平成30年7月末から研究が再開されたが、中断した期間分、研究期間が2年間延長し、5年となっている(平成27年度から平成31年度)。

研究期間が5年に変更されているが、これに対する報告が行われていない。

研究期間については、事前評価で外部委員の含む各構成員から評価を受けたうえで、決定された研究課題である。研究の進捗等による期間の変更ではないため、中間評価の対象ではないものの、研究期間が変更されたことについて、毎年行われる各種会議でその旨の報告は必要であると考える。

3、中間評価の必要性の検討について【意見17】

実施要領では、「必要に応じて研究進行中の課題について中間評価を行う」と規定されている (「林業研究指導所 研究課題選定・評価等実施要領 第4」)。また、実施方針では、「研究が進行中の課題について、研究ニーズの変化に迅速に対応するため、期間の変更や研究内容の修正など的確な進行管理を行うことが必要と思われる研究課題について中間評価を行う。」(「熊本県林業研修指導所研究・技術開発実施方針2(2)中間評価」)と規定されている。この中間評価が必要であるか否かの判断は、林業研究所所内で検討される。

なお、平成25年7月2日より中間評価を導入しているが、これまで中間評価が行われた実績はない。期間の変更や研究内容の修正など的確な進行管理を行うことが必要と判断される事案はなかったということであろうか。

中間評価が必要であるという判断は、林業研究指導所所長の判断なのか、もしくは林業研究指導所所内の会議体による判断なのか、現行の実施要領上、明確ではない。職員及び関係者の気付きによるところに依存すると考えるが、どのような場合に必要なのかという具体的な判断過程が

明確ではない。

中間評価の必要性を誰が判断するのかを実施要領において明確にすること、及び中間評価の必要性の判断過程を文書化することが必要である。

文書化について、具体的に以下のような内容が考えられる。

(中間評価の必要性の検討)

進行中の研究課題において、中間評価の必要性を検討すべき事象が発生した場合は、林業研究 指導所所長(もしくは林業研究指導所内の会議体名)は、中間評価の必要性の検討を行う。

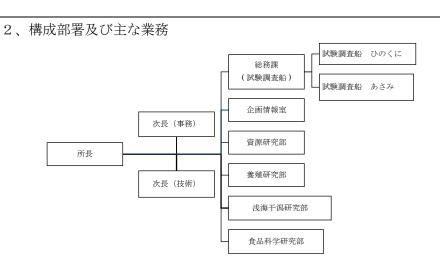
また、検討すべき事象が発生しない場合でも、その事実を林業研究指導所内の会議で報告を行う。

(中間評価の必要性を検討するべき主な事象の例示)

- ① 研究の進捗等により研究期間の変更が生じる可能性がある場合
- ② 他の研究施設において開示された結論を利用することにより、研究内容の変更が生じる可能性がある場合
- ③ 研究成果について、結論を出すことが困難な事象が発生した場合
- ④ 研究ニーズが変化し、進行中の研究課題についてその必要性が求められなくなる可能性がある場合

4) 熊本県水産研究センター

1 研究の概要	
項目	内容
試験研究センタ 一名 (該当に○)	 ()農業研究センター本部 ()農産園芸研究所 ()茶業研究所 ()高原農業研究所 () 球磨農業研究所 () 生産環境研究所 () 畜産研究所 () 草地畜産研究所 () アグリシステム総合研究所 () 果樹研究所 () 天草農業研究所 () 林業研究指導所 (○) 水産研究センター ()産業技術センター () 保健環境科学研究所 () 科学捜査研究所
試験研究センタ	1、沿革
一の概要	平成2年4月 水産業に関する試験研究を総合的に行い水産業の振興に資するため、熊本県水産試験場(本場、大矢野支場、牛深分場)と熊本県のり研究所を統合・発足。 平成2年 水産研究センターを天草郡大矢野町に開設。
	平成 19 年 内水面研究所の業務を水産研究センターへ集約し内水面研究所 を閉所。



部署名	主な業務
総務部	人事・服務、文書・経理、財産・物品、庶務等の管理及び試
(調査船)	験調査船2隻の運行、維持管理
	試験研究の企画調整、水産業情報収集・研究成果の広報、
企画情報室	水産技術の普及・指導・研修
	水産振興施策関連業務との調整
資源研究部	水産資源・漁海況の調査研究
其似 (如九部)	魚介類増殖技術の試験研究
	魚介藻類養殖技術の試験研究
養殖研究部	水産種苗生産技術の試験研究
	魚介藻類の病害防除・病理の試験研究
	浅海干潟域貝類藻類増養殖技術の試験研究
浅海干潟研究部	漁場環境調査研究
	漁場環境の改良保全の調査研究
食品科学研究部	食品衛生、利用加工技術、流通技術の試験研究

3、主な保有設備等

(画像は監査時に撮影したもの。一部センターHより転載)

ヤンター外観



試験調査船「ひのくに」



試験調査船「あさみ」



敷地内施設②(陸上コンクリート水槽)



施設内の設備等① (ろ過設備)



施設内の設備等② (ノリ種苗用水槽)



試験施設内で飼育されている魚



養殖試験中のカキ



保有機器 (分析用機械)





研修センターの展示スペース







試験研究センタ 一の目的

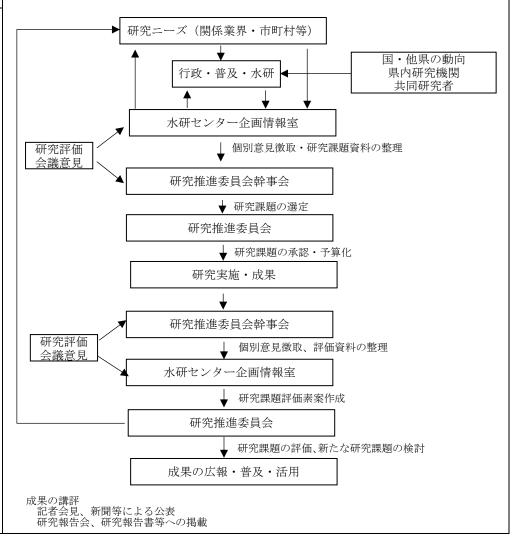
水産業に関する試験研究を総合的に行い、開発された成果を用いて本県水産業 の振興に資することを目的とする。

研究課題の選定 基準の有無及び 方法

水産研究センターにおける研究課題の選定、評価に関するフローは以下のと おりである。

(センターから入手したフロー図をもとに一部簡素化して表示)

研究成果評価方 法の概要



平成29年度の研	〇平成	え29 年度における主	な事業の目的と内容	
究成果の状況	No.	事業名・担当部 予算額(千円)	目的	内容
	1	資源評価調査 (国庫 J V) 資源研究部 5,865	水産庁からの委託により、水産庁からの委託によりときを含まれています。とは、大学の水産間である。またのででは、大学の水産では、大学の水産では、大学の水産では、大学の水産では、大学の水産では、大学の水産では、大学の水産では、大学の水産では、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	・牛深など県内主源原漁艦 地に(TAC)対象イズト。 地に(TAC)対象イズト。 ・県で東施場で、 ・県の大変を地で、 ・県の大変を地で、 ・県の大変で、 ・県の大変で、 ・県の大変で、 ・場でで、 ・場でで、 ・場でで、 ・出げたきで、 ・田崎されるが、 ・大きで、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	2	アユ資源動向調査 資源研究部 726	アユ漁獲量の増加・安 定対策に資することを 目的に、流下仔アー、流 下仔アユ資源を支流 下仔アユ資源を・環境条 件を把握する。	・球磨川におけるアユの成長、成熟状況を調査した。 ・春季、球磨川堰において遡上してくるアユ稚魚の遡上量等を調査した。 ・秋から冬季、球磨川堰においてアユ流下仔魚の流下量を調査した。
	3	養殖重要種生産向上事業養殖研究部 3,552	養殖生産の発生を関外である。 養殖性が変で、、は、の病のでは、の病のでは、の病のでは、のの病のでは、のの病のでは、のの病のでは、のの病のでは、のの病が、のの病が、のの病が、のの病が、のの病が、のの病が、のの病が、のの病	①策・ PAV 防策を施 第一次 PAV 特に PAV 特に PAV 特に PAV 特に アAV 特に アムル で で アAV 特に で で アAV が で で で で で で で で で で で で で で で で で で
	4	クマモト・オイス ター優良系統選抜 育種 養殖研究部 4,116	クマモト・オイスター の養殖が良く、アースを をが良く、マート・オイに強く、 長が良く、マート・オイスの 長が良く、マートーター というでは というでは というでは というで というで というで というで というで というで というで というで	【親貝養成】 ①これまで生産していなかった(平成28年)11~12月の採卵に成功した。②くまもと里海づくり協会に対し、量産用として純種生産用183個体、ハイブリッド種生産用333個体の親貝を提供した。

		くりででは、 くりの種では、 はい、 はい、	③ 3 まから 5 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で
5	クロマグロ養殖振 興技術開発事業 養殖研究部 6,803	近口厳殖然でそ種で殖辺域がで養産るた物果らグをと近口、い)。、二。、の化めかでマが本り込事工すいがつれたの、二。、の化めかでマが本り込事工すい質口も確 内ズロ得展大。稚結口き産きるは生とに源マ種が も高グ上よな、飼る生ば殖経こク産を天管グ苗課 人ま口やる効県育天産、水済と口技目然理口(課 人ま口やる効県育天産、水済と口技目のが養天題 工っ養周地果内、草す新産効かマ術的クが養天題 工っ養周地果内、草す新産効かマ術的	国立研究開発法人水産研究:教育機構西海区水定の 完:教育機構西海を和たクロスグロ受精卵を種苗を 1,367尾生産した。 そのうち、1,125尾を養殖 そのうち、1,00円 その海面筏に沖出した。
6	有明海・八代海赤 潮等被害防止対策 事業(国庫委託) 浅海干潟研究部 4,401	別鎖性海域である有明 海及び八代海の環境もに 神等による漁業を が上・軽減に必要 知見を得る。	・有明海において夏季赤潮・貧酸素調査(6~9月に隔週1回)及び冬季赤潮調査(10~1月に隔週1回)を行った。・八代海において、水質モニタリング調査(6~9月に3週に1回)を行った。・赤潮発生時における緊急、・・赤潮でである緊急である。・漁業者に対した。

) (- 1 H - 1	1: mm \	1 1 HH) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
7	漁場環境モニタリング事業	有明海・八代海等漁場 における海況を周年に	・有明海・八代海の定点 (有明海 18 点、八代海 20
		わたり把握することに	点)において毎月1回大
	浅海干潟研究部	より、漁海沢の変動を	潮時に海況を調査した。
	5, 093	予測し、特異事象の早期発見、各種施策のた	・御所浦など9箇所の養 殖場23定点において、年
	3, 000	めの基礎資料を得ると	1回漁場の水質・底質を調
		ともに、浦湾域養殖漁	査した。
		場の環境を把握し、永続的な漁場利用の知見	・漁協等関係機関に対し、調査結果を提供した。
		を得る。	
8	環境対応型ノリ養	ノリ養殖生産量の減少	・室内における悪環境負
	殖試験	や品質低下の一因である る高水温や低塩分及び	荷選抜試験及び野外水槽 における養殖試験を実施
	浅海干潟研究部	低栄養塩等に耐性を持	した。
	0.014	ち、かつ生長性の優れ	・当センターで選抜した
	2, 814	た品種を選抜育種し、 ノリ生産の安定化・効	高水温耐性株の現場養殖 試験を実施した。
		率化を図る。	・ノリ養殖漁場の栄養塩
		併せて、当センター保	調査及び自動観測ブイに
		有株の環境変化に対す る適応性を評価する。	より得られたノリ漁場の 水温・比重・栄養塩等の情
		さらに、水温・比重・栄	報を、FAXやHP等で生産
		養塩量などの漁場環境	者へ提供した。
		に関する情報やノリ養 殖情報等をノリ養殖業	・ノリ関係組合長会議等 を通じ、本年の環境に適
		者に提供するととも	応した養殖スケジュール
		に、適切な指導助言を	等について指導助言を行
9	二枚貝資源増殖対	行う。 減少が著しいアサリ、	った。 ·緑川、菊池川 (アサリ、
	一位只真你相准的 策事業	ハマグリ等二枚貝は浅	ハマグリ) 及び球磨川(ハ
	ND NA W7	海干潟漁場の重要な水	マグリ)河口域の生息状
	浅海干潟研究部	産資源であるばかりで なく、環境変化に重要	況、底質環境調査を行っ た。
	3, 756	な役割を果たしてお	^_。 ·有明海 (アサリ) 、緑川、
		り、これらの資源の回	球磨川(ハマグリ)河口域
		復を図るため、調査及 び増殖技術開発のため	の浮遊幼生調査を行っ た。
		の試験を行う。	・生息状況に基づく資源
			管理方策の報告・指導を
10	浅海干潟漁場高度	八代海湾奥部等の浅海	行った。 ・連続観測ブイ設置によ
10		八八海湾奥部寺の浅海 干潟漁場において、観	・ 連続観側ノイ設直によ る水質の連続観測(6~9
		測機器設置により水質	月:鏡町地先、6~2月水
	浅海干潟研究部	の連続的なモニタリン グを行い、生産量低下	保地先)、鏡町~水俣地先 にかけて、水質の鉛直状
	3, 593	クを打い、生産重仏下 対策を講じるための基	にかりて、水質の鉛直状
		礎データの集積を図	/月)を実施した。
		る。	・水研 HP・FAX 等により関
			係機関へ情報発信した。

11	外部資金活用事業 二枚貝資源緊急増 殖対策事事業(国 庫JV) 浅海干潟研究部	有明機 4 研ので 復 水 一 回 一 在 平 の で と	・県内主要漁場 (3 か所) にはいて生息調査を末状にし、タイラギのを担成のを担びのを担びのを担びのを担び、のででは、のででは、のででは、のででは、のででは、のででは、のででは、のでで
12	外部資金活用事業 二枚貝養殖等を併 月 日 日 長 イ 日 長 イ 日 は 大 に 日 後 イ は 大 に 日 大 に 利 ま イ の は 大 に る は 大 の は 大 の 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、 と 、	人員殖養発らリ複を本水同場類を目りア併の状に落的る業及、栄発らとりで類を、と、大田ののの明的とが等と藻係で含の 機県殖とるこび等と藻係で含の 機県殖とるこび等と藻係で含の 機県殖とるこび等と藻係で含の 機県殖とるこび等と藻係で含の 機県殖とるこび等と藻係で含の 機県殖とるこび等と薬係で含の 機県殖とるこび等と薬係で含の 機県殖とるこび等と薬係で含め 機県殖とることが表述が表述を表述が表述が表述を表述が表述を表述が表述が表述を表述が表述を表述を表述が表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	県内において、ノリ養殖 と二枚貝養殖を隣有明と 行って、 で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
13	外部資金活用事業 水産養殖漁場赤潮 等広域監視システ ム技術開発事業 浅海干潟研究部 1,602	一八をロ連水スと潮方及せ広赤集の係びンる本水漁組 一八をロ連水スと潮方及せ広赤集の係びンる本水漁組 が一口観監ムにラのの設の情公立関潮定 が高にイ測視」、ン開魚置水報表をと有期 がのにイ測視」、ン開魚置水報表をと有期 が一口観監ムにラのの設の情公立関潮定 を新り発群す質をす行共害調 、市合携 をが入るするう同プ査 水・合携 をで及にテ、質ク施 構養V取 場のにが、第自夕る害検、をで及にテ、質ク施 は草組連 が、までうを 研海とし	・県内7カト、 「県内7カト、 「県内7カト、 「リカー 「リカー 「リカー 「リカー 」 「カー
14	水産物安全確保対 策事業 食品科学研究部 1,844	組みを行う。 県在の水産物性業が生に変ない、 に安全に、水産のでは、水産の水産の水産の水産の水産の水ででは、水産のでは、水産のでは、水産のでは、、 は、水産のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	・県内の主要な二枚貝産 地(10 箇所)においてアサ リや力キを対象に ELISA 法による麻痺性貝毒モニ タリングを実施すると もに、将来的な貝毒の機 器分析化に向け、イムノ クロマト法による新たな スクリーニング法の開発

15 水産物付加価値向 上事業 食品科学研究部 1,767	を向上させ、漁業関係 者の所得向上を図るため、地域と連携して水 産物利用加工や商品開	を行っていた。・クロットでは、
16 藻場回復実証モニタリング調査 食品科学研究部 1,559	場の現状を把握すると ともに、藻場減少要因 の解明のための基礎デ ータの収集を行うとと	・天草西海域におけるし、 ・天草西海域にお調査しいる。 場の生息状況を調査ついし、 薬場の減少要と収集して、 薬場が一タを収集して、 ・広域本部水産課及び場でで、 ・広域本部でで、 ・広域本部でで、 でではまりますが、 でではまりますが、 でではまりますが、 でではまりますが、 でではまりますが、 でではまりますが、 でではまりますが、 でではまれる。 ・漁場をはいますが、 はいますが、 にはいますが、 はいますが、 はいますが、 はいますが、 はいまする。 ・漁場をはいますが、 はいまが、 はいまが
17 食用藻類増養殖技術安定化試験 食品科学研究部 1,372	カメ等の食用薬類るに指して、 し、 大手では とした は 大手で という は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	主要海藻 4 種について、 工経薬 4 種について、 大工経養殖技術の安定化 を図るとともに漁業を定と協働で現地試験を同時により、 高ととは試験にはあることにより、目標で表 を図る生産額3億円を1年前 倒しで達成した。

※1:上記事業に関する予算については、当初予算であるため、実績値とは必ずしも一致しない。 ※2:上記予算には、本庁所属となっている職員の人件費及び施設設備整備費等は含んでいない。 「水産研究センター試験研究事業 平成 29 年度実施内容 (成果) 一覧 (水産研究センター作成)」より

歳入歳出状況

【歳入歳出】

(単位:千円)

年度	蒜	克 入	歳出		
平及	予算	執行額	予算	執行額	
平成 25 年度	9, 273	9, 273	164, 471	164, 471	
平成 26 年度	11, 915	11, 915	178, 956	178, 956	
平成 27 年度	24, 952	24, 952	209, 129	209, 129	
平成 28 年度	16, 923	16, 923	202, 812	202, 812	
平成 29 年度	19, 786	19, 786	206, 507	206, 507	

予算執行に関しての補足説明

- ・歳入については、研究事業に関する国庫補助及び委託費。
- ・歳出の主な内訳の年度別推移は欄外に記載している。なお、上記予算には、 本庁の予算となっている職員の人件費及び本庁営繕課で直接実施する施設整 備に関する費用等は含まれていない。

○過去5年間における主な項目別の支出額推移

	項目\年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
試験	研究費	41,896	46, 819	59, 378	56, 973	53, 626
セン	ター運営費	56, 183	59, 265	59, 314	56, 002	58, 305
水産	業振興費※	62, 409	69, 742	86, 739	85, 590	90, 326
	(うち、有明海再生 漁業振興費)	40, 988	40, 219	50, 081	53, 557	48, 988
	(うち、有明海再生 環境調査費)			12, 626	12, 976	24, 885
その他		3, 790	2, 788	3, 584	3, 227	3, 205
明許繰越		193	343	115	1,020	1,045
	合計	164, 471	178, 956	209, 129	202, 812	206, 507

※水産振興費として計上されている予算は、水産研究センターの予算として実施する試験研究事業以外の調査費用(令達予算)や、普及・人材育成事業に係る費用が計上されている。

平成27年度以降の試験研究費の増加は、外部資金を活用した研究事業(前述の研究成果の状況No.11~13)が新たに始まったことによる影響が大きい。また、水産業振興費についても、平成27年度以降有明海再生事業につき、新たに環境調査費として予算が追加されたことにより増加している。

人件費の状況

①研究所(センター)構成員の状況

区分	事務職員	技術職員	技労職・ その他	非常勤・ 臨時職員	合計
総務課	3	2	-	_	5
調査船等	-	7	-	-	7
企画情報室	-	3	-	4	7
資源研究部	-	4	1	4	9
養殖研究部	-	4	1	6	11

		浅海干潟研究部	-	6	2	11	19	
		食品科学研究部	-	3	-	3	6	
		合計	3	29	4	28	64	
		※総務課には、所長及び次長を含む。						
	(②平成 29 年度人件費の総額: 294,834 千円(嘱託職員及び臨時職員を除く)						
契約事務関係書 類の所在	水	水産研究センター 総務課で保管管理。						
保有・管理する 資産の台帳等	公	公有財産台帳、重要備品台帳、使用備品整理簿を作成管理。						

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、不用物品の処分について【指摘事項7】

施設内の重要備品等の管理状況を視察した際に、以下の重要備品が近年ほぼ使用されないまま 放置されていた。

品名	備品番号	備品区分	取得年月日	取得価格	耐用年数	機能の現状
10113801 顕微鏡	0040026	重要備品	平成 1年 3月 25日	10, 000, 000	08年	問題なし

台帳上「機能の現状」は「問題なし」となっているものの、精密機械であるにもかかわらず各所に劣化が生じており、各種配線も取り外された状態であり、長期間メンテナンスをされた形跡もなく、使用できるような状況ではなかった。実際にここ数年使用されたことはないとのことであった。

現地で確認したところ、平成 29 年度において、修理や使用不能となっている重要備品及び



一般備品を合せて61件を処分しているとのことであり、今年度においても、使用不能な備品については、各研究部の照会を行ったうえで処分を行う予定であるとのことであったが、上記のとおり明らかに使用されていない備品がまだ存在する。不用となった備品を長期間処分しない状態で保管していると、紛失、盗難等のリスクが排除できず、未使用の備品を台帳で管理し続けるといった問題も生じる。

修理が必要な物品については、修理 のうえ、再利用を図ることとされてい る(運用通達第13条関係3)。 ただし、修理費用が高額で、新規に購入する費用を超える場合などは適用されない。 また、故障していても他の所属で使用可能な物品であれば、他の所属へ保管転換し、有効活用 する必要がある。

物品の不用決定は、修理及び再利用を検討したうえで行うことになり、適切な手続きのもと不要決定された場合は、台帳から削除するようにすべきである。

「熊本県物品取扱規則」

第4章 処分

(不用の決定)

- 第24条 物品管理者(第5条第4項に規定する課及び事務局の長を除く。次条において同じ。) は、次に掲げる物品は、物品不用決定書により不用の決定をしなければならない。
 - (1) 不要となったもの及び破損して補修を加え難いもの
- (2) 損傷物品で修理、改造、加工等に要する経費が新たに購入する経費に比較して得失相償 わないもの

上記の他にも、台帳上明らかに耐用年数を経過している物品が多数存在している。以下、取得 年月日が平成元年以前のものを提示すると以下のとおりである。

品名	備品 番号	備品 区分	取得 年月日	取得価格	耐用 年数	機能 の現状
20123804 顕微鏡	0040439	一般備品	昭和 56 年 3 月 31 日	815, 100	08年	問題なし
20133306 遠心機	0040481	一般備品	昭和 56 年 3 月 31 日	699, 200	05年	問題なし
10113801 顕微鏡	0040022	重要備品	昭和58年8月3日	1, 150, 000	08年	問題なし
20099901 計量計測機器	0040371	一般備品	平成 1年 1月 28日	761, 200	05年	修理不可能
10073801 血球計算機	0040002	重要備品	昭和60年2月8日	1, 338, 000	05年	問題なし
10113801 顕微鏡	0040021	重要備品	昭和 56 年 3 月 31 日	1, 263, 500	08年	問題なし
20109901 医療衛生機器	0040382	一般備品	昭和60年1月25日	750, 000	05年	問題なし
20094823 天秤	0040361	一般備品	昭和61年9月22日	400, 000	05年	問題なし
20113306 塩分計	0040392	一般備品	平成 1 年 8 月 15 日	416, 300	05年	問題なし
20115906 ホモジナイザー	0040417	一般備品	昭和60年2月22日	338, 000	05年	問題なし
20134129 振とう器	0040504	一般備品	昭和59年11月13日	380, 000	05年	問題なし
20134826 電気炉	0040528	一般備品	昭和 56 年 6 月 30 日	361, 200	05年	問題なし
10183901 恒温器	0040055	重要備品	昭和61年6月25日	1, 250, 000	06年	問題なし
10093003 アイボール	0040006	重要備品	平成 1年10月31日	1,600,000	05年	問題なし
20214005 採泥器	0040651	一般備品	昭和 56 年 3 月 20 日	326, 300	05年	問題なし
10169901 その他 (その他)	0040042	重要備品	昭和61年8月4日	2, 385, 000	06年	問題なし
20133904 恒温室	0040495	一般備品	昭和 56 年 6 月 30 日	929, 200	06年	問題なし
10183901 恒温器	0040054	重要備品	昭和59年11月20日	1, 627, 000	06年	問題なし
20094823 天秤	0040364	一般備品	昭和63年7月3日	420, 000	05年	問題なし

20054106 実験台	0040253	一般備品	昭和 52 年 3 月 25 日	725, 000	05年	問題なし	
20136201 無菌箱	0040538	一般備品	昭和 57 年 3 月 25 日	378, 000	05年	問題なし	

殆どが耐用年数 10 年以下であり、かつ試験・分析用の機器であることを考えると、この中に含まれるものだけでも既に使用に堪えない機器があるものと考えられる。今一度、耐用年数を大幅に超えて保有している機器類の使用状況を調査し、台帳上に記載されている現状と一致しているかを調査する必要がある。

そのうえで、使用に堪えないものについては、既に機能の現状が「修理不可能」となっている ものも含めて、使用できない物品に関しては不用の決定を行う必要がある。

2. 意見

1、研究センター運営に係る人件費等について【意見 18】

「平成 29 年度における主な事業の目的と内容」にも記載したとおり、研究開発費に係る事業 予算として計上されている金額の中には、これに係る人件費(センターで勤務しているが、本庁 の予算として計上されているもの)及び、施設設備の整備に係る費用(本庁で予算計上し、本庁 で契約・執行するもの)が含まれていない。

平成29年度の場合、予算に含まれない人件費等の額は少なくとも以下のとおりである。

項目	金額 (千円)
本庁予算となっている人件費	294,834 千円
クロマグロ養殖振興技術開発事業 (施設整備)	60,255 千円

試験研究の成果として、例えばどの程度水産資源が増加したか、どの程度災害等による被害を 低減できたかといった成果に関する指標も重要だが、その成果に対してどの程度のコストがかか ったかを正確に把握することも重要である。

センターの運営、及び試験研究に関してどの程度のコストがかかっているのか、予算書及び決算書上研究センターの数値に含まれていない。試験研究機関の運営や、そこで実施する試験研究事業に要する費用については、本庁の予算と区分して各機関において計上し、各機関で達成した成果とこれにかかったコストを比較考量できるようにするべきである。また、研究機関や県庁内だけではなく、県民やその他の利害関係者に対して、試験研究機関の行っている研究活動に対してどの程度のコストをかけているのかを分かりやすく開示するためにも、研究にかかったコストを明瞭に示すことができるようにすることが求められるのではないか。

2、試験研究の評価基準について【意見19】

当センターにおける試験研究事業については、「熊本県水産研究推進委員会試験研究評価実施 要領」に基づき、研究内容ごとにその内容を評価することになっている。

当該要領によると、以下のような項目及び評価基準で研究内容を評価することになっている が、現状の評価項目には経済性(研究の達成状況と研究に対して使用した費用の比較考量に関す

る項目) に関する記載が含まれていない。

「熊本県水産研究推進委員会試験研究評価実施要領」

(評価項目)

第6条 評価項目の評価基準は次のとおりとし、研究課題の性格に応じた評価を行う。

(1) 事前評価

別表1の評価基準に基づき採点し、別表2の区分により評価する

(2)中間評価

別表3の区分により評価する

(3)終了前評価

別表4の区分により評価するとともに、別表1の評価基準に基づき採点し、別表2の区分により評価する。

(4) 事後評価

別表4の区分により評価する。

別表1 評価基準

項目	内容	評	点
必要性・緊急性	社会的な情勢や県民ニーズに対して、県	非常に高い	4点
必安性 菜忌性	が実施する必要性や緊急性が高いか?	高い	3点
新規性·独創性	新規性や独創性が高いか?	低い	2 点
为安州	研究機関や目標の設定の合理性や妥当性	非常に低い	1 点
分率性 	は高いか?		
目標達成の	設定した目標を達成する可能性が高い		
可能性	か?		
有効性	期待された成果の実行性や普及性は高い		
有劝性	カ>?		

別表2 評価区分①

ランク	S	S A		С	
点数	19 点以上	19 点未満	14 点未満	10 点未満	
/示 安久	13 派队工	14 点以上		10 杰八响	
評価	重要であり、採択	適当であり、採	計画を見直したうえ	不適当であり採択	
〒〒1 	すべき研究	択してよい研究	で採択する研究	すべきでない研究	

別表3 評価区分②

ランク	評価内容
5	計画とおりの進捗状況であり、このまま推進。
4	概ね計画とおりであり、このまま推進。
3	一部進捗の遅れ、または問題点があり、見直して推進。
2	研究計画の見直しが必要である。
1	事業の縮小または停止が適当である。

別表4 評価区分③

ランク	評価内容
5	計画とおり研究が進展した (100%)
4	概ね計画とおり研究が進展した(約80%以上)
3	計画とおりではなかったが、一応の進展があった(約60%以上)
2	計画の一部しか達成できず、研究の進展があまりなかった(約40%以上)
1	計画が達成できておらず、研究の進展がなかった(約 40%未満)

評価項目に経済的性に関するものがないことから、コストに見合った研究成果を上げていない研究が継続されることで結果として研究活動が非効率なものとなってしまう可能性がある。 考えられる指標としては、たとえば以下のようなものが挙げられる。

- ① 事前に研究開発に係ることが見込まれる予算総額がある程度見込める場合には、その予算 総額に対してどの程度のコストを使用しているか。
- ② 研究内容の評点に対して、どの程度コストがかかっているかを算定し、他の研究内容と比較した上で評点当たりのコストがどの程度となっているか。

試験研究事業に関しては、長い期間と多大なコストをかけることで初めて大きな成果を得られるものもあるため、一概に経済性でその内容を評価することは妥当ではないが、何らかの形で経済性も考慮しなければ、成果達成時の期待感のみを元にコストのみが生じ続けるといったことになりかねない。何らかの形で、経済性を考慮する指標は必要であると考える。

3、情報公開に関する体制について【意見20】

水産研究センターの情報発信に係る手段として、ホームページによる情報提供が行われているが、これにつき、現時点で以下の2つにページが分断されている。

- 熊本県庁本庁のドメインにあるページのURL
 http://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=1149
- ・ 水産研究センター用のドメインにあるページのURL

http://www.suiken.pref.kumamoto.jp/

上記2つのページのうち、本庁ドメインに設置されているページでは、事業報告書や研究報告書、研究センターの情報提供誌(研究センターニュース)等も開示されている。また、センター用のドメインに設置されているページでは、主に漁業関係者向けの情報が提供されているとともに、研究センターニュース等も掲載されているが本庁ドメインに掲載されている情報よりも古い状態のまま放置されているものが見受けられる。

また、本庁ドメインに設置されているページから、センター用ドメインのページへのリンクが 設置されておらず、情報が一元的に閲覧できるようになっていない。

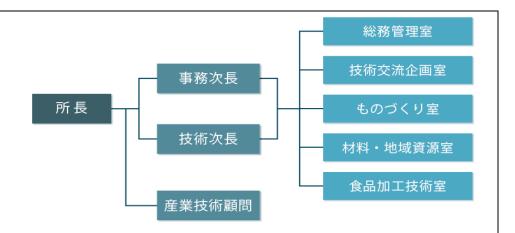
よって、県民、若しくは外部に対する開示方法が一元化されておらず、情報へのアクセスがしにくい状態にある点が問題点として挙げられる。

ホームページを一元化するといったことも考えられるが、用途によって使い分けるのであれば、使い分けの方針を明確にしたうえで開示情報の重複がないようにすること、新旧情報が整理された状態で閲覧できるようにすること等に配慮する必要がある。

5) 熊本県産業技術センター

1 研究の概要

1 研究の概要	
項目	内容
試験研究センタ 一名 (該当に〇)	 ()農業研究センター本部 ()農産園芸研究所 ()茶業研究所 ()高原農業研究所 () 球磨農業研究所 ()生産環境研究所 ()畜産研究所 () 草地畜産研究所 ()アグリシステム総合研究所 ()果樹研究所 ()天草農業研究所 ()林業研究指導所 ()水産研究センター (○)産業技術センター ()保健環境科学研究所 ()科学捜査研究所
試験研究センタ	産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援、並びに
ーの概要	適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図ることを目的に
	して熊本県が設置した技術支援機関である。
	1、沿革
	平成19年4月1日 工業技術センター、食品加工研究所、計量検定所
	を統合し、「熊本県産業技術センター」が発足。
	総務企画部、情報デザイン部、生産技術部、電子
	部、微生物応用部、材料開発部、農産加工部、計
	量検定部の8部体制となる。
	平成21年4月1日 総務企画室、ものづくり室、材料・地域資源室、
	食品加工室、計量検定室の5室体制へ再編。
	平成23年4月1日 総務管理室、技術交流企画室、ものづくり室、材
	料・地域資源室、食品加工技術室の5室体制へ再
	編。
	2、組織について
	熊本県産業技術センター(以下 産技センター)は、商工観光労働部新産
	業振興局産業支援課が所管する研究施設である。産技センター内は以下のよ
	うな組織に分かれている。
	※平成 30 年 5 月 1 日現在(産技センターHP より)



▶ 総務管理室:

総務グループ…総務、経理を担当。

計量検定グループ…特定計量器の検定検査やそのもとになる基準器の検 査と、立入検査等による適正計量の指導啓発を担当。

▶ 技術交流企画室:

試験研究等の総合調整及び企画、県内工業団体や研究機関等との連携、 広報等を担当。また、デザイン開発、情報技術の技術支援も実施。

▶ ものづくり室:

機械金属、電気電子の技術分野を担当。ものづくりの基盤となる機械設計、回路設計、金属・機械加工、精密測定、電子計測、画像処理、生産管理技術などの製造プロセス全般に関わる技術支援を実施。また、県内企業からの技術研修生などを積極的に受け入れ、共同で製品開発や工程の改善などに取り組んでいる。

材料・地域資源室:

有機及び無機材料技術、化学プロセス技術に基づいて材料開発、環境、 エネルギー関連技術を担当。地域資源に関しては、鉱物利用、木質材の有

効利用技術に取り組んでおり、そ の関係団体への技術支援を実施。

▶ 食品加工技術室:

食品加工、微生物利用、生物資源開発等の分野を担当。具体的には、県産農産物を利用した食品加工、みそ・醤油及び焼酎などの醸造、酵母や乳酸菌などの有用な微生物の探索、また、バイオマス利活用等の技術支援を実施。



(産技センターHP より)

試験研究センタ 一の目的

熊本県の産業全体を会社組織に例えた場合、企業は生産部門、大学は研究 部門、くまもと産業支援財団はマーケティング部門、そして産技センターは 生産部門を支える"県内産業の技術部門"に位置づけられる。

具体的には、「売れるものづくり」をコンセプトに技術支援、研究開発、人材育成、産学官連携といったメニューを使い、研究部門で生まれた新技術をビジネスにつながるようマーケティング部門と連携を図りながら生産部門(企業)を支援している。

このように、産技センターは製品の生産技術や、加工技術といった市場化 に必要な技術を研究する施設といえ、画期的な新技術等を研究する大学等の 研究機関と役割を異にする。

研究課題 の選定 基準の有無及び 方法

平成19年に制定された「熊本県中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、「くまもと夢4か年戦略」に掲げた目標を着実に実現するために取りまとめられた「熊本県産業振興ビジョン2011」に基づき、中間計画(平成28年度~平成32年度)を策定しており、当該計画に合致した研究課題を、毎年、各室から提案し、所長以下所内で検討した上で選定し、毎期事業計画を策定、それに基づき研究を実施している。

研究テーマの一般的な選定過程は以下のとおりである。

研究者個人からの研究テーマの提案



提案者からの選定経緯の説明及び各室内における検討



産業技術センターの所長、次長等による検討



年度の研究テーマの決定

なお、上記のようにして決まる研究テーマ以外に、熊本県が長期的に研究 を継続しているものもあり、これについては所管課である産業支援課の方針 により決定されている。

研究成果 評価方 法の概要

研究成果は、年2回、外部の有識者を構成員とする外部評価・業務改善委員会に報告し、評価を受ける。

また、研究成果を取りまとめた業務報告書を毎期作成するとともに、ホームページにおいて研究報告書の PDF データを公開している。

平成29年度業務実績

	業務名	項目	所長室/総務管理室	技術交流企画室	ものづくり室	材料・地域資源室	食品加工技術室	計
		センター単独研究 (件)		3	1	3	4	11
		シーズ創造プログラム (件)		1	3		2	6
	試験	共同研究(件)			1	3		4
	研究	提案公募型事業(件)		1	4	10	2	17
	業務	カスタムメイド受託試			- 1	10	2	- 11
	JK1JJ	験研究事業(件)		2	10	9	10	31
	•	研究発表(口頭、ポス	1	3	11	35	7	57
	技術毕	ター等、投稿)(件) 導業務(件)		353	1, 412	1,626	702	4, 093
l		年来伤(件) 用業務(件)		333 8	252	152	164	576
	依頼	 依頼試験・検査・分析(上		O	1, 062	230	311	1,603
	及び	段:件)(下段:点)			(1,775)	(230)	(311)	(2, 316)
	受託	受託試験(上段:件)(下			(1, 110)	(200)	2, 093	2, 093
	業務	段:点)					(4,573)	(4, 573)
	技術	技術者研修 (件)		2	10	13	11	36
	者養 成業 務	受講者数 (名)		2	19	16	33	70
		講演会(件)		8	17	4	4	33
		参加者数(名)		249	361	158	93	861
	++ 生	研究会(件)			21	4	1	26
	技術	参加者数(名)			713	67	14	794
	普及 業務	講師の派遣 (件)	2	6	1	4	18	31
	未伤	指導員の派遣 (件)				1		1
	Ī	審査員の派遣 (件)	12	1	17	2	28	60
		委員等の派遣 (件)	1	22	26	23	9	81
	農産	食品加工技術研修(回)					2	2
	加工 研修 業務	参加者数(名)					43	43
-		検定個数(個)	5,070					5, 070
	計量	計量器定期検査(器物別)(個)	4, 927					4, 927
	検定・	計量証明検査(個)	10					10
	業務	基準器検査(個)	204					204
	•	立入検査(件)	159					159
	広報業	:務 (件)		1	4	2	2	9
		修(受講延人数)(名)	1	11	16	20	6	54
平成 29 年度の研	平成	29 年度の主な研究テー	ーマ及び	でその月	成果は以 一	下のとお	うりである	0
究成果の状況								

	国庫事業	県単事業	その他	事業 ・研究名	事業実施所属名	平成 29 年度決算額	民間委託の有無	研究成果の有無
1		0		バイオ・食品研究 開発事業	食品加工技 術室	2,014	無	有
2		0		材料・地域資源研 究開発事業	材料・地域 資源室	2, 181	無	有
3		0		農産加工研究開発 事業	食品加工技 術室	1, 993	無	有
4		0		ものづくり研究開 発事業	ものづくり 室	2, 836	無	有
5		0		技術交流研究開発 事業	技術交流企 画室	1, 931	無	有
6			0	国等からの新規提 案公募型事業	各室	31, 066	無	有
7			0	カスタムメイド試 験研究事業	各室	11,868	無	有
8			0	シーズ創造プログ ラム事業	各室	2,014	無	有
9		0		異分野技術の融合 によるニッチトッ プ創出支援事業	各室	10, 094	無	有
10			0	一般支援事業(自 転車事業)	技術交流企 画室	35, 171	無	_
11		0		試験研究備品導入 事業	総務管理室	4, 298	無	_
12		0		センター設備緊急 修繕事業	総務管理室	2, 428	無	_
13		0		中核企業技術高度 化支援事業	技術交流企 画室	14, 754	有	_
14		0		研修指導事業(農 産加工部)	食品加工技 術室	585	無	_
15		0		一般支援事業(技 術交流企画室)	技術交流企 画室	406	無	_
16		0		一般支援事業(も のづくり室)	ものづくり 室	4, 788	無	_
17		0		一般支援事業(材 料・地域資源室)	材料・地域 資源室	1, 155	無	_
18		0		一般支援事業(微 生物応用部門)	食品加工技 術室	1, 494	無	_
19		0		依賴試験費(食品 加工技術室)	食品加工技 術室	133	無	_
20		0		計量器検定事業	総務管理室 (計量G)	15, 858	有	_
21		0		計量器定期検査事 業	総務管理室 (計量G)	6, 005	有	_
22		0		計量関係取締事業	総務管理室 (計量G)	225	無	_
23			0	産業技術センター 災害復旧事業	総務管理室	321, 919	無	_

歳入歳出状況

【歳入歳出】

(単位:千円)

年度	蔚		歳出				
十段	予算	執行額	予算	執行額			
平成 25 年度	60, 789	53, 463	180, 298	180, 298			
平成 26 年度	55, 209	49, 485	186, 284	186, 284			
平成 27 年度	37, 051	34, 408	161,888	161, 888			
平成 28 年度	40, 368	36, 048	174, 066	174, 066			
平成 29 年度	52, 880	47, 404	140, 367	140, 367			

予算執行に関しての補足説明

予算要求等は、本課の産業支援課で取りまとめて行うため、歳出は、産業 支援課から令達された分で執行し、産業支援課執行分や管理調達課への用品 要求により執行した備品購入費等は含まれていない。

歳入については使用料収入、財産収入、受託事業収入、雑収入等の産技センター固有の収入額である。

人件費の状況

① 研究所(センター)構成員の状況

(平成30年4月1日現在)

課・係(班)名	役職名	人員数(名)
	所長	1
	次長兼総務管理室長	1
	次長 (技術担当)	1
% 改英田宁	総務グループ	5 (1)
総務管理室	計量グループ	3
技術交流企画室		8
ものづくり室		11
材料・地域資源室		9 (2)
食品加工技術室		12 (1)
	合計	51 (4)

注:人員数の()内は非常勤・臨時職員数

② 人件費の状況

(単位:千円)

	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
	年度	年度	年度	年度	年度
人件費	363, 410	369, 063	345, 940	362, 720	363, 610

契約事務関係書 類の所在

契約事務関係書類については、主に産技センター内総務管理室において保管しているが、産業支援課において契約事務を実施した案件については、熊本県庁内産業支援課において保管している。

保有・管理する資 産の台帳等

1. 台帳の整備状況

公有財産台帳、及び重要備品台帳2冊によって管理している。

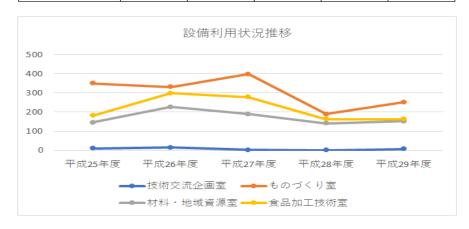
上記以外に、金額基準により公有財産台帳又は重要備品台帳に登載されなかった備品、廃却する資産のうち再利用が可能であることから部品として残した備品等については、「備品相当品リスト」を作成し、資産の管理を行っている。

なお、備品の実在性については、年度当初において台帳を各部署に配布し、 備品の実査を実施している。

設備利用状況

(単位:件)

担当室	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度			
技術交流企画室	11	15	3	2	8			
ものづくり室	350	331	398	190	252			
材料・地域資源室	147	227	190	141	152			
食品加工技術室	182	299	278	164	164			
合計	690	872	869	497	576			



2. 平成29年度末の産業財産権の状況

(1) 特許登録分

	発明の名称	特許番号	登録年月日
1	セルロース誘導体粒子及びその製造方法 並びにそれを用いた化粧料	4022085	H19. 10. 5
2	ろ過水監視装置及びろ過水監視システム	4576428	H22. 8. 27
3	WC-Co 基体へのダイヤモンド合成方法	4860834	Н23. 11. 11
4	リモナイト中の酸化第二鉄の含有割合の 増大方法及び酸化第二鉄の含有割合を増 大させたリモナイトの製造方法	4920893	H24. 2.10
5	光触媒担持体およびその製造方法	4738851	H23. 5.13
6	多糖類微粒子およびその製造方法	4918665	H24. 2.10
7	IC ソケット用接触子及びその製造方法	4797180	H23. 8.12
8	脱硫化水素剤の再生処理剤及び再生処理 方法並びに再生処理装置	4979160	H24. 4.27
9	紐状炭素及びその利用方法並びにその製造方法	5193432	H25. 2. 8
10	複合粒子の製造方法	5150833	H24. 12. 14
11	マグネシウム合金部材の成形方法および	5382638	H25. 10. 11

	その成形用金型		
12	研磨方法	5315516	H25. 7.19
13	金属部材のプレス加工方法およびプレス 加工用金型	5376669	H25. 10. 4
14	鈴構造粒子の製造方法	5537258	H26.5.9
15	研磨材	5648153	H26. 11. 21
16	保湿性微粒子およびその製造方法	5728739	H27. 4.17
17	熱伝導性複合粒子、樹脂成形体およびその 製造方法	5887624	H28. 2.26
18	導電性ポリマー組成物	6172492	H29. 7. 14

(2)特許出願中(既公開分)

	発明の名称	出願番号	出願年月 日	
1	吸着剤容器	特願 2015-049830	H27. 3.12	
2	複合微粒子およびその製造方法	特願 2015-091179	H27. 4.28	

- (3) 特許出願中(未公開分):6件
- (4) 実施契約締結分: 2件

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、図書等の管理について【指摘事項8】

産技センター内の図書の保管状況について保管室を視察したが、頻繁に利用する図書については各研究室において保管しており、食品加工分館の1階にある保管室で保管しているものは閲覧の頻度が低いものとのことであった。保管室の書籍については移動棚において部署別に保管されているが、相当程度古い書籍も存在していた。

図書については台帳化がなされておらず、産技センター内にどのような図書がどれくらい存在しているか一覧的に確認できるものは存在しなかった。

統合前の食品加工研究所時代に取得した図書については、背表紙に管理用のシールが頒布されているが、統合後は特に管理を行っていないとのことである。

研究施設においては図書の数も多く、文献として利用される必要性があることから、今後図書 台帳を作成し、タイトルとその保管場所を一元管理する必要がある。

2、棚卸の実施について【指摘事項9】

機械類や備品を保管してある機械・計量棟を視察したところ、溶接ワイヤー等の在庫が存在した。内容について確認したところ、溶接ワイヤーは(一社)熊本県溶接協会の所有であり産技センターの所有物ではないとのことだったが、産技センターの所有物と明確に区分できるようにはなっていなかった。

同団体が所有する資産については、普段は別の専用倉庫で保管しているとのことだが、整理が 十分ではなかったようである。

今後産技センターの所有でない資産についてはタグを付ける等し、管理すべき資産かどうか 明確になるよう工夫が必要である。

また、食品加工技術室の備品保管庫も視察した。多くの試薬やシャーレ等の消耗備品が保管されていた。棚卸は実施しているとのことであったが、倉庫内の整理整頓を実施し、在庫の保有状況が把握できるよう改善する必要がある。

3、ホームページについて【指摘事項10】

ホームページは産技センターの情報発信機能として重要な役割を果たしているが、内容の一部に古いものが存在した。

具体的には、研究テーマを公開している部分が平成 27 年度のままとなっており、最新のものとなっていなかった。

適時に更新される必要があるとともに、担当者任せにするのではなく、適時に更新されていることを確認するチェック体制の構築が望まれる。

なお、平成30年11月時点では最新情報への更新がなされていた。

4、カスタムメイド試験研究事業収入について【指摘事項11】

産技センターにおいては、利用者のニーズに応え、利便性の高い試験研究の受託ができるよう、カスタムメイド試験研究事業制度を導入している。この制度は、利用者側が試験研究計画書を作成し、研究内容に応じた委託料及び機器使用料を徴収し、利用者のニーズに応じた研究を受託できるよう配慮されている。

直近5年間の受託実績は以下のとおりである。

カスタムメイド試験研究事業

担当室		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
技術交流	受託件数(件)	5	_	2	5	2
企画室	受託額(千円)	1, 734	_	190	943	403
ものづく	受託件数(件)	8	6	8	7	10
り室	受託額(千円)	3, 314	13, 246	4, 087	5, 359	6, 376
材料・地	受託件数(件)	7	8	6	5	9
域資源室	受託額(千円)	2, 780	2, 606	2, 580	2, 430	3, 506
食品加工	受託件数(件)	12	13	10	8	10
技術室	受託額(千円)	3, 129	3, 660	3, 240	2, 254	4, 398
合計	受託件数(件)	32	27	26	25	31
口削	受託額(千円)	10, 956	19, 511	10, 097	10, 985	14, 683

a. 機器使用料の徴収について

「熊本県産業技術センターカスタムメイド試験研究実施要綱」によれば、試験研究に係る経

費及び技術ノウハウ料とは別に、利用した設備の使用料を別途使用した都度支払う必要がある。

担当者に確認したところ、使用料は徴収していると思うが、委託企業と作業を実施した都度 徴収していることから、すべての試験研究について漏れなく徴収しているか確認することが 難しいとの回答を得た。

これについては、カスタムメイド試験研究で使用料を漏れなく徴収していることを確認できる仕組みが必要である。具体的には、使用申請書の備考欄にカスタムメイド試験研究の契約番号等を追記することが考えられる。

b. 受託料の決定について

カスタムメイド試験研究の受託料を算定する際には、需用費(研究で使用する材料や消耗品の購入費)、技術ノウハウ料(研究員の人件費)、旅費等が考慮されている。

研究内容や方法については、担当者と委託者側が打ち合わせを実施し、過去の経験に基づき、需用費、技術ノウハウ料及び旅費等を見積り、受託料を決定している。

この受託料について記載されている「カスタムメイド試験研究計画書」を確認したところ、技術ノウハウ料について平均単価 3,381 円 (財政課提示の熊本県職員の平均給与単価) と異なる 2,000 円という単価を用いて計算しており、あるべき金額よりも安価な料金計算となっているものが存在した。

これについて確認を依頼したところ、以下のような回答があった。

当該計画書では以前使用されていた平均単価が使われており、委託者側のミスであった。そ の後誤りに気付き、以下のように計画内容を変更したものの、書類の差替えが漏れていた。

(単位:円)

項目	差し替え前	差し替え後	差異
需用費	700,000	699, 000	▲ 1,000
技術ノウハウ料	100,000	101,000	1,000
受託料総額	800,000	800,000	0
研究に要する時間	50 時間	30 時間	▲20 時間

上記の説明を受けて、以下のような点が懸念された。

- ① 誤った単価のまま決裁がなされており、チェックが形骸化している恐れがある。
- ② 誤りに気付き計画書を訂正しており、単に差替え漏れであったとのことであるが、研究の 受託は決裁事項であり、修正計画については再度決裁をとる必要があったと考える。決裁体 制について問題があると考える。
- ③ 計画の修正内容をみると、受託料総額は変わらないものの、研究に要する時間が 20 時間 も減少している。受託料ありきで、つじつまが合うように項目の数字を調整したにすぎず、 受託料について経験や根拠資料に基づいて適切に見積もられていない可能性がある。
- ④ 過去の研究における実績時間等の記録の提示を求めたが、正式な記録は存在しないとのことであった。計画における研究時間についてもその根拠があいまいであり、改善の必要がある。

⑤ その他の需用費、旅費についても計算根拠が保存されておらず、計算過程が不明瞭である。

今後、利用者間の公平性を確保するためにも、以下のような対応を検討する必要がある。

- 受託料の算定根拠について、根拠となった資料を残す。
- 試験研究の実績時間の記録を残し、今後の受託料算定の根拠とする。
- ・計画の修正が発生した場合、その都度決裁を取り直す。

5、他の研究機関から委託された研究について【指摘事項12】

受託事業収入の中に国立研究開発法人科学技術振興機構(以下 JST)から研究の外部委託を 受けているものがあった。これについては、契約書の形式は「委託研究契約」となっているもの の、産技センターにおいては科研費等の補助金と同様の収入として整理してあった。

科研費と同様に産技センター主導で研究を実施しているにも関わらず、契約形式からいえば、 JST が研究の全部又は一部を単に外部委託したものに過ぎず、実態と契約内容が不整合となっている。委託研究事業については設備使用料を別途徴収する必要があるが、実態としては科研費と同様であることから、使用料は徴収されていなかった。

契約書については JST の様式であり、産技センター側で変更することはできないことから、契約に関する決裁において「委託研究契約ではあるものの、内容は競争的資金の配分であることから、使用料は徴収しない」等の内容を織り込むことを検討する必要がある。

2. 意見

1、研究テーマの選定について【意見21】

研究テーマの選定については、平成19年に制定された「熊本県中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、「くまもと夢4か年戦略」に掲げた目標を着実に実現するために取りまとめられた「熊本県産業振興ビジョン2011」に基づき、その方針で決まるものが5割、残りは科研費による研究等であり、産技センターからの提案で決定されている。このテーマ選定には予算的な制約が大きく、また過去からの流れで実施する必要もあることから、選定には一定の制約が存在する。

しかし、研究テーマの今後の成長性や発展性を考えれば、研究の必要性に疑問を感じるものもある。研究テーマの中には、全国的にみて熊本県が特に盛んな生産地とはいえず、今後の市場性等を考えれば、今現在少ない予算を割いて研究すべきテーマとは考えにくいものもあった。

大規模な研究については期間を切って実施しているとのことであるが、中には長期間継続的 に研究しているものもあり、研究の必要性・継続性について経済性を考慮し、再度見直しが必要 であると考える。

2、スペースの有効活用について【意見22】

産技センター本館総合執務室においては、総務管理室の他に、各技術部門の職員のためのデスクが配置されている。しかし、技術職の多くは殆どの時間を研究棟で過ごすことから、総合執務室のデスクを利用することは少ないというのが現状である。

技術部門の担当者については、フリーデスク化する等して、執務室のスペースを有効活用する 必要があると考える。

また、センター内には大会議室を含めた多くの会議スペースが存在しており、財産の有効活用 を進めるためにも、県の機関への貸出しを検討することが望まれる。

3、計量検査業務について【意見23】

計量制度は、産業活動から日常生活に至るまで、あらゆる活動の基礎として必要不可欠なものであり、県民生活はもとより経済発展の基盤をなすものとして重要な役割を担っている。

産技センターでは、計量法に基づき正しい計量器の供給、正しい計量器の使用及び正しい計量器の確保・普及を図ることを目的として、計量器の検定、定期検査及び立入検査並びに計量に対する認識を深めるための普及指導等の事業を行っている。

産技センターにおいては、以下のような計量検査業務を実施している。

- ① 登録・届出受付業務
- ② 計量器検定業務
- ③ 計量器定期検査業務
- ④ 基準器検査業務
- ⑤ 計量器取締業務(立入検査)
- ⑥ 計量普及·指導業務
- ⑦ 主任計量者試験業務

現在、上記のうち②~④の業務については(一社)熊本県計量協会に外部委託している。

このうち②及び④の業務については、業務全部を完全に委託することは認められておらず、最終的な判断は自治体側が行うことを要求されていることから、熊本県では(一社)熊本県計量協会に検査業務を委託しているものの、検査の最終判断は熊本県が実施している。

県職員の同行の状況については、人員の制約もあることから、検査全体の3割程度であり、残りは書面によるチェックを実施している。

また、ガソリンスタンドや量り売りに使用するはかりは、検定・検査を受ける義務があるが、 期限を超えても受検していない業者が存在している。このような業者を摘発するためには抜き打 ち検査が有効であると考えるが、現在年に数回程度しか検査を実施できておらず、モニタリング 機能も十分発揮できていないと考える。

<立入検査実績>

検査項目		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
商品の量目検査	検査戸数	12	12	12	12	12
間面の重日恢宜	検査個数	539	526	540	525	542
届出・登録・指定	指定製造事業者	1	1	1	1	1
事業所等 届出修理事業者		4	2	4	4	4

	計量証明事業所	13	5	8	10	8
	合計	18	8	13	15	13
特定計量器の立 入検査	立入事業者数	3	58	47	129	147
	書類検査個数	_	22, 939	43, 932	11, 397	18, 991
	実物検査個数	21	394	408	1, 275	705

注:平成25年度の「特定計量器の立入検査」の書類検査個数については集計データ無し。

しかし、現在の体制で検査業務をこなしたうえ、さらに多くの抜き打ち検査を実施することは 困難とのことであることから、業務内容の見直しが必要であると考える。具体的には、県職員の 同行については時間を要することから、同行の割合を減らし書面による検査内容の適正性確認の 割合を増やすことで、業務の効率化を図るとともに、余裕ができた時間で抜き打ち検査を増やす ことを検討すべきである。

さらに、計量検査業務は、日常生活に不可欠なメーターやはかりが正確であることを担保する ものであり、いわば社会のインフラを担うものである。このような重要な機能を担う検査業務に ついては、専門的な知識を有する職員の確保も必要不可欠である。

今後、専門職員を確保するための人事計画及び専門能力を高めるための人材教育計画を作成する必要がある。

4、研究成果のアーカイブの必要性について【意見24】

産技センターの研究成果については、「研究報告」として PDF 化し、ホームページにて公開され

ている。



しかし、昭和時代の研究成果については、製本された事業報告書しか保存されておらず、これらについてはホームページ等で閲覧することができず、センターを直接訪問しないと閲覧できない。

また、紙面の場合物理的に紛失や陳腐化する恐れがあり、せっかくの研究成果が永久に失われてしまう可能性がある。

今後研究結果について、紙面でのみ保存しているものについてデジタルアーカイブ化し、台帳を作成するとともに、ホームページにおいて閲覧可能な状態にする必要がある。

5、研究成果の利用状況の把握について【意見25】

平成13年度以降の研究成果についてはホームページで公開されていることから、誰でも閲覧・利用可能な状態にある。

しかし、研究成果の利用にあたって特に産技センターに許可等をとるように求めていないことから、実際にどの程度利用されているか把握しておらず、研究成果が県内企業に有効活用されているか否か把握できない状況にある。

10 年ほど前にコンサルティング会社を利用し、研究成果による県内への経済効果について試

算を依頼したことがあるが、多大なコストがかかる上、あくまでも推定値にとどまることから、 十分な情報とはいえない。

今後、利用に際して産技センターに一度許可を求めるようにする等して、利用状況の把握に努め、県内企業に対して有用な研究ができているか評価できる仕組み作りが必要である。

具体的にはホームページにおいて利用に際して産技センターに連絡をするよう促す記載をする、研究成果の PDF ファイルについて印刷できないよう制限を加える、連絡をした利用者に対しては印刷可能な PDF ファイルを提供する等が考えられる。

6) 熊本県保健環境科学研究所

1 研究の概要

1 研究の概要	
項目	内容
試験研究センタ 一名 (該当に○)	 ()農業研究センター本部 ()農産園芸研究所 ()茶業研究所 ()高原農業研究所 ()球磨農業研究所 ()生産環境研究所 () 首地畜産研究所 ()アグリシステム総合研究所 ()果樹研究所 ()天草農業研究所 ()林業研究指導所 ()水産研究センター ()産業技術センター (○)保健環境科学研究所 ()科学捜査研究所
試験研究センタ	専門的で高度な施設及び機器類を備えた、保健並びに環境分野の中核的な
ーの概要	試験研究機関である。
	<沿革>(以下「熊本県保健環境科学研究所要覧」より引用)
	昭和 23 年 12 月:地方衛生研究所設置要綱に基づき、衛生研究所と細菌検
	査所を統合して熊本市に熊本県衛生研究所を設置。
	昭和45年7月:研究所に公害部を設置。
	昭和 46 年 9 月:研究所名を熊本県衛生公害研究所と改称。
	昭和 51 年 7 月:総務課、生物科学部、理化学部、大気部、水質部の 1 課
	4部体制に組織変更。
	平成7年4月:宇土市へ新築移転し、名称を熊本県保健環境科学研究所と
	改称、各部の名称も改め、総務
	課、微生物科字部、生活化字
	部、大気科学部、水質科学部と 一 微生物科学部 し、水質科学部内に地下水科
	所長 ― 次長 ― 生活化学部 学室を設置。1 課 4 部 1 室体制に組織変更。
	- 大気科学部 平成 21 年 4 月:地下水科学室 を水質科学部に統合し、1 課
	本質科学部 4部体制に組織変更し、現在

に至っている。

<各部の業務概要> (総務課以外)

【微生物科学部】

食中毒や集団感染症の原因となる細菌やウィルスに関する試験検査や調査研究を行っている。また、県内で流行している感染症の発生動向調査や感染症の病原体に対する県民の抗体保有状況調査を行い、診断・予防に役立つ情報を提供している。

「主な試験検査等]

- 1:食中毒の原因微生物検査:カンピロバクター、サルモネラ、腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌、ウェルシュ菌、ノロウィルス等
- 2: 感染症の検査: 腸管出血性大腸菌感染症、インフルエンザ、日本脳炎、日本紅斑熱、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等
- 3:その他:感染症発生動向調査及びHIV 抗体検査、感染症流行予測調査(日本脳炎等)

【生活化学部】

食品中に含まれる残留農薬、食品添加物、合成抗菌剤等の化学物質の試験 検査や調査研究を行っている。また、健康食品や食器等家庭用品中の有害物 質等の試験検査を行い、これらの安全性確保に努めている。

[主な試験検査等]

- 1:輸入品や国内産の野菜、果物等の残留農薬検査
 - 2: 牛、豚、鶏、養殖魚介類等に使用されている合成抗菌剤・抗生物質等の残留検査
 - 3:漬物、みそ、ハム、ちくわ等の保存料、甘味料等の食品添加物の検査
 - 4:飲食に用いられる器具、容器包装の有害物質含有検査
 - 5:健康食品中の医薬品成分の検査
 - 6:家庭用品(衣類、洗剤等)中の有害物質含有検査等

【大気科学部】

大気に含まれる汚染物質、酸性雨及び環境放射能の測定検査や調査研究を 行っている。また、大気環境測定車による環境調査を行っている。

[主な試験検査等]

- 1: ばい煙発生施設の排ガス調査(工場・事業所): ばいじん、塩化水素、窒素 化合物等
- 2:有害大気汚染物質調査:水銀、ヒ素、ニッケル、クロム等の重金属類、アルデヒド類、揮発性有機化合物等
- 3: 微小粒子状物質成分調査:イオン成分、金属類等
- 4:酸性雨調査:pH、導電率、イオン成分等
- 5:環境放射能水準調査(原子力規制庁委託):定時降水、大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料の放射能及び水道水、精米、牛乳、野菜等食品試料の

放射能

6: 大気環境測定車による調査: 微小粒子状物資、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等

【水質科学部】

公共用水域(河川、海域)、地下水及び工場排水等に含まれる環境基準項目 及び排水基準項目等(健康項目 28 項目、生活環境項目 15 項目等)の水質検査 や調査研究を行っている。また、河川及び海域の底質調査や魚のへい死等水 質事故発生時の環境調査、産業廃棄物等埋立地周辺の水質検査を行ってい る。

[主な試験検査等]

- 1:公共用水域(河川、海域)及び地下水の水質調査:健康項目(カドミウム、 鉛、水銀、PCB等)、生活環境項目(ph、BOD、SS、DO、大腸菌群数等)
- 2: 工場・事業場排水調査: 健康項目 (カドミウム、鉛、水銀、PCB 等)、生活環境項目 (ph、BOD、COD、T-N、T-P 等)
- 3:底質調査:河川及び海域の底質に含まれる有害物質の測定
- 4: 飲用井戸等の行政検査: 飲用井戸等の衛生の確保を図るため、行政試験の 一部項目の測定
- 5:産業廃棄物にかかる水質調査:産業廃棄物埋め立てにおける有害物質の測定

注:用語の補足説明:環境省及び国立環境研究所の WEB サイトから引用

- ・ph: 水素イオン濃度、主として水の成分を図る指標
- ・PCB: ポリ塩化ビフェニルの略称で、人工的に作られた主に油状の科学物質
- ・BOD: 生物化学的酸素要求量、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるとき に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。
- ・COD: 化学的酸素要求量、水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。 湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。
- ・SS:浮遊物質量、水中に浮遊または懸濁している粒子状物質のことで、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、工場排水に由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。
- ・DO:溶存酸素量、水中に溶けている酸素量のことで、主として有機物による水質汚濁 を測る指標
- ・T-N(全窒素)、T-P(全燐): それぞれ窒素化合物全体、りん化合物全体のこと。窒素、りんは、ともに植物の増殖には欠かせない元素であるが、富栄養化の要因であり赤潮等を発生させる。

試験研究センタ 一の目的 県民の安心安全な生活を守るための、保健及び環境に関する各種の試験、 検査及び研究の実施。 研究課題の選定 基準の有無及び 方法 研究課題(テーマ)の選定については、「熊本県保健環境科学研究所調査研究実施要綱」に基づいて実施される。

研究テーマの選定、 研究計画書の作成 研究を実施しようとする代表者(「主任研究者」)が主管部長と協議の上、研究テーマを選定し、研究計画書を作成する。なお、研究テーマには区分が設けられており、保健・環境分野の重要な課題として取り組む「重点研究」、必要な課題として取り組む「一般研究」、基礎データの集積を目的とする「基礎研究」に分けられている。



所内「研究運営会 議」で、研究計画及 び研究成果等の評価 を実施

研究テーマ、研究計画及び研究成果等に関する所内検討の場として「研究運営会議」が 所長主管で開催される。所長、次長、総務課長及び各部長によって構成され、ここで研 究テーマや区分、研究計画等の所内での検討を実施する。



「内部評価会議」 で、県庁所管課関係 者と研究計画及び研 究成果等の評価を実 施

「内部評価会議」で、重点研究、一般研究に該当する研究計画の評価が実施される。なお、ここでは計画のみではなく、研究成果の評価も実施される。「内部評価会議」は、調査研究に関係する健康福祉部・環境生活部等の課長及び所長で構成される。



「外部評価委員会」 で、専門家及び有識 者による研究計画及 び研究成果等の評価 を実施 「外部評価委員会」で重点研究に該当する研究計画の評価が行われる。一般研究に該当する研究計画については、「内部評価会議」の評価の概要が報告される。なお、ここでも計画のみではなく、研究成果の評価も実施される。「外部評価委員会」は、専門家及び有識者の5名の委員で構成されている。委員は、客観的かつ公正な立場から総合的に評価を行い、適切な助言を行うものとされている。ここでの評価結果が所長に報告され、所長はその内容を当研究所のホームページ上で公開する。

研究テーマの選定における基本的なフローとしては、時系列で上記のようである。

なお、平成29年度に実施された「研究運営会議」、「内部評価会議」、「外部評価委員会」の資料を閲覧したところ、「熊本県保健環境科学研究所調査研究評価要綱」に基づき、適切に実施されていることを確認した。

研究成果評価方 法の概要

評価に関しては、「熊本県保健環境科学研究所調査研究評価要綱」に基づいて実施される。

研究成果の評価における基本的なフローは、上述した、研究課題(テーマ)の選定と同様のフローによって行われる。換言すると、開かれる会議体は同様であり、計画評価、中間評価、成果評価のそれぞれを同一の会議体で検討している。なお、計画評価、中間評価、成果評価をまとめて「研究評価」という。

まずは①「研究運営会議」にて所内検討が実施される。②次に、重点研究と一般研究に該当する研究については「内部評価会議」でその内容が評価される。③次に重点研究に該当する研究については「外部評価委員会」でその内容が評価され、一般研究に該当する研究については「内部評価会議」の評価結果が報告される。④「外部評価委員会」の評価結果が所長に報告され、所長は研究評価の結果等を当研究所のホームページ上で公開する。

研究評価の実施に当たっては、「熊本県保健環境科学研究所調査研究評価

実施要領」に基づき実施される。研究評価の項目については、評価の種類ご とに以下のとおりとされている。

- (1) 計画評価
 - ア 研究目的の適切性・妥当性
 - イ 研究体制、研究内容の適切性・妥当性
 - ウ 衛生行政・環境行政施策への寄与度
 - エ 学術的意義又は技術開発への寄与度
 - オ 県民ニーズへの対応状況
- (2) 中間評価
 - ア 研究の進捗状況
 - イ 研究体制及び研究内容変更の必要性
 - ウ 研究継続の妥当性
- (3) 成果評価
 - ア 研究目的の達成度
 - イ 衛生行政・環境行政施策への寄与度
 - ウ 学術的意義又は技術開発への寄与度
 - エ 県民ニーズへの波及効果
 - オ 今後の発展性

研究評価の判定については、上記の研究評価の項目ごとに次の 5 段階で評価し、その平均点をもって判定する。

- 5:非常に高く評価できる
- 4:高く評価できる
- 3:評価できる
- 2:あまり評価できない
- 1:評価できない

評価結果の取扱いについては、外部評価委員会又は内部評価会議での総合 評価点が2点以下の研究計画(継続事業)は、原則として廃止(中止)するもの とされている。

平成 29 年度の研 究成果の状況

平成29年度調査研究に係る外部評価委員会が平成29年10月23日に開催され、5名の委員により、評価が実施された。

評価の対象としては、成果評価(調査研究の目的の達成度、行政施策への寄与度等を評価)はゼロ件、中間評価(調査研究の進捗状況、継続の妥当性等を評価)が1件、計画評価(計画段階での調査研究目的、内容の妥当性等を評価)が2件のあわせて3件であった。当該3件の評価結果は以下のとおりである。

【計画評価①】

- (1) 調査研究課題:動物由来感染症病原体保有状況調査(H30~H32)
- (2) 項目別評価

ア 研究目的の適切性・妥当性

4

- イ 研究体制、研究内容の適切性・妥当性4ウ 衛生行政・環境行政施策への寄与度5エ 学術的意義又は技術開発への寄与度5オ 県民ニーズへの対応状況5
- (3) 総合評価 5

【計画評価②】

- (1) 調査研究課題: SFE-GC/MS/MS による農産物中農薬の一斉分析法に関する研究(H30~H31)
- (2) 項目別評価
 - ア 研究目的の適切性・妥当性 5
 - イ 研究体制、研究内容の適切性・妥当性 5
 - ウ 衛生行政・環境行政施策への寄与度 5
 - エ 学術的意義又は技術開発への寄与度 5
 - オ 県民ニーズへの対応状況 5
- (3) 総合評価

【中間評価(計画変更)】

- (1) 調査研究課題:SFTS ウィルスの生態学的研究
- (2) 項目別評価
 - ア 研究の進捗状況 4
 - イ 研究体制及び研究内容変更の必要性 5
 - ウ 研究継続の妥当性 5
- (3) 総合的評価

また、平成29年度において実施されている研究課題(区分が重点研究、一般研究、基礎研究に該当するもの)は、微生物科学部4件、生活化学部5件、大気科学部2件、水質科学部10件という状況である。

歳入歳出状況

【歳入歳出】

(単位:千円)

5

5

年度	蒜		厉	竞 出
平及	予算	執行額	予算	執行額
平成 25 年度	282	282	103, 156	103, 156
平成 26 年度	820	820	101,860	101, 860
平成 27 年度	105	105	97, 860	97, 860
平成 28 年度	154	154	93, 795	93, 795
平成 29 年度	140	140	85, 078	85, 078

予算執行に関しての補足説明

・歳入の内容は、自動販売機や電柱等の施設使用料、民間からの依頼による 衛生試験手数料、自動販売機設置に伴う電気代の負担分である雑入が主であ る。この他に不用物品の売払収入が数年に一度の頻度で計上される。平成 26

	年度の歳入のうち、661 千円が物品売払収入である。
	・なお受託研究による歳入は発生していない。
人件費の状況	①研究所(センター)構成員の状況
	職員数は平成 30 年 6 月 1 日現在で、事務職員 3 名、技術職員 23 名(うち 1
	名育児休業中、うち1名産前休暇取得中)、非常勤職員が6名となっている。
	技術職の職員の内訳は、微生物科学部6名、生活化学部6名、大気科学部4
	名、水質科学部6名であり、所長を加えて合計23名となる。
	②平成 29 年度人件費の総額:191,168 千円
契約事務関係書	総務課で保管管理を行っている。
類の所在	
保有・管理する資	財産台帳、重要備品台帳、使用備品整理簿を備え、管理している。
産の台帳等	

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、研究運営会議の検討過程及び結果について【指摘事項13】

例年5月の下旬ごろに実施されている研究運営会議にて、研究テーマ、研究計画及び研究成果等に関する所内検討が行われている。この研究運営会議では「研究課題一覧(成果・中間報告・計画)」及び研究課題の進行状況に応じて、「研究計画書」、「中間報告書」、「成果報告書」の資料を準備して、所長、次長、総務課長及び各部長が構成員となり検討を行っている。研究テーマや研究計画といったこれから実施しようとする研究については、重点研究に該当するのか一般研究に該当するのか、基礎研究に該当するのかを最初に検討する重要な機会となっている。

この所内における重要な検討の場である「研究運営会議」について、現状、検討過程が残されていない状況である。特に、計画の評価(特に重点研究、一般研究の区分)については、ここでの判断が、この後の内部評価会議、外部評価会議のどちらで評価されるのかを左右することになる(重点研究と区分された場合には外部評価委員会、一般研究と区分された場合には内部評価会議で評価となる)ので、この点の検討過程については議事録を作成する等して検討過程を残すべきである。

2、更新済の備品に係る不用決定について【指摘事項14】

「重要備品等一覧」をもとに、現物の確認を行っていたところ、すでに更新済であるにもかかわらず、更新前までに使用していたものが残っているものがあった(備品番号 14486: 水質分析計 取得年度 1999 年 耐用年数 5 年、備品番号 14527: 流向流速計 取得年度 1996 年 耐用年数 5 年)。

熊本県物品取扱規則第24条において物品管理者は、(1)不要となったもの及び破損して補修 を加えがたいもの、(2)損傷物品で修理、改造、加工等に要する経費が新たに購入する経費に 比較して得失相償わないものに該当する物品は物品不用決定書により不用の決定をしなければ ならないとされている。

更新済みの物品に関する、更新前までの物品に関しては「不要となったもの」に該当すると考えられるために、適宜、不用の決定を行うべきである。

2. 意見

1、備品の管理、更新について【意見26】

備品の管理状況について、使用備品整理簿をもとに、現物の資産と、帳簿(使用備品整理簿) との整合性について任意に 10 件程度確認を行ったところ、帳簿の備品番号と、現物に添付され てある管理シールとがすべて一致した。備品の管理状況は特に問題ないことを確認した。

しかし、一方で、30万円以上の備品を集約した「重要備品等一覧」を閲覧したところ、耐用年数を大幅に経過しているものが多数存在していた。その中には、現在でも使用されているものがある一方、性能が陳腐化したり故障したりして現状では使用できないものも含まれていた。これらの備品についてその保管理由を現場担当者に確認したところ、更新が進まないために修理の部品用として残しているとのことであった。

当該保健環境科学研究所は、試験・検査・研究を行うための施設であるため、予算の問題はあるものの、試験・検査・研究の品質の維持、向上のためにも、業務で使用する備品について計画的に更新されることが望ましい。

2、領収書綴り、燃料券綴りの保管状況について【意見27】

金庫の管理状況について確認していたところ、領収書綴り、燃料券綴りが保管されていること を確認した。これらについては、引継書にて3月31日現在の保管数量を把握することはできる が、管理台帳は作成されていないとのことであった。

現状では、現金収受の件数は著しく少なく領収書の使用頻度もかなり低いことが想定されるが、使用分未使用分の管理や、受払の管理を行うためにも、領収書、燃料券それぞれの管理台帳を作成して、年度末には、現物と帳簿(管理台帳)との照合を行うことが望ましい。

3、消耗品購入伺いの申請及び承認について【意見28】

平成 29 年度の会計関連資料を閲覧していたところ、消耗品購入伺いについて、水質科学部での起案に関するものが、部員全員に回覧され、全員の押印がされていた。具体的には、平成 29 年 9 月 20 日水質科学部起案の旭製作所・球形分液ロート (2L) 2 本の消耗品購入伺いについて、起案者 1 名、部長 1 名、部員 6 名の押印がなされていた。通常であれば、起案者の申請に対して、その上長が内容を確認し、承認して各部から総務課へ提出される事務フローであるところ、水質科学部では情報の共有のためと推測されるが、部員全員に回覧して押印している状況であった。起案者以外の部員への回覧押印という作業が削減できれば、事務作業の効率性の向上が図られると考えられる。そのため、情報の共有化によるメリットと、事務作業の効率性の向上という点を比較考慮し、再度、水質科学部の購入申請の事務フローを検討することが望まれる。

また、生活化学部と大気科学部では、消耗品購入伺いについて、部長が起案者であり、部内の 承認者が部長のみであるものが散見された。最終的には所長決裁であることから、ルール上は問 題にはならないが、部長が起案者の場合は必ず部員が確認し押印する等、部内での相互牽制機能 を確保できる体制の検討が望まれる。

このほかに、微生物科学部では部長承認の漏れ(部長欄に押印なし)の購入申請伺いがあった (平成29年4月27日分)。こちらも最終的には、所長の決裁であるため、ルール上は問題とは ならないが、部長不在の場合の後閲を徹底させる等、所内でのチェック体制の検討が望まれる。

4、研究体制の充実に関して【意見29】

当該研究所では、保健及び環境に関する各種の試験、検査及び研究を実施しているが、当該研究所独自で研究に充てられる予算が、平成29年度では約1,000千円弱とのことであった。この研究に関連する予算の他に、試験・検査に関連する経費は所管課から配当された予算が充てられている状況である。

特に研究に焦点を当てると、その内容が高度化するにあたり、使用する薬品や、器具等の消耗品についても予算がかかる部分があることを考慮しても、研究所全体での研究に充てられる独自の予算が約1,000千円弱というのは、一般的に乏しいと考えられる。県全体の予算との関連性もあるが、より良い研究成果を確保するためには、予算の面で研究体制の充実が図れないかの検討が望まれる。

7) 熊本県警察本部科学捜査研究所

1 研究の概要

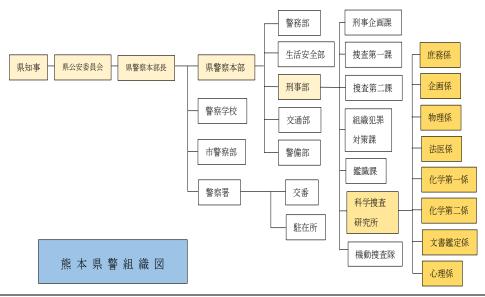
項目	内容
試験研究センタ 一名 (該当に○)	 ()農業研究センター本部 ()農産園芸研究所 ()茶業研究所 ()高原農業研究所 ()球磨農業研究所 ()生産環境研究所 ()畜産研究所 ()草地畜産研究所 ()アグリシステム総合研究所 ()果樹研究所 ()天草農業研究所 ()林業研究指導所 ()水産研究センター ()産業技術センター ()保健環境科学研究所 (○)科学捜査研究所
試験研究センタ 一の概要	科学捜査研究所は、鑑識業務の複雑化に伴い、鑑識課から分離・独立 し、刑事部の5課1所1隊の1所として置かれている。庶務係、企画係、 物理係、法医係、化学第一係、化学第二係、文書鑑定係、心理係から成 り、以下の業務を行う。 ・法医学、理化学、心理学及び文書に関する研究及び鑑定に関すること ・事務に係る資料の収集及び整備に関すること

各係の主な鑑定業務

(係人数は平成30年7月31日現在)

	係名		係人数	鑑定業務
				顔画像鑑定
法	医	係	7名	DNA型の鑑定
				その他
				火災・電気事故等の現場鑑定
物	理	係	3名	銃器・弾丸等鑑定
199	垤	术	3 名	画像処理
				その他
				覚せい剤・麻薬等の薬物鑑定
化	学第一	· 係	4名	医薬品・農薬等の薬毒物鑑定
				その他
				ひき逃げ事件の塗膜片鑑定
化鱼	学第二	· 倅	2名	火災現場の油類鑑定
	r 29 —	- 1/1	2 1	金属・ガラス・繊維等微細物鑑定
				その他
				筆跡鑑定
文章	小	係	1 名	偽造通貨鑑定
				その他
				ポリグラフ検査
心	理	係	1名	プロファイリング
				その他

※ 係員数には、庶務係、企画係等は含んでいない。



試験研究センタ 一の目的 安全で安心して暮らせる熊本県の実現に向け、県下で発生した各種事件事故の捜査において必要とされる科学的鑑定を行うことによって、犯人の早期検挙、事件の解明、公判維持に資する。

	事業・研究名	平成29当		平成29決算 (単位:千F		研究成果の有無	ĺ	非考
	5298危険ドラッグ等薬物対		24, 888	24, 2		有	薬毒物鑑定回答 薬毒物資料点数	
			23, 616	23, 5		有	D N A他鑑定回名	答数 1,617件
	2235犯罪捜査費		14	20,	10 無	無	D NA他資料点	数 3,774点
	2212警察活動基本経費		4, 613	3, 6	659 無	無	旅費・消耗品等	i
	2173庁舎管理運営費		11		11 無	無		
	2164非常勤職員等の雇用による人 的基盤の強化		1,821	1, 7	731 無	無	非常勤職員雇用	経費
	2161総・警務企画調査費		211		89 無	無		
	2191警察施設維持管理費		0	4	442 無	無		
	2157警察本部職員給		0		76 無	無		
研究課題の選定	科学捜査研究	究所では、前	記の目	的を主	とした鑑	定業務	を行って	おり、研究
基準の有無及び	課題の選定基準	準等はない。						
方法								
研究成果 評価方	鑑定業務の能		めの研	F究であ	り特別な	:評価方	法等はな	٧١ _°
法の概要								
平成 29 年度の研	科学捜査研究	空所では、鑑賞	定業務	の高度	化、迅速位	化を図	っており、	平成 29 年
究成果の状況	度において、必	次のとおりで	ある。					
	科学捜査研究所の研究成果 平成29年度							
	係 名 種別	発表題名	公	表先		概要		備考
	化学一 学芸 リーニング	メチル化による薬物スク が法に関する研究 とに向けての検討〜		第23回 薬物度化	・迅速な分析手結及び代謝物の検察 、試料の微量化を 全自動化に関する	索法について を可能とする	、省力化、高感	
	化学二 学会 自動車用 競技 関する研究	鱼化ガラスの屈折率分布 党		男23回 索の	ガラスである自動 試料内変動につい			
歳入歳出状況	【歳入歳出】						(単位	立:千円)
	form triber	j.	歳入				歳出	
	年度	予算	幸	执行額	==	予算		行額
	平成 25 年度	0			0	36, 25	7	36, 257
	平成 26 年度	320		32	20	42, 90	2	42, 902
	平成 27 年度	7			7	52, 28	2	52, 282
	平成 28 年度	7			7 51, 641		1	51, 641
	平成 29 年度 5 53,771 53,77					53, 771		
	予算執行に関	しての補足説	明					
	自衛隊、海	上保安庁、他	県等カ	らの鑑	定依頼に	ついて	は、相互	協力協定を
		、鑑定受託料						
	・平成 26 年度	意成入額は、利	科捜研	管理車	両の事故	に伴う	修理代受	入である。

人件費の状況	①科学捜査研究所構成員の状況 24人(非常勤職員含む)
	②平成 29 年度人件費の総額
	職員給与総額 157,338 千円
契約事務関係書 類の所在	科学捜査研究所事務室内において適切に管理保管されている。
保有・管理する資 産の台帳等	使用備品整理簿が作成され、国の予算で購入している備品と県予算で購入 している備品の区分も適切に行われている。

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 意見

特記事項なし

第3. 監査の結果及び意見 (テーマ 2)

1. 「補助金等に関する事務執行状況について」について

1) 監査対象の概要及び抽出結果

(1) 監査対象とした補助金等

平成30年度監査テーマとした補助金等については、下記を条件に絞り込みを行い、監査対象 事業とした。

- ① 平成29年度補助事業に関する予算要求書を入手した。
- ② 入手した補助事業から下記の事項に該当するものは選定から除外した。
 - イ) 平成28年熊本地震被災・災害からの復旧復興関係の補助事業(復旧復興事業活動を優 先すべきであり、又事業途中であること)
 - ロ) 市町村等が行う事業助成(地公体から地公体への補助でリスクが少ないこと)
 - ハ)農林水産部の行う補助事業(農林水産部は26年度監査対象とした部であったこと)
 - 二) 予算額が2億円以下の補助事業(時間的制約、金額的重要性を考慮する)

以上、①及び②の条件から絞り込まれた監査対象補助事業は16事業であり、その執行合計額は15,623百万円である。

			Lotte frances	平成 2 (単位:	9 年度 : 千円)		
NO	部局課名	事業名	事業概要	予算額	執行額	備考	
1-1	(高校中学) 総務部 総務私学局 私学振興課 (幼稚園等) 健康福祉部 子ども 社局 子ども未来課	私立高等学 校等経常費 助成費補助	私立学校の健全な発展の ために必要な経常的経費 に対する助成	7, 214, 041	7, 063, 627		
2	商工観光労働部 新産業振興局 企業立地課	企業立地促 進費補助	企業の本県立地を促すた めの助成	2, 934, 044	2, 410, 547		
3	商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課	商工会商工 会議所・商 工会連合会 補助	小規模事業者の経営指導 等を行う商工会・商工会 議所、熊本県商工会連合 会に対する助成	2, 096, 561	2, 095, 293		
4	健康福祉部 健康局 医療政策課	有床診療所 等スプリン クラー等施 設整備事業	有床診療所等が防火対策 のために行う消防用設備 整備に対する助成	1, 034, 855	990, 302	予算額 には前 年度か らの繰 越額含 む	

5	健康福祉部 子ども・障がい福 祉局 子ども未来課	社会福祉施 設職員等退 職手当共済 事業給付費 補助	民間の社会福祉施設等の 職員に係る退職手当金を 支給する独立行政法人福 祉医療機構に対する助成	694, 599	694, 599	
6	健康福祉部 長寿社会局 高齢者支援課	軽費老人ホ 一ム事務費 補助事業	利用料の一部を減免する 軽費老人ホーム設置者に 対する助成	492, 467	492, 048	
7	健康福祉部 子ども・障がい福 祉局 障がい者支援課	障がい者福 祉施設整備 事業	障がい者福祉施設を整備 する社会福祉法人等に対 する助成	1, 199, 800	22, 500	
8	健康福祉部 健康局 医療政策課	医療施設等 施設・設備 整備費補助	医療機関が機能拡充を図 るために行う施設及び設 備整備に対する助成	169, 849	169, 848	
9	健康福祉部 健康局 医療政策課	地域医療等 情報ネット ワーク基盤 整備事業	県内の医療機関、訪問看 護ステーション、薬局及 び介護関係施設等におけ る地域医療情報ネットワ ークの構築に対する助成	334, 081	334, 081	
10	健康福祉部 健康局 医療政策課	ヘリ救急医 療搬送体制 推進事業	ドクターへリと防災消防 ヘリの2機運航体制の運 用に要する経費及びドク ターヘリ運営費に対する 助成	251, 937	251, 937	
11	健康福祉部 健康局 医療政策課	回復期病床 への機能転 換施設整備 事業	回復期病床への転換を行 う医療機関の施設整備に 対する助成	156, 500	1, 046	
12	健康福祉部 健康局 医療政策課	看護師等養 成所運営費 補助事業	看護師等養成所の運営に 対する助成	205, 013	205, 013	
13	商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課	運輸事業振 興助成費補 助	運輸事業に係る輸送力や 安全性確保等に資する事 業を行う熊本県トラック 協会に対する助成	254, 386	254, 386	
14	商工観光労働部 商工労働局 労働雇用創生課	認定訓練実 施事業	認定職業訓練校が行う職 業訓練等に対する助成	228, 835	173, 331	
15	企画振興部 交通政策・情報局 交通政策課	天草空港運 航支援対策 事業	安全運航のために機材の 整備を行う天草エアライ ン(株に対する助成等	195, 000	105, 784	

16-1	(高校中学) 総務部 総務私学局 私学振興課 (幼稚園等) 健康福祉部 子ども・障がい福 祉局 子ども未来課	私立学校施 設安全スト ック形成促 進事業	私立学校施設の耐震診 断、耐震補強工事、耐震 改築工事の経費及び非構 造部材の点検工事、アス ベスト関連の調査等に対 する助成	339, 557	303, 998	予算額 に度 が に 度 の 額 を 数 む
------	--	--------------------------------	--	----------	----------	------------------------

注)

平成29年度までNO1. 私立高等学校等経常費助成費補助及びNO16. 私立学校施設安全ストック形成促進事業についての予算執行は、総務部総務私学局私学振興課が担当していた。

平成30年度より幼稚園等分は、健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課に所管換えとなっている。従って、幼稚園等分は、平成30年度担当課である健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課に対してヒアリング等手続きを実施した。

2) 監査結果の概要

以下 計71件(指摘事項20件、意見51件)の事項について記載している。

	スト 同11 [(旧順事項20 [下、尼九月 [) / 事次(こう)・「C 記載して)・「3。							
NO	項目	内容	指摘事項	意見	ページ			
テーマ2 「補助金等に関する事務執行状況について」								
1	共通的	【意見30】補助金交付後の実地調査・モニタリング、効果測		\circ	106			
	事項	定・評価について						
2	私立高	【指摘事項 15】 2 法人から提出された平成 29 年度第 1 回熊本	\circ		112			
	等学校	県私立学校経常費補助金交付申請書(日付:平成29年5月15						
	等経常	日) の受付に際して県側の受付印及び受付日付記載漏れにつ						
	費助成	いて						
	費補助	【指摘事項 16】補助金算定シートの誤り(経常費配分基準の	\circ		112			
		適用誤り、入力ミス等)があり、過去に遡及して配分調整を						
		行うべき事項について						
		【指摘事項 17】監事監査報告書の様式に関する指導について	\circ		120			
		【指摘事項 18】補助金算定シートの誤り(経常費配分基準の	\circ		121			
		適用誤り、入力ミス等)があり、過去に遡及して配分調整を						
		行うべき事項について						
		【意見 31】経常費の補助金算定シートの安定化について		\circ	115			
		【意見32】(正確性・整合性)チェック体制の見直しについて		0	115			
		【意見 33】計算誤りへの対応法の文書化(遡及年限・資料保		0	115			
		管 5 年) について						
		【意見34】実地調査・モニタリングの必要性について		0	115			

「意見 35] 高等学校における配分基準(特別教育活動等制の学校の安全対策)について 「意見 36] 設備費割の算定において、購入予定の設備の一部を決策見込額に算入し、補助金の対象額として減額していることについて 「意見 37] 補助金の不交付規程の適用について 「意見 37] 補助金の不交付規程の適用について 「意見 39] (正確性・整合性)チェック体制の見直しについて 「意見 40] 計算誤りへの対応化の文書化(遡及年限・資料保管 つけな に						
(意見 36] 散備費割の算定において、購入予定の設備の一部を 次算見込額に算入し、補助金の対象額として減額していること について					0	116
大算見込額に算入し、補助金の対象額として減額していることについて ○ 117 [意見 37] 補助金の不交付規程の適用について ○ 124 [意見 38] 経常費補助金第定シートの安定化について ○ 124 [意見 39] (正確性・整合性)チェック体制の見直しについて ○ 124 [意見 40] 計算誤りへの対応化の文書化(適及年限・資料保管 5年)について ○ 124 [意見 41] 集地調査・モニタリングの必要性について ○ 124 [意見 42] 根拠資料の添付について ○ 124 (意見 43] 熊本県企業立地促進補助金実績報告書の記載誤りに ○ 127 ついて 「意見 43] 熊本県企業立地促進補助金実績報告書の記載誤りに ○ 128 [意見 44] 補助対象投下固定資産の対象範囲について ○ 128 [意見 46] 交付申請及び実績報告時の添付書類について ○ 130 [意見 47] 財産現物確認について ○ 130 [意見 48] 実地調査の適正性について ○ 130 [意見 48] 実地調査の適正性について ○ 131 (意見 49] 補助金の額の算定における基準日について ○ 136 (意見 50] 熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策 ○ 136 (意見 51] 補助金の交付対象となる資産について ○ 137 (意見 51] 補助金の交付対象となる資産について ○ 137 (意見 51] 補助金の交付対象となる資産について ○ 139 (指摘事項 20] 補助金がを計算する要素のチェックについて ○ 140 (指摘事項 20] 補助金額を計算する要素のチェックについて ○ 140 (意見 52] 取得資産の保有対決のモニタリングについて ○ 141 (意見 52] 取得資産の保有対決のモニタリングについて ○ 141 <			学校の安全対策)について			
「意見 37			【意見36】設備費割の算定において、購入予定の設備の一部を		0	117
【意見 37】補助金の不交付規程の適用について			決算見込額に算入し、補助金の対象額として減額していること			
【意見.38】経常費補助金算定シートの安定化について			について			
【意見 39】 (正確性・整合性) チェック体制の見直しについて (意見 40】計算誤りへの対応化の文書化(遡及年限・資料保管 5年) について (意見 41】実地調査・モニタリングの必要性について ○ 124 (意見 42】根拠資料の添付について ○ 127 ・ 地促進 費補助 「意見 44】補助対象投下固定資産の対象範囲について ○ 128 (意見 48】補助対象投下固定資産の対象範囲について ○ 129 (意見 48】補助対象とされるこれら固定資産の金額の正確性 ついて ○ 130 (意見 48】実地調査の適正性について ○ 130 (意見 48】実地調査の適正性について ○ 131 (意見 48】実地調査の適正性について ○ 135 (意見 48】実地調査の適正性について ○ 136 (意見 52】補助金の額の算定における基準日について ○ 136 (意見 51】補助金ので付対象となる資産について ○ 137 (意見 51】補助金の交付対象となる資産について ○ 137 (清息 51】補助金の交付対象となる資産について ○ 137 (清稿事項 19】実績報告告の提出期限について ○ 139 (指摘事項 21】実績報告書の差替え漏れについて ○ 140 (意見 52】取得資産の保有状況のモニタリングについて ○ 141 (意見 53】実績報告書等の様式について ○ 141 (意見 53】実績報告書等の様式について ○ 141			【意見37】補助金の不交付規程の適用について		\circ	117
で 【意見 40】計算誤りへの対応化の文書化(遡及年限・資料保管 5年)について 【意見 41】実地調査・モニタリングの必要性について ○ 124 【意見 42】根拠資料の添付について ○ 124 【意見 42】根拠資料の添付について ○ 124 【意見 43】熊本県企業立地促進補助金実績報告書の記載誤りに ついて 【意見 44】補助対象投下固定資産の対象範囲について ○ 128 【意見 44】補助対象とされるこれら固定資産の金額の正確性 ついて 【意見 46】交付申請及び実績報告時の添付書類について ○ 130 【意見 47】財産現物確認について ○ 130 【意見 47】財産現物確認について ○ 130 【意見 47】財産現物確認について ○ 131 【意見 48】実地調査の適正性について ○ 135 【意見 48】実地調査の適正性について ○ 135 【意見 50】能本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策 推進事業費補助金を付申請書の提出期限について ○ 136 【意見 51】補助金の交付対象となる資産について ○ 137 【信見 51】補助金の交付対象となる資産について ○ 137 【指摘事項 19】実績報告における要求資料について ○ 140 【指摘事項 21】実績報告書の差替え漏れについて ○ 140 【指摘事項 21】実績報告書の差替え漏れについて ○ 141 【意見 52】取得資産の保有状況のモニタリングについて ○ 141 【意見 53】実績報告書等の様式について ○ 141 【意見 53】実績報告書等の様式について ○ 141 本施設 整備 事業 特記事項なし ○ 141 本施設 特記事項なし			【意見38】経常費補助金算定シートの安定化について		0	124
【意見 40】計算誤りへの対応化の文書化(遡及年限・資料保管 5年)について 【意見 41】実地調査・モニタリングの必要性について 124 【意見 42】根拠資料の添付について 0 124 【意見 42】根拠資料の添付について 0 127 少いて 1 意見 43】熊本県企業立地促進補助金実績報告書の記載誤りに ついて 1 28 1 28 1 28 1 29 20 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			【意見39】(正確性・整合性)チェック体制の見直しについ		0	124
5年) について			て			
【意見 41】実地調査・モニタリングの必要性について ○ 124 【意見 42】根拠資料の添付について ○ 124 【意見 43】熊本県企業立地促進補助金実績報告書の記載誤りに ついて ○ 128 【意見 44】補助対象投下固定資産の対象範囲について ○ 128 【意見 45】補助対象とされるこれら固定資産の金額の正確性 ついて ○ 130 【意見 46】交付申請及び実績報告時の添付書類について ○ 130 【意見 47】財産現物確認について ○ 130 【意見 48】実地調査の適正性について ○ 131 【意見 48】実地調査の適正性について ○ 135 「意見 49】補助金の額の算定における基準日について ○ 135 【意見 50】熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策 推進事業費補助金交付申請書の提出期限について ○ 137 「意見 51】補助金の交付対象となる資産について ○ 137 「意見 51】補助金の交付対象となる資産について ○ 137 「指摘事項 20】補助金額を計算する要素のチェックについて ○ 140 【指摘事項 21】実績報告書の差替え漏れについて ○ 140 【指摘事項 21】実績報告書の差替え漏れについて ○ 141 【意見 52】取得資産の保有状況のモニタリングについて ○ 141 【意見 53】実績報告書等の様式について ○ 141 【意見 53】実績報告書等の様式について ○ 141			【意見 40】計算誤りへの対応化の文書化(遡及年限・資料保管		0	124
「意見 42] 根拠資料の添付について			5年) について			
3 企業立 地促進 費補助 【意見 43】熊本県企業立地促進補助金実績報告書の記載誤りに ついて 127 【意見 44】補助対象投下固定資産の対象範囲について 128 【意見 45】補助対象とされるこれら固定資産の金額の正確性 ついて 129 【意見 46】交付申請及び実績報告時の添付書類について 130 【意見 47】財産現物確認について 131 【意見 48】実地調査の適正性について 135 「意見 50】熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策 推進事業費補助金交付申請書の提出期限について 136 「意見 50】補助金の交付対象となる資産について 137 「意見 51】補助金の交付対象となる資産について 137 「清摘事項 20】補助金額を計算する要素のチェックについて 140 「指摘事項 21】実績報告書の差替え漏れについて 140 「意見 52】取得資産の保有状況のモニタリングについて 141 【意見 53】実績報告書等の様式について 141 【意見 53】実績報告書等の様式について 141 4 特記事項なし			【意見 41】実地調査・モニタリングの必要性について		0	124
世促進 費補助			【意見 42】根拠資料の添付について		0	124
費補助 【意見 44】補助対象投下固定資産の対象範囲について ○ 128 【意見 45】補助対象とされるこれら固定資産の金額の正確性 ついて ○ 130 【意見 46】交付申請及び実績報告時の添付書類について ○ 130 【意見 47】財産現物確認について ○ 131 【意見 48】実地調査の適正性について ○ 135 「意見 49】補助金の額の算定における基準日について ○ 135 (意見 50】熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策 推進事業費補助金交付申請書の提出期限について ○ 136 (意見 51】補助金の交付対象となる資産について ○ 137 (意見 51】補助金の交付対象となる資産について ○ 137 (指摘事項 19】実績報告における要求資料について ○ 139 (指摘事項 20】補助金額を計算する要素のチェックについて ○ 140 スプリ	3	企業立	【意見 43】熊本県企業立地促進補助金実績報告書の記載誤りに		0	127
【意見 45】補助対象とされるこれら固定資産の金額の正確性 ついて 【意見 46】交付申請及び実績報告時の添付書類について 130 【意見 47】財産現物確認について 131 【意見 48】実地調査の適正性について 135 商工会 【意見 59】補助金の額の算定における基準日について 135 商工会 【意見 50】熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策 推進事業費補助金交付申請書の提出期限について (意見 51】補助金の交付対象となる資産について 137 「意見 51】補助金の交付対象となる資産について 137 「清摘事項 20】補助金額を計算する要素のチェックについて 140 「意見 52】取得資産の保有状況のモニタリングについて 141 「意見 53】実績報告書等の様式について 141 「意見 53】実績報告書等の様式について 141 「意見 53】実績報告書等の様式について 141 「意見 53】実績報告書等の様式について 141 「意見 54 「表記」を確認を確認を確認を確認を確認を確認を確認を確認を確認を確認を確認を確認を確認を		地促進	ついて			
ついて		費補助	【意見 44】補助対象投下固定資産の対象範囲について		0	128
【意見 46】交付申請及び実績報告時の添付書類について			【意見 45】補助対象とされるこれら固定資産の金額の正確性		0	129
【意見 47】財産現物確認について ○ 130 【意見 48】実地調査の適正性について ○ 131 4 商工会 【意見 49】補助金の額の算定における基準日について ○ 135 商工会 【意見 50】熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策 136 推進事業費補助金交付申請書の提出期限について ○ 137 商工会 【意見 51】補助金の交付対象となる資産について ○ 137 連合会 補助 ○ 139 「指摘事項 19】実績報告における要求資料について ○ 140 又プリ 【指摘事項 21】実績報告書の差替え漏れについて ○ 140 【意見 52】取得資産の保有状況のモニタリングについて ○ 141 【意見 53】実績報告書等の様式について ○ 141 【意見 53】実績報告書等の様式について ○ 141			ついて			
【意見 48】実地調査の適正性について ○ 131 4 商工会 【意見 49】補助金の額の算定における基準日について ○ 135			【意見 46】交付申請及び実績報告時の添付書類について		0	130
4 商工会			【意見 47】財産現物確認について		0	130
商工会			【意見 48】実地調査の適正性について		0	131
議所・	4	商工会	【意見 49】補助金の額の算定における基準日について		0	135
商工会 連合会 補助 【指摘事項 19】実績報告における要求資料について		商工会	【意見 50】熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策		0	136
連合会補助 139 5 有床診療所等 (指摘事項 19) 実績報告における要求資料について (指摘事項 20) 補助金額を計算する要素のチェックについて (140) (工作 (140) (工作 (140) (議所・	推進事業費補助金交付申請書の提出期限について			
補助 139 有床診療所等原所等 療所等 スプリ スプリ ンクラー等施設整備事業 【指摘事項 20】補助金額を計算する要素のチェックについて		商工会	【意見 51】補助金の交付対象となる資産について		0	137
5 有床診療所等 療所等		連合会				
療所等 【指摘事項 20】補助金額を計算する要素のチェックについて 140 スプリンクラー等施設整備事業 【意見 52】取得資産の保有状況のモニタリングについて 141 【意見 53】実績報告書等の様式について 141 6 社会福祉施設 特記事項なし		補助				
スプリ ンクラ 一等施 設整備 事業 【指摘事項 21】実績報告書の差替え漏れについて 140 【意見 52】取得資産の保有状況のモニタリングについて 0 141 【意見 53】実績報告書等の様式について 0 141 6 社会福 祉施設 特記事項なし	5	有床診	【指摘事項 19】実績報告における要求資料について	\circ		139
ンクラ 一等施 設整備 事業 【意見 52】取得資産の保有状況のモニタリングについて ○ 141 6 社会福 祉施設 特記事項なし		療所等	【指摘事項 20】補助金額を計算する要素のチェックについて	0		140
一等施設整備事業 【意見53】実績報告書等の様式について ○ 141 6 社会福祉施設 特記事項なし		スプリ	【指摘事項 21】実績報告書の差替え漏れについて	0		140
設整備 事業 6 社会福 特記事項なし 祉施設		ンクラ	【意見 52】取得資産の保有状況のモニタリングについて		0	141
事業 - 一 ー 6 社会福 特記事項なし 祉施設		一等施	【意見 53】実績報告書等の様式について		0	141
6 社会福 特記事項なし 社施設 ー ー		設整備				
社施設		事業				
	6	社会福	特記事項なし	_	_	_
職員等		祉施設				
		職員等				

			1	1	1
	退職手				
	当共済				
	事業給				
	付費補				
	助				
7	軽費老	【指摘事項 22】実績報告資料の差替えについて	0		147
	人ホー	【指摘事項23】事務費対象経費の範囲について	0		148
	ム事務	【指摘事項 24】実地調査の重要性について	0		148
	費補助	【意見 54】実績報告書のエクセルデータによる提供について		0	149
	事業	【意見 55】補助対象法人が作成したデータによるチェックに		0	149
		ついて			
		【意見 56】収入申告書のチェックについて		0	149
		【意見 57】補助金の計算方法について		0	149
		【意見 58】対象経費の範囲について		0	150
8	障がい	【意見 59】取得資産の保有状況のモニタリングについて		0	153
	者福祉				
	施設整				
	備事業				
9	医療施	【指摘事項 25】実績報告における要求資料について	0		158
	設等施	【指摘事項 26】補助金の申請書類について	0		158
	設• 設	【指摘事項27】補助金交付要領の誤りについて	0		159
	備整備	【指摘事項 28】事業計画書の記載について	0		159
	費補助	【意見60】取得資産の保有状況のモニタリングについて		0	159
		【意見 61】取得する物品の制約について		0	160
		【意見 62】当初事業計画金額と実績報告金額との差額の検討		0	160
		について			
10	地域医	【指摘事項 29】実績報告における要求資料について	0		163
	療等情	【意見 63】納品の事実の確認について		0	163
	報ネッ	【意見64】取得資産の保有状況のモニタリングについて		0	164
	トワー	【意見65】事業の評価について		0	164
	ク基盤	【意見66】補助金を財源として取得する資産の範囲について		0	164
	整備事				
	業				
11	ヘリ救	【指摘事項30】実地調査・モニタリングの必要性について	0		169
	急医療	【意見 67】実績報告書の記載方法について		0	169
	搬送体	【意見 68】実績額と基準額との乖離について		0	170
	制推進	【意見 69】補助率について		\circ	171

	事業				
12	回復期	【指摘事項31】支払に関する証憑の徴求漏れについて	0		174
	病床へ	【意見 70】取得資産の保有状況のモニタリングについて		0	175
	の機能				
	転換施				
	設整備				
	事業				
13	看護師	【意見 71】取得資産の保有状況のモニタリングについて		0	179
	等養成				
	所運営				
	費補助				
	事業				
14	運輸事	【指摘事項32】リースにより取得した資産の管理について	0		183
	業振興	【意見 72】助成団体から徴求する書類について		0	183
	助成費	【意見 73】補助金交付事業の評価について		0	184
	補助				
15	認定訓	【意見 74】認定要件について		0	187
	練実施	【意見 75】財産の処分の制限の金額についての不整合につい		0	188
	事業	て			
		【意見 76】実地調査等の必要性について		0	189
		【意見 77】目標設定制度について		0	190
16	天草空	【意見 78】天草エアライン㈱に対する補助事業について		0	192
	港運航	【意見 79】今後の在り方について		0	193
	支援対				
	策事業				
17	私立学	【指摘事項33】実績報告書添付書類の不備について	0		199
	校施設	【指摘事項34】実績確認調書の記載漏れについて	0		200
	安全ス	【意見80】平成29年度交付実績がないことについて		0	202
	トック				
	形成促				
	進事業				

2. 監査結果の詳細について

1) 共通的事項に関する指摘事項又は意見

1. 補助金交付後の実地調査・モニタリング、効果測定・評価について【意見30】

「熊本県補助金等交付規則」は、補助金等の定義を次のように規定している。

「熊本県補助金等交付規則」

(定義)

- 第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げる ものをいう。
 - (1) 補助金
 - (2) 利子補給金(別に定めるものを除く。)
 - (3) その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
 - (2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の 資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

補助金の事業区分は、

- ① 国の政策に基づく国からの交付金を県で交付事務を行っている補助事業
- ② 国の政策に県の予算を加算し県で交付事務を行っている補助事業
- ③ 県単独予算で行っている補助事業

がある。

また、補助対象は、

- a. 運営費補助
- b. 設備補助
- c. 運営費・設備を兼ねる補助

がある。

今回の監査対象とした補助事業は下記のとおりである。

NO	事業名	事業区分	補助対象
1	私立高等学校等経常費助成費補助	2	С
2	企業立地促進費補助	3	С
3	商工会商工会議所・商工会連合会補助	3	а
4	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	1	b
5	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助	3	а
6	軽費老人ホーム事務費補助事業	3	а
7	障がい者福祉施設整備事業	2	b
8	医療施設等施設・設備整備費補助	2	b
9	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業	3	С
10	ヘリ救急医療搬送体制推進事業	2	а
11	回復期病床への機能転換施設整備事業	3	b
12	看護師等養成所運営費補助事業	3	а
13	運輸事業振興助成費補助	3	а
14	認定訓練実施事業	3	С
15	天草空港運航支援対策事業	3	а
16	私立学校施設安全ストック形成促進事業	2	С

事業区分、補助対象のみ分類してもその状況は個々で異なり、その事務の煩雑さが想像される。 しかし、「熊本県補助金等交付規則」では、次のような定めがある。

「熊本県補助金等交付規則」

(補助事業等の遂行等の命令)

- 第12条 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂 行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って当該補助事業等 を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(決定の取消し)

- 第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業 等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等 の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても 適用があるものとする。
- 4 第6条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。 (財産の処分の制限)
- 第21条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助 事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の 目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(立入検査等)

第22条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者 等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入 り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

補助金を交付した後の事務について「補助事業等の遂行等の命令」「決定の取消し」「立入検査等」等を規定している。つまり、補助金事務は補助金の交付事務を終えれば終わりではなく、交付後も補助事業活動をモニタリングする必要がある。

現在「財産の処分の制限」については補助事業者からの報告に依存している所が大きいと感じた。しかし、補助事業者が、自らにマイナスの報告を適時適切に行っているとは期待し難いと考える。補助事業変更の有無、財産の処分の制限等については、補助事業者からの報告とともに補助事業現場に出向いて、現状を確認することがなされるべきである。全件とは言わないが、一定の基準で「補助事業の実地調査・モニタリング」を年次計画の中に織り込んで実施すべきである。

また、補助事業の事後的業務として、その補助事業の効果の評価がなされるべきである。

今回の監査対象補助事業の「評価方法及び評価結果」として記載しているが、積極的に事業評価を行っている事業はなかった。

事業評価を行う上で効果測定に関する指標設定を行うことが困難な事業もあるが、例えば、事故件数の減少、利用客の増加、人材不足の解消等数値化した客観的データをもって補助事業の評価を行う事も有用である。

2-1) 私立高等学校等経常費助成費補助事業(中学校・高等学校)

1 事業の概要

項目		内容					
担当部局	総務部 総務私学	総務部 総務私学局 私学振興課					
事業名	私立高等学校等経常	私立高等学校等経常費助成費補助					
事業概要	県内の私立中学	県内の私立中学校、高等学校に対し、人件費、教育研究経費等の経常的な経費に					
	充てられる補助金	を交付する。					
	平成 29 年度私立	高等学校等経常費	助成費補助(中学校	・高等学校)の対	象校は、		
	中学校9校、高等等	学校 21 校である。	中学校9校は、全つ	て高等学校との一覧	貫校であ		
	り、同じ学校法人	である。					
事業目的	私立学校の教育条件	牛の維持、向上及び	経営の健全化を図る	るとともに、在学生	生の修学		
	上の経済的負担を	坚減し、私立学校の	健全な発展に資す	る。			
事業区分	(〇) 国庫事	業 (県の支出割合	86.5%)				
(該当に〇)	() 県単独	事業					
事業種別	()補助金	事業(申請を出しても受け	取れない場合がある)				
(該当に○)	(〇) 助成金	事業(受給要件に満たして	いる場合は、原則だれでも受	け取ることが出来る)			
	() その他	()			
予実状況		1		(単位	: 千円)		
	年度	予算額	実行額	予実差異			
	平成 25 年度	5, 520, 416	5, 624, 867	▲ 104, 451			
	平成 26 年度	5, 704, 748	5, 786, 281	▲ 81,533			
	平成 27 年度	5, 907, 395	5, 868, 478	38, 917			
	平成 28 年度	6, 011, 368	5, 928, 873	82, 495			
	平成 29 年度	6, 064, 499	5, 920, 103	144, 396			
補助対象経	【熊本県私立学校紀	圣常費補助金交付要	冥第2条】				
費等			の高等学校、中学校				
	認定こども園の経営に要する経常的経費(当該年度中に3歳に達し、途中入園し						
	た園児の保育に要する経費を含む。)、人権・同和教育主担者給与費等経費及び過						
	疎対策特別経費とする。						
	• 人件費支出(役員報酬支出、退職金支出を除く)						
	• 教育研究経費支出(奨学金支出を除く)						
	• 管理経費支出						
	• 借入金等利息						
	• 設備関係支出	Ц					
	としている。		ARI		Latert NV >		
	私立高等学校	交等経常費助成費補	i助」では、私立のA	事等学校及び中学 を	交経営に		

		要する経常的経費、人権・同和教育主担者給与費等経費及び過疎対策特別経費を					
		対象としている。					
補助金受入			助金等交付規則」に定めるもののほか、「熊				
事業者から	本県私立	学校経常費補助金交付要項」	に基づき、私立高等学校等の経常費の補助				
の事業結果	を行って	いる。					
の報告方法	経常費	補助金交付要項に基づき、実	績報告書、事業実績書及び決算書を提出さ				
	せ、確認	を行っている。					
当該事業の	一定予算を	一定の配分基準を基に各学校	での補助金額を決定する。				
評価の方法		中学校	高等学校				
及び評価結	学校割	1校5,000千円	1校10,000千円				
果	学級割	1学級の生徒数に応じて補	同左				
		助					
		• 1 学級 40 人以下の実学					
		級数・・・1,200 千円					
		• 1学級 41人以上 44人以					
		下の実学級数・・・					
		1,100 千円					
		1 学級 45 人以上の実学					
		級数・・・900 千円					
		1 学級 51 人以上の実学	1 学級 51 人以上の実学				
		級数・・・500 千円					
	生徒数割	生徒1人当たり13千円	同左				
	教職員・	専任教職員の給与を補	• 専任教職員の給与を補助するため				
	教育費割	助するために一定の算	に一定の算式で計算された額。				
		式で計算された額。	教育研究経費、管理経費等を補助				
		• 教育研究経費、管理経	するために一定の算式で計算され				
		 費等を補助するために	 た額。なお、専門学科別に補正す				
		一定の算式で計算され	る。				
		た額。	・ 生徒1人当たりの納付金額、授業				
			料の値上げの有無、入学定員の超				
			過割合を基に算定された率で調整				
			する。				
	設備費割	_	各学校の設備費支出を補助するために				
	ES VIII SV PI		一定の算式で計算された額に 0.4 を乗				
			じて得た額。				
	国庫補助	 ● 財務状況の改善への取	_				
	特別割	組・・・150 千円					
	和加肯	/四 - 100 □					

特別教育 ・ 学校安全対策 ・ 生徒対策(カウンセラー、相談室など) ・ 特別支援教育体制の充実 ・ 学校評価の実施 ・ 教員の資質向上対策 ・ 地域貢献活動 ・ その他の各教育活動(交通安全教育、保健教育人権教育など) ・ 就職支援スタッフの配置 ・ 財務状況の改善への取組 ・ 財務情報の公開 以上、高等学校配分基準より算定した額から国庫補助金特別加算、定員内実員策を考慮した調整を行る。				
ど) ・特別支援教育体制の充実 ・学校評価の実施 ・教員の資質向上対策 ・地域貢献活動 ・その他の各教育活動(交通安全教育、保健教育人権教育など) ・就職支援スタッフの配置 ・財務状況の改善への取組 ・財務情報の公開 調整 - 以上、高等学校配分基準より算定した額から国庫補助金特別加算、定員内実	特別教育		• 学校安全対策	
 特別支援教育体制の充実 学校評価の実施 教員の資質向上対策 地域貢献活動 その他の各教育活動(交通安全教育、保健教育人権教育など) 就職支援スタッフの配置 財務状況の改善への取組 財務情報の公開 以上、高等学校配分基準より算定した額から国庫補助金特別加算、定員内実 	活動等割		• 生徒対策(カウンセラー、相談室な	
 学校評価の実施 教員の資質向上対策 地域貢献活動 その他の各教育活動(交通安全教育、保健教育人権教育など) 就職支援スタッフの配置 財務状況の改善への取組 財務情報の公開 以上、高等学校配分基準より算定した額から国庫補助金特別加算、定員内実 			ど)	
 教員の資質向上対策 地域貢献活動 その他の各教育活動(交通安全教育、保健教育人権教育など) 就職支援スタッフの配置 財務状況の改善への取組 財務情報の公開 以上、高等学校配分基準より算定した額から国庫補助金特別加算、定員内実 			• 特別支援教育体制の充実	
 地域貢献活動 その他の各教育活動(交通安全教育、保健教育人権教育など) 就職支援スタッフの配置 財務状況の改善への取組 財務情報の公開 以上、高等学校配分基準より算定した額から国庫補助金特別加算、定員内実 			• 学校評価の実施	
 その他の各教育活動(交通安全教育、保健教育人権教育など) 就職支援スタッフの配置 財務状況の改善への取組 財務情報の公開 以上、高等学校配分基準より算定した額から国庫補助金特別加算、定員内実 			• 教員の資質向上対策	
育、保健教育人権教育など) ・ 就職支援スタッフの配置 ・ 財務状況の改善への取組 ・ 財務情報の公開 調整 以上、高等学校配分基準より算定した 額から国庫補助金特別加算、定員内実			• 地域貢献活動	
 就職支援スタッフの配置 財務状況の改善への取組 財務情報の公開 以上、高等学校配分基準より算定した 額から国庫補助金特別加算、定員内実 			• その他の各教育活動(交通安全教	
・ 財務状況の改善への取組 ・ 財務情報の公開 調整 - 以上、高等学校配分基準より算定した額から国庫補助金特別加算、定員内実			育、保健教育人権教育など)	
・ 財務情報の公開 調整 - 以上、高等学校配分基準より算定した 額から国庫補助金特別加算、定員内実			• 就職支援スタッフの配置	
調整 - 以上、高等学校配分基準より算定した 額から国庫補助金特別加算、定員内実			• 財務状況の改善への取組	
額から国庫補助金特別加算、定員内実			• 財務情報の公開	
	調整	_	以上、高等学校配分基準より算定した	
日 日 年 お 老 唐 1 を 調敷 お 行 ら			額から国庫補助金特別加算、定員内実	
貝寺で有慮した調査を行う。			員等を考慮した調整を行う。	

この他、高等学校に対しては「熊本県私立学校経常費補助金交付要項」第2条・第3項・第4項に基づき、人権・同和教育、過疎対策に対する補助金がある。

「熊本県私立学校経常費補助金交付要項」

第2条第3項

第1項に規定する人権・同和教育主担者給与費等経費に対する補助金の対象校は、学校長が当該校における人権・同和教育の主務者として公務分掌の中に位置づけた教員を設置している高等学校とする。

第2条第4項

第1項に規定する過疎対策特別経費に対する補助金の対象校は、別に定める高 等学校とする。

事務の流れ

- ① 各学校法人より経常費補助金第1回交付申請(6月下旬)
- ② 第1回交付決定、交付決定通知書の発行、概算払い(6月下旬)。なお、概算払いは、年3回(6月、12月、3月)前年度の実績に応じて分配する。
- ③ 本年度の分配額積算開始(生徒数、クラス数、教職員給与等) (9月上旬以降)
- ④ 各学校法人より経常費補助金第2回交付申請(12月上旬)
- ⑤ 第2回交付決定、交付決定通知書の発行、概算払い(12月上旬)
- ⑥ 本年度の分配額積算開始(設備費割、特別教育活動割等)(1月上旬)
- ⑦ 各学校法人より経常費補助金第3回交付申請(3月中旬)
- ⑧ 第3回交付決定、交付決定通知書の発行、概算払い(3月中旬)

- ⑨ 経常費補助金実績報告書提出依頼(4月下旬)
- ⑩ 経常費補助金額の確定 (5月下旬) 確定額と概算払い合計額に過不足がある場合、次年度経常費補助金分配額で調整する。

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、2法人から提出された平成29年度第1回熊本県私立学校経常費補助金交付申請書(日付:平成29年5月15日)の受付に際して県側の受付印及び受付日付記載漏れについて【指摘事項15】

補助金交付事務に関して交付申請書をいつ受領したかは重要な事項であるが、交付申請書の受付印及び受付日付は、記載漏れが無いようにしなければ、補助金申請交付事務において、事務要項とおり手続きが行われたか検証ができない。受付印及び受付日付を記載し、日付確定を行うべきである。

2、補助金算定シートの誤り(経常費配分基準の適用誤り、入力ミス等)があり、過去に遡及して 配分調整を行うべき事項について【指摘事項16】

【高等学校算定シートの訂正事項】

- ① 平成25年度~平成29年度の某高等学校に係る算定において、「教育費割」の積算に誤りがあった。
 - ➡ 経常費補助金の「教育費割」の算定方法は、「生徒数(補正後)×生徒1人あたり県平均支出額」であり、生徒数については専門学科別(普通学科(1.0倍)、商業系学科(1.2倍)、工業系学科(1.5倍))に補正した生徒数(補正後)を用いている。本来、某高等学校の「情報ビジネス科」に属する生徒数は、「工業系学科(1.5倍)」として扱うべきところを、「商業系学科(1.2倍)」としていた。

当該年度の定員内実員については、専門学科別に次の補正を行う。

専門学科	補正
・商業に関する学科(下記の情報処理科を除く)	当該年度の定員内実員×1.2
・家庭に関する学科(食物科・生活総合科を含む)	
• 社会福祉科	
・工業に関する学科(電気情報科、総合科学を含む)	当該年度の定員内実員×1.5
・情報処理科(コンピュータ事務科・情報ビジネス科を含	
to)	
・衛生看護科(看護科・看護学科を含む)	

② 平成28年度~平成29年度の全高等学校に係る算定において、「特別教育活動割」のうち「校内組織の整備等及び取組」の積算に誤りがあった。

→ 「校内組織の整備等及び取組」の配点が、正しくは 500 点であるところを、誤って 100 点 として算定していた。(配点 1 点あたり 3,000 円)

この①及び②に伴い、高等学校算定シート平成 27 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度を見直 した結果、修正差額は(注 1)のようになった。

一定の経常費補助金予算額の範囲内で各年度の配分基準に基づき各学校へ配分していくため、この修正にて県の追加的支出はないとしても、各学校別にみれば直近3年間での配分不足額の最も大きい高等学校は1,780千円であり、配分過剰額の最も大きい高等学校は2,633千円である。一定の経常費補助金予算額の範囲内で各年度の配分基準に基づき各学校へ配分されるため、1つの訂正は、補助金対象全校に影響する。

これは、学校法人側の責任によるものではなく、県側で示された補助金配分基準とおりに計算が行われていないことによるものである。

従って、現在算定資料として保存されている5年前に遡及して見直すべきである。 なお、最終配分額に影響はなかったが、他にも算定シートに次のような入力誤りがあった。

③ 教職員・教育費割の算定において、対象外の手当が人件費に含まれていた。

平成 29 年度経常費補助金の算定において、某高等学校の人件費のうち、寮関係(舎監)手当は対象外とすべきところ人件費の集計に算入していた。某高等学校の人件費の額が標準給与人件費よりも上回っていたため、標準給与人件費により算定され、補助金額の計算結果に差異は生じていない。

しかし、標準給与人件費より人件費が少なくなる場合もあるケースを考慮すれば、人件費の集 計誤りのないよう注意するべきである。

【中学校算定シートの訂正事項】

- ① 平成29年度の4中学校に係る算定において、「教育費割」の積算に誤りがあった。
 - ➡ 経常費補助金の「教育費割」の算定方法は、設備費関係支出から寮・空調費関係支出は除くとなっているが、寮・空調費関係支出を控除しないところで設備費が計算されていた。

この結果、中学校算定シート平成29年度を見直した結果、修正差額は(注2)のようになった。

中学校においても一定の経常費補助金予算額の範囲内で各年度の配分基準に基づき各学校へ配分していくため、この修正にて県の追加的支出はない。しかし、各学校別にみれば配分不足額の最も大きい中学校は317千円であり、配分過剰額の最も大きい中学校は373千円である。一定の経常費補助金予算額の範囲内で各年度の配分基準に基づき各学校へ配分されるため、1つの訂正は、補助金対象全校に影響する。

これは、学校法人側の責任によるものではなく、県側で示された補助金配分基準とおりに計算が行われていないことによるものである。

従って、現在算定資料として保存されている5年前に遡及して見直しをすべきである。

(注1)【高等学校】私立学校経常費補助金(平成29年度~平成27年度)の既算定額と本来算定額の比較

(単位:千円)

	:	平成29年度			平成28年度		Ž	平成27年度		平成29年度~ 平成27年度
高校名	既算定額 ①	本来算定額	過不足額 ②-①	既算定額 ①	本来算定額 ②	過不足額 ②-①	既算定額 ①	本来算定額 ②	過不足額 ②-①	過不足額 合計
A	219, 188	219, 872	684	237, 702	238, 486	784	225, 223	225, 535	312	1,780
В	110, 066	110, 848	782	102, 756	103, 584	828	94, 969	94, 967	▲ 2	1,608
С	154, 760	155, 291	531	163, 935	164, 467	532	159, 910	159, 901	▲ 9	1,054
D	198, 254	198, 756	502	253, 040	253, 353	313	271, 123	271, 119	▲ 4	811
Е	215, 076	215, 346	270	208, 858	209, 196	338	196, 797	196, 777	▲ 20	588
F	202, 124	202, 362	238	212,040	212, 270	230	215, 602	215, 600	▲ 2	466
D	201,022	201, 235	213	200, 313	200, 566	253	202, 131	202, 118	▲ 13	453
Н	226, 859	226, 970	111	231, 287	231, 426	139	215, 699	215, 689	▲ 10	240
I	225, 302	225, 357	55	220, 051	220, 176	125	207, 802	207, 791	▲ 11	169
J	249, 818	249, 892	74	245, 954	246, 077	123	223, 876	223, 844	▲ 32	165
K	236, 778	236, 825	47	242, 471	242, 586	115	220, 306	220, 291	▲ 15	147
L	301, 210	301, 031	▲ 179	242, 501	242, 752	251	296, 497	296, 493	▲ 4	68
M	274, 700	274, 602	▲ 98	272, 224	272, 197	▲ 27	322, 341	322, 318	▲ 23	▲ 148
N	282, 493	282, 397	▲ 96	284, 676	284, 596	▲ 80	309, 470	309, 465	▲ 5	▲ 181
0	303, 025	302, 802	▲ 223	294, 526	294, 408	▲ 118	265, 479	265, 455	▲ 24	▲ 365
P	287, 712	287, 529	▲ 183	301, 845	301, 580	▲ 265	289, 203	289, 181	▲ 22	▲ 470
Q	332, 059	331, 777	▲ 282	337, 496	337, 239	▲ 257	333, 504	333, 476	▲ 28	▲ 567
R	349, 024	348, 668	▲ 356	344, 817	344, 474	▲ 343	317, 223	317, 197	▲ 26	▲ 725
S	354, 002	353, 428	▲ 574	363, 420	362, 897	▲ 523	350, 495	350, 490	▲ 5	▲ 1,102
T	263, 364	263, 216	▲ 148	244, 350	243, 155	▲ 1, 195	215, 442	215, 427	▲ 15	▲ 1,358
U	486, 228	484, 858	▲ 1,370	487, 046	485, 825	▲ 1,221	471, 482	471, 440	▲ 42	▲ 2,633
計	5, 473, 064	5, 473, 062	▲ 2	5, 491, 308	5, 491, 310	2	5, 404, 574	5, 404, 574	0	0

※総額調整前の算定額であり、各学校への最終交付済額とは一致しない。

(注2)【中学校】私立学校経常費補助金(平成29年度)の既算定額と本来算定額の比較

(単位:千円)

		() (<u></u>
		平成29年度	
	既算定額 ①	本来算定額②	過不足額 ②-①
а	62, 027	62, 344	317
b	31,674	31, 891	217
c	60, 311	60, 439	128
d	29, 933	30, 055	122
е	26, 183	26, 187	4
f	54, 995	54, 888	▲ 107
g	56, 892	56, 767	▲ 125
h	49, 198	49, 015	▲ 183
i	75, 768	75, 395	▲ 373
計	446, 981	446, 981	0

2. 意見

1、経常費の補助金算定シートの安定化について【意見31】

現在、経常費の補助金算定シートはエクセルの表計算によって行われている。従って、エクセル上の計算式を消したり、計算を無効にしたりする誤操作があれば、適正な経常補助金は計算されない。

ソフトウェア会社に経常費の補助金算定シートのプログラム作成を依頼するまではないとしても、エクセルシートに保護をかける等経常費の補助金算定シートの安定化を図るべきである。

2、(正確性・整合性)チェック体制の見直しについて【意見32】

高等学校の経常費の補助金算定シートの中、設備投資額以上に設備投資に係る補助金が記入されているケースがあった。本来、設備投資に係る補助金が設備投資額を超えることはあり得ないが、その確認を高等学校側に行っておらず、そのまま計算されていた。県側が決め、各学校へ通知している配分基準に基づく経常費補助金の配分であるにもかかわらず、計算誤りがある。

【経常費算定作業分担内容】

- ① 補助金実態調査結果と私立学校実態調査結果の突合作業
- ② 設備費割算定資料と総勘定元帳との突合作業
- ③ 特別教育活動等割算定資料と添付資料との突合作業
- ④ 補助金算定シート (エクセル) へのデータ入力作業
- ⑤ 検算作業

3班に分かれ、①から④までの作業を行い、検算作業で各班員によるダブルチェックを行うとなっているが、適切なチェック体制が整っているのか疑問である。

計算表の担当者に止まらず、承認押印を行う責任者も含め、適切なチェック体制の構築が必要である。

- 経常費算定作業担当者は、作業事前において配分基準を理解し、特に前年との変更部分については十分に理解すること。
- 検算作業にあたっては、3班によるクロスチェックとすること。
- 検算作業においては十分に時間を確保すること。
- 計算表の担当者に止まらず、承認押印を行う責任者も含め、適切なチェック機能を果たすこと。

3、計算誤りへの対応法の文書化(遡及年限・資料保管5年)について【意見33】

今回の包括外部監査の結果、過去の経常費補助金算定において誤りがあることが確認された。しかし、その誤りについてどこまで遡及訂正するか明文化されたものがない。

資料保管5年ということで過去のデータが存在するのであれば、過去5年間に遡及して見直しを行い、その中で新たなる計算誤りがあればそれも含めて遡及訂正すべきである。

4、実地調査・モニタリングの必要性について【意見34】

平成30年3月7日「平成29年度熊本県私立学校補助金等説明会」が開催され、この中で平成29年度私立学校経常費補助金について説明が行われている。

また、実態調査表は経常費算定作業の過程において記載内容の整合性は確認されている。

しかし、その実態調査表の記載事項は紙面上で整合性を確認されているだけである。学校に出 向き、記載内容の正確性を確認する必要がある。

平成29年度は、平成29年11月に4高等学校の実地調査を実施している。いずれも県監査委員事務局監査を受ける予定の高等学校であった。

監査委員事務局監査当日の帯同の必要性(高等学校と監査委員事務局の仲介)は認めるとして も、県監査委員事務局監査予定の高等学校に事前に調査するその目的は自主性がなく、地ならし 的感じがする。私学振興課のスケジュールで実地調査を行い、実質的指導が実施されることが望 まれる。

年4校としても5年で一巡する。

5、高等学校における配分基準(特別教育活動等割の学校の安全対策)について【意見35】

配分基準(特別教育活動等割①学校の安全対策)について、具体的には「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について(通知)」(平成13年7月10日付け13初企第12号)を参考にするとされている。

これには、以下の事項が記載されている。

(来訪者の確認)

- 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定している。
- 来訪者にリボンや各札等を着用させて、識別が可能にしたり、来訪者に声かけ等をして 身元の確認を行うなどして、外部の人の確認を行っている。

(始業前や放課後における安全確保の体制)

• 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、幼児児童生徒の状況を把握している。

(学校施設面における安全確保)

• 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯監視システム、通報機器(校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等)等を設置している場合、作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡体制の確認を行っている。

某高等学校においては、学校の安全対策が、「教職員の校内巡回」の記載のみとなっており、 根拠資料として「校内巡視担当表」が提出されている。この担当表には「目的:盗難を未然に 防ぐ、生徒の授業への参加の様子観察とする。」とある。

配分基準における学校の安全対策は外部からの侵入者に対しての対策を想定しているものと考えられるが、記載されている目的からすれば、学校の安全対策としては不十分と言わざるを得ない。この点、担当課である私学振興課が訪問した際に守衛がおり、来訪者記録を取らされることや敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定していることから、外部からの侵入者に対しての対策があると判断し、特別教育活動等割を算定している。

某高等学校からの提出書類である「特別教育活動等割算定資料」に、教職員の校内巡回だけでなく、実際に実施している対策も記載するような指導が必要であると考える。

6、設備費割の算定において、購入予定の設備の一部を決算見込額に算入し、補助金の対象額として減額していることについて【意見 36】

経常費補助金の配分基準上は当該年度決算見込額として算定することにはなっているが、購入 が不確実であるため、実務上は算定段階である10月までに実際に購入した額を対象としている。 なお、11月以降の購入額は、翌年度に決算書による再計算を行うこととなっている。

今回のケースでは某高等学校において、購入予定の設備が 10 月までの総勘定元帳に8百万円 計上されているとし、一方、同設備が補助金対象として申請書に記載してあった補助金 22 百万 円対象として、控除の計算に含めていた。

先ず、

- ① 購入設備費より補助金額が多額になることはあり得ない。
- ② 本年度は控除額の方が大きいため、経常費補助(設備費割)の対象とならないが、翌年度においては補助金が記載されなければ当該補助金対象設備費の残額の全額が経常費補助(設備費割)の対象になる恐れがある。

「設備費割は、翌年度に再計算により調整されるため、修正事項とはしない」との回答を得ているが、設備費割の算定では購入設備額とそれに対応する補助金額を管理すべきであり、設備費と補助金額は完成引渡しが行われる年度まで関連づけて管理するチェック体制が必要である。

7、補助金の不交付規程の適用について【意見37】

「熊本県補助金等交付規則」及び「熊本県私立学校経常費補助金交付要項」には次の記載がある。

「熊本県補助金等交付規則」

(補助金等の交付の決定)

- 第4条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要 に応じて行う現地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査 し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。
 - 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付 の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

「熊本県私立学校経常費補助金交付要項」

(補助金の不交付等)

第3条 知事は、規則第4条第1項に規定する調査の結果、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部または一部を交付しないものとする。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく知事の処分又は寄付行為に違反したもの。
- (2) 経理その他事務処理が著しく適正を欠いているもの。
- (3) 管理運営が著しく適正を欠いているもの。
- (4) その他知事が補助金の全部又は一部を交付することが不適当と認めるもの。

「熊本県私立学校経常費補助金交付要項」第3条において「法令の規定、法令の規定に基づく知事の処分又は寄付行為に違反したもの」は、補助金の全部または一部を交付しないものとしている。

実態調査の結果、寄付行為違反の学校法人があり、県側はそれを把握していながらいまだ改善 されないままの状態となっている。

違反の内容は、理事・評議員の定数不足の案件であり、平成 27 年度には寄付行為違反の把握 がなされている。

期限を示す等して早急に改善を指導すべきである。

2-2) 私立高等学校等経常費助成費補助事業(幼稚園等)

1 事業の概要

項目	内 容
担当部局	健康福祉部 子ども・障がい福祉局 子ども未来課
事業名	私立高等学校等経常費助成費補助(幼稚園等分)
事業概要	私立幼稚園等に対し、人件費、教育研究経費等の経常的な経費に充てられる補助
	金を交付する。
	平成 29 年度経常費補助金の対象幼稚園等は、66 法人である。
事業目的	私立幼稚園の教育条件の維持、向上及び経営の健全化を図るとともに、在園児の
	修学上の経済的負担を軽減し、私立幼稚園の健全な発展に資する。
事業区分	(○) 国庫事業 (県の支出割合 86.9%)
(該当に〇)	() 県単独事業
事業種別	()補助金事業 (申請を出しても受け取れない場合がある)
(該当に〇)	(〇) 助成金事業 (受給要件に満たしている場合は、原則だれでも受け取ることが出来る)
	() その他 ()

予実状況 (単位:千円)

年度	年度 予算額		予実差異
平成 25 年度	2, 544, 175	2, 469, 492	74, 683
平成 26 年度	2, 575, 284	2, 494, 711	80, 573
平成 27 年度	1,741,426	1, 691, 197	50, 299
平成 28 年度	1, 344, 022	1, 304, 166	39, 856
平成 29 年度	1, 149, 542	1, 143, 524	6,018

予算執行に関しての補足説明

・平成 29 年度まで私立高等学校等経常費助成費補助(幼稚園等分)予算執行は、 総務部総務私学局私学振興課が担当していたが、平成 30 年度より健康福祉部子ど も・障がい福祉局子ども未来課に所管換えとなっている。

補助対象経 費等

【熊本県私立学校経常費補助金交付要項第2条】

補助金の交付の対象経費は、私立の高等学校、中学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の経営に要する経常的経費(当該年度中に3歳に達し、途中入園した園児の保育に要する経費を含む。)、人権・同和教育主担者給与費等経費及び過疎対策特別経費とする。

- 人件費支出(役員報酬支出、退職金支出を除く)
- 教育研究経費支出(奨学金支出を除く)
- 管理経費支出
- 借入金等利息支出
- 設備関係支出 としている。

補助金受入事業者からの事業結果の報告方法

「私立学校振興助成法」、「熊本県補助金等交付規則」に定めるもののほか、「熊本県私立学校経常費補助金交付要項」に基づき、私立幼稚園等の経常費の補助を行っている。

経常費補助金交付要項に基づき、実績報告書、事業実績書及び決算書を提出させ、 確認を行っている。

当該事業の 評価の方法 及び評価結 果

当該事業の | 一定予算を一定の配分基準を基に各学校の補助金額を決定する。

	幼稚園
園割	1 園 2,000 千円。
学級割	1 学級 350 千円。
園児数割	園児1人当たり40千円。
教職員数割	各園における一定の算式で計算された数に単価 550 千円を乗じた
	得た額。
給与費割	専任教職員の給与を補助するために一定の算式で計算された額。
特別教育活動	各園の活動状況を勘案し、加点配分。
等割	• 教員研修事業

	• ティーム保育
	• 高校生の保育体験推進事業
	• 1種免許状保有の促進
	• 幼・小連携に係る取組みの促進
	• 財務状況の改善の支援
	• 特別支援教育に係る「個別の教育支援計画」等の作成
	• 財産目録等の公表
調整	対象園児実員が園則定員を超える場合、一定の算式により算定
	した額を上述園割から給与割の合計額から減額調整する。

この他、「熊本県私立学校経常費補助金交付要項」第2条第5項に基づき、幼稚園 教諭第1種免許状の保有状況に基づき補助金として配分される部分がある。

「熊本県私立学校経常費補助金交付要項」

(補助対象経費等)

第2条第5項

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の特定教育・保育施設の確認を受けた施設(以下「施設型給付園」という。)に対する補助は、当該施設が幼稚園教諭第1種免許の保有の促進を行っている場合及び当該施設の設置者が財務状況の改善に向けて取組みを行っている場合のみ、それらの実績に対して別に定める配分基準に基づき行うものとする。

事務の流れ

国の交付要項が示されるのが 10 月頃であり、県の配分基準は 12 月頃の決定である。経常費補助金は、年 3 回に分けて交付される。



2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、監事監査報告書の様式に関する指導について【指摘事項17】

前述熊本県私立学校経常費補助金交付要項第9条において、実績報告について監事監査報告書

の写しを添付することとしている。

「熊本県私立学校経常費補助金交付要項」

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記5号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の添付書類は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実績書 別記第6号様式
 - (2) 収支計算書

学校法人会計基準に規程する様式とする(設置者が学校法人の場合にあっては、学校法人 監事の監査報告書の写しを添付する。)

- (3) 学校法人化措置状況報告書(該当する設置者に限る。) 別記第7号様式
- 3 施設型給付園の規則第 13 条の実績報告書は、別記第 5 条様式— 2 によるものとし、補助金 交付申請書の添付資料として提出するものとする。
- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定があった年度の翌年度の5月31日とし、その提出部数は、一部とする。

実績報告の添付書類として、全園提出され監事監査報告書も監事が押印されたものの写しが添付されていた。

しかし、その添付された監事監査報告書には様式、根拠条文、文言等に誤りのあるものが散見された。添付されればいいというものではなく、添付の目的は監事監査機能が適正に機能していることを確認する1つ手段であると考えるならば、監事監査報告書の様式、根拠条文、文言等の誤りも含め、監査機能が適正に機能すべく県の指導がなされるべきである。

2、補助金算定シートの誤り(経常費配分基準の適用誤り、入力ミス等)があり、過去に遡及して 配分調整を行うべき事項について【指摘事項 18】

【幼稚園等算定シートの訂正事項】

- ① 定員充足率が110%を超える場合の減額調整処理に誤りがあった。
 - ⇒定員超過に係る調整は、次の(A)及び(B)で適用した調整率の合計で調整するとしている。
 - (A) 入園定員超過調整・・入園定員の 110%を超過する園児を入園させた幼稚園にあっては、下表の基準で 50%を限度で減じる。
 - (B)総定員超過調整・・総定員の110%を超過する園児が在籍する幼稚園にあっては、下表の基準で50%を限度で減じる。

定員超過	110%超	120%超	130%超	140%超	150%超
充足率	∼ 120%	∼ 130%	∼ 140%	∼ 150%	∼ 160%
調整率	△10%	△20%	△30%	△40%	△50%

平成 29 年度某幼稚園は、定員充足率が 110%を超えるため減額調整の対象調整となり 280 千円が減額となるところ、1 段下の行である他の幼稚園に誤って△280 千円入力していた。

- ② 計算式が消えていたことによる算定額の誤りがあった。
 - ➡平成29年度経常費補助金の算定において、某幼稚園の「職員給与修正率」の自動計算の数式が消えていたため、職員数が1名カウントされず補助金の額が1,269千円過少に計算されていた。

この①及び②に伴い、幼稚園算定シート平成29年度を見直した結果、修正差額は(注3)のようになった。

幼稚園においても一定の経常費補助金予算額の範囲内で各年度の配分基準に基づき各学校へ配分していくため、この修正にて県の追加的支出はない。しかし、各幼稚園別にみれば配分不足額の最も大きい幼稚園は1,269 千円であり、配分過剰額の最も大きい幼稚園は328 千円である。一定の経常費補助金予算額の範囲内で各年度の配分基準に基づき各幼稚園へ配分されるため、1つの訂正は、補助金対象全校に影響する。

これは、学校法人側の責任によるものではなく、県側で示された補助金配分基準とおりに計算が行われていないことによるものである。

従って、現在算定資料として保存されている5年前に遡及して見直しをすべきである。

(注3)【幼稚園】私立学校経常費補助金(平成29年)の既算定額と本来算定額の比較

(単位:千円)

	Т		(単位:千円)			
	平成29年度					
幼稚園名	既算定額 ①	本来算定額	過不足額 ②-①			
1	18, 400	19, 669	1, 269			
2	15, 419	15, 692	273			
3	11, 917	11, 904	▲ 13			
4	10, 907	10, 894	▲ 13			
5	14, 680	14, 666	▲ 14			
6	14, 740	14, 725	▲ 15			
7	15, 761	15, 746	▲ 15			
8	16, 127	16, 111	▲ 16			
9	14, 838	14, 820	▲ 18			
10	18, 447	18, 428	▲ 19			
11	18, 345	18, 325	▲ 20			
12	18, 398	18, 378	▲ 20			
13	18, 435	18, 415	▲ 20			
14	16, 236	16, 216	▲ 20			
15	15, 246	15, 226	▲ 20			
16	17, 616	17, 595	▲ 21			
17	18, 940	18, 918	▲ 22			
18	19, 758	19, 735	▲ 23			
19	20, 917	20, 892	▲ 25			
20	24, 738	24, 713	▲ 25			
21 22	24, 494 25, 375	24, 467	▲ 27 ▲ 27			
23	22, 566	25, 348 22, 538	▲ 21 ▲ 28			
24	26, 599	26, 569	▲ 30			
25	26, 442	26, 412	▲ 30			
26	30, 402	30, 369	▲ 33			
27	26, 315	26, 282	▲ 33			
28	28, 118	28, 085	▲ 33			
29	30, 032	29, 996	▲ 36			
30	34, 057	34, 019	▲ 38			
31	39, 593	39, 551	▲ 42			
32	37, 596	37, 554	▲ 42			
33	39, 161	39, 119	▲ 42			
34	39, 860	39, 816	▲ 44			
35	39, 727	39, 682	▲ 45			
36	32, 881	32, 835	▲ 46			
37	43, 860	43, 814	▲ 46			
38	41, 251	41, 205	▲ 46			
39	40, 899	40, 850	▲ 49			
40	48, 804	48, 754	▲ 50			
41	46, 432	46, 381	▲ 51			
42	51, 481	51, 424	▲ 57			
43	26, 164	25, 836	▲ 328			
	1, 141, 974	1, 141, 974	0			

子ども・子育て支援法第27条第1項の特定教育・ 保育施設の認定を受けた施設分の補助金(1,550千円)には変更はなく上記には含まれていない。

2. 意見

1、経常費補助金算定シートの安定化について【意見38】

平成29年度まで私立高等学校等経常費助成費補助(幼稚園等分)予算執行は、総務部総務私 学局私学振興課が担当していたが、平成30年度より健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未 来課に所管換えとなっている。

現在、経常費補助金算定シートに不安定さが存在している状態であり、私立高等学校等経常費助成費補助(中学校・高等学校)で意見として記載したような経常費補助金算定シートの安定化を図るべく方法を講じるべきである。

2、(正確性・整合性)チェック体制の見直しについて【意見39】

私立高等学校等経常費助成費補助(中学校・高等学校)で意見として記載したように有効なチェック体制を構築すべきである。

3、計算誤りへの対応化の文書化(遡及年限・資料保管5年)について【意見40】

私立高等学校等経常費助成費補助(中学校・高等学校)で意見として記載したように計算誤り への対応法の文書化をすべきである。

4、実地調査・モニタリングの必要性について【意見41】

私立高等学校等経常費助成費補助 (中学校・高等学校) で意見として記載したように実地調査・ モニタリングを計画的に実施すべきである。

現在、経常費補助金交付後の実態が把握されていない。調査表の正確性、補助金の適正な使用 実態を把握するためにも実地調査・モニタリングを実施すべきである。

5、根拠資料の添付について【意見42】

平成 29 年度経常費補助金の算定(幼稚園分)において、特別教育活動等割のうち、特別支援教育に係る「個別の教育支援計画」等の作成に関する配分について、根拠資料の添付がなかった。 具体的には、「『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』の作成状況」を幼稚園に記載を求めており、これをもとに配分額を決定しているが、根拠資料である個別の教育支援計画や個別の指導計画(以下、「計画書等」)までの資料添付を求めていない。

「特別支援教育に係る根拠資料については、非常にセンシティブな個人情報が記載された書類となるため、提出させて内容まで確認する必要があるか、所管課で検討した結果、計画を作成していれば計画の内容まで確認する必要はないとの判断で、平成29年度配分基準から添付させないこととした」とのことであった。

確かに提出を強制できるものではないが、「『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』の 作成状況」のみをもって配分額の決定を行うことについて、たとえば幼稚園側の認識違いや、不 正の意図を持って改ざんする可能性が全くないわけではない。

根拠資料の添付ができないものについては、実地調査・モニタリング時に計画書等の有無を確認する必要があると考える。

3) 企業立地促進等補助事業

1 事業の概要

項目			 容				
担当部局	 商工観光労働部 新産		也課				
事業名	企業立地促進等補助						
事業概要	地元への経済波及効	長興を図る上で、重要	要と認められる企業立				
	地を促進するため、昭	7和 61 年度に「企業	さ立地促進補助金」 を	を設け、本県に進出す			
	る企業への支援を行っ	ている。					
	企業立地促進等補助	は、誘致企業と工場	易等新設や増設の立力	地協定を締結後、所定			
	の投資期間 (新設5年	、増設3年)を経て	て、投資額及び雇用数	枚が補助金交付要件を			
	達成した企業の補助金	全申請に基づき、予	算の範囲内において	で 一交付を行うものであ			
	る。						
	補助金交付について	は、立地協定を締結	した全企業の投資期	開門内の投資及び雇用			
	の状況を確認し、補助						
	き、全てにおいて補助						
	なお、補助金の実績申詞	請を行う予定であっ	た企業の件数と実施	責は下記のとおりであ			
	る。 ** L 記由誌 ス 字 A ** L N A	· 医压库医支型物包含	- 毎分した入世で、正ウ	· 小小次 知則 (英·扫 F 左			
	※上記申請予定企業とは 増設3年)を経過したも		7柿絹した狂楽で、肝足	の投資期间(新規 5 年 、			
	相談3年)を駐週したも) V / E V · / 0					
	➤ 平成 27 年度 (平局	戈27 年度実績は、甲	申請件数:15件、交	付件数:15件)			
	・件数:35件(内、新	f規 9 件、増設 26 件	:)。このうち、				
	9件は、操業延伸(新規4件、増設5件)						
	14 件は、補助金交付要項で定める基準に未達成(新規 5 件、増設 9 件)						
		新規	増設	計			
	申請予定	9	26	35			
	計画とおり	0	12	12			
	操業延伸	4	5	9			
	要項未達成	5	9	14			
	→ 平成28年度(平成28年度実績は、申請件数:15件、交付件数:15件)→ 体数:28 件(内 新規4件 増款10件)						
	・件数: <u>23</u> 件(内、新規4件、増設19件)。このうち、 <u>3</u> 件は、操業延伸(新規0件、増設3件)						
			ョ成3斤) る基準に未達成(新	思1件 - 増設4件)			
	<u> </u>	<u> </u>		уц - 11 1 - С ПО - 111 /			

				,		
		新規	増設		計	
	申請予定	4	19		23	
	計画とおり	3	12		15	
	操業延伸	О	3		3	
	要項未達成	1	4		5	
			设 25 件)。このう 件、増設 12 件)	ち、		
		新規	増設		——————— 計	
	申請予定	13	25		38	
	計画とおり	2	9		11	
	操業延伸	8	12		20	
	要項未達成	3	4		7	
事業目的	がある。 本県の産業の振興を図る上で重要と認められる事業所の新設及び増設を促進するため助成措置を講じることにより、企業の設備投資を容易にし、雇用機会の確保を図るとともに、県土の均衡ある発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。					
事業区分	()国庫事業	と (県の支出割行	今 %)			
(該当に○)	(〇) 県単独事	業				
事業種別	(〇) 補助金事	事業 (申請を出しても受け	†取れない場合がある)			
(該当に〇)	() 助成金事	事業 (受給要件に満たして	ている場合は、原則だれて	も受け取ることが出	来る)	
	()その他	()		
予実状況		T			(単位:千円)	
	年度	予算額	執行額	予実差異	備考 (交付件 数)	
	平成 25 年度	2, 579, 000	2, 505, 394	73, 606	18	
	平成 26 年度	2, 473, 320	2, 328, 208	145, 112	16	
	平成 27 年度	2, 000, 380	1, 800, 077	200, 303	15	
	平成 28 年度	2, 489, 905	2, 225, 463	264, 442	15	
	平成 29 年度	2, 934, 044	2, 410, 547	523, 497	19	

予算執行に関しての補足説明

2月補正(12月に要求)時に、当該年度の支払見込みを踏まえて予算の減額補 正を行っているものの、企業の都合で、操業開始が当該年度から延伸となる場合 や、補助要件を達成できなかったりする場合があるため、予算残が発生している 状況である。

補正後の最終予算額に対する予算残の割合は、例年5~10%前後で推移しているが、平成29年度(熊本地震後)は、有効求人倍率が全国平均を上回る厳しい雇用情勢となり、雇用が計画どおりに採用できなかったため、債務負担行為での支払予定であった大口案件(支払予定額3億円)が要件未達成となり、予算残が例年以上に増加する要因となった。

補助金受入 事業者から の事業結果 の報告方法 操業開始1年以内に、「熊本県補助金等交付規則」「熊本県起業立地促進補助金 交付要項」及び「企業立地促進補助金交付要領」に基づき、補助金交付申請書及 び事業実績報告書を提出させ、書面、実地調査を行っている。

当該事業の 評価の方法 及び評価結 果 実地調査を行い、補助金交付申請書及び事業実績報告書の内容を確認し、補助金を交付している。

平成29年度は、19社に対し補助金(2,410百円)を交付している。平成29年度補助金交付対象19社の投資額及び雇用増は、次のとおりである。

投資総額:95,674 百万円

雇用增数:1,091人

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 意見

1、熊本県企業立地促進補助金実績報告書の記載誤りについて【意見43】

「熊本県企業立地促進補助金交付要項」で求める別記第5号様式(第7条関係)の熊本県企業立地促進補助金実績報告書を確認したところ、企業から提出された実績報告書の中の、5補助金額算定基礎(投下固定資産額等記載する部分)に記載されている金額が一ケタ違うなど、誤っている箇所が2か所、見受けられた。

単純な記載ミスとは考えられるが、県の方でも点検した足跡もあり、それでいてなお見落とし していたため一層の注意が必要である。

なお、この記載ミスは補助金額の算定には影響を与えない部分であった。

- 2、補助対象投下固定資産の対象範囲について【意見44】
 - ① 撤去費用

各企業からの補助金交付申請書及び事業実績報告書の提出において、熊本県企業立地補助金「手続きの流れ提出をしていただく書類について」③に添付書類として次のように記載されている。

添付書類:

- ○投資額を証する書類
 - ・固定資産台帳(写し)、または投下固定資産設備明細表《様式有り》、決算書の写し
- ○新規雇用者の数を証する書類
 - ・従業員名簿《様式有り》、雇用保険被保険者証などの写し

その他:※補助金申請に伴い実地調査をさせていただきます。

また、「熊本県企業立地促進補助金交付要項」(平成29.4.1~)では以下のよう定められている。

「熊本県企業立地促進補助金交付要項」

(定 義)

- 第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (9) 固定資産 事業所等に必要な地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 341 条に規定する固定 資産をいう。ただし、土地を除く。
 - (10) 投下固定資産額 前号の固定資産の消費税を含まない固定資産台帳の取得価額とする。
- (11) リース資産 第9号の固定資産を法人税法(昭和40年法律第34号)第64条の2第3項に 規定するリース取引により導入するものをいう。
 - (12) 投下リース資産額 前号のリース資産の取得価額をいう。

(補助金の交付対象経費及び補助金額)

- 第6条 補助金の交付対象となる経費は、第4条第1項の指定を受けた申請者が、事業所等を新設 又は増設するために要した投下固定資産額(スモールスタート研究開発業にあっては、事業所等の 年間賃借額(敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く)を含む)とする。なお、補助金の 交付対象となる固定資産は、固定資産台帳の取得年月日が第2条第1項の立地協定締結日から前 条の規定により報告した操業開始日までの間であるものに限る。
- 2 補助金の額は、事業の区分並びに投下固定資産額(又は投下固定資産額と投下リース資産額の合計額)及び新規雇用者の規模(外資系企業にあっては、事業の区分)に応じ、別表 5 で定めるところにより算定した額とする。

以上より、補助金の交付対象となる経費とは事業所等を新設又は増設するために要した地方税 法第341条に規定する固定資産ということになる。 そのため上記の撤去費用が、新たに設置した機械装置等の動作確認や検査を行い、検査完了後にかかる当該検査機器の撤去費用であったならば機械装置等の取得に伴う付随費用であり固定資産として計上することに問題はないが、単に既存の生産ラインの撤去費であったならば、新設又は増設するために要した地方税法第341条に規定する固定資産とは言えず、補助対象とすべきではない。そのため撤去費については、実地調査などで詳細を把握する必要がある。

なお、提出された固定資産台帳や投下固定資産設備明細表を確認したところ、撤去工事(60万円程度)が補助対象とされているものがあったが、新設備導入のために既存施設を撤去するためのものであり、生産力増強のための移設費用であることから問題はないと考える。

② 移設費用

固定資産台帳や投下固定資産設備明細表には、別の移設費用についても計上されているものが 見受けられた。補助対象とするには上記、熊本県企業立地促進補助金交付要項(平成29.4.1~) 第6条より、まず前提として、固定資産たる移設の対象物が立地協定締結日から操業開始日まで の間に取得されたものであることが必要である。

従って、他の施設などで立地協定締結日より前に取得されていた固定資産を移設していた場合、例え移設日が立地協定締結日から操業開始日までの間であっても補助対象外となる。そのため移設費用についても、実地調査などで詳細を把握する必要がある。

また、固定資産台帳には移設費用を移設日にて計上されているのみで、移設の対象物とそのそもそもの取得日が判断出来るような様式が出来れば、業務効率の改善も図れるものと思われる。

なお、今回確認した当該「移設費用」は、運送費など機器の移設そのものを示すものではなく、 機器設置のための配管及び配電工事など新規設備導入に付随した費用で、生産力増強のために必 要な移設に係る工事費用であり、固定資産として計上することに問題はないと考える。

③ 少額資産

一方、10万円に満たない少額資産も固定資産台帳等の中に見受けられた。固定資産は一般に地方税法の規定に従い10万円ないし20万円以上のものを計上する。これら少額資産が本体に必要な付属品として一式では10万円ないし20万円以上するものの、計上するに当たり一式まとめてではなく個々で計上しているだけであるならば問題ないが、機能的に独立している類のものであれば固定資産に計上すべきではない。本来であれば、経費処理するところ補助対象を拡大するため敢えて固定資産に計上しているとすれば、問題である。しかしながら、固定資産計上基準は企業ごとに異なるものであり、熊本県でこれを把握・判断するのは困難であり、このような少額のものについては企業の固定資産台帳の摘要欄にどの資産の付属品かの記載も求めることで一定の改善は図られると考えられる。

なお今回確認したものは、新規導入の機械設備に使用する付属品であるため、付属品として固 定資産として計上することに問題はないと考えられる。

3、補助対象とされるこれら固定資産の金額の正確性ついて【意見 45】

機械装置や備品については金額も含め実地調査において、企業から毎年1月に市町村に提出される「償却資産税申告書の控え」との突合にて、地方税法第341条に規定する固定資産であるこ

との確認がなされているので一定の信頼性は確保されていると考えられる。

しかし、この「償却資産税申告書の控え」には建物や一定の建物付属設備についての記載はなく、固定資産税の納税通知書によっても物の実在性と役場の評価額の確認に留まり、取得価額の正確性についての確認が不十分である。そのため、償却資産税申告書で金額の確認が出来ないもの、すなわち建物や建物付属設備については、これまでとおり固定資産台帳の確認に加え、減価償却明細書、配賦表や組替表といった書類等で固定資産の金額の妥当性を確認する必要がある。

4、交付申請及び実績報告時の添付書類について【意見46】

熊本県企業立地促進補助金を希望される企業に配布される「熊本県企業立地補助金 手続きの流れ 提出をしていただく書類について」の③には

添付書類:

- 投資額を証する書類
 - ・固定資産台帳(写し)、または投下固定資産設備明細表《様式有り》、決算書の写し
- 新規雇用者の数を証する書類
 - ・従業員名簿《様式有り》、雇用保険被保険者証などの写し その他:※補助金申請に伴い実地調査をさせていただきます。

とされており、補助金交付申請書及び事業実績報告書の提出の際の添付書類に、新規雇用者の数を証する書類として「雇用保険被保険者証などの写し」が挙げられているが、これが無く社員名簿にて、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の確認済、従業員名簿、免許証写し、住民票写しにより住所確認済、とされているものが見受けられた。

これについては、熊本県の実地調査において会社のパソコン画面に表示される人事情報の突合と併せ、雇用保険被保険者証の原本確認も行っている。

しかし、上記の文面によれば、添付書類として従業員名簿及び雇用保険被保険者証などの写しを提出すること、と解釈出来るため、提出段階で実際には添付書類が欠けている以上、実際の運用と異なっている。

したがって上記文面より、「雇用保険被保険者証などの写しについて」を削除または「可能であれば提出をお願いする」など、実際の運用に揃えた方が良いと考える。

5、財産現物確認について【意見47】

補助金の交付を受けて取得した固定資産については、「熊本県補助金等交付規則」によれば、 財産の処分の制限が規定されている。

「熊本県補助金等交付規則」

(財産の処分の制限)

第 21 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、「熊本県企業立地促進補助金交付要項」(平成 29.4.1~)においても財産の処分の制限が規定されている。

「熊本県企業立地促進補助金交付要項」

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第2項に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財	産	名	財産の処分を制限する期間
第2条第	第9号の固	定資産	それぞれの減価償却資産としての耐用年数

そのため要項に従い、補助金により取得した財産の目的外使用や譲渡を行う場合、耐用年数が経過するまでは、知事の承認を得るため企業から申告する制度としている。

しかしながら、中でも施設・設備は長い耐用年数となり、企業が申告を失念するおそれもあることから、例え長期間変更の届け出が無くとも、熊本県として補助金交付後も定期的な使用状況の確認が必要と考えられる。

企業から毎年1月に市町村に提出される償却資産税申告書の控えとの突合も有用ではあるが、 書類上だけでない現物確認もまた意義があり、そもそも建物や一定の建物付属設備は償却資産税 申告書への記載が無いものもあるため、企業訪問に併せ現物確認等を実施し、実施した現物確認 事項についても文書として残すべきである。

6、実地調査の適正性について【意見48】

企業からの補助金交付申請書及び事業実績報告書の提出を受け、熊本県はまず書類審査を行い、その後、実地調査を行っている。

「熊本県企業立地促進補助金交付要項」

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類及び実地検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、 補助金額を確定するものとする。

補助金交付申請時には、前述投資額を証する書類として、固定資産台帳(写し)または投下固定資産設備明細書(様式)を添付することとなっているため、通常は投下固定資産設備明細書(様式)の提出がなされているが、実地調査においてはこれに加え固定資産台帳が具備されていれば原本での確認を行っている。

また、熊本県作成の補助金検査内容一覧によると、企業によっては現地調査において、償却資産申告書、固定資産ラベル、登記簿を現地確認しているとされている。

しかし、この記載がないことをもってこれらの確認がなされていないとも言えず、一覧からでは判別がつかない。そもそも、現地調査においての具体的な調査内容についての定めはないが、この補助金検査内容一覧に現地調査確認項目として、上記の償却資産申告書、固定資産ラベル、登記簿の確認欄を設け、統一した調査がなされれば、実地調査の内容の適正化にも繋がり、また管理上も有用であると考えられる。

同様に新規雇用者の数を証する書類についても補助金検査内容一覧によると実地調査において、給与台帳、扶養控除申告書、従業員名簿、市民税・県民税特別徴収税の決定通知書や雇用保険被保険者資格取得者等確認通知書等々確認しているが企業ごとに異なるため、補助金検査内容一覧に現地調査確認項目としてより客観性の高い、例えば扶養控除申告書や雇用保険被保険者資格取得者等確認通知書等に絞り込んだ上で追加し、統一した確認方法での運用が望まれる。

また、上記意見4、にも記載のとおり、補助金申請時には添付書類として従業員名簿及び雇用 保険被保険者証などの写しの提出を受けているが、これらは個人情報保護の観点から資料として 預かることは好ましくなく、実地調査においてのみ現物確認することといった運用方法に変更す ることが望ましいと言える。

以上のように実地調査においては、マニュアルも無く確認内容も統一されていないことを鑑み、具体的な手順を含めた実地調査マニュアルを作成の上、運用することが望まれる。

4) 商工会商工会議所 · 商工会連合会補助事業

1 事業の概要

項目	内 容
担当部局	商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課
事業名	熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金
	(予算事業名称:商工会商工会議所・商工会連合会補助)
事業概要	小規模事業者の経営指導等を行う商工会・商工会議所、熊本県商工会連合会に
	対する助成を行う。
事業目的	経営改善普及事業(小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業)の
	充実と、商工会に対する県商工会連合会の指導の推進を図ることで、小規模事業
	者の振興と安定に寄与することを目的としている。

事業区分	()国庫事業 (県の支出割合 %)
(該当に○)	(○) 県単独事業
事業種別	(○)補助金事業 (申請を出しても受け取れない場合がある)
(該当に○)	() 助成金事業 (受給要件に満たしている場合は、原則だれでも受け取ることが出来る)
	() その他 ()

予実状況

(単位:千円)

年度	予算額	執行額	予実差異
平成 25 年度	2, 080, 677	2, 075, 465	5, 212
平成 26 年度	2, 077, 239	2, 076, 400	839
平成 27 年度	2, 083, 136	2, 082, 277	859
平成 28 年度	2, 099, 714	2, 098, 487	1, 227
平成 29 年度	2, 096, 561	2, 095, 293	1, 268

予算執行に関しての補足説明

上記予算の算定にあたっては、当年度実績を元に翌年度予算を算定するととともに、商工会等から提出される当年度実績及び翌年度の事業見込みによって、交付額を決定している。

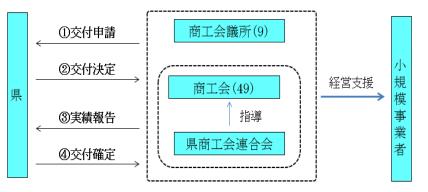
精算に際しては、各商工会等から提出された実績報告書に基づき、当初見込んでいた事業が実施されなかった場合等、予算が不要となったものについてはその分減額をした上で交付している。

実際には、交付額のうち9割程度は小規模事業者に対し支援・指導を行う指導 員等の人件費となっている。



近年は予算全体が減少傾向にあり、人件費に対する助成の割合が増加する傾向にある。

補助金受入 事業者から の事業結果 の報告方法 「熊本県補助金等交付規則」に定めるもののほか、「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項」及び「補助対象職員の俸給等に



熊本県小規模事業指導費補助金·小規模事業対策推進事業費補助金交付実績 (単位:千円)

年度	商工会議所	商工会	県商工会連合会
平成 25 年度	408, 660	1, 458, 150	208, 654
平成 26 年度	414, 629	1, 451, 068	210, 701
平成 27 年度	413, 107	1, 460, 802	208, 367
平成 28 年度	413, 404	1, 476, 054	209, 028
平成 29 年度	418, 214	1, 470, 839	206, 240

実績報告に際しては、商工会、商工会議所の場合は小規模事業者に対する経営支援及び各種指導件数、講習会の開催回数及び内容等を合わせて報告している。

当該事業の 評価の方法 及び評価結 果 地域の小規模事業者等の経営改善を目的としているため、そのための経営指導員等による指導件数や金融支援の斡旋件数などについて把握している。(実績報告書) 各商工会からの実績報告に基づき、下記に示す事業実績データを把握し、事業の評価指標の一つとしている。

▶ 商工会議所等における事業実績のデータ(平成26年度以降分)

年度によって極端に実績に変動があるわけではないが、平成28年度については、 熊本地震による影響からか窓口での指導件数及び金融斡旋金額が例年と比較して 増加している。

		-77	→ //			7 5 4 4	- N 4 - 4
	項目1	項目2	団体	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		窓口指導件数	商工会・県連	26, 391	28, 833	38, 747	30, 982
			商工会議所	9, 049	8, 307	13, 686	9,852
			計	35, 440	37, 140	52, 433	40,834
			商工会・県連	40, 856	39, 890	38, 458	38, 484
	指導	巡回指導件数	商工会議所	7, 307	6, 392	7, 784	6, 861
			計	48, 163	46, 282	46, 242	45, 345
			商工会・県連	765	551	621	737
		創業指導件数	商工会議所	873	780	1, 022	975
			計	1, 638	1, 331	1, 643	1,712
		講習会指導件	商工会・県連	704	669	747	650
		数	商工会議所	368	338	327	390
	講習会	300	計	1, 072	1, 007	1, 074	1,040
		講習会受講者	商工会・県連	9, 068	8, 809	8, 707	7, 393
		延べ件数	商工会議所	5, 314	4, 277	4, 731	4, 456
			計	14, 382	13, 086	13, 438	11,849
		to A I had to I Not	商工会・県連	1, 934	2, 366	1, 924	1,879
		斡旋件数	商工会議所	1, 190	1, 663	912	1, 238
			計	3, 124	4, 029	2, 836	3, 117
	金融斡	12-11-11-141	商工会・県連	1,832	2, 288	1, 861	1, 784
	旋	貸付件数	商工会議所	1, 105	1, 566	876	1, 195
			計	2, 937	3, 854	2, 737	2, 979
		貸付金額	商工会・県連		12, 122, 570		9, 885, 015
		(千円)	商工会議所	7, 357, 190	9, 042, 355	5, 043, 945	7, 387, 390
			計	16, 778, 290	21, 164, 925	19, 154, 325	
	記帳継	記帳指導延べ	商工会・県連	58, 829	58, 394	58, 499	55, 064
	続指導	回数	商工会議所	4, 456	3, 260	3, 760	3, 552
	小儿日子	1761117 1120	計	63, 285	61, 654	62, 259	58, 616

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 意見

1、補助金の額の算定における基準日について【意見49】

熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金において、熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付申請書(以下、交付申請書)及び熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金実績報告書(以下、実績報告書)を確認したところ、人件費の補助について、「補助対象職員の俸給等に関する補助金の額の算定要領」によると、

「補助対象職員の俸給等に関する補助金の額の算定要領」

(俸給等の算定)

第3条 俸給等は、補助対象職員俸給等基準表(別表第1)により算定するものとする。

とだけ定められている。

具体的には、補助対象職員俸給等基準表は毎年度、4月と2月に改正されており、実際の運用

は交付申請時では4月改正分、実績報告時では2月改正分にて算定されている。上記第3条からでは、いつ時点に基づいて補助対象職員俸給等基準表を判定するのか定かではない。

経営指導員俸給等基準表を基に算定されているが、これが年に2回改正になり、いつ時点の表に基づくかの明確な定めがない点が問題と考える。

同算定要領ないし補助対象職員設置調書等に基準日を記載し、明確にするべきである。

2、熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付申請書の提出期限について【意見 50】

「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項」及び「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金の運用について」「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金の事務処理要領」を確認したところ、交付申請書の提出期限の記載が無かった。

事務処理の適正性を明確にするためにも「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推 進事業費補助金交付要項」において交付申請書の提出期限を明確に記載すべきと考える。

実際の運用上は、「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金変更交付申請書」も含めると、4月、8月、2月に提出されている。

一方、実績報告書や状況報告書の提出期限については下記のとおり「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項」に記載がある。

「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項」より抜粋 (実績報告)

第13条 規則第13条の実績報告書は、別記第15号様式によるものとする。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、当該年度の3月31日とする。

ただし、当該日が県の休日に当たる場合は、その前日を期限とする。

(状況報告)

第9条 規則第11条による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 報告時点 9月30日
- (2) 報告期限 10月9日

ただし、当該日が県の休日に当たる場合は、その前日を期限する。

実績報告書及び状況報告書の提出期限が明確になっているにもかかわらず、補助金の交付申請 書についてのみ提出期限が明示されていない。

交付申請書の提出期限についても、例えば「当該年度において速やかに提出する」「状況報告書の提出期限9月30日以前までに提出する」等、記載することが望ましい。

3. 補助金の交付対象となる資産について【意見51】

商工会等の事業の一つとして、中小企業者の経営支援等があるが、その実施に際して分析及び 記帳等に必要なソフトウェアを使用している。これらは一定の金額を超える場合、会計上は資産 として管理すべきであるが、「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助 金交付要項」において、財産の管理及び処分については以下のように規定されているのみである。

「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項」 (財産の管理及び処分)

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得した指導施設、指導用車両、研修用機器及び備品 (貴重機械化システム実用化に係る端末機を含む。以下「備品等」という。)又は効用が増加した 財産(以下、「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も別記19号様式による取得 財産等管理台帳を設け、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなけれ ばならない。

上記規程上はソフトウェア等の無形固定資産が「取得財産」として明示されていないため、管理から漏れる可能性がある。

最近では、中小事業者に対する支援等に際しても、いわゆるITを利用した施策を用いることが避けられないものと考えられる。その場合、有形のものばかりではなくソフトウェアの導入費用や利用権といった無形の財産も管理する必要が生じるものと思われる。

「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金交付要項」についてもこれらの点を考慮して適宜見直す必要がある。

5) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

1 事業の概要

項目	内 容
担当部局	健康福祉部 健康局 医療政策課
事業名	熊本県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
事業概要	有床診療所等の行うスプリンクラー・自動火災報知設備・火災通報装置の整備
	に対し、補助金を交付する。
	スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大
	化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設に
	おいては、設置率が極めて低い。
	平成25年10月11日未明に福岡市内の有床診療所で発生した火災事故を契機
	に、国が平成25年度補正予算により、有床診療所等の行うスプリンクラー等の
	整備に対して補助金を交付する制度が創設された。

また、平成26年10月16日に消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、 平成28年4月1日から避難のために患者の介助が必要な病院・有床診療所にお いては、原則として設置することが義務付けられた。 事業目的 本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプ リンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保すること を目的とする ○スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む) (設置義務が生じた施設へ の猶予期間:2025年6月30 日まで) ・当該施設の対象面積に 次に掲げる基準単価を乗じ た額 → 対象面積1㎡当た スプリンクラー設備 り基準単価17,500円 ○自動火災報知設備整備 (設置義務が生じた施設への猶予期 間:平成30年3月31日まで) ・300㎡未満の施設(棟)に自動火災 報知設備を整備する場合 → 1か所当たり103万円 ○火災通報装置整備 (設置義務が生じた施設への猶予期 間:平成31年3月31日まで) ・500㎡未満の施設(棟)に火災通報装置を整備する場合 → 1か所当たり31万円 事業区分 (○) 国庫事業 (県の支出割合 0%) (該当に○) () 県単独事業 (○) 補助金事業 (申請を出しても受け取れない場合がある) 事業種別 (該当に○)) 助成金事業 (受給要件に満たしている場合は、原則だれでも受け取ることが出来る) () その他((単位:千円) 予実状況 予算額 予実差異 年度 実行額 平成 25 年度 334, 559 334, 559 繰越 334, 559 平成 26 年度 834, 188 1,624,637 2, 124, 266 平成27年度 繰越 1,501,399 1,007,930 493, 469

平成 28 年度		213, 744	167, 653	46, 091
平成 29 年度	繰越	46, 090	000 202	44, 553
		988, 765	990, 302	

予算執行に関しての補足説明

- ・平成 25 年度については、年度途中に補正予算として予算が付けられたことから、全額翌年度に繰り越しとなり、実質的には平成 26 年度から事業が実施されている。
- ・平成 28 年度は他の年度に比して実行額が少ないが、これは当初から補助金を 希望する施設が少なく (640,637 千円)、さらに国の査定が厳しく、大きく減額と なって内示額 (245,004 千円) が通知された。

その後平成28年4月に熊本地震が発生したことから、被災施設の修繕を優先させるために申請を取り下げるところが発生したため、実行額が減少している。

なお、平成28年度途中に補正予算がついたが、これも平成29年度に繰越しとなったことから、平成29年度の実行額が増加している。

補助金受入 事業者から の事業結果 の報告方法

医療施設等施設整備費補助金交付要領第 13 条に基づいて、以下の資料により 実績報告を受けている。

- · 事業実績報告書(別記第8号様式)
- · 収支精算書(別記第2号様式)
- ·経費所要額精算書(別記第8号様式)
- ·整備事業費内訳書(別記第3号様式)
- 写真
- ・契約書の写し
- ・整備面積がわかる資料
- ・検査調書の写し
- 消防用設備等検査済証

当該事業の評価の方法

当該補助事業の評価は定期監査による程度であり、これ以外には特に評価は行っていない。

及び評価結果

当該補助事業により毎年50件前後の医療施設において整備が実施されていることから、一定の成果は果たしているものと考える。

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

- 1、実績報告における要求資料について【指摘事項19】 実績報告における要求資料は以下のとおりである。
 - ·事業実績報告書(別記第8号様式)

- · 収支精算書(別記第2号様式)
- · 経費所要額精算書 (別記第8号様式)
- ·整備事業費内訳書(別記第3号様式)
- 写真
- ・契約書の写し
- ・整備面積がわかる資料
- ・検査調書の写し
- 消防用設備等検査済証

実績報告段階で徴求する資料としては一般的と考えるが、実際に支払った証跡を確認できる 資料が存在していない。見積書や契約書は添付されているものの、支払った証跡が存在しないこ とから、実際に確定した数値である保証は必ずしも存在しない。

今後請求書及び支払い結果の証跡を徴求し、最終の確定金額を確認すべきである。

2、補助金額を計算する要素のチェックについて【指摘事項20】

当該事業のメニューの一つであるスプリンクラー設備の設置については、設置する施設の㎡ 数に基準単価をかけて求める。よって、施設の㎡数は補助金の算定において重要な要素である。

そもそも施設の面積については、実績報告において「工事面積が分かる資料(求積表)」の提出を求めているが、面積がわかれば設計図等の提出も認めている。しかし、中には文字が小さい、印字がはっきりしない等により面積を正確に把握できないものもあることから、今後資料の徴求についてより徹底する必要がある。また、㎡数については求積表や設計図といった工事業者が作成した書類に記載してある数字によって把握しているが、今後客観性の高い登記簿との整合性を確認することによって、その実在性、正確性をチェックすることも検討すべきである。

3、実績報告書の差替え漏れについて【指摘事項21】

実績報告書の事業費の金額について、実際の支出額を記載すべきところ、誤って基準額を記載 してきているものがあった。これについて、チェックの途中で県側が誤りに気付いたことから、 事業主に問い合わせ、手書きで修正を加えている。その後、正しい金額に修正したものに差し替 える必要があったが、差替え作業を失念していたようである。

また、抵当権の設定状況について、抵当権の設定が無いにも関わらず、誤って有りと記載しているものがあった。これについては電話にて再度確認し、県側で無しに修正を加えていた。

しかし、抵当権の有無を確認するのは補助金を財源として取得した資産が、抵当権の実行により処分されるリスクを把握するためのものであり、非常に重要な事項である。よって、県側が書き直すべき項目ではないと考える。

今後、速やかに修正したものに差し替える必要がある。

2. 意見

1、取得資産の保有状況のモニタリングについて【意見52】

当該事業においては、スプリンクラー設備等を取得することとなるが、補助金を財源として取得した資産については、その耐用年数に渡って処分が制限される。基本的には所有者側が自主的に報告する態勢をとっているが、報告を漏らした場合は処分の事実について把握できない可能性が高い。

取得する資産については数千万円に及ぶ高額なものもあることから、所有者が適切に管理していることをモニタリングすることが重要である。今後、固定資産台帳に補助金財源で取得したことを明示させ、定期的に固定資産台帳の提出を求める等により、所有の事実をモニタリングすることを検討すべきである。

2、実績報告書等の様式について【意見53】

実績報告書については、「医療施設等施設整備費補助金交付要綱(最終改正厚生労働省発医政 0524 第1号平成29年5月24日)」で支給される15事業の補助金で共通の様式を使用している。 このため、事業によっては内容の記載がそぐわない部分も存在している。

また、抵当権の設定の有無について記載を求めているが、記載漏れも多く、県側が改めて確認をしたうえで記載しているものが散見された。抵当権の設定の有無については、実績報告書の備考欄に記載をするよう求めているが、そもそも抵当権の有無を○で記載するよう最初から項目を設ければ記載漏れは減少するものと考える。

今後事業者へも配慮し、事業ごとに実績報告書の内容を見直すことも検討すべきである。

6) 熊本県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助事業

項目	内 容					
担当部局	健康福祉部 子ども・障がい福祉局 子ども未来課					
事業名	熊本県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金					
事業概要	民間の社会福祉施設等の職員に係る退職手当金を支給する独立行政法人福祉医					
	療機構に対する助成である。ここで、民間の社会福祉施設等とは、乳児院、母子生					
	活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害短期治療施設等をいう。					
	退職手当金の給付財源は、共済契約者(社会福祉施設等の経営者)の掛金と、国及					
	び都道府県の補助金によって賄われており、国及び都道府県は事業主体である「独					
	立行政法人福祉医療機構」に対し補助を行う。概ね1/3ずつを負担している。					
	県の補助額の算定方法は、以下の計算式による。					
	県の補助額=単位金額×県内社会福祉施設等職員数(4月1日現在)					
	※ 単位金額:都道府県の補助の単価で、毎年度厚生労働大臣が決定。					
	単位金額=都道府県の給付費所要額/全国の社会福祉施設等職員数					
	※ 都道府県の給付費所要額: 当該年度の必要経費のうちの都道府県負担分					
	(補助算定対象額の 1/3 以内)					
	<事業の仕組み・体系図> 					
	補助金 1/3 独立行政法人 補助金 1/3 都道府県					
	(厚生労働省)					
	支払 退職金請求 掛金 1/3					
	退職金請求					
	県社会福祉 共済契約者 (施設経営者) (施設職員)					
	支払					
	そもそも社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、積立ではなく、賦課方式を					
	採用しており、国・都道府県の補助金と共済契約者の掛金を合わせて退職金の財					
	源としている。賦課方式とは、当年度の退職金の財源を当年度の掛金と補助金で					
	賄う方式のことである。つまり、国・都道府県・共済契約者それぞれで 1/3 ずつ					
	負担する形となっている。					
	負担金額については、県の場合は上述したとおりであるが、共済契約者も同様					
	に単価×人数で掛金を負担している。					
	また、当該制度は全国的な規模で行われており、熊本県だけが負担しているも					
	のではないため、熊本県のみが補助金を減額させるというような対応は制度の成					
	り立ちから現実的に困難である。					
	各都道府県とも国の交付決定とおりに交付している状況である。					

「独立行政法人福祉医療機構」の各事業(同機構 HP より) 民間活動応援宣言 私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上 を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することに より、福祉と医療の民間活動を応援します。 福祉医療貸付事業 福祉・医療施設の建築資金や 運営のための資金を融資 心身障害者扶養保険事業 退職手当共済事業 障害のある方が安心した 生活を送るための一助となる 社会福祉施設等でお勤めの方/ の退職手当金を支給 社会福祉振興助成事業 年金受給権を担保にした 生活上の一時的な資金を融資 助成事業を通じて 地域を支える福祉活動を支援 経営サポート事業 福祉・医療施設への経営セミナ 福祉医療関連の情報を幅広く発信 ・コンサルティングによる経営支援 退職手当金の支給に要する費用の一部を補助することにより、施設職員の福利厚 事業目的 生に寄与し、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給 と質の向上を図る。 事業区分) 国庫事業 (県の支出割合 %) (該当に○) (○) 県単独事業)補助金事業(申請を出しても受け取れない場合がある) 事業種別 (○) 助成金事業 (受給要件に満たしている場合は、原則だれでも受け取ることが出来る) (該当に○))その他((単位:千円) 予実状況 年度 予算額 執行額 予実差異 平成 25 年度 762,837 762,837 0 平成 26 年度 661,882 0 661,882 平成 27 年度 672, 768 672, 768 0 平成 28 年度 775, 174 775, 174 0 平成 29 年度 694, 599 694, 599 0 予算執行に関しての補足説明 ・特記事項なし 補助金受入 「熊本県補助金等交付規則」「熊本県健康福祉補助金等交付要項」及び「熊本県 事業者から 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要領」に基づき、補助金 の事業結果 交付申請書及び事業実績報告書を提出させている。 の報告方法 事業結果の報告に関しては、平成 29 年度熊本県社会福祉施設職員等退職手当

共済事業給付費補助金交付要領第8条において、平成30年3月末までに以下の 資料の提出を求めている。

- 実績報告書
- 事業実績書
- ・収支精算書(当該事業についての決算の状況を記載したもの)
- · 平成 29 年度補助金精算額調書
- ・その他知事が必要と認める書類

上記の資料を入手し、内容を閲覧することにより、退職手当金の支給に要する 費用以外には使用されていないことを書面にて確認している。

当該事業の 評価の方法 及び評価結 果

補助金交付申請書及び事業実績報告書に基づき、国の交付決定とおりに「独立 行政法人福祉医療機構」に対して交付している。

交付要領の制定、交付申請の受付、申請書類の審査、交付決定、補助金の交付、 実績報告の受付、交付確定までの一連の手続きを閲覧した結果、適正な手続きに 基づき、補助金の執行が行われていた。

単価については、厚生労働省からの通知と、福祉医療機構から提出される補助 金精算額調書の人数と一致していることを確認した。

<各年度の執行状況>

年度	単価(円)	人数	執行額(千円)
平成 25 年度	47, 340	16, 114	762, 837
平成 26 年度	40, 440	16, 367	661, 882
平成 27 年度	40,060	16, 794	672, 768
平成 28 年度	45, 300	17, 112	775, 174
平成 29 年度	40, 890	16, 987	694, 599

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 意見

特記事項なし

7) 軽費老人ホーム事務費補助事業

項目		ļ	为 容	7		
担当部局	健康福祉部 長寿社	上会局 高齢者支	泛援課			
事業名	軽費老人ホーム事務	S 費補助事業				
事業概要	軽費老人ホーム語	设置者が利用者が	いらの利用料	(事務費の一部) を免除した場合、		
	免除した経費に対し	て補助金を交付	けする。			
事業目的	身体機能の低下等	等により自立した	た日常生活を	送ることに不安があって、家族によ		
	る援助を受けることが困難な高齢者が軽費老人ホームを低額な料金で利用するこ					
	とにより、安心して					
				の低下等により自立した生活を営む		
	-			て、親族による援助を受けることが		
	困難な人などが入り			れた施設である。		
	①食事サービスの)提供を受けられ	lるA型			
	②自炊のB型			(- 71)		
				ス(C型) 3つのタイプがある。		
		,	こができない	ため減少傾向にあり、今後はケアハ		
	ウスに一本化される		244 Tru 22 3			
	ケアハウスには「自立型」と「介護型」があり、どちらも比較的低い費用で利用					
	できる。					
	(参考)					
	種別 根拠		介護保険	対象者		
	特別養 老人 護老人 護老人		介護福祉施設サー	65 歳以上の者であって、身体上 又は精神上著しい障害があるた		
	一歳 七八 位 仏 ホーム 20 条		ルロッピス	めに常時介護を必要とし、かつ、		
	5	施設		自宅においてこれを受けること		
	養護老老人	5	性专坛机	が困難なもの 65 歳以上の者であって、環境上		
	養護老 老人 人ホー 祉法		特定施設 入居者生	00 成以上の有じめつし、環境上		
	ム 20 条		活介護	いて養護を受けることが困難な		
	4	高齢者の	=± 88 A	もの。		
	軽費老社会	施設	訪 問 介護、通所	身体機能の低下等により自立し		
	<u>人 ホ ー</u> <u>祉 法</u>		介護等の	た生活を営むことについて不安		
	<u>ム</u> <u>65 条</u>	めの住居	居宅サー	であると認められる者であっ		
	<u>老人</u> 祉法		ビス	て、親族による援助を受けることが困難な60歳以上の者。		
	20 条					
	6					
	有料老老人	福高齢者の		老人 (老人福祉法上、老人に関す		

人 カ サス 齢 け住宅	社 29 高 住 法 条 齢 ま 第 ま 第	ための住 居 高齢者の ための住 居		る定義がないため、解釈においては社会通念による) 次のいずれかに該当する単身・ 夫婦世帯 ①60歳以上のもの ②要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者
認 高 が ポ ー ス ム	老 祉 3 2 3 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	認知症高 齢者のた めの共同 生活住居	認知症対 応型共同 生活介護	要介護者/要支援者であって、認知症である者(この認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く)

施設利用者が支払う基本利用料の内訳は、「サービスの提供に要する費用(事務 費)」「生活費」「居住に要する費用」の3つから構成される。

「サービスの提供に要する費用(事務費)」は、基本額と加算額により構成され ており、この「サービスの提供に要する費用 (事務費)」の一部を県が補助する。 補助する額については、所得水準により個人ごとに計算され、この合計額と事 務費実支出額とを比較することで算定される。

DANAME END TO CE CARCETONS					
基本利用料					
	ごスの提供 費用(事務	生活費	居住に要する費用		
サービス提供基本額 加算額					
利用者本人から の徴収額 県補助額					

なお、B型施設については当該補助金制度の対象外であり、A型施設及びケア ハウスが補助対象とされる。また、政令指定都市である熊本市に所在する施設も 熊本県の補助対象外とされる。

事業区分	() 国庫事業 (県の支出割合 %)
(該当に〇)	(○) 県単独事業
事業種別	(○)補助金事業 (申請を出しても受け取れない場合がある)
(該当に○)	() 助成金事業 (受給要件に満たしている場合は、原則だれでも受け取ることが出来る)
	() その他 ()
予宝保湿	(単位・千四)

(単位:千円) 予美状况

				(112:114)
年度	件数	予算額	実行額	予実差異
平成 25 年度	17 件	471, 108	461, 858	9, 250
平成 26 年度	17 件	477, 498	470, 202	7, 296
平成 27 年度	17 件	481, 758	470, 224	11, 534
平成 28 年度	17 件	491, 221	488, 243	2, 978
平成 29 年度	17 件	492, 467	492, 048	419

熊本県内には軽費老人ホームが36施設あるが、熊本県が所管する事業者は18施設(A型3施設、B型1施設、ケアハウス14施設)であり、A型とケアハウスが当該補助金の支給を受けている。平成29年度A型とケアハウスの17施設の総事業費合計は1,654,795千円であり、県はその492,048千円を補助している。

なお、残りの 18 施設は政令指定都市である熊本市の所管施設であり、熊本市も A型とケアハウスに補助金を支給している。

補助金受入 事業者から の事業結果 の報告方法

「熊本県補助金等交付規則」に定めるもののほか、「熊本県軽費老人ホーム事務 費補助事金交付要領」に基づき、事業補助を行っている。「熊本県軽費老人ホーム 事務費補助事金交付要領」第6条第1項第2項に基づいて、以下の書類提出により 実績報告を受けている。

- · 県補助金精算書(別表 3-1)
- ·県補助金精算内訳書(別表3-2)
- ·利用者名簿(別表3-3)
- ·決算書(要領第6条2項)

当該事業の 評価の方法 及び評価結 果

当該補助事業の評価は定期監査による程度である。

当該補助事業は利用者が低料金でサービスを受けられるよう支援するものであ り、事業者は県が定めたテーブルに基づいて本人徴収額を決定していることから、 一定の成果は果たしているものと考える。

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、実績報告資料の差替えについて【指摘事項22】

過去3年分の実績報告書に目を通した中で、補助金の額には影響はないものの、報告書の記載 内容に誤りがあるものが散見された。具体的には、民間施設給与等改善費を計算するために必要 となる「1施設当たり職員平均勤続年数算定表」において、誤った施設区分を選択しているもの があった。県側で気づき手書きで修正しているものもあるが、修正されないまま、差替えも行わ れていないものもあった。

補助金額は結果的に正しく計算されていることから、支出行為自体は問題ないものの、差替え が行われていないことから、報告書の内容に不整合が発生している。

実績報告書については補助金の支出について判断する重要な資料であることから、県側による修正については慎重に対応する必要がある。

補助金の額に影響を与えない内容の誤りであれば手書きで修正することも実務上やむを得ないと考えるが、金額に影響を与える部分については訂正したものに差替えを行う必要があると考える。

2、事務費対象経費の範囲について【指摘事項23】

県補助金精算内訳書を確認したが、事務費対象経費の範囲について誤った記載をしているも のが散見された。

- ①事業費については全て対象とならないにもかかわらず、対象経費の欄に一部の経費の金額 を記載していた。
- ②事務費のうち、固定資産取得支出については対象経費であるにもかかわらず、対象外として 取り扱っている。
- ③事務費のうち、経理区分間繰入金支出については対象経費であるにもかかわらず、対象外と して取り扱っている。

対象経費か否かについては「熊本県健康福祉補助金等交付要項」において例示されているが、 理解が十分ではないことから誤った記載がなされている可能性がある。

なお、今回検証した案件については、補助金額に影響があるものは存在しなかった。

また、中には県補助金精算内訳書を千円単位で記載してきている事業者があったが、千円未満の金額も発生することから、円単位で記載する必要がある。

このように、実績報告書の記載について誤りが存在することから、慎重にチェックを行う必要がある。

また、記載方法についてより

- ①丁寧な説明書を作成する
- ②説明会開催

等対応の検討が必要である。

3、実地調査の重要性について【指摘事項24】

平成30年10月現在17施設のうち、9施設について実地調査を行っており、平成30年度中に一巡できるよう実地調査を進めていく方針とのことである。

当該実地調査を実施するきっかけは、収入申告書の収入額について申告漏れが発覚し、補助金を返還させた事案が発生したことにある。各施設がどのように収入額を把握しているか確認することを目的に、実地調査を始めている。

施設を運営している事業者の規模は大小様々であり、職員の経験や知識もバラつきがある。このため、事務処理の品質に差異があることから、提出された書類の内容に誤りがないか確認することが重要である。

また、全国的にも社会福祉法人の不正事件が多く発生しており、補助金に関する資料について慎重に確認する必要がある。

今後、実地調査において以下のような視点をもって慎重に検査を実施していく必要がある。

- ①利用者は本当に実在しているか。
- ②収入申告書の収入額は網羅的に記載されているか。
- ③収入申告書に記載されている支出額は実在しているか。
- ④本人徴収額について報告漏れのものが存在していないか。

2. 意見

1、実績報告書のエクセルデータによる提供について【意見54】

実績報告書の内容について、提出を受けた後、内容をチェックしている。数値については計算 チェックを実施しているが、チェック作業だけでも相当の時間を要しており、一方、事業者側も 補助対象経費の算定や補助単価の計算等相当の負担を課しているものと考える。

今後、県側で実績報告書の添付資料について、エクセル等により自動計算されるファイルを提供することで書類作成の容易化、提出事務の軽減化、検証作業の効率化等検討することが望ましいと考える。

2、補助対象法人が作成したデータによるチェックについて【意見55】

上記に関連し、実績報告書について紙面で提出をしてもらっているが、合わせてデータでの提出をしてもらい、データによるチェックを実施することで、チェック作業の効率化を図る必要がある。

3、収入申告書のチェックについて【意見56】

9月ごろに事業者から利用者ごとの収入申告書の提出を受け、補助金申請書との整合性を確認している。

しかし、各施設は 50 名から 100 名程度の利用者があり、これを 17 施設分詳細にチェックすることは困難な状況である。

現状の検証作業は、異常なものが存在しないか、概括的にチェックするに留まっている。 より効率的にチェックができるような工夫をすることが望ましい。

現在、事業者側に任意の様式で入居者名簿の提出を依頼しているが、様式を統一することでチェック事務が効率的になると考える。

今後は収入申告書の記載内容に関する一覧表を以下のような様式により作成してもらい、申請書類との整合性を確認しやすくするよう検討すべきである。

利用者名	A 収入額	B必要経費	差額(A-B)	階層区分
$\times \times \times \times$	3, 100, 000 円	100,000 円	3,000,000円	16
0000	1,000,000円	200,000 円	800,000 円	1
$\triangle\triangle\triangle\triangle$	2,200,000円	300,000 円	1,900,000円	5

4、補助金の計算方法について【意見57】

補助金については、事務費実支出額又は事務費基準額のいずれか少ない方の額から、事務費本 人徴収額を差し引いた額を基に補助金を決定している。基準額については補助単価を人数に掛 けて計算される。

しかし、当該補助金は事務費を補助するものであるため、事業費のように必ずしも利用者に比例して発生するわけではなく、むしろ利用者の増減に関係なく固定費的に発生するものが多い

と考える。

今後の補助金の算定方法について見直すことの検討も必要と考える。

5、対象経費の範囲について【意見58】

経理区分間繰入金支出については補助対象としているが、昭和 40 年に出された指針においては本部費の繰出しと記載されている。

現在の要項では本部区分への繰入金支出に限定していないことから、関係のない会計区分への支出についても補助金対象経費とされる可能性がある。

今後、本部費への繰出しに限定するよう検討すべきである。

また、実質的には固定資産の取得にあたるファイナンス・リース取引について、現在要項に特に記載がない。これについても毎年のリース料支払いを固定資産の取得支出として対象経費にできるよう、検討が必要である。

8) 障がい者福祉施設整備費補助事業

項目	内 容
担当部局	健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課
事業名	熊本県障がい者福祉施設整備費補助金
事業概要	障がい者福祉施設の施設整備を行う社会福祉法人等に対し、その経費の一部を補助する。 補助対象事業者は、障がい者福祉施設整備を行う社会福祉法人、医療法人、公益法人、特定非営利活動法人等となっている。なお、整備する施設(事業所)の種別により、交付の対象となる設置者が定められている。 補助率については、国の負担が 1/2、県の負担が 1/4、補助事業者が残りの 1/4の負担率となっている。 補助金額については、以下のとおりとなっている。 1. 対象経費の実支出額と総事業費からその他の収入額(寄付金収入額を除く。)を
	控除した額を比較して少ない方の額を選定する。 2. 1により選定された額に 3/4 を乗じて得た額と国庫補助金交付要綱による基準額を比較して少ない方を補助金額とする。 また、整備区分が「大規模修繕等」の場合には、1により選定された額に 3/4を乗じて得た金額が補助金額となる。 なお、これらの補助金額は上限額であり、実際の補助金額は予算の状況により、減額となる可能性もある。

事業目的

障がい者福祉施設の改修、改築やグループホーム等の創設に係る経費を補助する ことで、障がい者が地域で安全に暮らすことができるような環境整備を図り、地域 移行を促進するとともに、施設利用者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

補助決定までの流れ(予定:平成31年度整備予定の場合)

平成 30. 7.31 事前協議書提出期限(法人→県)

8~9月 県による現地調査等

平成 31.3月 国・県の平成 31 年度当初予算決定

国庫協議案件の決定(県→国)

事前協議(国庫協議対象・対象外)の結果通知(県→法人)

7月 国庫協議案件について、内示通知(国→県)

国庫協議案件(内示・不採択)の結果通知

以後、内示があった案件については交付申請を行い、交付が決定される(早くて 平成31年夏頃)。入札等も含めた事業着手は交付決定後となるため、工期によって は、事業所の開設が平成32年度当初となることもある。

事業区分

(○) 国庫事業 (県の支出割合 25%)

(該当に○)

() 県単独事業

事業種別

(該当に○)

(○) 補助金事業 (申請を出しても受け取れない場合がある)

() 助成金事業 (受給要件に満たしている場合は、原則だれでも受け取ることが出来る)

)その他(

予実状況

(単位:千円)

年度	予算額	執行額	予実差異
平成 25 年度	507, 717	475, 572	32, 145
平成 26 年度	405, 904	163, 454	242, 450
平成 27 年度	755, 506	152, 634	602, 782
平成 28 年度	1, 430, 685	853, 907	576, 778
平成 29 年度	1, 199, 800	22, 500	1, 177, 300

予算執行に関しての補足説明

- ・予算額及び実行額については事務費を除いた金額
- ・予算に関しては、減額補正は行わずに、当初予算が最終の予算数値となっている。
- ・平成29年度は3件(615,673千円)が平成30年度に繰越
- ・平成28年度の国補正予算分から、これまでの補助メニューに併せて、大規模修 繕等の中に防犯対策強化に係る整備が追加され、平成28年度で防犯カメラ関連 で51件の申請があったために執行額が大きくなっている。
- ・施設の建設になるので、時間がかかるために繰越す案件が多くなるという特性が ある。

補助金受入 事業者から

「熊本県補助金等交付規則」に定めるもののほか、国からの「社会福祉施設等 設備整備費国庫補助金交付要綱」及び「熊本県障がい者福祉施設整備費補助金交

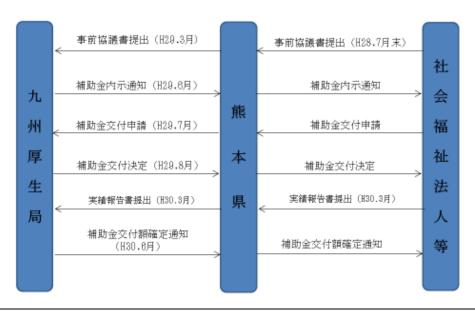
の事業結果の報告方法

の事業結果 | 付要領」に基づき、事業補助を行っている。

補助事業者からの事業結果の報告に関しては、事業が完了した日から 20 日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書及び以下の添付書類を提出する(熊本県障がい者福祉施設整備費補助金交付要領第8条)。

- ① 精算額一覧表
- ② 施設整備精算額內訳
- ③ 事業実績報告書
- ④ 建物の配置図、平面図、立面図及び竣工写真
- ⑤ 工事契約金額報告書
- ⑥ 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- ⑦ その他知事が必要とする書類

熊本県障がい者福祉施設整備費補助金に係る事務フロー (H29年度整備分の例)



当該事業の 評価の方法 及び評価結 果 書面の提出を受けて、担当職員が現地に赴き、申請法人の担当者の立会いの下、 実際の施設を見て回り、図面(平面図)のとおりに建築されているかを目視により確認し、その結果として検査成績を合格とした工事検査調書を作成している。

国からの内示を得るための事前協議書の提出から、内示通知を受けて、補助事業者に伝達し、交付申請の受付、申請書類の審査、交付決定手続、概算払い、実績報告書の受領・提出までの一連の手続きを閲覧したところ、手続きは適正に行われていた。

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 意見

1. 取得資産の保有状況のモニタリングについて【意見59】

熊本県障がい者福祉施設整備費補助金交付要領第3条(10)において、「補助事業により取得し、 又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年政令255号。)施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は破棄してはならない」としている。

一方で、上記に該当する施設を当該補助金を財源に取得した場合に、実績報告に伴う現地調査の際に、取得の事実は確認するものの、その後のモニタリングについてのルールが明確化されていないため、処分等の事実を把握できない可能性が高い。

補助金を財源に取得した施設について、補助金受入事業者が適切に管理していることを確認するために、補助金財源で取得した施設について、固定資産台帳の提出を求めるなど、モニタリングの体制の構築を検討すべきである。

9) 医療施設等施設・設備整備費補助事業

項目	内容
担当部局	健康福祉部 健康局 医療政策課
事業名	医療施設等施設・設備整備費補助金
事業概要	医療機関が機能拡充を図るために行う施設・設備整備事業に対する補助事業であ
	り、国の医療提供体制推進事業費補助金(うち設備整備分)、医療提供体制施設整
	備交付金及び医療施設等施設整備費補助金を受けて実施する補助事業である。
	・医療提供体制推進事業費補助金における対象事業分類は以下のとおりである。
	(1)救急医療対策事業
	(2)周産期医療対策事業等
	(3)看護職員確保対策事業
	(4)歯科保健医療対策事業

- (5)院内感染地域支援ネットワーク事業
- (6)地域医療対策事業
- (7)医療提供体制設備整備事業
- (8)アスベスト対策事業

さらにこれらの事業分類ごとに事業区分が設けられ、その事業区分ごとに基準額 及び対象経費、補助率が定められている。なお補助率は、1/2、1/3、定額の3種類 となっている。

- ・医療提供体制施設整備交付金における対象事業は以下のとおりである。
 - (1) 休日夜間急患センター施設整備事業
 - (2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業
 - (3) 救急ヘリポート施設整備事業
 - (4) ヘリポート周辺施設施設整備事業
 - (5) 救命救急センター施設整備事業
 - (6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業
 - (7) 小児初期救急センター施設整備事業
 - (8) 小児集中治療室施設整備事業
 - (9) 小児医療施設施設整備事業
 - (10) 周産期医療施設施設整備事業
 - (11) 地域療育支援施設施設整備事業
 - (12) 共同利用施設施設整備事業
 - (13) 医療施設近代化施設整備事業
 - (14) 不足病床地区病院施設整備事業
 - (15) 基幹災害拠点病院施設整備事業
 - (16) 地域災害拠点病院施設整備事業
 - (17) 腎移植施設施設整備事業
 - (18) 特殊病室施設整備事業
 - (19) 肝移植施設施設整備事業
 - (20) 治験施設施設整備事業
 - (21) 病児·病後児保育施設施設整備事業
 - (22) 特定地域病院施設整備事業
 - (23) 地震防災対策医療施設耐震整備事業
 - (24) 医療施設等耐震整備事業
 - (25) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業
 - (26) アスベスト除去等整備事業
 - (27) 医療機器管理室施設整備事業
 - (28) 地球温暖化対策施設整備事業
 - (29) 内視鏡訓練施設施設整備事業
 - (30) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

(31) 地域拠点歯科診療所施設整備事業

これらの事業ごとに、基準額及び対象経費が定められており、交付額の算定については基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定し、この選定額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を交付基礎額とし、交付基礎額に別途定められた調整率を乗じて得た額を、別途定められる評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、合計した額を交付額としている。

- ・医療施設等施設整備費補助金における対象事業は以下のとおりである。
 - (1) へき地診療所施設整備事業
 - (2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業
 - (3) へき地保健指導所施設整備事業
 - (4) 研修医のための研修施設整備事業
 - (5) 臨床研修病院施設整備事業
 - (6) へき地医療拠点病院施設整備事業
 - (7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業
 - (8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業
 - (9) 産科医療機関施設整備事業
 - (10) 分娩取扱施設施設整備事業
 - (11) 死亡時画像診断システム等施設整備事業
 - (12) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
 - (13) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業
 - (14) 院内感染対策施設整備事業

これらの事業ごとに、基準額及び対象経費、補助率、下限額が定められている。 なお補助率は、1/2、1/3、定額の3種類となっている。

事業目的

医療機関が、その機能の拡充を図るために行う施設・設備整備事業に対して補助することにより、本県における医療の充実・確保を図ることを目的としている。国の医療提供体制推進事業費補助金(うち設備整備分)、医療提供体制施設整備交付金及び医療施設等施設整備費補助金を受けて実施する補助事業である。当該事業においては様々なメニューが用意されており、この中から申請のあった事業を実施しているため、毎年全ての事業が実施されているわけではない。

熊本県においては、過去5年間で以下の事業を実施している。

- ①院内感染対策施設整備事業
- ②医療機器管理室施設整備事業
- ③地球温暖化対策施設整備事業
- ④病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業
- ⑤救命救急センター設備整備事業
- ⑥ 小児救急拠点病院設備整備事業
- ⑦小児医療施設設備整備事業

	○#⊟# □###	九乳, (共敢,) (共本,) (共本,)					
	⑧共同利用施設設備整備事業⑨地域災害拠点病院設備整備事業						
	⑩NBC 災害・テロ対策設備整備事業						
	①周産期医療施設設備整備事業						
	12)医療施設耐意	長整備事業					
	13基幹災害拠点	点病院設備整備事業					
	4年同利用施設	设施設整備事業					
	15地域災害拠点	京病院施設整備事業					
事業区分	(〇) 国庫事	業 (県の支出割合は	事業により 50~10	0%)			
(該当に〇)	() 県単独	事業					
事業種別	(〇) 補助金	事業 (申請を出しても受け取れ)	ない場合がある)				
(該当に○)	()助成金	事業 (受給要件に満たしている	場合は、原則だれでも受け」	取ることが出来る)			
	()その他	()			
予実状況				(単位	江:千円)		
	年度	予算額	実行額	予実差異			
	75-4 of F III	繰越 24,325	40, 505	050			
	平成 25 年度	38, 556	62, 525	356			
	平成 26 年度	59, 002	58, 970	32			
	平成 27 年度	41, 232	37, 632	3, 600			
	平成 28 年度	199, 148	185, 008	14, 140			
	平成 29 年度	169, 849	169, 848	1			
	予算執行に関しての	の補足説明					
	・国の内示率が5	割~7割程度のため、個	列年2月補正で大幅	届に減額補正を	行ってい		
	る。						
補助金受入	各事業の交付要理	頁に基づいて、主に以	下のような資料に	より実績報告を	受けて		
事業者から	いる。						
の事業結果	なお、事業ごとに	こ徴求資料が異なる部分	分がある。				
の報告方法	・事業実績報告	書					
	・収支精算書						
	経費所要額精算	算書					
	 ・整備事業費内詞	訳書					
	写真						
	契約書の写し						
	・整備面積がわれる	かる資料					
	・検査調書の写						
	・消防用設備等権						
		_{医量仍証} 請から補助金交付まて	での主か溢れ <i>は</i> II	下のレおりでは	カット		
	十八八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十	'明川'り冊別並父刊まし	、少土は肌切りは、と	ストのこわりじる	ソンルロ		

年度・月	事業者
平成28年度9月頃	要望調査
ッ 3月頃	事業計画提出
平成29年度7月頃	内示通知・配分調整
ッ 7~12 月 頃	交付申請
" 2月頃	交付決定通知
ッ 3月頃	概算払・実績報告
平成30年度2月頃	確定通知・精算

<平成29年度における交付実績>

事業名称	交付件数	交付金額
① 院内感染対策施設整備事業	1件	571 千円
② 医療機器管理室施設整備事業	1件	94 千円
③ 地球温暖化対策施設整備事業	1件	9,062 千円
④ 病院群輪番制病院及び共同利用型病院	4件	17,898 千円
設備整備事業		
⑤ 救命救急センター設備整備事業	2件	9,146 千円
⑥ 小児救急拠点病院設備整備事業	2件	11,980 千円
⑦ 小児医療施設設備整備事業	1件	154 千円
⑧ 共同利用施設設備整備事業	4件	111,862 千円
⑨ 地域災害拠点病院設備整備事業	2件	5,905 千円
⑩ NBC 災害・テロ対策設備整備事業	1件	3,176 千円
⑪ 周産期医療施設設備整備事業	該当なし	-
⑫ 医療施設耐震整備事業	該当なし	-
③ 基幹災害拠点病院設備整備事業	該当なし	-
⑭ 共同利用施設施設整備事業	該当なし	該当なし
⑤ 地域災害拠点病院施設整備事業	該当なし	該当なし
合計	19件	169,848 千円

当該事業の 評価の方法 でいる。 及び評価結 平成2 なお、

事業実施年度終了後、翌年度の第1回熊本県医療審議会で事後的評価を実施している。

平成25年度から平成29年度の評価結果は、いずれも「適当」であった。

なお、熊本県医療審議会は会長に熊本県医師会会長が就任されており 20 名弱の 委員により構成されている。審議会の内容の一部として事務局(健康福祉部)側か ら医療提供体制推進事業費補助金及び医療提供体制施設整備交付金における事業 計画の事後評価についての説明が行われ、それに対して委員からの質疑応答・意 見が出される形で実施されている。

平成30年度の第1回熊本県医療審議会の議事録では、委員からの質疑応答の上で事務局評価案「適当」が承認されている。

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

< 共通事項 >

- 1、実績報告における要求資料について【指摘事項25】 実績報告における要求資料は以下のとおりである。
 - 事業実績報告書
 - 収支精算書
 - 経費所要額精算書
 - 整備事業費内訳書
 - 写真
 - ・契約書の写し
 - ・整備面積がわかる資料
 - ・検査調書の写し
 - 消防用設備等検査済証

実績報告段階で徴求する資料としては一般的と考えるが、実際に支払った証跡を確認できる 資料が存在していない。見積書や契約書は貼付されているものの、支払った証跡が存在しないこ とから、実際に確定した数値である保証は必ずしも存在しない。

今後、請求書及び支払い結果の証跡を徴求し、最終の確定金額を確認すべきである。

<医療機器管理室施設整備事業>

1、補助金の申請書類について【指摘事項26】

当該補助金は、医療機関において医療機器に関する評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室を整備することにより、医療機器の適正な使用を推進し、患者に対する安全対策に資することを目的としている。(医療機器管理室施設整備事業実施要綱 第1条)補助対象とするのは、医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費である。

補助金の申請書類を確認したが、新病院の建設工事に関する資料や中核病院であることを説明する資料は存在した。しかし、医療機器管理室に係る機器管理に関する方針が読み取れる十分な資料が存在しなかった。

「医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う医療機器管理室を整備する」ことにより、医療機器の適正な使用を推進することを目的としている以上、医療機関側の医療機器の管理方針が補助金の趣旨に合致していることを確認する必要がある。

今後、医療機器管理室に係る機器管理に関する方針が読み取れる十分な資料を提出させる必要がある。

記載内容としては、以下のような項目が考えられる。

- ①医療機器安全管理責任者の配置
- ②取得時の関与について
- ③医療機器の安全使用のための研修の実施
- ④医療機器の保守点検に関する計画策定及び実施
- ⑤処分時の関与について

<NBC 災害・テロ対策設備整備事業>

1、補助金交付要領の誤りについて【指摘事項27】

平成 29 年度 NBC 災害・テロ対策設備整備事業費補助金交付要領を確認したところ、第9条3項にある実績報告の期限の年度について、平成30年3月28日とすべきところを、平成29年3月28日なっていた。

担当者に確認したところ、単純な記載誤りであるとの回答を得た。

交付要領は事業者がよって立つべき重要なルールであることから、今後同様のミスが発生しないよう、部署内でのチェック体制の見直しが必要である。

2、事業計画書の記載について【指摘事項28】

補助金の申請書類を確認したところ、平成26年度の補助金交付申請書に添付される事業計画書の記載について、「5、整備事業の必要性」の欄が空欄となっていた。

当該記載は申請が補助金の趣旨に合致するか判断するために重要な項目であり、自治体としても慎重に吟味すべき個所であることから、空欄のままで申請を採択することには問題があると考える。

要件を充たしているからといって形式的に審査するのではなく、補助事業の趣旨に合致することを慎重に審査する必要がある。

2. 意見

<共通事項>

1、取得資産の保有状況のモニタリングについて【意見60】

当該事業においては、備品等の固定資産を取得することとなるが、補助金を財源として取得した資産については、その耐用年数に渡って処分が制限される。基本的には所有者側が自主的に報告する体制をとっているが、報告を漏らした場合は処分の事実について把握できない可能性が高い。

取得する資産については数千万円に及ぶ高額なものもあることから、所有者が適切に管理していることをモニタリングすることが重要である。今後、固定資産台帳に補助金財源で取得したことを明示させ、定期的に固定資産台帳の提出を求める等により、所有の事実をモニタリングすることを検討すべきである。

<NBC 災害・テロ対策設備整備事業>

1、取得する物品の制約について【意見61】

平成 29 年度で実行されている補助金について、血液浄化装置 2 台を購入しているものがあった。当該補助事業において必要な機器として取得が認められている機器は以下のようものである。

- ①表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器
- ②化学防護服、防毒マスク等の防護用品
- ③簡易毒劇物検査キット
- 4)除染設備
- ⑤化学物質中毒解析機器
- ⑥携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器

血液浄化装置は血液中の毒素を浄化するために NBC 災害・テロ対策においても利用される設備とのことである。

しかし、当該設備は透析治療においても利用されるものであり、汎用性が高い設備といえる。このような汎用性の高い設備については NBC 災害・テロ対策事業以外の業務にも利用可能であることから、補助金を財源として取得する場合注意が必要である。当該事業のために取得したにも関わらず、他の業務に利用することを認めた場合、補助金を受給していない医療機関との公平性を欠く恐れがある。

今後、汎用性の高い機器の取得については、その使用状況について確認することが望まれる。

<地域災害拠点病院設備整備事業>

1、当初事業計画金額と実績報告金額との差額の検討について【意見62】

当該事業については、国からの内示を受ける必要があるために要望書(当初事業計画)を提出してもらう。その要望書の内容に基づき、国に対して県から申請書を提出する。その内容を検討後、県側が国からの内示を受けて、知事が必要と認めた額を含む交付要領を制定し、その旨を要望書提出先に対して通知する。交付要領を受領した事業者(病院)は、期限までに交付申請を提出し、県側で必要書類等の確認審査を実施し、内容に不備がないことを確認したのちに交付決定を行う。その後、年度末付近で事業者側から実績報告が提出され交付決定金額との差額が把握される(たいていの場合は交付決定額を実績報告の前に概算払いしており、実績報告との差額はなしという状況になる)。

このような状況で、平成29年度交付実績のうちの1件につき、当初事業計画から大幅に縮小された実績となり、その結果、事業に対する補助率が大幅に上昇している事例が見受けられた。当初の事業計画では13,500千円超の事業に対して内示額が4,000千円弱で、事業費に対する補助金額の割合が約3割となることが想定されていたが、交付申請及び交付実績では実際に6,000千円弱の事業となり、それに対して3,900千円弱の補助金交付となっており、事業費に対する補助金額の割合が約6.5割まで上昇している状況が発生していた。現状ではルールとおりに計算された結果となっており、問題があるわけではないが、ともすると、当初事業計画を多めに設定

し、交付申請・交付実績時点ではそれよりも減額された金額で申請されれば、事業費に対する補助金額の割合を上げられる仕組みとなっている。

当該事業のように、国からの内示額に基づいた補助金の算定となる事業については、事業の計画時点(当初の要望内容)からの大幅な縮小があり結果的に事業費に対する補助金額の割合が大幅に上昇するような場合には一定の制限をかけるか、ほかの申請者との配分を考慮するなど、補助金の公平性を確保するための施策を検討することが望まれる。

10) 地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業

項目	内容
担当部局	健康福祉部 健康局 医療政策課
事業名	地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業
事業概要	県内の医療機関、訪問看護ステーション、薬局及び介護関係施設等における地域 医療等情報ネットワーク「くまもとメディカルネットワーク」の構築に対する補助 事業。 事業主体:公益社団法人熊本県医師会 対象経費: ①熊本県地域医療等情報ネットワーク「くまもとメディカルネットワーク」の 構築に要する経費(ネットワーク用機器等導入費、参加施設の調査・設定及 びネットワーク整備費等) ②熊本県地域医療等情報ネットワーク連絡協議会等の開催や運営に要する経 費(報償費、給料、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借 料等)
事業目的	ICT (情報通信技術) を活用し、県内の医療機関をはじめ、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス施設・事業所など関係機関をネットワークでつなぐ「くまもとメディカルネットワーク」の構築を図ることを目的とする。「くまもとメディカルネットワーク」とは、利用施設(病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護施設等)をネットワークでつなぎ、参加者(患者)の診療・調剤・介護に必要な情報を共有し、医療・介

護サービスに活かすシステムである。 参加者(患者)が「くまもとメディカルネットワーク」に参加するためには、「く まもとメディカルネットワーク」を利用している利用施設(病院・診療所・歯科診 療所・薬局・訪問看護ステーション・介護施設等)に『「くまもとメディカルネッ トワーク」参加同意書』の提出が必要となるが、無料で参加できる。 (熊本県医師会ホームページより) () 国庫事業 (県の支出割合 %) 事業区分 (○)県単独事業 (該当に○) 事業種別 (○)補助金事業(申請を出しても受け取れない場合がある) (該当に○)) 助成金事業 (受給要件に満たしている場合は、原則だれでも受け取ることが出来る)) その他(予実状況 (単位:千円) 年度 予算額 執行額 予実差異 平成 25 年度 平成 26 年度 746, 900 1, 322 745, 578 繰越 745,578 平成 27 年度 768, 271 14, 958 37, 651 平成 28 年度 317, 449 317, 449 () 平成 29 年度 334, 081 0 334, 081 予算執行に関しての補足説明 ・平成26年度は、翌年度(平成27年度)に745,578千円予算が繰り越されてい る。これは、当該事業予算が平成26年度の補正予算として付けられたことから、 平成26年度での執行が困難であったためである。 補助金受入 地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要領第7条に基づいて、 事業者から 以下の資料により実績報告を受けている。 の事業結果 • 事業実績書 · 収支精算書(別記第2号様式) の報告方法 ·経費所要額精算書(別記第4号様式) ・契約書写し ・納品書の写し ・検収調書の写し 写真 当該事業の 当該補助事業の評価は定期監査による以外、熊本県医師会、熊本県歯科医師会、 評価の方法 熊本県薬剤師会、熊本大学医学部附属病院等の関係団体と熊本県で構成される 及び評価結 「熊本県地域医療等情報ネットワーク連絡協議会」において、当該年度における 果 施設の加入や県民の参加状況等を評価した上で、次年度のネットワーク構築計画 を協議するなどの評価体制を取っている。

「くまもとメディカルネットワーク」への直近の参加状況は以下のとおりである。

同意数(延べ人数)	利用施設数	カード発行枚数
27,944 件	310 施設	7, 103 枚

(平成30年9月21日時点、熊本県医師会HPより)

平成 30 年8月1日時点の熊本県の人口が 1,756,972 人であることから、同意 数は総県民数の 1.59%に留まっている。

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、実績報告における要求資料について【指摘事項29】

実績報告における要求資料は以下のとおりである。

- 事業実績書
- · 収支精算書(別記第2号様式)
- · 経費所要額精算書(別記第4号様式)
- ・契約書写し
- ・納品書の写し
- ・検収調書の写し
- 写真

実績報告段階で徴求する資料としては一般的と考えるが、実際に支払った証跡を確認できる 資料が存在していない。見積書や契約書は添付されているものの、支払った証跡が存在しないこ とから、実際に確定した数値である保証は必ずしも存在しない。

今後請求書及び支払い結果の証跡を徴求し、最終の確定金額を確認すべきである。

2. 意見

1、納品の事実の確認について【意見63】

実績報告書の中に「納品書の写し」を要求しているが、記載されているのは作成日であって、 各病院に対して機器を納品した実際の日付は不明である。

補助金は実際に納品され、稼働したものに対して支給されるべきであり、最低でも納品の日付を入れることで納品の事実を確認する必要がある。

今後、納品した各施設のリストに納品目まで記載をするよう求める必要がある。

2、取得資産の保有状況のモニタリングについて【意見64】

当該事業においては、熊本県医師会においてセンターサーバを取得するとともに、情報提供を 行う各医療関係施設等においてゲートウェイサーバを取得することとなる。

補助金を財源として取得した資産については、その耐用年数期間に渡って処分が制限される。 基本的には所有者側が自主的に報告する体制をとっているが、報告を漏らした場合は処分の事 実について把握できない可能性が高い。

取得する資産については数千万円に及ぶ高額品もあることから、所有者が適切に管理していることをモニタリングすることが重要である。

今後、固定資産台帳に補助金財源で取得したことを明示させ、定期的に固定資産台帳の提出を 求める等により、所有の事実をモニタリングすることを検討すべきである。

3、事業の評価について【意見65】

平成29年度末において「くまもとメディカルネットワーク」に同意している患者数(延べ人数)は27,944人で、平成30年8月1日の熊本県の人口は1,756,972人であることから、同意数は総県民数の1.59%に留まっている。当該事業は平成26年度に開始され、平成27年度から本格稼働していることから、概ね3年での普及実績である。

当初3年間はパイロットエリア及び中核病院等における導入を進めてきたことから、患者に 対する普及活動が十分ではなかったようである。

しかし、当該システムのメリットは患者が登録して初めて発揮されることから、現在の登録患者数は十分な進捗とはいえない。

今後、テレビCM等を活用し、当該ネットワークの存在を広く県民へ周知するとともに、利用施設において来院患者等に対する積極的な参加メリットを説明する等により、患者の登録を伸ばすための施策が望まれる。

4、補助金を財源として取得する資産の範囲について【意見66】

協議会の運営費補助の項目の中に、パソコンのリース料が入っている。協議会を設立するにあたって臨時職員を雇用していることから、当該職員が使用するためのパソコンをリースにより確保しているとのことである。

しかし、パソコンのような汎用性の強い備品については、当該事業以外でも利用可能であることから、必ずしも当該事業により補助をする根拠が薄い。

一般的には補助金を財源として汎用性の高い備品を購入することは禁止することが多い。 今後、補助対象経費から除外する検討が必要であると考える。

11) ヘリ救急医療搬送体制推進事業

1 事業の概要	·
項目	内容
担当部局	健康福祉部 健康局 医療政策課
事業名	ヘリ救急医療搬送体制推進事業
事業概要	1、ドクターへリ事業運営費補助事業
	本県におけるヘリ救急搬送体制の円滑かつ効果的な推進を図るため、熊本県へ
	リ救急搬送運航調整委員会等と連携して、ドクターヘリ、防災消防ヘリ及び関係
	者との連携・調整を図るとともに、ド
	クターヘリ基地病院(熊本赤十字病院)
	熊本赤十字病院 熊本医療センター に対してドクターへリの安全・安定運
	航に要する経費の補助を行う。 病院間の (下記 図、写真、グラフ等は熊本赤十字病
	連携 院のホームページより転載)
	▶ 事業主体:日本赤十字社(熊本赤十
	済生会熊本病院 熊本大学医学部附属病院 字:病院)
	▶ 対象経費:
	・ドクターへリの運航に必要な委託費(ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、
	燃料費、保守料、災害補償費(航空保険料)等)
	・ドクターへリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費(常勤職員給与費、非
	常勤職員給与費、法定福利費等)
	・熊本県ヘリ救急搬送体制に係る運航連絡調整員の確保に必要な給与費(非常勤
	職員給与費、法定福利費)、賃金、委託料(上記経費に該当するもの。)
	・熊本県ヘリ救急搬送運航調整委員会の運営に必要な報償費(委員謝金)、旅費、電田豊田の選託日典・印刷制本典・金県豊笠) 使田料田の賃貸出場(会担供料)
	需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費等)、使用料及び賃借料(会場借料)、 役務費(通信運搬費等)
	区勿其(旭山是成其寸)
	2、地域救急医療支援事業費補助事業
	熊本県ヘリ救急搬送体制の効果的な運用のため、地域救急医療体制支援病院
	(国立病院機構熊本医療センター) に対し、搬送先が決まらない患者の最終受入
	のための空床確保(1床分)に要する経費を補助する。
	事業主体:独立行政法人国立病院機構熊本医療センター
	対象経費:・ヘリ救急搬送に係る受入困難事案患者に必要な空床確保等に要する費用で、直
	近の決算数値から次の式により算出される額に当該事業の実施日数及び確保
	する空床の数(ただし、1日当たり1床を上限とする。)を乗じて得た額
	入院診療収益×(医業費用-材料費)/医業費用/病床数/365 日
l	1

事業目的



本県では、熊本市に高度な医療機能を持つ医療機関が集中しているため、 熊本市以外の地域において高度な医療が必要な患者が発生した場合、迅速な高度医療の提供や、高次医療機関へ搬送する手段の整備が重要な課題となっている。そこで、治療開始までの時間短縮により、救命率の向上や後遺症の軽減に効果が期待できるドクターへリを平成24年1月に導入した。

ドクターへリ自体は事業主体である熊本赤十字病院がリースし、リース料を含む運営経費を補助している。

また、本県では防災消防ヘリ「ひばり」とドクターヘリが互いの特性を生かしな

がら連携する「熊本型」の運航 体制を構築しており、その事業 を推進していくための経費等 の補助を実施している。

防災消防ヘリが出動する場合、一旦高次医療機関でドクターや医療スタッフをピックアップし、要請現場まで飛行している。

さらに、熊本県へリ救急搬送 体制の効果的な運用のため、搬 送先が決まらない患者の最終 受入のために、地域救急医療体



制支援病院(国立病院機構熊本医療センター)の空床確保(1床分)に要する経費 を補助する。

事業区分 (該当に○)

- ・ドクターヘリ事業運営費補助事業
- (○) 国庫事業 (県の支出割合 50%)
- · 地域救急医療支援事業費補助事業
- (○) 県単独事業(県の支出割合 1/3)

事業種別

- (該当に○)
- () 補助金事業 (申請を出しても受け取れない場合がある)
- (助成金事業 (受給要件に満たしている場合は、原則だれでも受け取ることが出来る)
- ()その他(

予実状況

(単位:千円)

年度	予算額	実行額	予実差異
平成 25 年度	218, 849	218, 848	1
平成 26 年度	220, 932	220, 932	0
平成 27 年度	244, 178	244, 178	0
平成 28 年度	252, 290	252, 290	0
平成 29 年度	251, 937	251, 937	0

		ーヘリ事業 営費補助		域救急医療 爰事業費補助		合計
	件数	金 額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金 額 (千円)
平成25年度	1	211, 765	1	7, 083	2	218, 848
平成26年度	1	217, 391	1	3, 541	2	220, 932
平成27年度	1	240, 637	1	3, 541	2	244, 178
平成28年度	1	248, 749	1	3, 541	2	252, 290
平成29年度	1	248, 749	1	3, 188	2	251, 937

補助金受入 各事 事業者から いる。

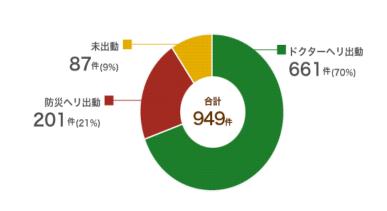
各事業の交付要項に基づいて、主に以下のような資料により実績報告を受けている。

の事業結果の報告方法

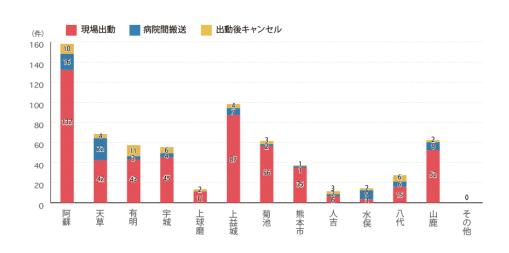
の事業結果 <ドクターへリ事業運営費補助事業>

- ・ドクターヘリ事業実績報告書
 - ・ドクターヘリ事業運営費補助金精算額調書
 - ・ドクターヘリ事業運営費補助金実績額明細書
 - · 収支精算書
 - 歳入歳出決算書抄本
 - ・契約書の写し
- <地域救急医療支援事業費補助事業>
 - 地域救急医療支援事業費補助金実績報告書
 - 地域救急医療支援事業費補助金精算額調書
 - 地域救急医療支援事業費補助金実績額明細書
 - · 収支精算書
 - 歳入歳出決算書抄本

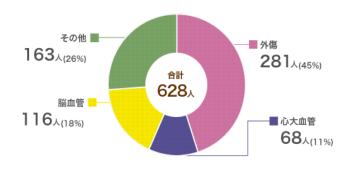
当該事業の 評価の方法 及び評価結 果 1、平成29年度ドクターへリ、防災へリ要請件数



2、平成29年度ドクターヘリ消防別出動件数



3、平成29年度ドクターへリ疾患別搬送患者数



2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

<共诵事項>

1、実地調査・モニタリングの必要性について【指摘事項30】

熊本県に対して補助金の実績報告がなされているが、当該報告書で収支の概要は把握できる ものの、各収支項目の根拠やその適正性については判断ができない。

<ドクターへリ事業運営費補助事業>

- ・ドクターヘリ事業実績報告書
- ・ドクターへリ事業運営費補助金精算額調書
- ・ ドクターヘリ事業運営費補助金実績額明細書
- 収支精算書
- · 歳入歳出決算書抄本
- ・契約書の写し

<地域救急医療支援事業費補助事業>

- · 地域救急医療支援事業費補助金実績報告書
- 地域救急医療支援事業費補助金精算額調書
- 地域救急医療支援事業費補助金実績額明細書
- · 収支精算書
- · 歳入歳出決算書抄本

収支項目の事実やその適正性を確認するためには、事業主を訪問し、証憑等の確認が必要となる。

現在、実績報告後に事業主を訪問しての確認は財政的援助団体監査前に実施している程度であり、定期的には実施していない。経費の中には実支出額が基準額を大きく下回っているものや、補助対象となっていない支出があり、実態を把握する必要がある。

今後3年に一回程度は事業主を訪問し、実地調査を実施する等の対応が必要であると考える。

2. 意見

<ドクターへリ事業運営費補助>

1、実績報告書の記載方法について【意見67】

実績報告書をみると、人件費の欄にドクター1名、看護師1名との記載がなされているが、平成29年度はドクター7名、看護師8名が当番制で事業にあたっており、実態と異なる記載となっている。

事業主に確認したところ、人件費については従事した時間数を基準に按分計算を行い、集計しているとのことであった。

このように按分計算を行っているのであれば、それがわかるように、従事した人数や時間がわ

かるような記載の仕方を求める必要がある。

具体的には「365日を○名で従事」といった記載が考えられる。

2、実績額と基準額との乖離について【意見68】

平成 29 年度のドクターへリ事業運営費補助金実績額明細書をみると、項目によっては支出実績額が基準額を大きく上回っているものが存在した。

(単位:千円)

支出項目	基準額	実支出額	差異
1. ドクターヘリ運航経費	225, 792	225, 185	606
2. 搭乗医師・看護師確保経費	17, 482	25, 788	▲ 8, 306
3. 運航連絡調整員確保経費	1, 942	4, 043	▲ 2, 101
4. ドクターヘリ運航調整委員会経費	3, 533	327	3, 205
5. その他経費	_	8, 374	▲ 8, 374
合 計	248, 749	263, 718	▲ 14, 969

注:基準額と実支出額を比較し、低い方の金額を□で囲んでいる。

(1)補助金の算定方法について

ドクターへリ事業運営費補助金交付要領の第2条「補助金の算定方法」によれば、基準額と対象経費の実支出額、総事業費(収入額控除後)を比較して少ない方の額を選定するとある。熊本県の算定方法は4つの基準額を合計し、その総額と実支出額総額を比較している。

基準額については上記の $1\sim4$ の項目について個別に設定されていることから、項目ごとに比較して少ない方を選定し、最後に4項目の選定額を合計して補助金総額を算定することに合理性があると考える。

個別に比較する方法により過去5年間を計算してみると、以下のようになった。

(単位:千円)

年度	①総額比較	②項目別比較	差額 (①-②)
平成 25 年度	211, 765	205, 599	6, 165
平成 26 年度	217, 391	213, 705	3, 685
平成 27 年度	240, 637	235, 906	4, 730
平成 28 年度	248, 749	244, 394	4, 354
平成 29 年度	248, 749	244, 936	3, 813
合計	1, 167, 291	1, 144, 542	22, 748

上記のように、二つの計算方法では5年間累計で結果に22,748千円の差が生じる。

熊本県の補助金交付要領は国が作成した補助金交付要綱を基にして作成されており、内容は 他県と大きく異なることはないと考える。記載内容は簡略なものであることから、熊本県が採用 している方法も必ずしも誤っているとは言い切れない。

しかし、現在の方法によった場合、各項目レベルで実際発生額が基準額を下回ったものと上回

ったものが混在した場合、全体としては差額が相殺される結果となり、問題があると考える。 今後、より合理性のある計算方法となるよう、熊本県の補助金交付要領の記載を見直す必要が ある。

(2)補助額の範囲について

基準額については国側が設定していることから、設定根拠の詳細までは不明であるが、熊本県の事業の場合は人件費が大きく基準額を上回っている。事業主体の給与体系や、ドクターへリの運用に参加しているドクターの給与額にも影響されることから、一概に問題があるとは断定できないが、少なくとも何故かい離が激しいか、状況の把握は必要であると考える。

また、上記明細書の「5. その他経費」8,374 千円の項目として記載されている研修費 2,029 千円、通信費 1,863 千円、設備関係費 1,515 千円等については基準額の設定がなされていないことから、補助の対象とされていないと考えられる。

しかし、その発生が熊本県におけるドクターへリの運用上やむを得ないものであり、事業主に 全額を負担してもらうことは問題がある。

ドクターへリ事業については、国も優先順位の高い事業と位置付けており、熊本県においても 優先的に予算を確保している。明細書によれば14,969千円については事業主の負担となってい る。今後も安定的な事業の運営を確保するためには、熊本県が負担すべてきものか否か慎重に吟 味し、補助が必要なものは熊本県独自で予算を付ける等の対応が必要である。

<地域救急医療支援事業費補助>

1、補助率について【意見69】

現在当該事業は県単独事業で、補助率は3分の1である。この補助率は国の事業であったときからのものであるが、ドクターへリ事業が100%補助であるのに対し、非常に低い設定になっている。

事業主の状況にもよるが、病床の稼働率が高い場合、常に1床は空けておく必要があり、機会原価が発生する。この場合、3分の1補助では事業主側の負担が大きくなる。

一方、稼働率が100%ではなく、常に空き病床がある事業主の場合、何もしなくても補助金が入ることから、非常にうまみのある制度となる。

いずれにしても、事業主が申請どおり病床の空きを確保できているかモニタリングするために、実績報告において稼働率を把握できる資料を入手し、状況の把握に努める必要がある。

12) 回復期病床への機能転換施設整備事業

項目	内 容
担当部局	健康福祉部 健康局 医療政策課
事業名	回復期病床への機能転換施設整備事業補助金

事業概要 回復期病床への転換を行う医療機関の施設整備事業に対する補助を行う。 事業目的 医療介護需要が最大となる 2025 年(平成 37 年、いわゆる「団塊の世代」がすべ て 75 歳以上になる年) に向け、医療機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配 置を促進し、急性期から回復期、慢性期までの患者の状態に見合った病床で、よ り良質な医療サービスを受けられる体制を作る必要がある。 そのため、2025 年 (平成37年)に、熊本県地域医療構想における「病床数の必要量」と直近の病床機 能報告との比較で不足が見込まれる回復期病床への転換を行う医療機関に助成 することで整備を促進するものである。 以下、2025年における機能区分ごとに厚生労働省令に基づく算定式による病床 数の必要量と、地域の実情に即した将来必要となる病床数等を検討するために、 聞き取り調査の結果等を活用した熊本県独自の方法による3とおりの病床数の必 要量、及び2015年度病床機能報告の報告病床数との比較である。 病床数の必要量・県独自病床数推計と2015年度病床機能報告の報告病床数の比較 (単位:床) 県独自病床数推計 厚生労働省令の 2015年度 算定式に基づく 病床機能報告 医療機能 推計I 推計Ⅱ 推計Ⅲ 厚労省令 推計I 推計Ⅱ 推計Ⅲ 病床数の必要量 病床数 (B) (C) (D) (A-E) (B-E) (C-E) (D-E) 高度急性期 1,875 1,609 2,695 2,578 **▲** 703 **▲** 969 117 急性期 6,007 6, 789 10,470 11, 512 **\(\Lambda \)** 5, 505 **\(\Lambda \)** 4, 723 **▲** 1, 042 28, 358 **▲** 2,357 8,990 2, 427 4, 367 1,330 回復期 7,050 5, 953 4,623 慢性期 6,092 10, 719 12,002 **\(\Lambda \)** 5,910 **\(\Lambda \)** 4,978 7,024 ▲ 1,283 28, 358 21,024 24, 412 29,837 30,715 \blacktriangle 9,691 \blacktriangle 6,303 \blacktriangle 2,357*熊本県地域医療構想平成29年3月 P43 図表44を引用 県全体で見ると、病床数のみに着目した場合、現状でも病床数は確保できてい る状況が見込まれる結果となるが、医療機能別での比較した場合、回復期病床の 不足が見込まれる状況である。 ここで「地域医療構想」は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進 するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の施行に伴う 改正医療法に基づき、都道府県が地域の将来の医療提供体制に関する構想を医療 計画の一部として策定するものである。 事業区分 () 国庫事業 (県の支出割合 %) (該当に○) (○) 県単独事業 (○) 補助金事業 (申請を出しても受け取れない場合がある) 事業種別 助成金事業(受給要件に満たしている場合は、原則だれでも受け取ることが出来る) (該当に○))その他(予実状況 (単位:千円) 年度 予算額 執行額 予実差異 平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度

平成 28 年度	141, 294	I	141, 294
平成 29 年度	156, 500	1, 046	155, 454

予算執行に関しての補足説明

- ・平成 28 年度は、熊本県地域医療構想が9月ごろに策定されることを想定して 予算を確保していたが、熊本地震の影響で、実際には年度末の平成 29 年3月で の策定となったため、実行額がゼロとなった。
- ・平成29年度は、一定の件数の実行を想定して予算を確保していたが、交付要領の作成が平成29年12月になり、交付決定が平成30年2月となったため、実行件数が1件にとどまった影響で、実行額が予算を大きく下回った結果となっている。なお、当該補助金は、「地域医療介護総合確保基金」という医療・介護の提供体制を確保するための財源を活用しており、医療法に基づく「地域医療構想調整会議」での協議等を行うために以下のスケジュールで交付要領を作成している。
 - (1) 補助対象、基準(上限)額等の大枠について、県の調整会議で決定(6月)
 - (2) 上記(1)の内容を地域の調整会議(県内10箇所)で説明(7月~8月)
 - (3) 県内の対象になり得る全ての医療機関に周知(7月~8月)
 - (4) 県に提出があった事業計画を基に、地域の調整会議で事業計画を協議し、 その妥当性を決定(11月頃)
 - (5) 提出様式等の詳細を定める交付要領を作成(12月頃)

交付要領の策定後に交付申請手続きとなる。

また、実行された1件について、補助金交付申請書、補助金実績報告書、補助 金の交付確定までの一連の資料を閲覧し、補助金の算定が適切に行われていることを確認した。

補助金受入 事業者から の事業結果 の報告方法

・実績報告書の提出及び、県からの現地確認

事業結果の報告については、「平成 29 年度熊本県回復期病床への機能転換施 設整備事業補助金交付要領」第10条にて以下の資料の提出が求められている。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 実績額精算書
- (4) 工事請負契約書、施工図面
- (5) 転換病床の床面積が判別できる資料
- (6) その他参考となる資料

また、県の現地確認については、担当職員2名が現地に赴き、実績報告どおりの施設整備が行われているか、適正に竣工検査がなされているか等の点を確認し、その結果として「施設確認調書(現地確認の写真付)」を作成していることを確認した。

当該事業の評価の方法

・毎年の報告事項である病床機能報告での病床転換数の確認 (平成 30 年度での 確認が最初の確認となる)

及び評価結 果

ここで病床機能報告とは、医療法第30条の13の規定に基づき、一般病床又は療養病床を有する医療機関が年に一度、病床機能ごとの病床数等を報告するものである。

なお、報告制度の事務局は厚生労働省(委託業者)となっており、そこから県に還元される仕組みとなっている。

当該病床機能報告のデータを確認して、補助金の実績報告と異なる場合は、 補助を受けた医療機関に理由を確認する体制となっている。

「医療法」

(医療法第13条の13条第1項)

病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの(以下「病床機能報告対象病院等」という。)の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分(以下「病床の機能区分」という。)に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 厚生労働省令で定める日(次号において「基準日」という。)における病床 の機能(以下「基準日病床機能」という。)
- 二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の 予定(以下「基準日後病床機能」という。)
- 三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、支払に関する証憑の徴求漏れについて【指摘事項31】

実績報告について、平成 29 年度熊本県回復期病床への機能転換施設整備事業補助金交付要領では、第 10 条 3 項において、その他必要とする書類として、別表 5 にて「実績額精算書」、「工事請負契約書、施工図面」、「転換病床の床面積が判別できる資料」、「その他参考となる資料」が求められている。上記の徴求資料の中に、最終的な支払に関する証憑が含まれていない。平成 29 年度の実績報告書を閲覧したところ、最終的な支払に関する証憑が添付されていなかった。

担当者にヒアリングを行ったところ、現地調査の際に注文請書、請求書等の関係資料は確認し

たものの、支払に関する証憑に関しては、先方のシステム都合で出力ができない旨の回答をされ、 支払証憑の入手ができなかったとのことであった。

補助金の額の確定は、交付申請通りに事業が実行され、当該事業に実際にかかった経費の負担 割合に応じて算定されるものである。そのため、支払の証憑を徴求し、最終の支払金額を確認す る体制を構築するために、交付要領にて提出資料に「最終の支払を確認できる証憑」を追加する などの対策を講じるべきである。

2. 意見

1、取得資産の保有状況のモニタリングについて【意見70】

平成 29 年度熊本県回復期病床への機能転換施設整備事業補助金交付要領第4条(4)において、「事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。」としている。一方で、上記に該当する施設を当該補助金を財源に取得した場合に、実績報告に伴う現地調査の際に、取得の事実は確認するものの、その後のモニタリングについてのルールが明確化されていないため、処分等の事実を把握できない可能性が高い。

補助金を財源に取得した施設について、補助金受入事業者が適切に管理していることを確認するために、補助金財源で取得した施設について、固定資産台帳の提出を求めるなど、モニタリングの体制を構築することを検討すべきである。

13) 看護師等養成所運営費補助事業

項目	内 容
担当部局	健康福祉部 健康局 医療政策課
事業名	看護師等養成所運営費補助事業
事業概要	看護師等養成所の運営に必要な経費の助成を行っている。 当該事業は、「地域医療介護総合確保基金」を財源として実施されている。この 「地域医療介護総合確保基金」とは、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見 据え、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者等の確保・養 成、地域包括ケアシステムの構築といった「医療・介護サービスの提供体制の改 革」が急務の課題となっている中で、国は「地域における医療及び介護の総合的

な確保の促進に関する法律」を制定し(平成26年6月25日公布・施行)、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するため、消費税増税分を財源として活用した基金(負担割合は国2/3、県1/3)による新たな財政支援制度を法に明記したものである。

各都道府県においては、基金を活用し、都道府県が作成した計画に基づき事業を実施する。対象事業としては、①病床の機能分化・連携のために必要な事業、②在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業、③医療従事者等の確保・養成のための事業となっている。

国交付金の配分については、人口や高齢者の状況などの基礎的要因とともに、 県の計画の評価等を勘案して配分されている。

看護師等養成所運営費補助事業については、③医療従事者等の確保・養成のための事業に該当し、平成25年度までは国庫補助事業(国1/2、県1/2)として実施し、平成26年12月補正予算において基金事業への振替の上、事業を実施している。

事業目的

熊本県は、病院病床 100 床当たりの看護職員数が 58.1 人(全国 63.2 人、H28.10 病院報告)と低く、特に都市部や大病院への偏在が見られることから、県内医療機関における看護職員の確保が喫緊の課題となっている。

また、県内の看護師等養成所における平成 29 年 3 月新卒者の県内就業率は 57.5% (全国 64.4%)であり、看護学生の県内定着促進も大きな課題である。

このため、看護師等養成所の運営に必要な教員及び事務職員経費、生徒経費等に対する助成を行い、教育内容の充実と、質の高い看護職員の養成に加え、新卒 看護学生の県内就業促進を図る。

熊本県内においては、補助対象となる看護師等養成所は熊本看護専門学校など、11 校あり、課程区分別には助産師課程 1 校、看護師 3 年課程 5 校、看護師 2 年課程 3 校、准看護師課程 7 校の、延べ 16 課程が補助事業の対象事業者となっている。平成 29 年度においては、上記のうち、1 校・1 課程が補助要望・申請がなかったため、10 校 15 課程区分について合計 205,013 千円の補助金の交付が行われた。

当該事業の補助対象経費は、「平成 29 年度熊本県看護師等養成所運営費補助金 交付要領 別表 4」にて、看護師等養成所の運営に必要な経費であり、教員経費、 事務職員経費、生徒経費、実習施設謝金、新任看護教員研修事業実施経費、看護 教員養成講習会参加促進事業実施経費とされている。

補助率は 100%であり、補助金算出方法は、県基準額と対象経費の実支出額を 比較して、少ない方を選定額とし、選定額と総事業費から寄付金その他の収入額 を控除した額とを比較し、少ない方の額を交付額としている。なお、他の都道府 県においても、同様の方法により補助金を算出している状況である。

1.384.3		(m)	- ()				
事業区分	()国庫事業		%)				
(該当に〇)	(〇) 県単独事						
事業種別	()補助金事業(申請を出しても受け取れない場合がある)						
(該当に〇)	(○)助成金事	業(受給要件に満たしている場合は	は、原則だれでも受け取ること	: が出来る)			
	()その他()				
予実状況	(単位:千円						
	年度	予算額	執行額	予実差異			
	平成 25 年度	143, 020	142, 092	928			
	平成 26 年度	163, 335	162, 855	480			
	平成 27 年度	178, 615	178, 615	0			
	平成 28 年度	208, 225	208, 225	0			
	平成 29 年度	205, 013	205, 013	0			
	予算執行に関して	の補足説明					
	・特記事項なし						
補助金受入	事業結果の報告	については、「平成 29 年	度熊本県看護師等養	 E 成所運営費補助金			
事業者から	交付要領」第7条	にて、以下の資料の提出	を求めている。				
の事業結果	• 実績報告書						
の報告方法	• 看護師等養成所	運営事業所要額精算書					
	• 総事業費等収入	支出実績額調書					
	・専任教員等人件	費調書					
	・事務職員人件費	調書					
	・平成 29 年度収5	支精算書					
	・平成 29 年度学生	上 名簿(平成 29 年 4 月 15	日現在)				
当該事業の	団塊の世代が後	期高齢者となる 2025 年を	を見据えて、「医療・	介護サービスの提			
評価の方法	供体制の改革」が	急務の課題となっている	中で、国が「地域に	における医療及び介			
及び評価結	護の総合的な確保	の促進に関する法律」を	制定し(平成 26 年)	6月 25 日公布・施			
果	行)、医療・介護サ	ービスの提供体制改革を	推進するため、消費	税増税分を財源と			
	して活用した基金	(負担割合は国 2/3、県	1/3) による新たな則				
	明記したところか	ら、県としても医療・介	護サービスの提供体	x制の改革の一環と			
	して、県内に従事する看護師等を確保又は養成する必要があり、当該事業者に対						
	する運営費の補助についてもその必要性が認められる。						
	交付要領の作成、事業者からの交付申請、申請書類の審査、交付決定、支払、						
	実績報告の入手ま	での一連の事務手続きに	ついて、資料を閲覧	這したところ、適切			
	に行われているこ	とを確認した。					
	・看護学生の卒業	者数、県内就業者数及び	県内就業率を評価の)指針としている。			
	・看護学生の卒業	者数、県内就業者数及び	県内就業率の過去5	5年間の実績は以下			

のとおりである。

直近5年間の県内就業状況

就業状況	平成26年3月卒業						
	卒業時	看護師等 就業者数			県内就業率	【参考】 県内就業率	看護職
課程区分	学生数(A)	別未有数 (B)	県内(C)	県外	(C) / (A)	原内肌素学 (進学除く)	県内就業率 (C)/(B)
助産師	33	32	17	15	51.5%	51.5%	53.1%
看護大学	347	320	130	190	37.5%	38. 7%	40.6%
高等学校	163	137	56	81	34.4%	35.9%	40.9%
看護師3年課程	371	331	232	99	62.5%	65.5%	70.1%
看護師2年課程	153	131	124	7	81.0%	81.6%	94.7%
准看護師	326	268	222	46	68.1%	76.6%	82.8%
合 計	1, 393	1,219	781	438	56.1%	59.1%	64.1%

就業状況		平成27年3月卒業					
	卒業時	看護師等 就業者数			県内就業率	【参考】 県内就業率	看護職 県内就業率
課程区分	学生数(A)	机采有数 (B)	県内(C)	県外	(C)/(A)	(進学除く)	(C)/(B)
助産師	35	33	16	17	45.7%	47.1%	48.5%
看護大学	283	251	103	148	36.4%	38.3%	41.0%
高等学校	182	164	57	107	31.3%	31.5%	34.8%
看護師3年課程	394	362	239	123	60.7%	63.1%	66.0%
看護師2年課程	161	145	138	7	85. 7%	86.8%	95.2%
准看護師	322	279	233	46	72.4%	77. 9%	83.5%
合 計	1, 377	1, 234	786	448	57.1%	59.5%	63.7%

							_
就業状況			平成28年	3月卒業			
	卒業時	看護師等			県内就業率	【参考】	看護職
課程区分	学生数(A)	就業者数 (B)	県内(C)	県外	(C)/(A)	県内就業率 (進学除く)	県内就業率 (C)/(B)
助産師	40	39	19	20	47.5%	47.5%	48.7%
看護大学	295	261	121	140	41.0%	43.4%	46.4%
高等学校	216	187	73	114	33.8%	34.4%	39.0%
看護師3年課程	401	352	234	118	58.4%	60.5%	66.5%
看護師2年課程	147	126	116	10	78.9%	80.0%	92.1%
准看護師	311	258	227	31	73.0%	82.8%	88.0%
合 計	1, 410	1, 223	790	433	56.0%	59.1%	64.6%

就業状況	平成29年3月卒業						
	卒業時	看護師等 就業者数			県内就業率	【参考】 県内就業率	看護職 県内就業率
課程区分	学生数(A)	队来日	県内(C)	県外	(C) / (A)	県内肌兼学 (進学除く)	県内就業学 (C)/(B)
助産師	38	34	15	19	39.5%	39.5%	44.1%
看護大学	288	248	111	137	38. 2%	42.1%	44.8%
高等学校	222	202	80	122	36.0%	36. 7%	39.6%
看護師3年課程	374	338	218	120	58.3%	61.1%	64.5%
看護師2年課程	183	162	156	6	85. 2%	85. 7%	96.3%
准看護師	313	271	236	35	75.4%	82.2%	87.1%
合 計	1, 418	1, 255	815	440	57.5%	60.7%	64.9%

							_
就業状況			平成30年	3月卒業			
	卒業時	看護師等			県内就業率	【参考】	看護職
課程区分	学生数(A)	就業者数 (B)	県内(C)	県外	(C) / (A)	県内就業率 (進学除く)	県内就業率 (C)/(B)
助産師	45	44	22	22	48.9%	48. 9%	50.0%
看護大学	269	233	109	124	40.5%	43.8%	46.8%
高等学校	269	237	112	125	41.6%	42.6%	47.3%
看護師3年課程	385	347	244	103	63.4%	65.4%	70.3%
看護師2年課程	99	86	83	3	83.8%	84. 7%	96.5%
准看護師	312	268	239	29	76.6%	85.4%	89. 2%
合 計	1, 379	1, 215	809	406	58. 7%	61.9%	66, 6%

・看護職の県内就業率は、平成26年3月卒業者では64.1%に対して、平成27年3 月卒業者では減少するものの、平成30年3月卒業生までは増加傾向となっている。

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 意見

1、取得資産の保有状況のモニタリングについて【意見71】

平成29年度熊本県看護師等養成所運営費補助金交付要領第4条(3)において、「事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。」としている。

一方で、上記に該当する機械及び器具を当該補助金を財源に取得した場合に、取得の報告や、 その後のモニタリングについてのルールが明確化されていないため、取得、処分の事実を把握で きない可能性が高い。

補助金を財源に取得した機械及び器具について、補助事業者が適切に管理していることを確認するために、補助金財源で取得した機械及び器具の一覧や、固定資産台帳の提出を求めるなど、モニタリングの体制の構築を検討すべきである。

14) 運輸事業振興助成補助事業

項目	内容
担当部局	商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課
事業名	熊本県運輸事業振興助成補助金
事業概要	(公社) 熊本県トラック協会に対し、根拠法に基づき国の定めた方法で算出した補
	助金を交付し、輸送力の確保、環境改善及び交通安全に資する事業を実施
事業目的	運輸事業に係る輸送力、適正・安全性の確保及び地球温暖化対策の推進
事業区分	() 国庫事業 (県の支出割合 %)
(該当に	(〇)県単独事業
\bigcirc)	
事業種別	(○)補助金事業 (申請を出しても受け取れない場合がある)
(該当に	(助成金事業 (受給要件に満たしている場合は、原則だれでも受け取ることが出来る)
()	() その他 ()

予実状況

(単位:千円)

年度	予算額	執行額	予実差異
平成 25 年度	244, 802	241, 896	2, 906
平成 26 年度	250, 601	250, 601	0
平成 27 年度	242, 101	242, 101	0
平成 28 年度	240, 289	240, 289	0
平成 29 年度	254, 386	254, 386	0

※予算執行に関しての補足説明

- ・平成28年度は、当初予算246,888千円を2月補正で減額
- ・平成29年度は、当初予算240,915千円を6月補正で増額

本事業の実施に関しては、「運輸事業の振興の助成に関する法律」(平成 23 年 8 月 30 日法律第 101 号) において、以下のとおり定められている。

「運輸事業の振興の助成に関する法律」(平成 23 年 8 月 30 日法律第 101 号) 抜粋、一部省略

(運輸事業振興助成交付金の交付)

第二条 都道府県は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む 者を構成員とする一般社団法人であって当該都道府県の区域を単位とするもの及 び当該都道府県の区域内において当該事業を営む地方公共団体に対し、当該事業 の振興を助成するための交付金(以下「運輸事業振興助成交付金」という。)を交 付するよう努めなければならない。

2 前項の運輸事業振興助成交付金の額は、平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として総 務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とするものとする。

予算額については、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則」(平成23年9月26日総務省・国土交通省令第1号)に基づき、以下のとおり県が収納する軽油引取税の額を基準に算定されている。

(運輸事業振興助成交付金の基準額の算定)

第二条 法第二条第二項に規定する総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式 $A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$

算式の符号

- A 交付年度における当該都道府県の軽油引取税の収入見込額
- B 交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度 における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合 として総務大臣が定めるもの
- C 交付対象者ごとに次の算式により算定した数値 ※注: Cについてはおおむね以下のとおり

(営業用バス・トラックの軽油使用見込量) ÷

(営業用及び自家用バス・トラックの軽油使用見込量)

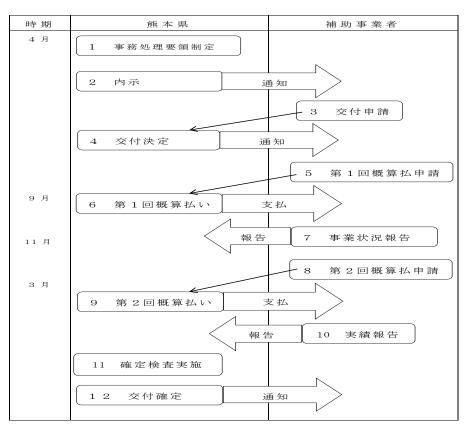
D 平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値として総務大臣が定めるもの

基本的に上記計算式に基づき算定される額を上限として補助金額が決定される。

上記のとおり、本事業自体は県としての事業となっているが、予算に関しては法 令等で算定式が決められているため、実質的に県として予算額を大きく増減させ ることができない仕組みになっている。

補助金受入 事業者から の事業結果 の報告方法 補助金の申請から交付に係る業務の流れは以下のとおり。

熊本県運輸事業振興助成補助金フローチャート



年度途中(11月)に事業遂行状況報告書が、年度末(3月)に実績報告書が提出される。

なお、交付された補助金を元に実施されている事業は以下のとおり(平成29年度 実績)

経費区分	補助金額 (千円)	備考
緊急物資輸送体制	568	訓練のための車両借上料、備蓄物資購入費
整備事業	500	等

交通安全対策事業	36, 113	協会加盟企業が購入するアルコール検知		
費	50, 115	器、安全装置に対する助成		
共同施設整備運営	1E E19	TT/收入给 A 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
事業費	15, 512	研修会館の営繕、保守料等		
輸送サービスの改				
善事業費及び近代	23, 443	事業者への研修及び協会の広報活動費		
化対策事業費				
福利厚生事業	11, 988	乗務員の休憩施設等の整備運営		
基金会計繰入	8,640	会員事業者等への貸付の基金として		
交付金一般事業管	36, 272	交付金に関連する事業に係る人件費		
理費	30, 212	文刊金に関連する事業に係る八件貨		
		貨物自動車運送事業法に規定する地方適正		
適正化事業管理費	59, 268	化事業に関する経費。主に環境対策、労務対		
		策等に関連する支出と人件費		
中央出捐	62, 578	全国トラック協会への出捐金。共同事業等		
一 大山油	02, 576	の実施に係るもの		
合計	254, 386			

当該事業の 果

年度末の確定検査において、事業者の経営近代化に寄与する事業、 環境や交通 評価の方法 | 安全に配慮した車輌や装置の普及、トラック輸送の適正化に係る事業等を行ってい 及び評価結しることを確認している。

> ただ、県として、有効性を図る指標となる数値データを収集しているわけではな いが、下記データは確認された。

① 事業用貨物自動車の業務中における事故発生状況(平成29年中)

項目	目標値	実際値(前年対比)	
発生件数	125 件以下	125 (▲ 16)	
死者数	0	5 (▲ 2)	
負傷者数	165 人以下	191 (+5)	

② 過積載運航に対する行政処分件数(車両の使用停止)

管内・年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
九州運輸局管内	5	7	10
熊本運輸支局管内	0	0	3

③ 苦情処理件数

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
運転マナー	20	29	46
労働関係	4	6	4
その他	10	12	13

	合計	34	47	63

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、リースにより取得した資産の管理について【指摘事項32】

本事業においては、補助対象事業者が事業に要する備品等につき、リースにより取得した場合において、そのリース料に関しても補助対象となっている。当該リースにより取得した備品等については、本来購入により取得した備品等と同様、実際に補助対象事業に関して利用されているかどうか確認する必要があるが、現地調査の際にリースにより取得・使用した資産が実際に存在するかの確認が行われている形跡がなかった。

実地調査の際に当該リースにより取得・使用した物品が現に使用されているかの調査対象から漏れることで、補助対象となっているリース資産につき、仮に流用されていたとしてもこれを発見できない可能性がある。

固定資産の現物を確認する際に固定資産台帳とは別にリースにより使用する物品の一覧についても入手し、これに基づきリース契約に基づき取得した資産が現に使用されているかどうかをチェックすべきである。

2. 意見

1、助成団体から徴求する書類について【意見72】

補助対象事業者から提出された事業実績報告書とは別に決算書を入手し保管しているが、「平成 29 年度熊本県運輸事業振興助成補助金事務処理要領」においては決算書の提出までは求められていない。

公益財団法人の所管課が団体を指導するために保管しているのであろうが、結果として決算書 上の問題点も看過されている。

決算書中、公益目的事業会計と収益事業会計を区分経理しているが、平成28年度以降、公益目的事業会計における正味財産増減額がマイナスとなっているにもかかわらず、収益事業会計等からの繰入が行われていない。また、会計間における資金貸借を貸借対照表上、「他会計振替勘定」として繰り越しているが、公益目的事業においては収支がマイナスの状態が継続していることもあり、当該勘定の貸方残高(他会計からの資金借入)が毎年増

本来、公益目的事業会計で発生した赤字について、他会計から補てんする場合は正味財産増減計算書内訳表において「他会計繰入額」として計上すべきである。一時的に会計間で資金を貸借する場合を除き、会計間の貸借として処理することは妥当ではない。

加しているとともに、法人会計において借方残高(他会計への資金貸付)が増加している。

同協会から決算書を入手した際にはその内容についてもチェックし、明らかに処理の誤りがあ

る場合にはその旨指導する必要がある。

事業実績報告書と決算書との整合性を可能な限り確認する、決算書の記載内容に不備がなく適切に経理が行われている、法人の財務状況に問題がないかどうか確認し、その記録を残しておく等、有効に活用すべきである。

2、補助金交付事業の評価について【意見73】

本事業は県の予算で実施されているが、実質的には軽油引取税を財源として法律に基づき予算額が決められており、県の意図で予算額を調整できる余地は少ない。そのことが原因で、県としてはこれら法令等に基づき予算額の算定と交付、及び実績報告書のチェックや交付団体への監査を事務的に実施するのみの体制となっている。

補助金が交付されている事業がどのような効果を発揮しているか、県として評価する指標を適切に把握していない。

予算額を県が自由に設定できないからと言って、事業の有効性を評価するか否かは別問題である。補助金を交付している以上は、どのように役立てられているか評価する指標を設定し、これに基づき評価した結果が望ましくないものであれば、事業内容の見直し等を求めることが適切である。

一部の事業については、トラック協会としても目標値や事業実績に該当するデータを開示して おり、これらの数値をモニタリングすることで事業の有効性を継続的に確認するとともに、目標 値を達成できていない事業等に関しては、改善を求めるといったことも考えられる。

15) 認定訓練実施事業

項目	内 容			
担当部局	商工観光労働部 商工労働局 労働雇用創生課			
事業名	認定訓練実施事業			
事業概要	中小企業の事業主やその団体等が行う職業能力開発促進法第 24 条第 1 項による認定を受けた職業訓練について、適正な実施のための運営指導を行うとともに、職業訓練及び施設整備等に要する経費の一部を補助する。 熊本県認定訓練事業運営費補助金交付要項によれば第 2 条により、職業訓練に			
	対する補助対象経費とは、中小企業事業主等が行う認定職業訓練に対するもので以下の経費である。 1 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に要する経費 2 集合して行う学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上及び維持に要する経費並びに機械器具等の購入等に要する経費			

- 3 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費
- 4 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費
- 5 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費、 その他知事が必要かつ適当と認める経費

そして補助金の額は、別に定める基準額をもとに算定した額と補助対象経費の 3分の2の額のいずれか低い額としている。

補助金の交付申請時には、企業より交付申請書に加え、収支予算書、年間訓練計画書、その他知事が必要と認める書類の提出を受け、書類上不備がなければ、補助金交付決定を通知し、補助事業終了後には企業から実績報告書と収支決算書、 その他知事が必要と認める書類の提出を受けている。

一方、施設整備等の補助対象経費ついては、熊本県認定訓練事業施設費補助金 及び設備費補助金交付要項より、認定職業訓練のための施設又は設備(集合して 行う学科又は訓練に使用する教室、実習場等の施設及び機械等)を設置又は整備 に要する経費とされ、その3分の2を補助金の額としている。

こちらも補助金の交付申請時には、企業より交付申請書に加え、職業訓練施設を設置する場合には、当該施設の設置・整備計画書、職業訓練設備を購入する場合は、当該設備の設置・整備計画書、歳入歳出予算書の抄本、 設計書 (施設を設置する場合に限る。)の提出を受け、書類上不備がなければ、補助金交付決定を通知し、補助事業終了後には企業から実績報告書と収支決算書の写し、その他知事が必要と認める書類の提出を受けている。

また、熊本県認定訓練事業補助金事務指導監査実施要項により、全ての認定校について原則として、補助金交付決定後から年度末までの間に毎年度1回指導監査を実施している。指導監査事項は、訓練の状況、補助事業の経理の状況、前回指摘事項の改善状況となっている。

- ▶ 過去5年間の交付実績(件数・金額)
 - ①熊本県認定訓練事業運営費補助金(単位:円)

	件数	金額
平成 25 年度	16	56, 010, 634
平成 26 年度	15	47, 912, 378
平成 27 年度	17	51, 344, 194
平成 28 年度	16	62, 432, 568
平成 29 年度	17	59, 236, 083

② 熊本県認定訓練事業施設費補助金及び設備費補助金(単位:円)

	件数	金額
平成 25 年度	-	_
平成 26 年度		-

	平成 27 年度	_		-			
	平成 28 年度	1	5	5, 110, 676			
	平成 29 年度	1	113	3, 981, 000			
事業目的	民間における認定	民間における認定職業訓練の普及促進(有為な技能労働者の養成)を図るため、					
	運営費に要する経費	費及び施設	又は設備の	の設置又は鏨	を備に要す	る経費の一部を	/補
	助することにより支	で援を行う。					
事業区分	(〇) 国庫事業	(県の支)	出割合	50 %)			
(該当に〇)	() 県単独事業	美					
事業種別	(〇) 補助金事業	美 (申請を出し	ても受け取れな	い場合がある)			
(該当に〇)	() 助成金事業	美 (受給要件に活	満たしている場	合は、原則だれで	も受け取ること	が出来る)	
	()その他()		
予実状況						(単位:千円	円)
	年度	予算物	頂	執行額		予実差異	1
	平成 25 年度		68, 174	56	, 082	12, 092	1
	平成 26 年度		68, 172	47	, 995	20, 177	1
	平成 27 年度		64, 586	51	, 476	13, 110	1
	平成 28 年度		76, 431	67	, 625	8,806	1
	平成 29 年度 228, 835		173	, 331	55, 504	I	
	予算執行に関しての補足説明						
	・平成 29 年度に関しては例年の認定訓練事業運営費補助金に加え、熊本市の施						
	設整備があったため執行額が大幅に増加した。						
	・実行見込額をもとに、2月補正で予算の減額を行っている。						
	・各年、補助金交付額のほかに 200 千円程度の事務費(一般需要費、役務費等)						
	有り。						
補助金受入	•「熊本県認定訓練				· · · · -		訓
事業者から	練事業施設費補助金及び設備費補助金補助事業実績報告書」の提出						
の事業結果							
の報告方法							
当該事業の	・平成 29 年度から、					_ , , ,	•
評価の方法	労働省が新たに、試行的に目標設定制度を設けた。訓練施設及び訓練科(又はコ						
及び評価結	ース)毎に目標を設定し、実施及び検証を行うもので、自己点検の結果を厚生労働省へ報告する必要がある。(当面の間、評価結果が外部に公表される予定はな						
果		-					
	い。)当面、国の評	価万法や結	まの取扱	いにならって	(事業を進	めることとして	· ()
	る。						

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 意見

1、認定要件について【意見74】

職業能力開発促進法第24条第1項による認定を熊本県知事より受ける要件について確認したところ、認定訓練実施事業の事業概要・目的資料(熊本県作成)では以下のようになっている。

3 認定職業訓練の概要

- (2) 主な要件
- ①訓練生を確保すること。

長期間の訓練課程:単独事業主の場合は総数、団体(共同)の場合は1訓練科あたり3人以上(専門課程は1年次1科10人以上)

短期間の訓練課程:単独・団体(共同)ともに1訓練科につき1人以上

- ②経費や実施体制等の面からみて、訓練の永続性が確保されていること。
- ③職業訓練法人、職業能力開発協会以外の団体は、定款等が整備され、職業訓練について明確に定めてあること。

この中の③に着目したところ、この認定段階で定款の整備状況を確認するのみで、その後の変更に関しては自己申告を受けるのみで運用されていた。したがって定款等に変更が生じた場合、認定職業訓練を行うものが変更の届け出を失念しても、県はこれを把握できず、場合によっては認定の要件を満たさなくなっても(定款から職業訓練についての明確な定めを削除等)、認定が継続される恐れがある。

また、「熊本県認定訓練事業運営費補助金交付要項」によると

「熊本県認定訓練事業運営費補助金交付要項」

(趣 旨)

第1条に、事業主にあっては中小企業事業主、事業主の団体又はその連合団体にあっては中小企業事業主の団体(団体の構成員に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上である団体をいう。)又はその連合団体に限る。以下「中小企業事業主等」という。

とされており、この中小企業事業主の定義は、「平成 29 年度熊本県認定訓練事業運営費補助金」 に係る補助対象経費の算定基準 第 1—1 の注書より

中小企業事業主とは、資本の額又は出資の総額が3億円(小売業・飲食店又はサービス業を主たる事業とする事業主については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人(小売業・飲食店を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)を超えない事業主をいう。

とされている。

中小企業事業主としての定義の一つである資本の額又は出資の総額の変更があった場合についても同様である。

補助金の交付申請時等に毎回、確認が必要と考えられ、添付書類に現行定款や全部事項証明書 (資本の額又は出資の総額確認のため)の義務付け等が有用と考えられる。

そもそも、職業能力開発促進法第24条第1項による認定に関し、熊本県独自の規定やマニュアルといったものが無いため、職業能力開発促進法や、職業能力開発促進法施行令、職業能力開発促進法施行規則に則り認定を行っている。また、認定に係る事務処理については、他県(福岡県)のマニュアルを参考にしており、必ずしも画一的な運用がなされているか定かでない。職業訓練の認定自体、毎年あるようなものではないからこそ、事務処理も含めたマニュアルを作成し、画一的な手順・方法によることが望ましく、またマニュアル化することで県としても担当者の交代による業務の引き継ぎがスムーズになるというメリットもある。

熊本県独自のマニュアル等の整備が望まれる。

2、財産の処分の制限の金額についての不整合について【意見75】

熊本県認定訓練事業補助金は、熊本県認定訓練事業運営費補助金と熊本県認定訓練事業施設費補助金及び設備費補助金とに分けられるが、その内、熊本県認定訓練事業運営費補助金については、「熊本県認定訓練事業運営費補助金交付要項」において以下のようになっている。

「熊本県認定訓練事業運営費補助金交付要項」

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2項に規定する別に定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具とし、別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

とある。

一方で「平成29年度熊本県認定訓練事業運営費補助金」に係る補助対象経費の算定基準は、

- 第2 認定補助金の交付の対象となる認定職業訓練に係る経費は、次に掲げるものとする。
- 2 集合して行う学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借り上げ及び維持に要する経 費並びに機械器具等の購入等に要する経費
- (1) 建物の借り上げ、修繕等に要する経費
- (2) 測定器具、実験器具、体育訓練用機械器具等、訓練に直接必要な機械器具の購入借り上げ又は修繕に要する経費
- (3) 訓練のために直接必要な光熱水料等

上記に掲げる経費のうち、「購入」に係る部分については、購入単価が 2 万円未満のものであること。

なお、技術の進展に伴いそのものを購入するよりも借り上げによることが適切であると厚生労働大臣が認める機械器具等については、借り上げ(リース)を含めること。

とあり、補助対象経費は購入に関し2万円未満であるため、財産処分の制限がかかる単価 50 万円以上の物品購入ということはあり得ず、熊本県認定訓練事業運営費補助金交付要項第 13 条が形骸化している。そして2万円未満の機械、器具等であれば財産処分の制限を設けること自体、不要と考えられ、熊本県認定訓練事業運営費補助金交付要項と「平成 29 年度熊本県認定訓練事業運営費補助金」に係る補助対象経費の算定基準の整合性を踏まえ、財産の処分の制限については、今後整理することが望ましい。もちろん近年において財産処分の制限がかかるような購入実績は無い。

3、実地調査等の必要性について【意見76】

「熊本県補助金等交付規則」によれば

「熊本県補助金等交付規則」

(補助金等の交付の決定)

第 4 条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

…中略

(立入検査等)

第22条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

とされており、「熊本県認定訓練事業補助金事務指導監査実施要項」でも以下のように定められている。

「熊本県認定訓練事業補助金事務指導監査実施要項」

(実施時期等)

第3条 指導監査は、すべての認定校について、原則として、補助金交付決定後から年度末までの間に毎年度1回実施するものとする。

(指導監査事項)

第4条 次の事項について指導監査を実施する。

- (1)訓練の状況
- (2)補助事業の経理の状況
- (3)前回指摘事項の改善状況

(実施計画)

第5条 毎年度当初に認定校ごとの実施時期を定めた年間の指導監査実施計画(別記第1号様式)を策定するものとする。

(実施方法)

第6条 指導監査は、実地調査によるものとし、事務指導監査実施調書(別記第2号様式)に 基づき実施するものとする。

これに基づき立入検査において、訓練の状況についてはしっかりとした指導監査が行われており、熊本県認定訓練事業運営費補助金については問題ないと思われる。

一方、熊本県認定訓練事業施設費補助金及び設備費補助金については、補助対象が認定職業訓練のための施設又は設備(集合して行う学科又は訓練に使用する教室、実習場等の施設及び機械等)を設置又は整備に要する経費となっているが、立入検査において備品台帳の整備状況や購入を示す契約書等の書類は確認するものの、現物たる備品や機械そのものの確認まではなされていない。

購入実態に加え、その後の使用状況を確かめる上でも重要となるため、立入検査の際は書類の みに留まらず現物の確認も必要である。これを踏まえ、認定訓練助成事業費補助金「事務指導監 査実施調書」の様式の変更も望まれる。

また、施設・設備は長い耐用年数となるため、長期間変更の届け出が無くとも以下の観点から 補助金交付後も定期的な使用状況の確認も必要と考えられる。

「熊本県認定訓練事業補助金事務指導監査実施要項」

(財産の処分の制限)

第 14 条 規則第 21 条第 2 項に規定する別に定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具とし、別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、別に定める方法により算定した額を県に納付させることがある。

4、目標設定制度について【意見77】

平成29年度から、認定訓練助成事業のさらなる取組みの向上を図るため、厚生労働省が新たに、試行的に目標設定制度を設けた。

平成30年8月現在、熊本県では平成29年度目標設定(試行実施)について各訓練施設に中間段階のヒアリングを行ったところである。年度の正式なヒアリングは今後予定されており、達成状況はこれから把握するところではあるが、差し当たり、目標設定を確認したところ各訓練所でばらつきがあり、高い目標もあればそうでもないところもある。有用に運用されている訓練所を参考に、有効な目標設定を促し、しいては民間における認定職業訓練の普及促進に繋げていくことが望まれる。

また別途この目標設定に関する訓練施設の意見、感想の聞き取りも行ったところである。このように意見交換を行い、相互理解に基づく目標設定であればその取り組みも一段と捗るものと期待出来る。

16) 天草空港運航支援対策事業

項目		内	容		
担当部局	企画振興部 交通政策・情報局 交通政策課				
事業名	天草空港運航支援対策事業				
	(うち、天草エア)	ライン㈱に対する助	成事業)		
事業概要	天草空港運航支持	爰対策事業は、空港	管理運営事業と天草	エエアライン(株)に対	けする助
	成事業の2つがある	る。前者は、土木部	河川港湾局港湾課天	草空港管理事務原	斤が所管
	し、後者は、企画技	辰興部交通政策・情	報局交通政策課が原	F管している。	
	航空機の安全運	航に必要な整備規程	WY 100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	備及び重整備に関	引する費
	用に対する地元市町	町との協調補助であ	る。		
事業目的	天草エアラインの気	安全運航の確保及び	会社経営の安定化		
	(単年度黒字の継続	売)			
事業区分	() 国庫事	業 (県の支出割合	%)		
(該当に〇)	(〇) 県単独	事業			
事業種別	(○)補助金事	事業(申請を出しても受け取	取れない場合がある)		
(該当に○)	() 助成金事業 (受給要件に満たしている場合は、原則だれでも受け取ることが出来る)				
	()その他	()	
予実状況				(単位	: 千円)
	年度	予算額	実行額	予実差異	
	平成 25 年度	209, 334	209, 334	0	
	平成 26 年度	102, 667	102, 667	0	
	平成 27 年度	110, 134	110, 134	0	
	平成 28 年度	104, 000	104, 000	0	
	平成 29 年度	195, 000	105, 784	89, 216	
	予算執行に関しての	の補足説明			
	・天草空港運航支担	爰対策事業のうち、	天草エアライン㈱に	こ対する助成	
	(天草エアライ)	機材維持費補助金)のみを抽出した額	頁を記載。	
	・平成 29 年度にお	いては、重整備(升	%行時間 5,000 時間	ごとの整備) が平	成 30 年
	度に実施されるこ	こととなったことに	より、補助金の一部	以(89, 216 千円)を	と翌年度
	に繰り越している	5 .			
補助金受入	「熊本県補助金	「熊本県補助金等交付規則」に定めるもののほか、「熊本県天草エアライン機			
事業者から	材維持費補助金交付	付要項」に基づき、	事業補助を行ってい	いる。	
の事業結果		㈱から補助金の交付			
の報告方法		草空港運航支援対策			概算
	払いを上期及び下	期の2回に分けて概	E算払いを行っている	3.	

天草エアライン㈱からの実績報告書及び関係書類(対象経費一覧及び請求書等)を提出され、天草空港運航支援対策事業補助金の交付確定を行う。

当該事業の 評価の方法 及び評価結 果

天草エアライン㈱の今後のあり方及び行政支援の方向性については平成21年3月に5者(熊本県、天草市、上天草市、苓北町及び天草エアライン㈱)の検討結果として公表されている。この中で現状分析が行われるとともに天草エアライン㈱の方向性が確認され、県及び天草地域の地元市町が行政支援を行う方向となっている。

また、交通政策・情報局交通政策課より熊本県議会総務常任委員会に平成26年2月「天草エアラインの状況報告」平成26年6月「天草エアラインの機材更新等に関する報告」平成27年2月「天草エアラインの機材更新について(報告)」として報告されている。

機材の更新(機材購入費)については、地元2市1町が機材購入費補助を行い、 熊本県は、空港維持費・空港整備費を負担するとともに機材整備費について県1: 1地元市町の負担で合意した。

提出された天草エアライン㈱から補助金の交付申請、実績報告書及び関係書類書類の確認の上、天草空港運航支援対策事業補助金の交付確定を行っている。

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 監査意見

1、天草エアライン㈱に対する補助事業について【意見78】

天草エアライン㈱は、熊本県が53.3%(266百万円)を出資する地域航空会社である。

- ◆ 天草エアライン㈱の決算概況〈平成30年3月期〉
- ① 平成10年10月12日設立
- ② 純売上高 815 百万円
- ③ 経常損失 128 百万円
- ④ 当期純利益 55 百万円 (うち、特別利益〈補助金収入〉212 百万円)
- ⑤ 総資産 649 百万円 (流動資産 301 百万円、固定資産 348 百万円)
- ⑥ 負債 253 百万円 (流動負債 221 百万円、固定負債 31 百万円
- ⑦ 資本金 499 百万円

平成29年度天草エアライン㈱に対する補助事業は、「平成29年度熊本県天草エアライン機材維持費補助金交付要項」に基づき実施されている。

その第2条において補助対象経費及び補助率を規定している。

	補助対象経費	補助率
•	・ 航空機(ATR42-600 型機)の整備規程及び整備計画に基づく整備に係る経費	整備費及び購入費の 1/2
	・ 航空機(ATR42-600型機)重整備に係る経費	

◆ 平成 29 年度熊本県天草エアライン機材維持事業

① 実績

事業名	総事業費 (単位:円)
平成 29 年度通常整備	194, 716, 624
重整備 (2YE 整備)	17, 940, 066
計	212, 656, 690

(注) 2 YE 整備・・・2 年毎に行う航空機整備

② 補助金額

総事業費		補助金額(単位:円)	
心事未負	総額	県負担(1/2)	市町負担(1/2)
212, 656, 690	211, 567, 000	105, 784, 000	105, 783, 000

⁽注) 天草エアライン負担・・・1,089,690円

③ 県補助金執行

(単位:円)

項目	交付決定額	執行済額	執行残額
交付決定	195, 000, 000		195, 000, 000
第1回概算払額		51, 000, 000	
第2回概算払額		135, 000, 000	
変更交付決定	105, 784, 000	(80, 216)	89, 216, 000

⁽注)補助金の一部(89,216千円)を翌年度に繰り越し

平成29年度については、通常整備・定期(重)整備費用を予算化していたが、定期(重)整備外注先の要請で次年度実施となっている。なお、天草エアライン㈱運航には影響なかった。

予算執行事務についても適切に執行されていた。

2、今後の在り方について【意見79】

- ◆ これまでの経緯
- ① 平成10年10月天草エアライン(株設立
- ② 平成12年 3月天草空港開港・天草エアライン就航
- ③ 平成21年 3月天草エアラインの在り方検討報告 (メンバー5者:熊本県、天草市、上天草市、茶北町、天草エアライン㈱)
- ④ 平成26年 6月天草エアラインの現状に関する議会報告
 - 機材 (ATR42-600 型機) 購入費は地元自治体の負担により行い、機材整備費については県と 地元自治体で1:1で負担する。

- 新機材導入のために必要となる滑走路舗装強化工事については県が行う。
- ⑤ 平成28年 6月国交省主導による「持続可能な地域航空のあり方に関する研究会」スタート
- ⑥ 平成30年3月「持続可能な地域航空のあり方に関する研究会」最終とりまとめ

平成30年3月事業報告によると天草エアライン㈱は、天草⇔福岡、天草⇔熊本、熊本⇔大阪間に就航している。

SABENA社との航空機部品の包括的修理契約書、日本エアコミューター㈱との整備業務の管理の受委託契約書が締結されたことにより機材不具合を起因とする欠航便が大幅に減少したことにより就航率が改善している。

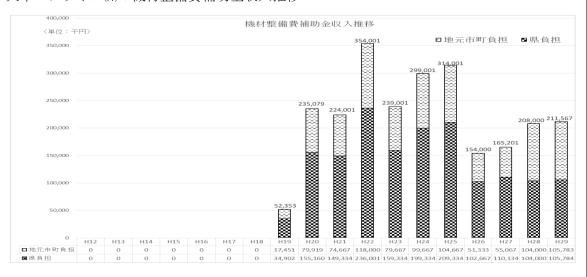
天草エアライン㈱の決算書は、平成21年度より連続9期連続最終利益となっている。

しかし、最終損益は県及び地元市町からの整備費補助金を受け入れた後の結果であり、自力での最終利益とは言い難い。

◆天草エアライン㈱の業績推移



◆天草エアライン㈱の機材整備費補助金収入推移



前述の「持続可能な地域航空のあり方に関する研究会」は、地方航空路線が地方創生、観光立国に果たす役割は大きく、その維持・活性化が期待されながらも、脆弱な経営基盤、少数機材運営による高コスト構造、機材故障時等の欠航、特定の大手航空会社との連携に伴う限定された事業展開といった課題、更に旧型小型機の製造終了等に伴う機材更新やその結果としての必然的な供給増、パイロット等の人材確保の難航等の課題に対して方向性を検討すべく国土交通省が立ち上げた研究会である。

最終とりまとめでは、長期的な視点で地域航空を担う組織のあり方自体を変えることを検討すべきとなっており、

- ① 機材共同保有組織
- ② 持株会社の設立による経営統合
- ③ 一社化(合併)
- の組織形態の選択肢があるとしている。

「機材の統一化・共通化」「人員の融通・確保」「運航・整備等業務の共同化」「収益性確保・需要拡大」の観点から定性的比較及び定量的比較ともその効果は①<②<③としながらもその具体化のためには多くの課題があり、関係当事者間での実現可能性を踏まえた議論・調整を行う必要があるとしている。

国土交通省は、「持続可能な地域航空のあり方に関する研究会」の最終とりまとめの内容を踏まえ、航空会社等の関係当事者による実務者協議会を設置し、地域航空の担い手となる組織の具体的な形態について、平成30年末までに一定の結論を得ることを目指すとしている。

構成員のメンバーは、国土交通省航空局の他航空会社7社でスタートし、天草エアライン(㈱も その構成員の1社に加わっている。

地域航空会社(主に30から70席程度の小型機により、離島その他の地方航空路線の運航に従事する会社をいう。)の社会的重要性を評価しつつ、一方でその経営維持に多額の税金が投入されている現実を踏まえると、組織のあり方自体を変えることを検討することは有意義なことである。

県民の天草エアライン㈱への想いが、実務者協議会を通じて発揮されることが期待される。

17-1) 私立学校施設安全ストック形成促進事業(中学校・高等学校)

項目	内容
担当部局	総務部 総務私学局 私学振興課
事業名	私立学校施設安全ストック形成促進事業
事業概要	昭和56年5月31日以前に建設着工された校舎等に対し、施設の耐震化のため、耐震診断、補強、改築等を行う学校に対し、費用の一部を補助する。 <補助率>

	①耐震診断補助	①耐震診断補助…耐震診断経費の 2/3 以内 (国土交通省補助対象とならない場合は 1/3)。						
	の計画は改工す	②耐震補強工事補助…構造耐震指数(以下 Is 値という)が 0.7 未満の校舎等						
		の耐震補強工事の場合、その経費の 1/4 以内(Is 値 0.3						
				(Is 値 0.3 超え)。	ア書の四人 フ	, .		
	③耐震改築工事 		,	が会等の耐震改築	上事の場合、そ	-(1)		
	0.5	経費の1		to take a top offer	(- pr. 1			
				事等に係る経費の1				
				Ľ事等にかかる経費				
				ば促進事業(中学・	高等学校)の交	を付		
	校は、中学校の校、							
事業目的	地震から生徒の生	命を守り、安心	ひして就学で	できる環境を整備す	るため、私立学	之校		
	施設の耐震化を促進	することを目	的としている	る。				
	また、非構造部材の耐	耐震化、アスベ	スト除去対	策もこの事業補助の	D対象としてい	る。		
	① 耐震診断							
	② 耐震補強工事							
	③ 改築工事							
	④ 非構造部材の	耐震対策						
	⑤ アスベスト対	策工事						
	⑥ アスベスト含	有調査						
事業区分	(〇) 国庫事業	(県の支出語	割合 50%)	※耐震診断のみ				
(該当に○)	(〇) 県単独事	業						
+ 444 7 T. D. D.	(〇) 補助金事	業(申請を出しても	受け取れない場合	↑がある)				
事業種別	() 助成金事	業(受給要件に満た	している場合は、	原則だれでも受け取ること	が出来る)			
(該当に○)	()その他()				
予実状況					(単位:千円	円)		
	年度	予算	額	実行額	予実差異			
	平成 25 年度		135, 755	135, 129	629			
		繰越額	0					
	平成 26 年度		554, 022	56, 218	497, 804			
		繰越額	488, 109					
	平成 27 年度 527, 876 615, 686 400, 299							
		 繰越額	371, 023					
	平成 28 年度	1)XX	131, 369	208, 775 293, 617				
		繰越額	276, 353					
	平成 29 年度	小木尺型印刷	63, 204	303, 998	35, 559			
	予質劫行に関しての		00, 204					
	予算執行に関しての補足説明							

	・予算、実行額	とも幼稚園分を含む(平成 2		 E度の幼稚園の実績						
	なし)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							
補助金受入	「熊本県補助	「熊本県補助金交付規則」に定めるもののほか、「熊本県私立学校施設安全スト								
事業者から	ック形成促進事業補助金交付要項」に基づき、事業補助を行っている。									
の事業結果	補助事業者』	こり提出された事業計画書等(の審査後、「熊本県和	公立学校施設安全						
の報告方法	ストック形成促進事業補助金交付要項」第3条第2項に定める交付申請書と添付									
	する書類を県に	する書類を県に提出する。								
	「熊本県私立	工学校施設安全ストック形成の	足進事業補助金交付	要項」第 12 条に						
	定める実績報告	言書のほか、必要書類を提出で	する。							
	補助金の額を	決定し、補助金の請求に基っ	づき当該事業者に交付	付される。						
当該事業の	現地調査によ	り確認している。調査後は「	私立学校施設耐震化	と促進事業補助金に						
評価の方法	係る実績確認調	 査書」において調査結果が	まとめられている。	,						
及び評価結 果	補助対象 事業	補助対象となる建物等	補助対象費用	補助率						
	耐震診断	① 昭和 56 年 5 月 31 日以	① 耐震診断費用	2/3 以内 (ただ						
		前に着工された建物 ② 耐震診断の内 し、社会資本語								
		② 非構造の 2 階建以上ま 容について公 備総合交付金								
		たは非木造の延床面積	的機関の評価	(国土交通省)						
		200 ㎡を超す建物	を受けるため	の対象とならな						
		200 mを超り建物 を支りるため の対象とならな の費用 の費用 い場合は 1/3 以								
				内)						
	耐震補強	① 上記耐震診断の①及	工事費及び附帯	1/4 以内または						
	工事	び②と同様	工事費の合計額	1/6 以内						
		② 構造耐震指針(以下	とする。							
		「Is値」)が0.7に満	(1 学校当たり							
		たないこと、もしくは	400 万円以上の事							
		保有水平耐力に係る	業)							
		指数(以下「q値」)が								
		1.0 (または CtuSd 値								
		が 0.3) を超え当該補								
		強によって、これと同								
		程度の耐震性能が得								
		られると認められる								
		もの - 1071 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1								
		③ 補強後の当該建物に								
		係る Is 値が 0.7 を超								
		え、かつ q 値が 1.0(ま								

Г	1		T	
		たは CtuSd 値が 0.3)		
		を超えまたは当該補		
		強によってこれと同		
		程度の耐震性能が得		
		られると認められる		
		もの		
	改築工事	① 上記耐震診断の①及	工事費及び附帯	1/6 以内
		び②と同様	工事費の合計額	
		② (2)上記耐震補強		
		工事の②及び③と同		
		様		
	非構造部	① 大講義室や屋内運動	耐震対策及び耐	1/6 以内
	材の耐震	場、屋内プール、講堂、	震点検に要する	
	対策工事	ホール等の 100 ㎡以	経費(ただし、耐	
		上の空間(通路は除	震補強工事と一	
		く。)を有する施設。	括申請する場合、	
		② 耐震補強工事と併せ	耐震補強工事の	
		て行う非構造部材の	補助率を採用)	
		耐震対策		
	アスベス	① 建材:建築物等に吹	アスベスト対策	1/6 以内
	ト対策工	付けられた石綿また	のための除去、封	
	事	は貼り付けられた石	じ込めまたは囲	
		綿等が使用されてい	い込み工事、仮設	
		る保温材、耐火被覆	工事、復旧工事等	
		材等	本体工事費のほ	
		② 建物:上記①の建材	か、応急措置費、	
		が使用されており、	専門機関による	
		アスベスト対策上問	アスベストの調	
		題があるとされる施	査にかかる分析	
		設で、教育施設等の	費とする。	
		ほか、給食施設、倉庫	【補助対象外と	
		及びボイラー・電気・	なるもの】	
		機械設備等が設置さ	・増改築・増床工	
		れている施設	事に係る経費	
			・恒久的な対策工	
			事を行わず、応急	
			措置、調査分析の	

				みの場合	
	アスベス	1	吹付けアスベスト等	アスベスト含有	定額
	卜含有調		が施工されている恐	調査に要した額	
	查		れのある建物(校舎、		
			講堂、屋内運動場、寄		
			宿舎等)		
		2	国または他の地方公		
			共団体の補助金等の		
			助成を受けていない		
			もの		

平成29年度交付確定した同事業件数などは下記の様である。

	件数	交付確定額 (国交省補助含む)	備考
耐震診断	1 件	1,368 千円	県補助率 1/3
间及砂肉	111	1,000 1	国交省補助率 1/3
補強	1 件	27, 645 千円	Is 値 0.3 以上補助率 1/6
1用7虫	1 17	21,045 🗇	Is 値 0.3 未満補助率 1/4
改修	4件	274, 985 千円	一般財源より補助率 1/6

事務の流れ

- ① 前年度 10 月上旬 翌年度事業要望調査
- ② 前年度4月上旬以降 事業計画書等
- ③ 整備時期により、随時交付内定
- ④ 交付内定後、随時交付申請
- ⑤ 交付申請後、随時交付決定
- ⑥ 事業完了後30日以内に事業報告(最終は3月15日)
- ⑦ 随時、交付額の確定
- ⑧ 翌年度4月下旬、補助金交付

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

1、実績報告書添付書類の不備について【指摘事項33】

「熊本県私立学校施設安全ストック形成促進事業補助金交付要項」では、その事業の実績報告 書に添付する資料として下記の様に規定している。

平成 29 年度改築工事において、下記(カ)建築基準法第7条第5項の検査済証の写しが添付されていない高等学校が2校、(オ)工事竣工通知書、(カ)検査済証、(ク)工事写真が添付され

ていない高等学校が1校あった。いずれも担当課である私学振興課が実地調査の際に「原本確認 を行った」ということであった。

しかし、実績報告書の添付書類として交付要項に明示してあり、添付資料として所管課に保管するべきである。

「熊本県私立学校施設安全ストック形成促進事業補助金交付要項」

第12条第2項

- (2) 耐震補強工事又は改築工事を実施する場合
 - (ア)事業実績書 別記第8号様式
 - (イ) 収支精算書 別記第3号の2様式
 - (ウ)設計図書 (交付申請時と同様の場合は不要)
 - (エ)補助対象経費に係る契約書、請求書及び領収書の写し
 - (オ) 工事竣工通知書及び検査調書
 - (カ) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201号) 第7条第5項の検査済証の写し(改築の場合に限る)
 - (キ)補助対象事業実施後の施設の配置図、平面図、立体図等 (交付申請時と同時の場合は 不要)
 - (ク) 工事写真
 - (ケ) その他知事が必要と認める書類

2、実績確認調書の記載漏れについて【指摘事項34】

本件私立学校施設安全ストック形成促進事業に関して、事業完了後の実地調査を実施している。その際、「私立学校施設耐震化促進事業補助金に係る実績確認調書」を作成し、実地調査結果の1つとしている。整備計画から入札・支払・関係書類の整備状況・竣工確認までの事業の一連の流れについて調査した内容が事後的に確認できるようにされた調書である。

平成29年3月に実施された某高等学校1校の実績確認調書の記載内容に一部漏れ(関係書類の確認、竣工確認のチェック項目の未処理)があり、十分な内容でなかった。

実地調査の結果をまとめるものであり、記載漏れのないよう注意すべきである。

2. 意見

特記事項なし

17-2) 私立学校施設安全ストック形成促進事業(幼稚園)

項目	内 容
担当部局	健康福祉部 子ども・障がい福祉局 子ども未来課
事業名	私立学校施設安全ストック形成促進事業

事業概要	施設の耐震化の	のため、耐震診断、補強、	改築等を行う学校に	対し、費用の一部		
	を補助する。平成 29 年度私立学校施設安全ストック形成促進事業(幼稚園)の対					
	象園は、106 園であったが、交付対象園はなかった。					
事業目的	地震から生徒の	の生命を守り、安心して就	ご学できる環境を整備	するため、私立学		
	校施設の耐震化を	を促進することを目的とし	ている。			
	非構造部材の耐囂	鬘化、アスベスト除去対策	ぎも対象としている。			
	 耐震診断 					
	② 耐震補強工事					
	③ 改築工事					
	④ 非構造部材の	の耐震対策				
	⑤ アスベスト対	対策工事				
	⑥ アスベスト台	含有調査				
事業区分	(〇) 国庫事	業(県の支出割合	%)			
(該当に〇)	(〇)県単独	事業				
事業種別	(〇) 補助金	事業(申請を出しても受け取れない場	場合がある)			
(該当に〇)	()助成金	事業(受給要件に満たしている場合に	は、原則だれでも受け取ること;	が出来る)		
	()その他	()			
予実状況				(単位:千円)		
	年度	予算額	実行額	予実差異		
	平成 25 年度	135, 755	135, 129	626		
	平成 26 年度	繰越額 0	56, 218	497, 804		
	十級 20 千及	554, 022	00, 210	437,004		
	平成 27 年度	繰越額 488,109	615, 686	400, 299		
	7 7 21 7 7	527, 876	010, 000	400, 233		
	平成 28 年度	繰越額 371,023	208, 775	293, 617		
	1/3/200 1/2	131, 369	200,110	230, 011		
	平成 29 年度	繰越額 276,353	303, 998	35, 559		
	1/1/2/20 1/2	63, 204	000, 000	00, 000		
	予算執行に関しての	の補足説明				
	・予算、実行額と	も中学校・高校分を含む((平成 28 年度及び平原	战 29 年度の幼稚園		
	の実績なし)					
補助金受入	「熊本県補助金交付規則」に定めるもののほか、「熊本県私立学校施設安全ス					
事業者から	トック形成促進事業補助金交付要項」に基づき、事業補助を行っている。					
の事業結果	補助事業者より打	是出された事業計画書等 <i>σ</i>)審査後、「熊本県私ご	立学校施設安全		
の報告方法	ストック形成促進	事業補助金交付要項」第3	3条第2項に定める交	で付申請書と添付		
	する書類を県に提出	出する。				
	「熊本県私立学	校施設安全ストック形成の	足進事業補助金交付要	要項」第 12 条に		

	定める実績報告書のほか、必要書類を提出する。補助金の額を決定し、補助
	金の請求に基づき当該事業者に交付される。
当該事業の	補助対象事業、補助対象となる建物等、補助対象費用及び補助率については、
評価の方法	「16-1 私立学校施設安全ストック形成促進事業(中学校・高等学校)」と同じ
及び評価結	である。

現地調査により確認している。調査後は「私立学校施設耐震化促進事業補助金に 係る実績確認調査書」において調査結果がまとめられている。

(単位:千円)

年度	件数	交付実績
平成 25 年度	9園(10棟)	19, 928
平成 26 年度	4園(5棟)	3, 560
平成 27 年度	4園(4棟)	23, 910
平成 28 年度	-園(-棟)	_
平成 29 年度	-園(-棟)	_

- (※1) 平成28年度は災害復旧補助金により、耐震対策までの補助金が交付されており、ストック形成促進事業の交付実績はゼロであった。
- (※2) 平成29年度は、交付申請がなかったため、交付実績はゼロであった。

事務の流れ

果

- ① 前年度 10 月上旬 翌年度事業要望調査
- ② 前年度3月下旬 事業計画書等
- ③ 整備時期により、随時交付内定
- ④ 交付内定後、随時交付申請
- ⑤ 交付申請後、随時交付決定
- ⑥ 事業完了後30日以内に事業報告(最終は3月15日)
- (7) 随時、交付額の確定
- ⑧ 翌年度4月下旬、補助金交付

2 監査結果及び意見

現状における問題点を指摘事項と意見に区別し記載する。

1. 指摘事項

特記事項なし

2. 意見

1、平成29年度交付実績がないことについて【意見80】

平成29年度は、交付申請書の提出がなかったため、交付実績がない。

担当課(平成29年度より私学振興課から子ども未来課に移管)の推進方法としては、前年度に行う翌年度事業要望調査及び事業募集時に、交付要項等の送付と併せて、耐震対策未実施の園については積極的に当補助金を活用し、整備するようメール文中に記載してい

るのみである。

耐震対策が必要な園については、文部科学省への提出資料(注 1)により把握できるため、 事業の目的である安心・安全な教育環境づくりを促進するためにも、もっと積極的な推進を行う べきである。

具体的には、以下のような作業を重点化し実施することが重要である。

- ① 耐震診断が未実施の園については、個別に電話をし、耐震対策の必要性の有無を認識しておくことの重要性を伝える。
- ② 耐震性に問題がある園舎等については、その危険性を伝え、在園児が安心して通園できるよう、耐震化のための補強もしくは改築等を勧める。
- ③ 補助金の申請から実績報告における書類の整備について、補助金の考え方、記載方法、添付資料の説明など手厚く指導する。

(注 1) 幼稚園等の耐震診断・耐震化対策等の状況については、文部科学省に「私立学校施設の耐震改修状況等」「非構造部材の耐震点検・耐震対策状況表」を年に1度提出している。また、アスベストの実態調査についても2年に1度、文部科学省による調査が行われている。文部科学省への提出資料をもとに現状の耐震化対策等の状況を示すと以下のとおりである。

ア. 耐震診断・耐震化対策

	全園数	対象園	未実施
耐震診断	(※2) 106 園	48 園	(※3) 14園
耐震化対策(※1)	(※2) 106 園	13 園	(※3) 5園

(文部科学省提出資料 私立学校施設の耐震改修状況等調査 平成29年4月1日現在)

- (※1) Is値 0.7未満を対象園と判断
- (※2) 表中の園数にはアンケート未提出園6園が含まれていない。未提出園6園については 平成30年4月1日現在の状況にて上表に反映する。
- (※3) 建物取壊し予定の園を除く。
- イ. 非構造部材の耐震点検・耐震化対策状況(屋内運動場等)

	耐震点検			耐震化対策		
	全棟数	対象棟	未実施	全棟数	対象校	未実施
幼稚園	19 棟	19 棟	3棟	19 棟	19 棟	10 棟
(学) 幼保連携型認 定こども園	6 棟	6棟	1棟	6棟	6棟	1棟

(文部科学省提出資料 非構造部材の耐震点検・耐震対策状況調査平成29年4月1日現在)

ウ. 非構造部材の耐震点検・耐震化対策状況(上記以外)

	耐震点検			耐震化対策		
	全園数	対象園	未実施	全園数	対象園	未実施
幼稚園	75 園	75 園	47 園	75 園	28 園	9 園
(学) 幼保連携型認 定こども園	31 園	31 園	10 園	31 園	21 園	7 園

(文部科学省提出資料 非構造部材の耐震点検・耐震対策状況調査平成29年4月1日現在) ※耐震対策は、耐震点検を実施した学校数を対象校としている。

エ. アスベスト対策工事

都道府県	全機関数	調査未了機関数	露出保温材等	措置済状態で
			あり	ないもの
熊本県	140	1	9	1

(「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)の結果について(通知)」 文部科学省 平成28年10月1日時点 「私立学校(幼、幼保、中、義務、高、中等、特) 【都道府県別】」より抜粋)